

白山城総合学術調査報告書

白山城の総合研究

一九九九年三月

長崎市教育委員会  
白山城跡学術調査研究会

# 白山城の総合研究

一九九九年三月

韮崎市教育委員会  
白山城跡学術調査研究会

## 刊行の辞

並びに終焉の地として広く知られ、信義の居館があつたとされる武田集落の周辺には、信義の菩提寺となつた願成寺、武田信玄再建と伝える本殿のある武田八幡宮などの文化財が点在しております。このたび、市内に数多くのこる武田氏関連史跡のうち、鍋山集落の西に屹立する信義の要害とされる白山城に関して、その立地や形態などの諸特質、周辺城郭群を含めた歴史、甲斐国城郭史における城の位置付けなどの解明を目的に総合調査を実施し、あわせて現存遺構の正確な把握のために測量調査を行いました。

白山城は、武田氏築城技術の典型的な例として、全国の城郭研究者から注目をあびておりますが、地元でも城に対する愛着は深く土郭の清掃や遊歩道の整備などその保護に努めており、遺構の残り具合は極めて良好で郭・土塁・堀が明瞭にわかります。調査の成果は本書に掲載された各々の報告を御覧に頂ければ、いっそう詳細に、かつ鮮明にご理解いただけましょ。

今回白山城にこのような学術的な総合調査が入つたことは、非常に喜ばしいことであり、郷士にのこる文化財として価値を高め、より地域に密着した歴史が明らかになったことと思われます。本書が文献史・地域史・社会史・文化史・考古・地理・民俗等々の研究に寄与し、もって歴史の発展に貢献すればと願っております。

おわりに、白山城跡学術調査並びに報告書作成に關して、多大なる御理解と御協力を賜つた関係諸機関並びに関係者の皆様方に深く感謝申し上げる次第です。

平成十一年二月三十一日

教育長 興石  
蔚崎市教育委員会

薰

## はじめに

山梨県韮崎市に所在する白山城・南烽火台（通称ムク台烽火台）・北烽火台（総称して白山城跡）に関する学術調査を行い、その歴史的意義について研究する「白山城跡学術調査研究会」が、平成九年八月二十三日にスタート、平成九年、平成十年の二ヶ年に亘り意欲的に調査研究が進められてまいりました。本書はその調査研究報告書であります。

調査の目的は、①白山城の立地・規模・形態のはか諸特質の調査研究、②白山城跡及び周辺城郭群の史的研究、③中斐国城郭史上における白山城跡等の歴史的位置づけの研究、④今後の保存活用についての検討、⑤その他白山城跡等に関する必要事項の研究などがありました。

調査研究にあたりましては(1)城郭調査部会、(2)文献調査部会、(3)町割・用水・地名・地形等調査部会、(4)石造物調査部会、(5)伝説・伝承・社会構成調査部会、(6)社寺調査部会、などにわかれ実施、部会ごとの資料調査、現地調査を重ね、その調査の過程の中で全体会を開催し、研究成果を発表、さらに検討を重ねながら、再々にわたる部会の調査活動、全体会での検討会や現地踏査を積み重ねるという手法で進められて参りましたが、終盤は段々執道にのりはじめ、直線的な一次資料に乏しかったものの白山城跡の姿が展望できるところまでになりました。

この報告書が、今後の白山城の研究に、また白山城跡の「史跡指定」や「白山城跡の保存」のために有効に活用されることを祈念いたしております。

最後になりましたが、この調査研究に貴重な時間を割愛していただきました各位、並びに韮崎市教育委員会、それに調査研究の推進並びに事務連絡など裏方をつとめていただきました帝京大学山梨文化財研究所関係各位には厚く御礼を申し上げ、はじめの言葉と致します。

白山城跡学術調査研究会会長 谷 口 一 夫

## 例 言

一、本書は、山梨県韮崎市神山町に所在する県史跡白山城跡及びその周辺の烽火台等に関する総合的な学術調査報告書である。

二、学術調査は、平成九年（一九九七）と平成一〇年（一九九八）の二か年をかけて実施した。調査は、韮崎市教育委員会から委託をうけた「白山城跡学術調査研究会（会長谷口一夫）」が行い、考古学、城郭史、文献史学、民俗学、歴史地理学等の各分野から検討を重ねた。

三、本書は、第一編を序編、第二編を総合調査編、第三編を研究編の三部構成とし、各調査員が執筆を分担した。文責を明らかにするために、執筆者名を明記した。

四、各報告については、できるだけ整合性をはかるようつとめたが、それぞれの調査員の見解に関する部分については極力それを尊重し、あえて内容の統一をはかってはいない。したがって、各報告に関して相互に矛盾をきたすところもあるが、白山城に関してはなおさまざま議論があるとしてご了解いただきたい。

五、本学術調査に関わった各種史料類、図面等は、韮崎市教育委員会で保管している。

六、本学術調査の実施にあたっては、韮崎市教育委員会をはじめ、多くの方々及び関係機関のご指導、ご協力を賜った。ここにご芳名を記し、謝意を表する（順不同・敬称略）。

横山勝栄　田中真吾　松田直則　宮坂武男　水澤幸一　宮川昌哉　高須秀樹　秋山福古　樋口　正　降矢哲男　秋山　東　深沢真知子  
阿部山美子　小野初美　ベルント・シャフト

山梨県教育委員会　山梨県埋蔵文化財センター　北巨摩市町村文化財担当者会　韮崎市教育委員会　武川村教育委員会　白州町教育委員会  
中条町教育委員会　願成寺　常光寺　武田八幡宮　武田神社　シン技術コンサル　帝京大学山梨文化財研究所

# 目

刊行の辞  
はじめに  
例言

# 次

第一編 序編	1
第一章 調査に至る経緯	1
第二章 調査經過	1
第二編 総合調査編	1
第一章 白山城及び周辺の歴史環境	1
第一節 立地環境	1
第二節 歴史環境—白山城下の景観—	1
第二章 白山城の調査と成果	1
第一節 白山城の研究略史	1
第二節 白山城の遺構と役割	1
第三節 白山城周辺の屋敷跡	1
第四節 サリ氏痕跡（大輪寺東遺跡）	1
第五節 白山城周辺の石造物	1
第三章 白山城に関する伝説の形成	1
第四章 北烽火台とムク台烽火台の繩張り	1
第一節 北烽火台	1
第二節 ムク台烽火台	1
第三節 歴史的な役割	1
第五章 白山塙現と武田八幡宮	1

第一節 白山櫻現	.....
第二節 武田八幡宮	.....
第三節 今後の課題	.....
第六章 「風流僕者記」にみる青木氏・柳沢氏の動向と白山城	.....
第一節 常光寺の石塔と青木氏屋敷	.....
第二節 柳沢氏にとっての「鍬曳盛」	.....
第三節 もう一つの遊籠地「八幡沢」と白山城	.....
第七章 武川筋における城館跡群	.....
第一節 武川村城	.....
第二節 白州町城	.....
第八章 武川衆と白山城	.....
第一節 武川衆の発祥と展開	.....
第二節 総川家康領國下の武川衆	.....
第三節 青木氏・山寺氏と白山城	.....
第九章 武川衆の社会構成	.....
第十章 天正壬午の乱と城郭群	.....
第一節 天正壬午の乱	.....
第二節 天正壬午の乱と城郭	.....
第三編 研究編	.....
第一章 白山城周辺の烽火台の特徴と戦国武田氏の飛脚篝火について	.....
第二章 武田系城郭と白山城	.....
第三章 白山城跡の歴史的性格	.....
第四章 白山城研究の今後の課題と展望	.....

# 挿図目次

第一回	甲府盆地	.....																					
第二回	白山城周辺地圖	.....																					
第三回	白山城周辺地形分類圖	.....																					
第四回	白山城周辺地形圖	.....																					
第五回	鍋山・北宮地内地目別面積グラフ	.....																					
第六回	鍋山・北宮地寛文四年検地帳内地名推定位置圖	.....																					
第七回	寛文四年北宮地村屋敷地推定圖	.....																					
第八回	慶長六年宮地村屋敷地推定圖	.....																					
第九回	武田八幡宮の社殿配置	.....																					
第十回	寛文四年鍋山屋敷推定圖	.....																					
第一回	白山城下の道	.....																					
第二回	白山城周辺の名所・旧跡	.....																					
第三回	白山城調査圖	.....																					
第四回	白山城と周辺堅壁	.....																					
第五回	折居村用水	.....																					
第六回	折井氏屋敷推定地	.....																					
第七回	吉木氏屋敷推定地	.....																					
第八回	青木村用水	.....																					
第九回	水上村用水	.....																					
第十回	甘利氏館跡（大輪寺東遺跡）の周辺	.....																					
第一回	発掘区の位置	.....																					
第二回	1区の建物群と溝	.....																					
第三回	2区の建物群	.....																					
82	82	81	80	73	71	69	68	66	65	63	61	31	29	28	27	26	22	21	19	11	10	8	7

第一・四図	出土遺物	.....
第五図	調査地点位置図	.....
第六図	五輪塔・宝鏡山塚の部分名称	.....
第七図	五輪塔火輪の分類	.....
第八図	頬成寺五輪塔	.....
第九図	旭町六地蔵石碑	.....
第十図	韭崎市内の石祠数の時期的推移	.....
第十一図	国中地域の石祠数の時期的推移	.....
第十二図	白山城北烽火台網張図	.....
第十三図	白山城ムタ台烽火台網張図	.....
第十四図	武川村城の城館跡	.....
第十五図	白州町内の城館跡	.....
第十六図	教米石民部頭跡概要図及び出土遺物	.....
第十七図	鳥原の城山	.....
第十八図	鍋山・北宮地と道祖神	.....
第十九図	御坂城	.....
第二〇図	能見城防壁	.....
第二一図	星山古城	.....
第二二図	中世城館跡網張図(1)	.....
第二三図	中世城館跡網張図(2)	.....
第二四図	中世城館跡網張図(3)	.....
第二五図	中世城館跡網張図(4)	.....
第二六図	中世城館跡網張図(5)	.....
第二七図	中世城館跡網張図(6)	.....
第二八図	福島市人輪寺東遺跡一号建物群	.....
第二九図	韭崎市木村館跡網張図	.....
第三〇図	白山城跡	.....
第三一図	第四・四図	.....
第三二図	第四・五図	.....
第三三図	第四・六図	.....
第三四図	第四・七図	.....
第三五図	第四・八図	.....
第三六図	第四・九図	.....

## 写真図版目次

写真一	大公寺の板碑系石塔	.....
写真二	大公寺の石幢	.....
写真三	武田八幡宮の石鳥居	.....
写真四	白山神社の石祠	.....
写真五	常光寺の古木氏墓所	.....
写真六	白州町域の城館跡(1)	.....
写真七	白州町域の城館跡(2)	.....
写真八	冲奥石(北宮地)	.....
写真九	戦前の「一の鳥居」と冲奥石	.....
写真一〇	為朝像(為朝神社)	.....
写真一一	上組の道祖神(鍋山)	.....
写真一二	駿小路の道祖神(鍋山)	.....
写真一三	觀音堂(鍋山)	.....
写真一四	觀音堂内の奉納物	.....
30 25 25	170 170 169 168 166 163 163 143 142 126 89 88 87 87	228

## 表 目 次

第一表	慶長六年宮地村検地表	.....
第二表	寛文四年北宮地村検地表	.....
第三表	寛文四年鍋山村検地表	.....

第四表	鍋山地内地帳
第五表	北宮地内地帳
第六表	白山城周辺における中世と近世初頭の石塔類数
第七表	小作農家比率（本業のみ）
第八表	五輪市内の神社の時代と氏子数（無格社などは除く）
第九表	白山城と他の城郭の比較
第一〇表	本草場叢書版出典・覽

第一編

序

編

# 第一章 調査に至る経緯

山梨県笛崎市神山町の一帯は歴史遺産にたいへん恵まれた地域である。甲斐源氏の一族武田信義の居館跡の伝承地をはじめ、信義の墓所である願成寺、武田氏の祈願所である武田八幡宮など、甲斐源氏や武田氏に関わりの深い多くの史跡や文化財が存在している。そのため、この地が、「武田氏発祥の地」とも称されている。

白山城跡もその一角にあり、古くから武田信義の本城といわれ、居館跡と一体的な存在として、鎌倉初期ごろの甲斐源氏段階の山城とする理解がなされた。のちに、多くの研究者によって白山城跡の調査研究が進み、戦国期の特徴を示していることが判明し、その歴史的位置づけも再検討が余儀なくされてきた。

この白山城跡の左右には、南北烽火台（通称ムタ台烽火台、以下「ムタ台烽火台」と呼ぶ）と北烽火台と呼ばれる二つの山城が存在することが近年明らかにされてきた。白山城跡とこれら的小規模な山城との歴史的諸関係についてはまだ具体的には明確にされていないが、位置的状況からすれば相互になんらかの関係があったことは容易に予測し得ることである。

このうち、ムタ台烽火台の直下の地点一帯が土石採取の場所として開発される予定であることがわかり、豊かな歴史景観や自然の破壊と、災害を憂う地元旭町や神山町等の住民や歴史、考古関係者が中心になってその中止が訴えられた。一九八二年のことである。「武田発祥の地を守る会」も設立され、保存運動も活発化していった。そのため、上石採取の動きもしばらくおさまり、地元の保存運動もしだいに沈静化していった。

それから二年を経た一九九六年になって、この上石採取の動きが再燃し、

同地での開発が具体的なものになってきた。そのため、再び「武田発祥の地を守る会」が設立され、「武田発祥の地を考える集」を開催、多くの参加者のとともに、「武田発祥の地の歴史的環境等を守る要望」が決議され、関係機関に提出された。

その後、白山城跡はその重要性に鑑み、一九九二年には県史跡の指定をうけ保護されるようになつたが、南北烽火台についての実態等は依然として不明な部分が多く、今後の課題として残された。

このような経緯をもつ白山城跡や南北烽火台の遺跡について、市や県当局はその実態や構造、遺構の残存状況、さらにその歴史性等について調査研究の必要性を認め調査費を計上し、城郭研究者や文献史学者が中心となって組織された「白山城跡学術調査研究会」に委託された。調査研究期間は二年間である。

この時点で学術調査研究会が掲げた調査研究の内容は、以下のとおりであった。

- ① 白山城跡等の立地・規模・形態他諸特質の調査研究
- ② 白山城跡及び周辺城郭群の史的研究
- ③ 甲斐国城郭史上における白山城跡等の歴史的位置付けの研究
- ④ 今後の保存活用についての検討
- ⑤ その他白山城跡等に関する必要事項等の研究

こうした多岐にわたる内容の調査研究を進めるために、前述の学術調査研究会は考古学、文献史学、民俗学等の研究者によつてつくられたが、その組織と調査費はつぎのとおりである。

会長 谷口一夫

副会長	田代 孝
調査員	
秋山 敬	萩原三雄
室伏 徹	八巻与志夫
信藤祐仁	村石真澄
竹田真人	杉本 充
小野正文	出月洋文
秋山生子	森原明廣
事務局	山下孝司
(庶務)	萩原三雄(兼任)
(会計)	五味芳子
	(萩原三雄)

以上述べてきたような組織と調査体制のなかで、県及び市当局等からの多大な指導と協力もいただきながら、白山城跡や南北烽火台等に関する二年間にわたる調査研究が開始されたのである。

## 第一章 調査経過

白山城跡の学術調査は、すでに述べたように、一九九七年と九八年の一、二年間の計西で、考古学、文献史学、民俗学、及び歴史地理学等の諸分野から総合的に実施し、多くの成果を得ることができた。その内容は、以下章を追って述べることになるが、白山城跡のはか北條火台、及びムカヒケ火台を含めた全城の測量調査のほか、いわゆる武川筋と呼ばれている矢無川の左岸一帯まで視野をばした幅の広い調査研究活動を開催し、白山城の全体像がしだいに鮮明になってきた。以下、二年間にわたる学術調査の経過の大要を記したい。

### 第一年次

第一年次（一九九七年度）の調査は、まず研究会の発足と、部会制など調査研究体制の組織整備、及び調査研究の方法論、視点のあてかた等の種々の研究内容について議論を重ねるなかで、順次調査研究活動を展開した。

設置した調査部会は、城郭調査部会、文献調査部会、町割・用水・地名・地形等調査部会、石造物調査部会、伝説・伝承・社会構成調査部会、社寺調査部会の六調査部会で、それぞれのへ貢が分担することとした。また、すでに述べてきたよな調査目的の推進のために、次のような具体的な調査方法も設定した。

- ①白山城跡及び周辺の烽火台について航空測量を中心とする実測図の作成
- ②白山城跡の繩張りと遺構確認調査の実施
- ③いわゆる武川筋における城郭群のなかでの史的位臵付け。そのため、武川筋に点在する城郭群との比較検討を行う。
- ④白山城跡の成立時期と發展過程の検討
- ⑤白山城跡の築城者等の研究

いわゆる武川衆等在地武士團に関する研究を文献学、社会史、及び民俗学的手法等により行う。

### ⑥白山城跡等周辺における歴史的資料の収集と分析

箭跡、屋敷跡、街区・町割、用水、石造物、地名、伝説・伝承等の調査を行なう。

以上の調査体制と方法によって、白山城跡に関する基礎資料等の再確認や当該地域に調査した在地勢力である武川衆等の認識を深めつつ、また周辺の関連遺跡等の調査研究を加えながら、次のような調査事業を行い、具体的な成果を得た。

#### ①白山城跡の実測図の作成

一年次にわたる航空測量と現地詳細測量による全体図の作成作業を開始した。

#### ②白山城跡の繩張りと遺構確認調査の実施

白山城跡の繩張りについて詳細に分析を行い、築城時期の検討を行った。

#### ③武川衆関連の城郭である扇子平城の踏査、大輪寺東遺跡の山検討

白山城跡との比較検討のために扇子平城を踏査し、両者の関係や白山城跡の性格付けのための資料とした。また、甘利氏の館跡と推定されている大

#### 輪寺東遺跡についても再検討を行った。

#### ④武田氏館跡の踏査と武田信義の五輪塔群の実測調査

白山城跡と深い関係にあるといわれる武田氏館跡の調査を実施するとともに、願成寺に所在している五輪塔群の実測作業を行った。

なお、調査研究活動は、全体会としての調査研究会と、各調査部会ごとに随

時実施されている調査研究活動があるが、ここでは全体会の日程と内容を記しておきたい。

#### 第四回 一九九七年八月二日（土）午後二時～六時

##### (一) 白山城跡及び周辺の城館跡についての研究

##### (二) 武川衆に関する基礎研究

##### (三) 調査研究の目的と方法について検討

#### 第二回 一九九七年一月二日（日）午後一時三〇分～六時

##### (一) 白山城跡の現地調査と検討

##### (二) 大輪寺東遺跡の分析

#### 第三回 一九九八年三月二一日（上）午後一時三〇分～二日（日）午後二時

##### (一) 近世における白山城跡について研究

##### (二) 信義の城郭について

##### (三) 犀子平城の現地調査と分析

#### 第二回 一九九八年三月二二日（上）午後二時～三日（日）午後二時

##### (一) 近世における白山城跡について研究

##### (二) 信義の城郭について

##### (三) 犀子平城の現地調査と分析

#### 第三回 一九九八年三月二二日（上）午後二時～三日（日）午後二時

##### (一) 口山城跡の調査と遺構確認調査の実施

##### (二) 白山城跡の調査についてさらに引き続き詳細な分析を行い、築城時期の検討を行った。

##### (三) 口山城跡の実測図の作成

##### (四) 二年次にわたる航空測量と現地詳細測量による全体図を作成した。

##### (五) 白山城跡に関する文献、伝説・伝承等の調査検討

④ 白山城跡及び周辺の微地形、土地割り等の分析から歴史景観等の復元  
⑤ 武川衆関連の城郭の踏査

白山城跡との比較検討のために白洲町教来石削跡及び武川村星川古城等を踏査し、両者の関係や白山城跡の性格付けのための資料とした。

⑥ 白山城跡に類似する調査及び性格をもつ城郭の踏査

白山城跡の形態、機能等の詳細な分析のために、他地域の城郭を踏査し比較検討の資料とした。

以下、全体会の日程と内容を記す。

#### 第四回 一九九八年八月二日（日）午前二時～午後四時

##### (一) 武川村星川古城ほか白山城跡関連の山城の調査研究

##### (二) 調査研究の目的と方法について再検討

#### 第五回 一九九八年八月二九日（土）～二〇日（日）

##### (一) 白山城跡と八田八幡の研究報告

##### (二) 石造物及び城郭の各調査部会報告

#### 第六回 一九九八年九月二七日（日）午前二時～午後四時

##### (一) 青木氏と白山城跡についての研究

##### (二) 町割、用水、地名、地形等の分析

##### (三) 草嶋市域の歴史群の調査報告

#### 第七回 一九九八年一〇月一四日（土）午後二時～六時

##### (一) 前回に引き続き各調査部会の報告

##### (二) 「山世城郭及び村落の歴史地理学的アプローチ」の研究

#### 第八回 一九九八年一月一日（日）～三日（火）

##### (一) いわゆる「小規模城郭」について踏査

##### (二) 調査報告書の内容について検討

#### 第九回 一九九八年一月一九日（土）午後一時二〇分～五時

(一) 調査報告書の内容の検討と執筆分担について

第一〇回 一九九九年二月二三日 (土) 午後二時三〇分～五時

(1) 白山城跡に関する問題点と今後の課題

(1) 調査報告書の執筆状況について

第二回 一九九九年二月一日 (木) 午後三時～五時

(1) 白山城跡学術調査報告書作成に関する留意点

(1) 今後の編集、校正日程について

第三回 一九九九年二月一日 (月) 午後六時～九時

(1) 学術調査報告書の最終検討

(森原三雄)

## 第二編

## 綜合調查編

# 第一章 白山城及び周辺の歴史環境

## 第一節 立地環境

### 一、白山城の位置

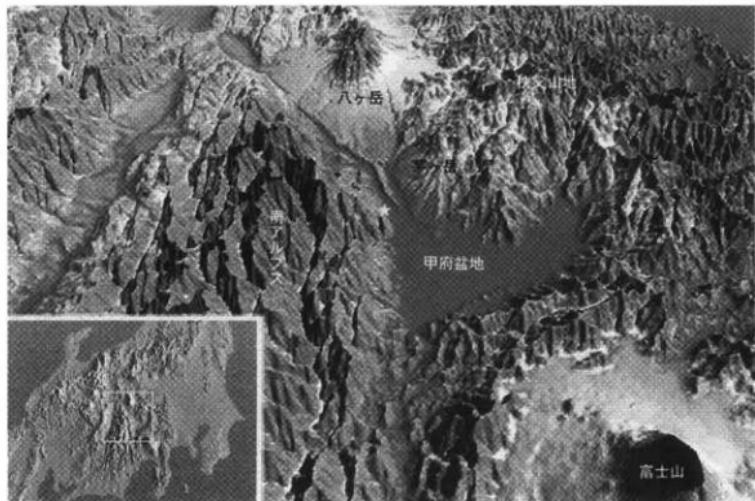
山梨県は周囲を山に取り囲まれ、その中央部には逆三角形をした甲府盆地が横たわっている。その西側には南アルプス（赤石山脈）が走り、北には八ヶ岳・茅ヶ岳・奥秩父山地が控えている（第一図）。甲府盆地の北西では、南アルプスと八ヶ岳により压迫された狭い回廊状の地形を釜無川が流れ、やがて甲府盆地に注いでいる。白山城は、この釜無川沿いの狭い回廊状の部分と甲府盆地が接する付近にある。韮崎市中心街へは約三畳の距離である。韮崎にはJR中央本線の拠点的な韮崎駅があり、国道二〇号線（甲州街道）が東西に横断し、ここを起点として国道一四一号線（佐久甲州街道）は北へ、国道五二号線（富士川街道）は南へと伸びる現在でも交通の要衝である。

### 二、白山城周辺の地形分類

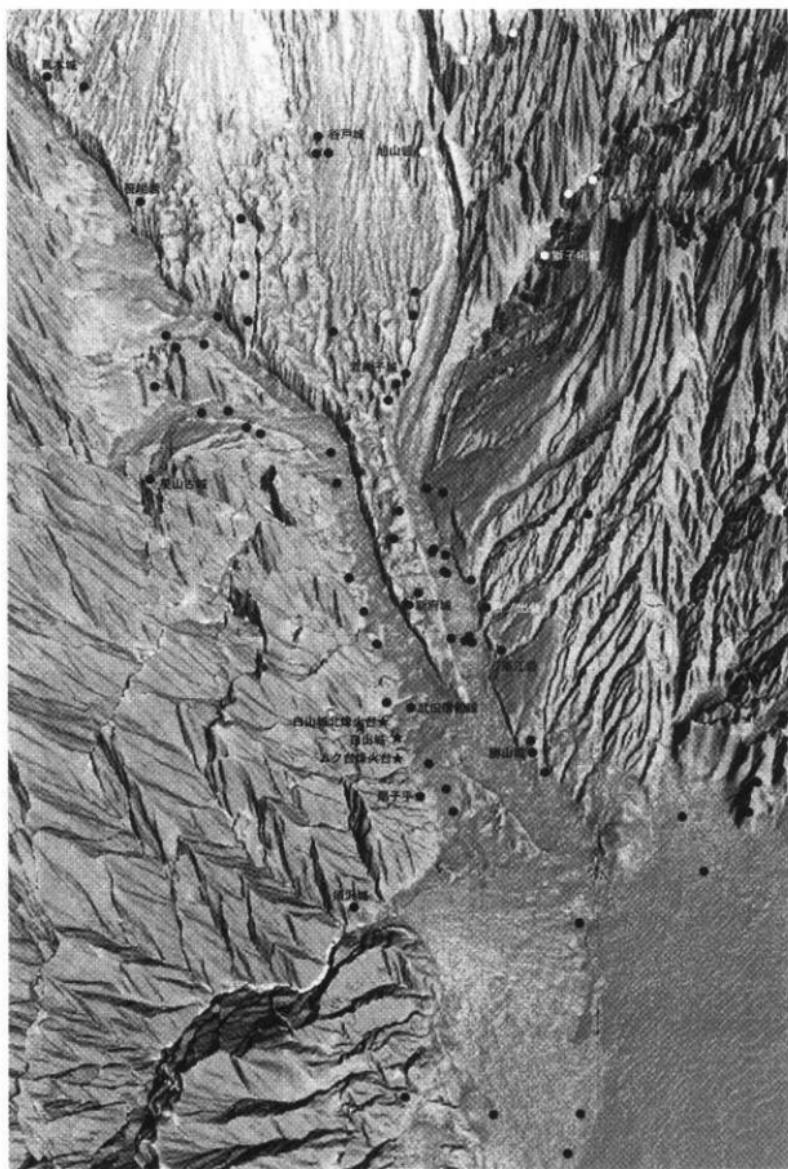
#### (一) 目的と方法

白山城が築かれ機能を果たした時代の土地条件を明らかにし、その役割を考察するために地形分類を行った。近年の開発により土地が改變された部分は、旧来の地形を復元するよう努めた。

主に空中写真を判読して地形分類を行い、さらに現地踏査を加えた。空中写真は、山梨県林務部が一九八〇年に撮影した約二万分の一と米軍が一九四七・



第1図 甲府盆地



第2図 白山城周辺鳥瞰図

一九五二年に撮影した約四分の一を使用した。

地形分類にあたっては、実体視から得られる傾斜や比高差や土地の乾湿などの土地自体の性質や水田・畑・古くから宅地化されているなどの土地利用などを目安に、いかなる地形苦力によるかを主とした成因を基準に地形分類を行った。白山城周辺地形分類図（第二図）を作成した。現状では、表面観察による地形分類の段階であり、今後の発掘調査の成果を加味して、中近世の旧地形の復元を進める必要がある。

#### □ 地形分類

地形は大まかには、火山性と非火山性に分けられる山地と、これに河川作用を受けた扇状地や段丘などからなる。

火山性の山地のひとつは、黒岳土火山の寄生火山である茅ヶ岳のものであり、

第二圖の右上から右下に流れる塙川の東側にある。火山土盤扇状地は河川作用によるためが数段に段丘化している。しかし、右側の火山斜面とした部分はほとんど段丘化していない。形成時期が異なるものと考えられる（吉村・平川一九八六）。

もうひとつの火山性の地形は、八ヶ岳に由来するもので、塙川と釜無川に挟まれた「七里岩」と呼ばれる堆積火山岩層流台地である。東西の崖下を塙川と釜無川が流れ急岸を形成し、半島状に基幹付近に付き出している。この台地は塙川と釜無川の両河川に一度分断されるものの、両河川合流点の左岸の直崎市大草町・竜岡町付近や第三園から外れるが右岸の双葉町の岩森付近にも続いている。さらにこの台地の上には、古くから「流れ山」と称されてきた比高一〇〇m以下の小山が点在している。これは岩屑流中に含まれて流下した巨岩がつくる高まりと考えられている。こうした小山を利用したのが、新府城や能見城である。

非火山性の地形は白山城が位置するもので、大きくみれば赤石山地の北東部

にあたるもので、その中でも巨摩山地と呼ばれ、さらに細かく甘利山地と仮定されている。

この甘利山地は中新統の櫛形山巣層、桃の木累層とそれらを貫く英美閃緑岩から成っている。この山地の大きな特徴は、比高一〇〇m～二〇〇mに達する滑落崖を伴い、かつ崩落物質の堆積地形が認められるかなり大規模な崩壊地形が少なくとも四ヶ所に分布することである（吉村・平川一九八六）。

これまで述べてきた火山性と非火山性の山地の麓に分布するのが、土石流堆・開析扇状地・扇状地・段丘・谷底平野である。

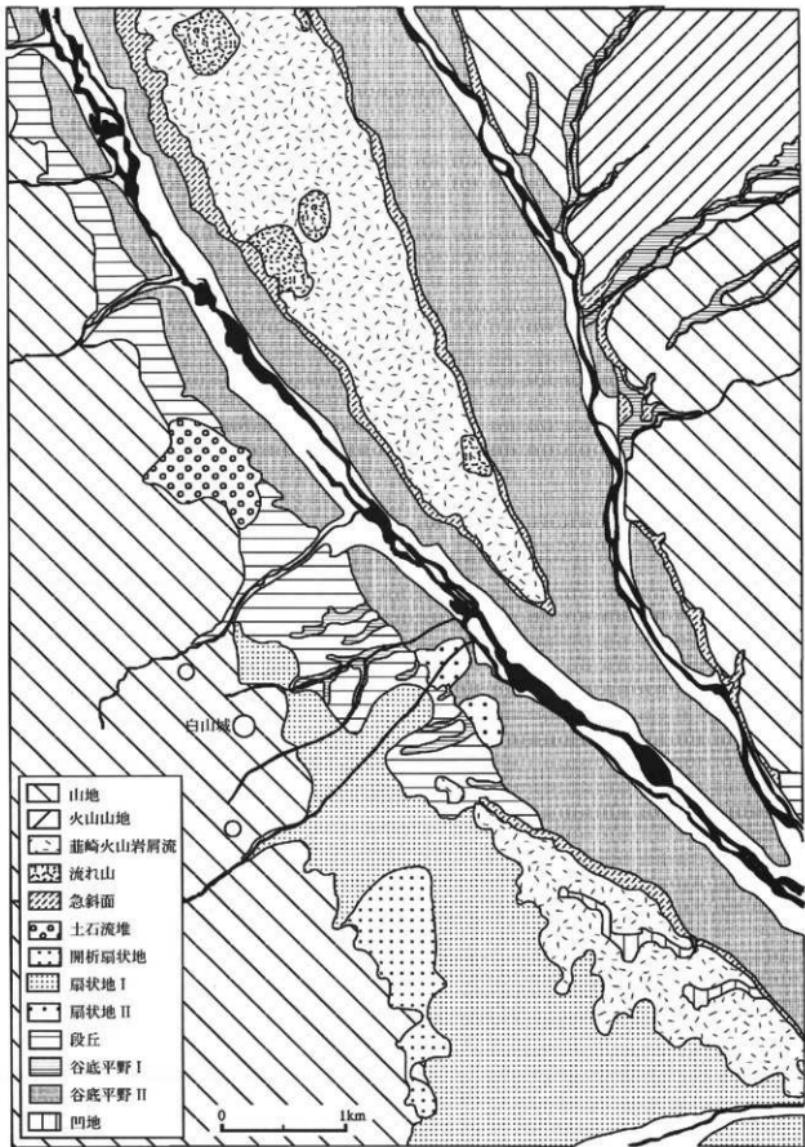
土石流堆は土石流のために崩壊した地形であり、周囲の扇状地よりも傾斜が強い。垂崎市清哲町谷に見られ、段丘上に突出した高まりを形成している。踏査時の観察では古い集落も多く、少なくとも近世末頃には安定した土地となっていたと考えられる。

扇状地はこの地形分類図の中では甘利がないし御勤使用の付近に良く発達している。ここでは扇状地をさらに開析扇状地と扇状地に分類した。開析扇状地は、より傾斜が強く、堆積物が粗粒であるため空心芋窓では排水が良く明るく粗いテクスチャを呈している。垂崎市山寺・竹内・旭町など、急傾斜にも関わらず、古くから集落が営まれている。寛文・〇（一六七〇）年に完成した徳島城はこの開析扇状地の縁を利用して通水している。

扇状地は、おおよそ先の開析扇状地に比べやや緩傾斜であるが、個々の地点においては種々な差異を含んでいる。御勤使川本流沿いには、更に傾斜が緩く細粒の堆積物で構成される部分などがある。

段丘は主に釜無川の右岸に見られ、上流から廿利沢の扇状地まではほぼ連続している。釜無川が形成した河口段丘であり、この付近では、現在の河床面から一段高く平坦な土地であり、古くから集落が営まれ入戸野・折居・吉木・水上など武川衆の屋敷地の比定地が点在している。

谷底平野をここではふたつに分類した。谷底平野Ⅰとしたのは、釜無川と塙谷底平野をここではふたつに分類した。谷底平野Ⅱとしたのは、釜無川と塙



第3図 白山城周辺地形分類図 (1/40000)

## 第一節 立地環境



第4図 白山城周辺地形図 (1/40000)

川の本流が下削した谷が冲積作用により平坦化した規模の大きなものであり、谷底平野Ⅰとしてはすこし段丘中を流下する小河川による小規模で比較的急傾斜のものである。

### (三) 白山城周辺の微地形

白山城の立地は、釜無川と塙川の合流点に近く、しかもこの両河川を隔てる切り立った七里岩台地が途切れ直前の釜無川右岸に当たる。つまり、南アルプスから流下する支流の扇状地が発達し、釜無川が七里岩の崖下に押しつけられ、回廊状になった末端部である。釜無川は上流より狭い回廊状の地形通り、白山城の下を過ぎると塙川と合流し開けた地形を流下するようになり、さらに御勅使川を合わせ、広大な市盆地の西側を南流するようになっている。

白山城から釜無川に向かって前面には解析された大きな段丘が広がっている。

第二図の範囲では最大規模の段丘である。またこの南東には甘利沢を中心とする大きな扇状地が連続し、釜無川との大きな比高差を保っている。さらに特徴的なのは、先にも述べたが人草町・龍岡町付近で躉崎火山岩層流台地が、これらの扇状地の前面に構えていることである。もともと七里岩と連続していた台地が、釜無川により分断されたものである。釜無川に対しては急崖を形成し、その反対の両側は甘利沢から御勅使川と連続する扇状地が覆い比較的なだらかな地形となっている。このため躉崎から蘇町方向の南へ通行するには、現国道五・号線のようすに帝岡町付近でこの躉崎火山岩層流台地の急崖を登るか、あるいはこれより上流で釜無川を渡り、この台地の切れ目となっている旭町などの甘利沢原状地を通り、御勅使川の扇状地上に出ることになろう。

白山城は釜無川に向かって伸びる尾根の先端部で、標高約五七三mのほぼ独立峰状をなす場所に位置する。北に隣接する尾根の先端部の標高約六〇二mに

は白山城北烽火台があり、南に隣接する尾根の先端部の標高約六九四mにはムタ台烽火台がある。白山城からは北烽火台へは約六五〇m、ムタ台烽火台へは約八五〇mの水平距離である。これらの山地の下には、開析扇状地が広がっており、ここには鍋山や北宮地の現聚落が立地している。この下には釜無川の河水作用によって形成された比較的平坦な段丘がある。この開析扇状地の縁を利用して、徳島城が開削され、下の段丘部へと用水を供給しているのである。この段丘で特徴的なのは深く下削された谷底平野が存在することである。現在は段丘先端に位置する頸成寺付近では、段丘上と谷底平野の比高差は約一〇mあり、この谷が徳島城と交差する場所でも約六mの比高差を保っている。段丘と谷底平野の間には急崖が形成され、横方向の通行を妨げる地形となっている。近年までここを横断する道路ではなく、北から来た道路が神山町武田の諏訪神社前で丁字路となり、上へ登って徳島城に沿って南下するか、段丘下へと下降していることが地図上でも確認できる。

釜無川沿いの谷底平野Ⅱでは注目されるのは武田橋の右岸の御章である。甘利沢の扇状地がわずかであるが谷底平野Ⅱまで被さり、微妙な高まりをつくっている。段丘の直下であるが、蔵を持つような旧家がこの場所に存在し、他の谷底平野Ⅱ部分よりの早く宅地化されていることがわかる。

### 三、周辺の遺跡分布

釜無川右岸には北から、入戸野氏屋敷、折井氏屋敷、吉木氏屋敷、水上氏屋敷、武田信義館、白山城北烽火台、白山城、ムタ台烽火台、永明院墓跡、甘利氏館、扇子平、秋山仁馬守屋敷まで、ほぼ一～二kmの間隔で屋敷の比定地や山城や遺跡などが連続している。神山町にある武田信義館は、遺構は明確になっていないが上屋の跡とされる石塔類が並んだ高まりがあり、この付近である可能性が高い。しかし、いま信義の墓塔といわれる五輪塔がある頸成寺は、段丘

先端にはつんと集落から離れており、元からこの地に存在していたか否かは検討を要する。武田信義館が立地する段丘は、この付近では最も広く、しかも二方に急崖が形成されており前の丘陵としては妥当なものと考えられる。

対岸の七里岩台地に注目すれば、台地上に対しては天然の要害をなし、敵の侵攻が谷底平野からに限定されるならば、労力を費して城を築造する必要性は低いと考えられる。しかし台地上に出れば、ほぼ平坦で山城として據点となり得るのは流れ山に限定されると思われる。とすれば台地先端には人みな流れ山なく、やはり新府城などの位置となる。

また、塙川東岸も段丘崖の発達が著しく天然の要害をなしている。答無川と塙川の合流点の北に「勝山城」が存在する。『甲斐国志』には「宇津谷・古戦場・枝村池沢村組ノ西南ニ狐山、東ハ神田界ヨリ南原ノ中ヲ置ニノ戰場ト云ヒ伝ハ、本陣の跡ハ勝山ト云フ古塚四所、西ノ上ト云フ處ニアリ」とある。

同じく塙川東岸ではやや上流に、篠江砦が存在するが詳細は不明である。<sup>22</sup>さらにもう一段丘化が進んでいない特徴的な尾根上に口ノ出砦がある。日ノ出砦（應ノ堀城）は、室町時代の応永・永享年間（一三九四～一四四二）に日ノ出砦と呼ぶ地方豪族連合がこの砦を拠点としたとされ、天正壬午の戦いの際には、北条氏と甲斐國をめぐって争った徳川氏がこれを修築したとされる（八卷・山下一九九）。これらは重要拠点として機能を果たしたものと推定される。

#### 四、周辺の往還

##### (一) 西郡路

「西郡路」は現在の国道五・号線のルートとはほぼ一致し、井崎市方面から竜岡町を経て、中巨摩郡の「西郡筋」を南下し増穂町青柳あるいは鶴見町黒沢で、「河内路」と合流する道筋である。現在国道五・号線となっている西郡路が六科村から華厳宿への道筋のはかに、六科村から武田などを経て下山村で甲州

道中を公したルートが存在した。この道筋は、武川筋の村々が年貢輸送や手作の穀物を附出すために利用したことは勿論であるが、「信州道」とよばれたこととく商貿方面との交通に利用されたものであろう。特に江戸時代中期以降に活発な活動を開拓した、馬背運輸による信州中馬の通行が旺盛であったと思われる（齊藤典男一九八六）。

さらに齊藤典男（一九八六）は、「国志」や「甲斐国志」などの西郡路の古道についての記述に注目し、下条東削村の「今ノ西郡路」（国志）とは別に、同村明細（寛政八年）には「古々原鐵沢（へ農道往還）」とみえ、下円井村にても「西郡路・信州・古道モ亦此ニ公スルナリ」（国志・村里記）と見えるので、古道として華厳へゆかずしに釜無川西岸を北上して信州諏訪郡に結ぶ道筋があり、それが甲州道中に下円井村で合流している（第四図）。駅伝制によつて荆沢村から華厳宿、そして若神子村への体制が確立したので、「今ノ西郡路」が正規の駅往還となり、かつての往還が「古道」となったものであろうとしている。さらに、西郡路から華厳宿を経て佐久往還と連絡していたことなどから、今ノ西郡路が成立した時期を甲府家時代前期の寛文年間（一六六一～一六七二）前後と推定している。

華厳を経由しない古西郡路が存在したとする、齊藤典男（一九八六）は上条北側から武田橋前に谷底平野Ⅱへ下り凹び段丘を穿り信義館に至っているルートを推定しているが、わざわざ約四〇mの高差を下りて上る必然性が乏しい。労力を省くための扇状地を構築するルートが存在したことが想定される。具体的には、水上屋敷付近で神山町北吉地～鍋山までは現存の道を辿ることができる。しかし日利沢の木流付近は堆積作用が活発なためか不明瞭となつていて、日利沢の南側では、直ぐに齊藤典男（一九八六）の推定ルートに合流するか、または水明院跡と甘利氏館～秋山但馬守屋敷と比定地が存在しているのでこれらを結ぶように南下するか、あるいは等高線には沿つた「開析扇状地」と

「扇状地」の界つまりはほだ畠付近を辿るルートが想定される。いずれにせよ、華崎を経由せず扇状地上を進むとするならば、武田八幡宮直下の北宮地集落や白山城百石下の鍋山集落を通過するものと考えられる。

## （二）河路と原路

華崎宿から信州境まで甲州街道は釜無川を通るために河路と呼ばれ、これに対して華崎宿から七里岩台地に上り、八ヶ所山麓を通りて信州篠木宿に至るために原路と呼ばれる道筋がある。『甲斐国志』によれば、西の河路（甲州街道）に対して原路と呼ばれ（路旁には七里岩の上の山路である）、華崎宿以西に甲州街道が釜無川の流路を北上しているためしばしば洪水に見舞われて通行不能となつた時に、官道として使用されたものであるという（齊藤典男一九八五）。

## 六、まとめ

ここまで白山城について地形環境から検討したことを以下にまとめる。

白山城の位置は、釜無川の形成した回廊状の狭い峡谷の末端部付近にあたり、かつ甲府盆地の西端に接している。

白山城は独立峰状をなす尾根の先端部にせ地する。北に接する尾根の先端部には「白山城北烽火台」があり、南に隣接する尾根の先端部には「ムク台烽火台」がある。白山城は釜無川を眼下に見下ろす位置となり、眺望に優れてい。また白山城の死角を補うかのように、「白山城北烽火台」と「ムク台烽火台」を両方に配置している。

これらの山地の下には、開析扇状地が広がり、ここには「鍋山」や「北宮地」の現集落が立地している。  
この開析扇状地の下には比較的平坦な段丘が広がっている。この段丘には深く下刻された谷底平野が存在し、段丘と谷底平野の間には急崖が形成されている。横方向の通行を妨げる地形となつていて、

この段丘下の御草付近では、甘利沢の扇状地がわずかであるが谷底平野日々で被さり、微妙な高まりをつくっており、他の谷底平野部分よりも早く宅地化されている。

「西郡路の古道」つまり華崎を経由せずに釜無川西岸を北上し、甲州道中に下山井村で合流して、信州諏訪郡に結ぶ道筋の存在が指摘されている。

齐藤典男（一九八六）は上条北割から「御堂」の谷底平野日へ下り再び段丘を登り信義館付近に至つているルートを示している。武田信義館の推定地が正しいとする、谷底平野日へ下る「御堂経山のルート」も中世に遡る可能性が高いと考えられる。

労力を省くために御堂へ下らずに、「扇状地を横断するルート」の存在が想定される。具体的には、水上屋敷付近と神山町北宮地と鍋山までは現存の道を辿ることができる。およそ徳島駒に併行するものと考えられる。

白山城前面から釜無川を渡れば、「河路（釜無川の左岸を通る信州路、現国道二〇号線）」が走っている。また、やや上流では七里岩台地の上を通りて「原路」が合流している。さらに下流に下れば、佐久往還（現国道一四一号线）とも会する。

白山城は、こうした四つの道筋を確保するための拠点として機能し得たものと考えられる。白山城の主郭からの水平距離では、段丘岸までは約一・五km、対岸の七里岩台地へは約一・四kmである。白山城自体がどれほど役割を果たしたかは、ここでは明らかにできないが、ここ白山城を拠点とすることで、この地区を支配的に置くことができたのではないかだろうか。

また白山城の立地は、塩川方面や御動使川扇状地方面との連絡も良く、相互に支援することが可能な条件も備えているとも考えられる。

「白山城北烽火台」と「ムク台烽火台」が、白山城と同時代に機能していたか否かは明らかでない。しかし二者が同時に機能を果たしていたと考えた場合、

白山城の指揮機能を強化する情報収集や連絡機能を果たした可能性があると思われる。

近隣に目をやれば、七里岩台地上はほぼ平坦で、山城として拠点と成り得るのは流れ山に限定されると考えられ、やはりやや北の新府城となる。また、塩川東岸には、「勝山城」「豪江砦」「日ノ出砦」が存在し、佐久往還を押さえための要點的な機能を果たしたと推定される。しかし、華厳火山岸崩流台地を塩川が侵食した急崖は、極めて良好な天然の要害であり、白山城ほどに人工的に地形を改変して築造する必要性は低かったと考えられる。

以上、白山城の立地環境をまとめてみたが、今のところ白山城がいつ誰によつて築かれて整備されてきたのか明らかでない、ここでは地形的な条件からみた可能性を指摘するに留まつた。今後の周辺を含めた調査が期待される。

## 註

(1) 塩島坂の通水前と以通水後では、土地利用に大きな変化が生じ某落のあり方とも大きくなっている可能性が高い。このため現実面上での調査では充分でなく、今後の発掘調査が実質的である。

(2) 「北河原郡勢一書」には「口神に穴山御所の跡跡」とするが、現在は山林となって詳細は不明（八卷原志夫・山下タク／九九一）。

(3) 齋藤典男（「九八六」）によれば、西郡は信州街道とも呼んだが、『田志』村志部の記載のなかにも「信州路」が多く用いられている。また『田志』細さんのために提出した材料には「信州より信州へ往来」とあり、「西郡路」とは記していない。西郡路といふ名稱は中世の通路を鳥瞰したところ、「西郡を通る路」という意味で呼んだものである。

松園には「信州より信州へ往来」とあり、「西郡路」とは記していない。西郡路といふ名稱は、すでに指摘されているように、絶対年代が確定できること、移動・

消滅などの発生や命名理由の把握の困難性など不確実要素が強いことは明らかである。しかし、移動・消滅の発生自体が歴史であることや、例えば願成寺の西の地割を「御堂西」と呼ぶような名をえた地名が存在することから、全てではないにしろ状況に適切な地名が付されることもあり、白山城下の様子を浮か

西管野島上地水对義謙、一五二一六、一九八六

齊藤典男「河内路・西郡路」山梨県歴史の遺跡名報告書第1号、七、三三頁、一九八六  
八谷與志夫・山下泰司「山梨県各地の城跡」二二〇一、三六頁、一九九一

齊藤典男「甲州街道」山梨県歴史の遺跡名報告書第四号、五〇一五五頁、一九八五

（村石眞澄）

## 第二節 歴史環境—白山城下の景観

（寛文四年の検地帳の検討から）

### 一、はじめに

白山城下の景観といつても多岐にわたるので、ここで白山城下における「地名」・「屋敷地」・「街道」の二つの点にテーマを絞り報告していくこととする。

なお、土に寛文四年に行われた検地の記録と現在の地図を用いるが、白山城が城として機能していたと考えられるのは寛文を廻り天正年間であり、時間的な開きがある。寛文以前の検地の記録としては幾長年間の検地の記録が残っている。しかし、これには地名が記載されておらず分析するには極めて不都合であったことから、有効に検討可能と考えられる資料のうち現状で一番古い寛文四年の検地の記録を中心にしていくことを最初にお断りしておく。

地名は、すでに指摘されているように、絶対年代が確定できること、移動・消滅などの発生や命名理由の把握の困難性など不確実要素が強いことは明らかである。しかし、移動・消滅の発生自体が歴史であることや、例えば願成寺の西の地割を「御堂西」と呼ぶような名をえた地名が存在することから、全てではないにしろ状況に適切な地名が付されることもあり、白山城下の様子を浮か

び上がらせる一要素として地名を追いかけることも重要であると考え、以下に報告を行う。

次に、人々が村での生活を怠むなかで何を意識していたのかを検討していく上で、集落内部の空間構成、特に屋敷を検討することは重要であることが、検地帳を用いて過去の聚落地の推定を行った。

さしことに、街道は、その土地に生活する人にとって、物資の運搬等生活には欠かすことのできないもの一つといえ、街道を想定することは極めて必要な要素である。「地名」および「聚落地」を検討していく中で、街道が現在とは若干異なって浮かびあがるとともに、白山城と集落を関連付ける手がかりとなる道を推定し得たことから報告を行う。

#### (問) 優明・秋山主子)

## 二、白山城下の地名

白山城下といつてもどこまでを指すのかはにわかには決めがたいが、現在の大字「鍋山」および「北宮地」（一部「武田」を含む）に焦点を絞って報告を行っていく。まず、現在行政的に用いられる小字名および現在この地に生活する人が日常的に用いている地名とその場所をできる限り示し、次に「寛文四年検地水帳」からその記載されている小字名と現在使用されている小字名と比較し、現用いられていない小字名の場所を推定する。また、地名毎の地目の統計をとり、地名毎の耕作のあり方を探る。これにより白山城下の農業生産力の把握がある程度可能となると考えたからである。

### (一) 鍋山内の地名

現在の鍋山の地名  
鍋山は白山城を有する城山、甘利沢、願成寺の位置する八幡沢と釜無川に囲まれている。その鍋山の小字名には現在、甘利沢と白沢の間に「南林」・「山

田」・「阿原新田」・「原」・「阿原田」・「番匠畠」・「西畑」・「東畑」の八つの小字名、白沢と八幡沢の間に「城山」・「古山寺」・「上小路」・「押茂」・「東田」・「房地」の六つの小字名、八幡沢よりも北側に「西明神」・「御堂西」の二つの小字名、釜無川の河岸段丘に「釜無川原」の一つの小字名があり、総計十七の小字名がある（第六図）。

これらの小字の範囲はあくまでも行政的な区画ではあるが、その区画が何によるものなのかを示しておく。

南林：城山の南側斜面と甘利沢川の河岸段丘に位置し、東側の境は徳島堰である。河岸段丘上の南北に走る道があるが、これは現「上小路」集落の中央を通る道につながる。また、河岸段丘上の地割は極めて整然とした区画である。

山田：「南林」・「白沢川」・「甘利沢川」と徳島堰に囲まれた、ムク台を有する山の麓の緩傾斜地に位置する。

阿原新田：甘利沢川沿いの河岸段丘上の極めて狭い範囲で、西側の境は徳島堰である。

原・阿原山・番匠畠・西畑・東畑：いずれも徳島堰よりも「東」側に位置するものである。「原」と「阿原田」の境界には、南北に走る道や用水などはなく、何を基準にしているか不明である。「東畑」と「番匠畠」の境界には高低差がありそれを用いている。その他の境界は基本的に道を基準にしているようである。

城山：白山城を有する山である。

古寺山：「上小路」の中央をとおる道と八幡沢川および徳島堰に囲まれた極めて狭い範囲である。

上小路：『甲斐国史』の中で記載されている「殿小路」に相当することは間違いないであろう。現在、「上小路」の中央をとおる道を挟んで集落が存在し、

その地割は道に對して直行する扇形の地割を持つてゐる。また、「古山寺」との境界に十字路があるが、それを山側に上ると大慈寺がある。

押茂・房地・東田・徳島坂、白沢川と八幡沢川に囲まれた範囲である。「東田」と「房地」の境は道によるものである。「押茂」と「房地」は地形によるものであり、「房地」の方が一段低い。

西明神・御堂西：八幡沢川よりも北側に位置し、周辺の「向田」（北宮地）・「破場」（北宮地）よりも一段低いところである。「西明神」と「御堂西」の境は道によるものである。「御堂西」の東側には願成寺があり、それに対し西側の上地を「御堂西」と呼んでいることは容易に想定できる。また、願成寺の南側にある東西に走る道は、「御堂西」の中央をとおり「西明神」と「向田」の境界をぬって篠島坂沿いの道にぶつかる。

釜無河原：名前のとおり釜無川の河原に位置し、堤防によりその空間が守られている。また、「御堂西」との境は地形によるものであり、その境には南北に走る道がある。

#### 検地帳にみる鍋山の地名

寛文四年七月二十五日から八月三日にかけて行われた検地を記録した『甲州武河筋鍋山村御検地水帳』に記載された地名を拾い集めるとともに、どのような順序で検地が行われたのかを推定することにより、現在消滅してしまった地名の位置を推定をおこなった結果を報告する（第六図）。

〔甲州武河筋鍋山村御検地水帳〕から検地図・地名・地図・面積を抜き出した表（34～46頁）を用いて、これらの地名を現在の小字名と照らし合わせながら、鍋山内の検地の順序を検討していく。

「山田」という地名の位置が移動等をしていなければ、七月二十五日に「新地」・「久保田」・「山田」・「志やはま」から検地をはじめ、「阿原田」・「あはら」に入り、二十七日の途中までその範囲を検地していることが読み取れる。「新地」

は、聞き取りによりムク台を有する山の南東の麓にあたることを確認している。「あふら田」は「油田」であり、この地名に關しても聞き取りにより、現「原」の西側部分を指したことを確認している。

七月二十七日には「阿原田」・「南阿原田」の次に「権現之北」や「権現之南」など権現に関連する地名が記載されている。この権現は「白山権現」を指していることは、同じ歴代の寺社除地の中で「白山権現領」という表記からも明らかである。このことから、屋敷帳に記載されている「武石八斗」の御本印の白山権現領が「阿原田」と「番匠烟」の間に存在していたか、または白山権現がその地に存在していたのであろう。また、「番匠烟」の検地を行う前に「塔の前」を検地しているが、聞き取りにより現「番匠烟」の西側を「塔の前」と呼んでいることを確認している。この口は最後に「天神西」の一部を検地して終了している。「天神西」に關しては、現在の大神宮が移動していないければ、その西側を指しているのである。

七月二十八日には、「〔休場〕から検地を開始し、「西畑」・「東畑」・「ハトイ畑」・「東畑」・「西畑」の順序で検地している。「西畑」および「東畑」は現在も存在する地名であり、その位置を考慮すると「ハトイ畑」は現在の「東畑」内の東側であり聞き取りによって得られた「菜畑」に相当するものと考えられる。また、検地の順序からすれば、「あしの尻」は「阿原田」・「西畑」・「番匠烟」の境界周辺に存在した地名の可能性が高い。この日で甘利沢川と白沢川間の検地はほぼ終了となる。

七月二十九日は「前の裏地」から開始している。この口の検地の行われた土地の地名のうち現在でも残っているのは「東田」と「阿原田」のみであるが、地名からその場所を推定しておきたい。「前ノ田」は「水田地名の中でももともとその土地の居住形態を示すと思われる（中略）中世の名田経営の象徴が、このような層次に接する水田の維持管理にあつたのではないか。（千葉一九六

三「木田地名と生活」伊那「一」、「二」）という指摘やまた、聞き取りにより同じ土地を現在「めえんだ」と呼んでいることを確認したことから考へると、上小路の集落と「東田」の間にある土地を指していことはほぼ間違いないであろう。「前の奥地」もおそらくその周辺のことを指していいたのであろう。又「木田」は、「前の田」と「東田」の間に相当しよう。次に「反田」であるが、「東田」と「阿原田」の位置を考えると現「東田」の東側にその地名があったと考えられる。また、「阿原田」と「東田」の間には白沢川が流れていることから橋がかかっていた可能性もあるのではないかだろうか。

八月二日は「足中免」・「二つおさ」・「三反田」・「横畠」・「神田」・「東田」・「坊地」・「坊地下」・「口」・「坊地下」・「宮沢」・「かたなし河原」・「同川はた」・「かたなし河原」の順序で検地を行っている。「足中免」から「東田」までの地名は現在残っていない。前日にも検地を行っている「三反田」の位置が推定した場所であり、また次に行っている「坊地」が現「房地」であれば、これらの地名は現「東田」から現「房地」にかけてを指していた可能性が高い。ここまで、白沢川と八幡沢川に挟まれ「上小路」の集落よりも川側の範囲の検地が終了したことになる。その次に向かったのが「かたなし河原」・「同川はた」であるが、現「釜無河原」を指していることは間違いないであろう。また、屋敷帳内に「屋敷五十五坪 河原間 かわた（左衛門）」とあるが、河原間ということから、現「釜無河原」にあったのである。また、「かわた」について「府城ノ近辺或ハ便り官官道ノ傍ニ家店ナシシムト云フ」、「甲斐国史」卷之百「人物部付錄」とされていることから、現在役町下を南北に走る道が「官道」というべき主要道路として機能していき可能性があるのではないか。なお、貞享五年の検地時にはこの地からすでに移動していることを検地帳から確認している。

八月二日は「御堂ノ下」から始まるが、この「御堂」とは頃成寺をさしてお

り、「御堂ノド」は現「釜無河原」の一部（現在段丘側に存在する集落周辺）または頃成寺の南を指したものであろう。「西明寺」は現「西明神」に相当するとも考へられる。また、現在「西明神」の南を流れる白沢川の一部に「ほり」という地名が聞き取りで得られたことと検地の順序を考えた場合、おそらく「北之堀」は現「西明神」の白沢川よりということになろうか。神ノ木下・と「堀ノ口」は聞き取りでもヒントを得られなかつたが、現「御堂西」「西明神」「向山」との境界付近が、検地の順序からすると妥当と考えられる。

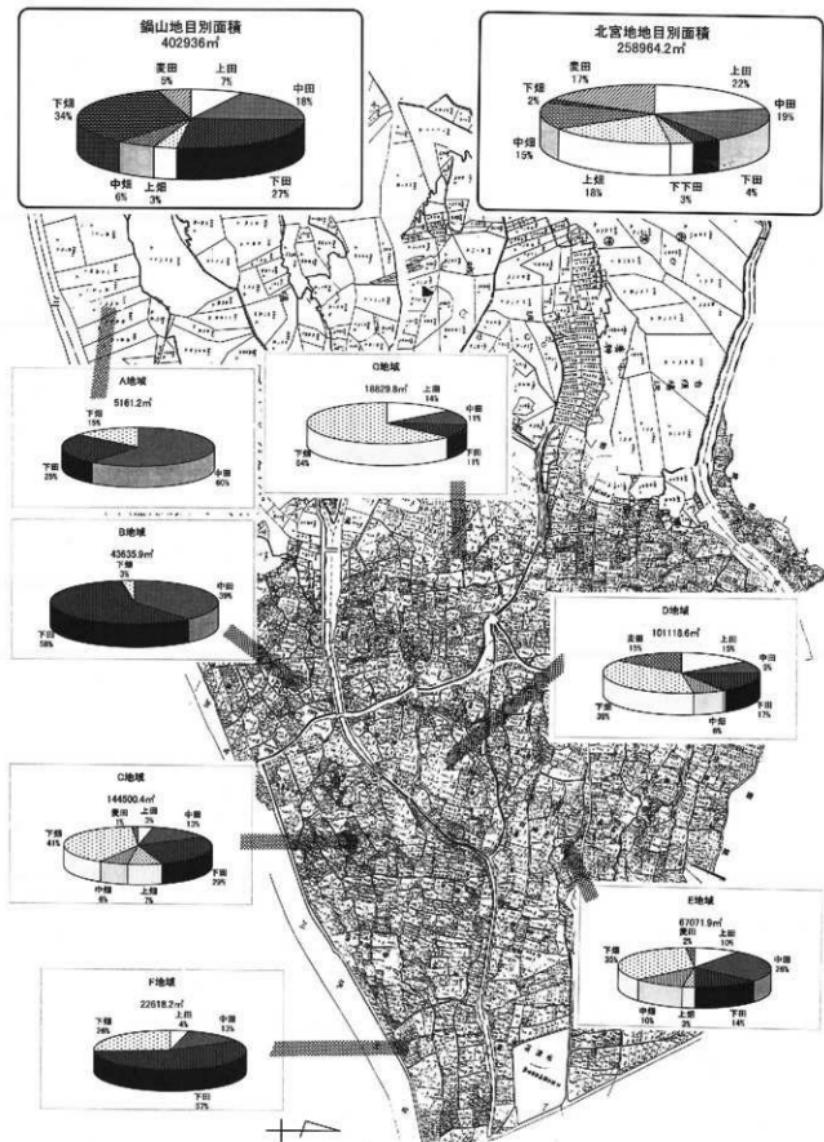
八月三日で鍋山の山畑の検地は終了する。「お志も」および「押前」は呼び方からすると現「押戻」であることは間違いないであろう。「清水」は湧水地点に付けられることが多いことから、沢の始まる周辺を指したのであろう。次

の「小山寺」は現「古山寺」であろう。「お志も下畠」は「お志も」の下にある畠ということになると推定した、「北之堀」の位置と極めて近接していることになる。「上ノ山」は現在の鍋山の集落よりも山側の上地を指していることが聞き取りで得られている。また、「屋敷」・「裏地」・「金山前」・「下屋敷」・「上ノ山ノ内」もおそらく鍋山の集落の山側を指しているものと考えられる。

最後に「原」であるが、現在も「原」という小字名があるが、白沢川をはさんで東山の南側にあり、現「原」と検地帳「原」が同一であるとすれば、それまで効率的な順序で検地を行ってきたことと矛盾する。このようなことから検地帳「原」は現「原」とは異なるか、移動した可能性があるのでないだろうか。

#### 地名毎の地目のあり方

ここでは、地名毎に地目のあり方を探ることにより、鍋山の農業生産力について触れておきた。今まででもないが、検地帳記載の地目は必ずしもその土地の生産力を正真正に評価したものとは言い切れないが、どのような傾向をもつのか、またそれにほどのような意味があるのかを読みることも必要であろう。分析をするにあたり、地名毎に地目別の割合を示すことが重要と考えたが、



第5図 鍋山・北宮地地内地目別面積グラフ

地名の位置は推定したもの、その境界までは推定しえなかつたことから、主に地形的な区分により鍋山地内を七区分し、それに基づき分析を行つた。七区分とは次の通りである。ムタ台を有する山の南側の地域（A）・「新地」、白沢川と甘利沢川に挟まれ、現「上小路」集落の南側の地域（B）・「山田」・「あら田」・「志やばみ」・「久保田」・「甘利沢川」と八幡沢川に挟まれた台地のうち現「上小路」集落（徳島駅）よりも東の地域（C）・「阿原田」・「あら」、「西畑」・「東畑」・「ととり畑」・「天神西」・「権現北」・「権現南」・「権現東」・「あし」の尻、「塔の前」・「番匠畑」・「南阿原田」・「白沢川」と八幡沢川に挟まれ、現「上小路」集落の東側の地域（D）・「前ノ田」・「前の裏地」・「又六田」・「東田」・「反出」・「足中免」・「二のおさ」・「横畠」・「神田」・「栗田」・「宮沢」・「小山寺」・「清水」・「お志も」・「お志も下畠」・「坊地」・「坊地下」・「八幡沢川」と破堤の間の地域（E）・「西明寺」・「北之畑」・「神ノ木下」・「櫛ノ口」・「御堂下」・「釜無川」の川原の地域（F）・「かたなし川ばた」・「かたなし川原」・「かたなし河原」・現「上小路」集落よりも山側の地域（G）・「上ノ山」・「裏地」・「屋敷裏」・「下屋敷」・「金山前」・「上ノ山ノ内」の七地域である。なお、推定場所が後めて不明確な「小山」・「原」については分析から除外した。また、グラフ作成時には、検地帳の面積単位を「反=九九〇町、一畝=九九町、一步=二・三町」として面積を算出した（尚、一%未満はグラフから除外した）。第五図のような結果となつたが、下田・下畠といつた生産力の低い土地が六・一%（約二十四万五千坪）で、上田・上畠の・〇%（約四万坪）と比較して極めて高く、鍋山地内全体としては生産力は決して高いとはいえない状況である。地域別の特徴としては、D・E・G 地域とした現「上小路」集落周辺や願成寺周辺に上田がやや多くある。

### 二 北宮地内の地名

#### 現在の北宮地の地名

北宮地は鍋山の北側にあり、八幡沢川と堅沢川にはさまれた台地の南側半分にあたる。北宮地の小字名には「戌亥道」・「白須場沢」・「大洞」・「妻神」・「古寺」・「柳田」・「向田」・「破壊」・「阿原谷下」の九つがある。戌亥道・白須場沢・大洞・北狼煙台とされる出輪の存在する山の中の地名である。斜面によつて区画されているようである。

妻神・古寺：武田八幡神社の現在の参道を境にして両側が「妻神」・北側が「古寺」である。「古寺」は、「上小路」（鍋山）から続く道によつて東の「柳田」と区分されている。現代、「妻神」と「古寺」が北宮地で最も大きい集落である。

柳田：「古寺」の東に位置し、徳島駅をまたがつてその区画が広がつてゐる。「西御門」（武田）との境は道により、「向田」との境は地形的なものによる。「南反保」（武田）との境はおそらく地形的なものであるが、「向田」との境はどう大きな地形的な違いはみられない。

向田：「妻神」の東に位置し、一部徳島駅をまたがつている。南には願成寺に向く道がある。地部には、等高線にはば平行したものが多い。また、徳島駅をはさんで反対側の妻神地内にも、そのような地割を認めることができる。

破壊：長足沢と其足沢・八幡沢の間の沢との間の範囲である。

#### 検地帳にみる北宮地の地名

寶文四年七月十七日から二十日にかけて行わられた検地に關する検地帳（4653頁）を用いて鍋山を行つたのと同じ手法で報告を行つたが、鍋山と異なり、現存する地名や聞き取りによる地名が、検地帳記載の地名と比較して極めて少なく、推定が極めて困難であったことを最初に付けておく。



第6図 鍋山・北宮地寛文四年換地帳内地名推定位置図（縮尺任意）

七月十七日は「堀はた」から始まり、「わにつか」・「くぼ出」・「堀はた」・「わにつか」という順序である。「わにつか」は現在も残る地名であり、『甲斐國志』では「和〔堀〕」と書かれている。現在の地割は半月状であり極めて特異な形狀をしている。「堀はた」は聞き取りによると現「南反保」の東部に存在する地名である。しかし、次の検地が「わにつか」であり、再度同じ順序で検地していることや、鍋山で見たように検地が効率的に行われていることを考えると、現「堀はた」と検地帳「堀はた」とは指し示す土地が違う可能性が高い。「わにつか」の次には「ざいけつき」・「柳田」・「五神田」・「北上井」・「あふらめん」・「志るさいめん」・「前ノ田」・「めいたう田」・「桜橋田」と続く。この中で現存する地名は「柳田」のみである。また、聞き取りでも得ることはできなかつた。「前ノ田」が鍋山のところ述べたのが妥当であれば、現在の集落周辺であるかも知れない。「桜橋田」に引き続ぎ、「櫻沢」・「竹のはな」・「西かいと」・「細田」・「西かいと」・「小山」・「せんかう田」・「池田」・「さく田」・「堰添」・「さいの神前」とくる。「横沢」・「西かいと」および「小川」は現在も残っている。また、「さいの神前」はおそらく委神の前の場所ということであろうからおおよその位置は推定できる。これらのことを考えると他の地名は図示したような位置のことを指していいた可能性が高い。その後「うち田」・「深田」・「く弥きわ」・「北ノ屋敷」・「□屋敷」・「さいの神田」・「束田」の検地を行つている。

七月十八日は「南田園」・「堀はた」・「南畠」・「横まくり」・「から道」・「おおんだ」・「横まくり」・「そり田」・「堀はた」・「下堀」・「そり田」・「道はた」・「かうもん田」・「向田」・「さいみやうし」・「もりのこし」・「さいみやうし」・「清水」・「前田」・「そり田」・「□田」・「地蔵之門」・「中込」の順序で検地を行つている。前日の「うち田」からこの日の地名のうち現在残っているのは「うち田」(聞き取りにより現「古山」)の西側「南田園」である。この現存する地名をもとに検討すると、「深田」・「く弥きわ」・「北ノ屋敷」・「□屋敷」・「さいの神前」・「束田」は現「向田」の北側から現「南反保」の西側の範囲、「堀はた」・「南畠」・「横まくり」・「から道」・「おおんだ」・「そり田」・「道はた」・「かうもん田」は現「南反保」の一部と現「破場」の西側、「下堀」とは貝足沢の入り込んだ一部、「もりのこし」は現「西明神」の一部、「櫻沢」・「清水」は名前からすると八幡沢と貝足沢の間に走る未命名の二本ある沢のうちの一つの集点周辺、「前田」は「前ノ田」と同じ意味であれば妻神集落の前面をそれぞれ指していた可能性がある。

七月十九日には、「地蔵之前」・「はば」・「川原善之下」・「河原」を検地している。「地蔵之前」は推定できないが、「はば」は現「破場」東側、「川原善之下」・「河原」は名前からすると現「河原谷下」をそれぞれ指しているのであろう。

七月二十日には、「川原道はた」・「あかい堀」・「ほう屋敷」・「はば山」・「北堀」・「地蔵の前」・「屋敷の内」・「堀はた」・「家の前」・「大門はた」・

「かくえん屋敷」・「地蔵屋敷」・「古森」・「北大門」・「屋敷奥」・「トの屋敷」・「北馬場」・「志そうは」・「こうどの」・「屋敷の前」・「家のうら」・

「西はた」を検地している。これらの地名は聞き取りによつても確認できてい

ないが、十八・十九日に検地を行つていない場所を推定するとおそらく現「北宮地」と現「武田」の境界周辺ではないだろうか。この周辺は、武田信義崩跡推定地とされている点や、現在も武田の中心集落存在地であることを考えると、屋敷に隣接するような地名がこの周辺に集まることに不思議はないであろう。ただし、天正年間の屋敷が本当にこの地に存在していたのか、屋敷の持ち主の耕作地を単に指しているのかは今後検討していくなければならない。また、古森」という地名を聞き取りにより、鍋山の現「西畠」の一部を呼んでいる

ことを確認している。これが、地名の移動によるものか否、地名が存在していたのかは判断できない。

#### 地名毎の地目のあり方

分析方法は鍋山地内で行ったものと同じであるが、地名の推定場所の不確定なものが多いことから、地域を分け、北宮地全体の地目の割合を求めた（第五図）。その結果、上田・上上畠・上畠は四〇%（約十萬四千畠）であり、下田・下下田・下畠は九%（約二千三百畠）占められている。

#### （二）小結

以上のように、寛文四年に行われた検地と現存する地名の検討から地名の位置推定を行った。その結果、あくまでも検地が効率的に行われたということと現地名の多くが寛文四年からほとんど移動していないということが前提ではあるが、消滅した地名の位置をある程度推定しえたが、二三問題等を挙げておきたい。

鍋山地内は焼地を追うことからかなりはつきりと浮かび上がってきたのに対し、北宮地内は寛文四年時に多くの地名を有していたにもかかわらず鍋山ほど浮かび上がるとはなかった。このような現象のメカニズムについては今後の検討では把握できなかつたが、このようなことの解説も今後必要な課題である。

### 三、白山城をとりまく村々の景観

城を背後にひかえた村むらで、人々はどのように城を見上げたのだろうか。

ここでは周辺二か村の風景の復元によつて、「城と村」の関係を探ることを目的とし、北宮地村・鍋山村の景観の分析を行う。人々が村での生活を営む上で意識していたものが何だったのか、村内部の空間配置、特に呈散地の推定を行ふことで見えてくるとおもわれる。今回の分析では「慶長六年武川筋宮地村御構打屋敷帳」「寛文四年甲州武川筋北宮地村坐敷御検地水帳」「寛文四年甲州武川筋鍋山村御檢地帳」を使用し、そこに記された面積から、地図上に当時の農敷地の推定を試みる。

#### （一）北宮地村（旧宮地村）の集落景観

慶長六年当時、検地帳によると戸数は二十軒、さらには武田八幡宮関係者の屋敷地が四軒、別記されている（第一表）。また寛文四年当時も、戸数は二十軒だったようである（第二表）。ここでは各戸について、検地帳に記載されている順に番号をつけた。各敷地の面積の間数、面積は表のとおりである。ここで面積=縦（間）×1・81m×横（間）×1・81m

右の計算式で算出した面積を、地図上の区画から探し出してみた。近似する面積がいくつかある場合は、表と図中に併記している。

この二十一軒の屋敷面積を表に示した（第二表）。これにもとづき、各時期ご

（閑間俊明）

と同様な現象が起る可能性がある。もしさうなれば、地名が大きく変更されることもありえる。そのような点からも現時点での地名の把握は重要なことであろう。

no	縦(間)	横(間)	面積	該当地面積	No	畝	歩(坪)	面積(m <sup>2</sup> )	所有者
1	12	8	316.1	317.05	1	4	24	475.2	市・居
				315.47	2	3	12	336.6	新十居
2	12	18	712.86	701.26	3	2	0	198	神五・門居
3	13	14	601.8	601.17	4	1	2	105.6	三ノみこ・十ノ居
				605.5	5	1	18	158.4	源・門居
4	10	6	198.38	196	6	1	2	105.6	四・門居
				199.59	7	2	2	204.6	・門居
5	19	10	627.9	618.72	8	2	24	277.2	・居
6	20	16	1059.24	1050.49	9	1	2	105.6	七・門居
7	21	8	562.6	566.47	10	2	6	217.8	神七八居
8	8	6	158.05	157.67	11	1	12	138.6	半次居
9	18	7	415.39	420.45	12		20	66	神・門居
10	8	7	184.15	183	13	1	15	148.5	・ノ居
11	15	8	395.85	398.46	14	3	22	369.6	文・門居
12	13	8	342.2	344.86	15	2	0	198	・文居
13	14	6	277.95	271.27	16	0	16	52.8	・居
				284.92	17	1	27	188.1	七ノ神子居
14	10	5	165.62	166.68	18	1	18	158.4	・居
15	10	8	263.9	241.61	19	3	10	330	・門居
16	24	7	551.68	554.9	20	4	0	396	久三居
17	14	6	277.95	271.06	21	1	12	138.6	神主・
18	11	3	110		22	2	12	237.6	玉法・
19	15	7	346.71	346.33	23	3	10	330	八幡神主屋敷
20	10	4	132.86	142.68	24	2	12	237.6	八幡ノ・神子屋敷

第2表 寛文四年北宮地村検地表

第1表 慶長六年宮地村検地表

とに各屋敷地の面積を、地籍図の区画から探し出してみた。すると、寛文四年の後地帳に關しては、卜八番目記載地以外は、面積誤差±10%程度内で当てはまる区画を探しだすことができた(第七図)。そこで、ここではまず寛文四年の屋敷地を推定してみたい。

第七図を見てみると、屋敷地二十町のうち、半数の十軒が八幡宮前の道路(現在は大門通りと呼ばれる)の南を走る道路(以下道Aとする)周辺に集まつており、検地はその中間地點あたりから始まっている。そして、この始点①番から順に番号まで辿ってみると、ほぼ筆書きで結ぶことができる。まさに検地の行程が浮かび上がってきたと考えられよう。

さらに、検地中の移動に使われているのが、現在主要道路となっている大門通りではなく、この道Aであることがわかる。この事実から、當時の集落の主要道路は道Aであり、集落もこの道路を意識して作られていたといえよう。

では、慶長六年には、どのような屋敷の配圖だったのだろうか。

第一表にまとめて、各屋敷の面積に該当する敷地を抜き出してみた(第七図)。うち、ほぼ確定できそうな番号の屋敷だけに番号をつけた。すると、やはり寛文四年と同様、検地の始点は道A沿いで、かつ検地中の移動にはその道路を使っていることがわかる。当然屋敷地もそこに集中している。いずれの時期も、屋敷地の密疊や屋敷の位置には差があるにせよ、貫して道Aを中心とした形態を形成していたようである。

では、この道路を中心とした集落と、武田八幡宮はどう納びっていたのだろうか。

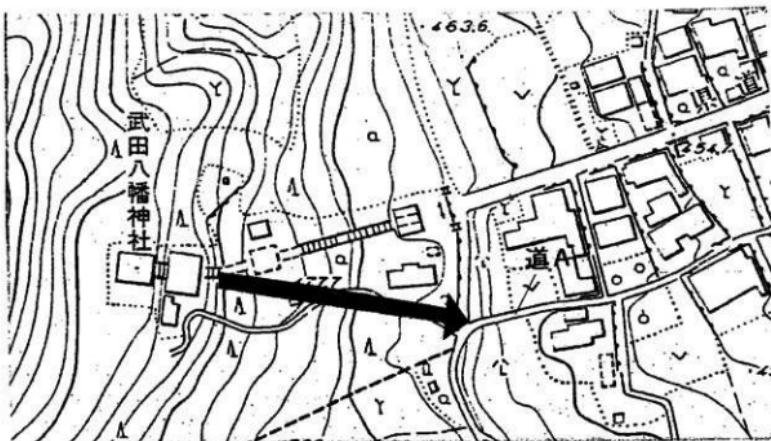
ここで第八図には神社の境内の配置を示した。これを見ると、本殿と拜殿の配置は、現在の主要道路の大門通りではなく、道Aの方向を向いていることがわかる。つまり、慶長六年および寛文四年当時、この集落の中心となっていたのは道Aであり、それは、長い歴史の中で、武田八幡宮と集落とを結ぶ主要道



第7図 寛文四年北宮地村屋敷地推定図



第8図 延長六年官地村圖敷推定図



第9図 武田八幡宮の社殿配置

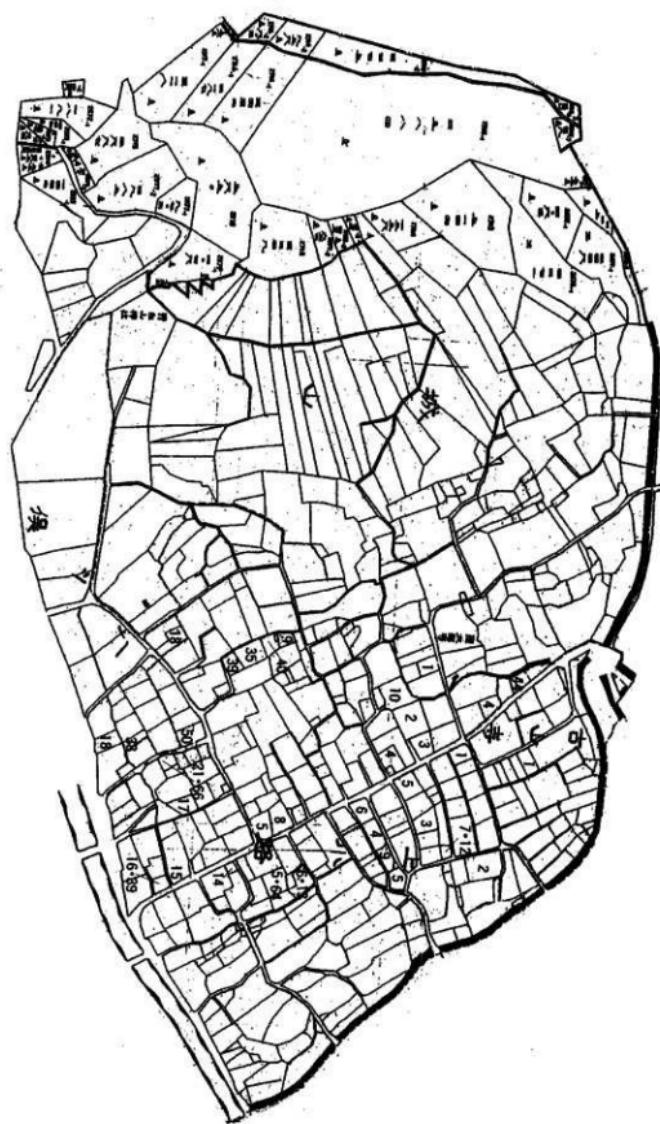
路となり得るものであったのだ。

#### （二）鍋山村の集落景観

寛文四年当時、鍋山村には八四軒の屋敷があった。これに加えて四つの御朱印・黒印の屋敷がある。各屋敷地の面積は第三表のとおりである。屋敷の面積は似通った数値がきわめて多く、すべての屋敷の推定を行うことは困難であった。しかし、ほぼ確定しうる屋敷の番号だけを図化した（第一〇図）。いずれも古山寺、上小路を中心とし、道B沿いに集中している。そして、検地の始点は、②、③の位置から見てもおそらく大慈寺の向かいであろうと思われる。寛文四年当時、鍋山村の集落においては、この大慈寺が要所であったのだろう。これに対しても、現在白山神社に向かう道路沿いには屋敷地を推定しうる場所がないことが特徴としてあげられる。この事実は、当時の鍋山村における大慈寺と白山神社の関係を伺い知る一側面ということができるのかもしれない。

（秋山主子）

第10図 寛文四年鍋山屋敷推定図



no.	縦(間)	横(間)	面積(m <sup>2</sup> )
1	12	6	235.88
2	14	14	642.12
3	14	7	321.06
4	20	5	327.61
5	20	5.5	360.37
6	12	8	314.51
7	8	4	104.84
8	15	8	393.13
9	8	7.5	196.57
10	37	5	606.08
11	15	7.5	368.56
12	6	5.5	108.11
13	18	5.5	324.33
14	18	4.5	265.36
15	30	7	687.98
16	20	3.5	229.33
17	17	5	278.47
18	18	5	294.85
19	6	4	78.63
20	9	4.5	132.68
21	12	3.5	137.60
22	12	3	117.94
23	29	5	475.03
24	12	6	235.88
25	6	5.5	108.11
26	4	2	26.21
27	7	6	137.60
28	7	5.5	126.13
29	13	6	255.54
30	18	5	294.85
31	20	8	524.18
32	6	6	117.94
33	8	7	183.46
34	14	5	229.33
35	26	5	425.89
36	13.5	7	309.59
37	8	5	131.04
38	10	5	163.81
39	12	6	235.88
40	10	6	196.57
41	8	6	157.25
42	10	6	196.57
43	20	9	589.70
44	11	6	216.22
45	10	4	131.04
46	10	6	196.57
47	10	6	196.57
48	8	6	157.25
49	8	4	104.84
50	14	7.5	343.99
51	3	2	19.66
52	8	4	104.84
53	10	6	196.57
54	7	7	160.53
55	8	4	104.84
56	10	7	229.33
57	8	3.5	91.73
58	10	6	196.57
59	9	4	117.94
60	12	7	275.19
61	12	7	275.19
62	16	6	314.51
63	5.5	5	90.09
64	14	8	366.92
65	8	5	131.04
66	9	5	147.42
67	6	5	98.28
68	10	5	163.81
69	10	6	196.57
70	13	7	298.13
71	17	11	612.63
72	16	10	524.18
73	12	9	353.82
74	8	8	209.67
75	13	10	425.89
76	6	3	58.97
77	6	5	98.28
78	8	8	209.67
79	13	8	340.71
80	7	4	91.73
81	8.5	5	139.23
82	6	5	98.28
83	6	3	58.97
84	12	6	235.88

第3表 寛文四年鍋山村検地表

#### 四、白山城下の道

白山城下のうち徳島城よりも（北側）を中心、地名や屋敷地の報告の中で浮かび上がってきたものについて報告を行う（第一回）。

現在の主要な道は、徳島城沿いの南北の道と武田八幡宮から武の鳥居をとおり釜無川に向かう東西の道であるが、徳島城は寛文七年（一六六七年）に築造されたものであり、当然城沿いの道もそれによるものであるから、天正間にまで遡るとは考えにくい。また、武田八幡宮と武の鳥居を結ぶ東西の道（参道）は、「三、白山城をとりまく村々の景觀」の報告での指摘のように本来の道とは異なることから、これも天正年間まで遡るとは考えにくい。以上のことから、この二つの道に関する記述は除外しておきたい。

まず、南北を走る道であるが、これには「上小路」集落の中央を通る道を攀げることができる。山すそを走る道（A道）であり、甘利沢川・白沢川を越えた「上小路」では現在この道を抜んで集落が存在しているが、地圖を検討すると長屋の屋敷地と考えられる短冊形の地割が並んでおり、どこまで通るか判断できないがこの道を意識して長屋が造られたことは間違いないであろう。さらに北に進むと現地名の「上小路」と「古山寺」の境界で二つに分かれる。一つは人慈寺に向かって山にむかう道（△2道）である。大慈寺のところで山と平行に南北に向かう道となる。現在この道は現武田八幡宮参道のぶつかるところで終わっているが、聞き取りによれば、以前まではその先まで道は続いており、「上小路」と「古山寺」で別れた道（A1道）と合流していたということである。

さらに、南北を走る道としては、現在釜無川の河岸段丘下を走る道



第11図 白山城下の道

を擧げることができる。一部「**白山城下の地名**」で述べたことと重複するが、取り上げておく。寛文四年の星敷帳の除地として「河原間」（恐らく現「釜無河原」）に「かわた」の「仁左衛門」の土地として百五十坪あると記載されている。「かわた」について「甲斐國志」で城の周辺や「官道」沿いに屋敷を構えることが多かつたとされていることから、この道が少なくとも寛文四年には存在していた可能性がある。また、「一節・立地環境」の分析でも同様な道を想定していることにも注目しておきたい。

次に東西に走る道を推定しておく。武田八幡宮を南北に走る道につぐものとしては、一二、白山城をとりまく村々の景観で指摘したように、現在の式之鳥居のある道よりも南に存在する道（B道）が從来のものであると考えられる。願成寺に関連する道としては、願成寺の南にあり現「御堂西」の中央を走る道（C道）が既に存在していたであろうことは想像にかたくない。この道は上述した南北を走る道のうち、釜無川の川原沿いの道につながるが、A道には現在つながっていない。また、聞き取りなどからも、つながるような道を推定することはできなかった。ただし、聞き取りや「山梨百科事典」で「往古は」の鳥居あたりから始まっていた集落であったが、神社の南北から発する八幡橋、堅町などのはんらんを避けとともに、近世後鳥居の開発による耕地拡張のために、集落は二の鳥居のうちにやはり、大門通りを中心として「集落が形成した」とされており、鎌島遷帝時に集落が移動した折に、道が改変された可能性もある。

白山城と現「上小路」・「古山寺」を結ぶ道について述べておく。この道には現在「殿小路」と呼ばれるものと大慈寺の南西周辺から白山城に続く道がある。まず「殿小路」であるが、この道は現「上小路」の集落の西端付近から白山城や白山神社へと続く道である。聞き取りによれば、このようなことから殿様の通る道として「殿小路」と呼んでいるとのことである。しかし、この道

を軸にしたような星敷地圖ではなく、集落定着後にできたようを感じる。このことは、白山神社がもともと現在の場所にあったわけではなく、移動してきた可能性を示唆しているともいえるのではないかだろうか。

次に大慈寺周辺から白山城に続く道（D道）である。現在はほとんど使用されていないためか、明瞭な道ではなく把握は困難である。しかし、この道は白山城の馬出曲輪につながっており、白山城との結びつきは強いと考えられ、城機能時には城と集落を結ぶ主要な道であった可能性が高いのではないかだろうか。

また、武川衆として知られる山寺氏の屋敷について「甲斐國志」をひもといてみると、卷之百十三・土産部第十二には「山寺源三畠吉 山寺ハ上条南村ニ地名存セリ」とあり、もともと山寺は現「旭町」にその拠点を置いていたことを示唆している。その後、同じ頃の「城番ノ旧記」ニ「百九十六石ノ高ナリ慶長郷村源ニ三百九十六石四斗四升鍋山村内ト見タ同村甲長ノ所藏ニ慶安四卯年七月廿二日山寺基左衛門ノ印書二通アリ」、卷之四十八古跡部第十・の「山寺基左衛門ノ宅跡 鍋山村 今ニ殿小路ト幅ル處アリ寛文以前マデ在住ノ地頭ナリ」や「寛政重修諸家譜」卷第六十二・「甲斐國鍋山郡白賀文の本領、相遠あるべからざるのむね御朱印を下さる」という記載から、山寺氏は鍋山にその拠点を移し、寛文以前まで鍋山にその拠点を構えていたとされている。そのようなことに関連してか、現「上小路」に隣接して、「古山寺」という地名が現在あり、また寛文四年の検地時には「小川寺」という地名が使われている。これらのことだけではこの地に山寺氏の屋敷が存在していたということにはならないが、D道の存在を考えることの道を中心とした集落の存在が考えられる。城山からの湧水が大慈寺周辺で栄えることもそのようなことを裏付けているのではないだろうか。

以上のよう、街道と呼ぶにふさわしい道が南北に2本走り、それに直交する形で武田八幡宮・願成寺・大慈寺に向かう道が浮かび上がってきた。さらだ、

現状では把握困難であるが、地図上に記された現「上小路」集落と白山城を結ぶ道を推定し得た。しかし、これらはあくまでも街道と呼ばれるような主要道路であり、家から所有の田や畠に行く道、いわば地元住民密着型の生活道が存在していたことは間違いない。このような道をどのように把握していくかは今後の課題である。

## 五、今後の課題

(問問俊明)

冒頭にも述べたように、検討資料が寛文四年のものであることから、今回の検討が仮に正しいとしても、天正年間にまで遡るかどうかは判断できないが、白山城と推定した城下の景観との関係について疑問点等を書き連ねておく。

一、旧来の集落景観を復元する際に、集落内の各要素（屋敷地、社寺、城）の場所を確定するには、名々つづなく一道を推定することが重要になってくる。

これは人々の往来を映す生きる痕跡であり、集落内の重要な要素として認識する必要がある。

一、現在の城下の景観と寛文四年既階の景観は類似している可能性が高い。このことは、地名や地割の検討によって、寛文四年と現在の様子に整合性の高かったことによって裏付けられよう。しかし、北宮地の集落が武田八幡宮を意識したことによって裏付けられよう。

鍋山（上小路）の集落が道を意識していたようであり、現状の集落と白山城との関連は強いとはいえない。ただし、白山城の馬出曲輪につながる道（第一回D道）が城機能時に集落とを結ぶ主要な道であれば、白山城機能時（天正年間）の景観を一部残している可能性がある。

寛文四年当時の屋敷地の推定から、北宮地村の屋敷地と武田八幡宮をむすぶ道は、現在の大門通りより、本南の道であった可能性が高い（第九回D-A）。これは武田八幡宮の木殿の配置からもうかがえる。この道の重要性は、慶長六

年当時も、同様であったと思われる。

一、聞き取りで、徳島城造営後に徳島城よりも東側にあった北宮地の集落の一帯が西側に移動したという話が出た。これが本当であれば、北宮地の集落景観は、徳島城造営前後で大きく変化した可能性がある。

一、地日の検討を行って中で、鍋山地内と北宮地地内で地目のあり方が大きく異なる。具体的には、上田・上上畠・上畠といつたような生産力のある土地の割合が北宮地地内の方が多い。また実質面積でも差がある。また、下田・下下田・下畠・下下畠といった生産力の低い土地が北宮地に極めて少ない。当然、検討における評価がすべて正しいとはいえないだろうが、上地生産力のやや低いほうを直下地に残したこととは、城を苦渋するにあたり地理的制約のためだけに发生了したもののなかどうか。

冒頭に述べたようにこれだけで白山城下の景観が終結するわけではなく、生活に欠かすことのできない水を調達するための用水路、生活道（徳島城運営時に変更・消滅・移動等が発生した地名や地割、広域な視点での街並・屋敷地、寺社等の関係、報告した地名・地割はあくまでも寛文四年であり天正年間まで遡るものなどをどのように判断するか等多岐にわたる問題点を検討していく必要があります。また、今は鍋山及び北宮地の検討を行ったが、片利沢と堅沢に開まれた地域には「武田」がある。この「武田」には武田信義の屋敷地推定地があることや、「北宮地」との境界が地理的なものによる可能性が低く、狭い範囲で「武田」として区画していることの意図することの検討も保留した状態である。このようなことを検討した上で白山城下の景観を再検討する必要がある。そのためにも、今現在の状況や測ることが可能な資料の収集を今後も継続していく。

(問問俊明・秋山圭子)

第4表 鍋山地内検地帳

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月25日	新地	下田		3	14
7月25日	新地	中田	1	2	25
7月25日	新地	下田		2	18
7月25日	新地	下田		1	6
7月25日	新地	下田			23
7月25日	新地	下田			17
7月25日	新地	下田			16
7月25日	新地	下田			20
7月25日	新地	下田			15
7月25日	新地	中田		8	26
7月25日	新地	中田		5	11
7月25日	新地	中田		4	11
7月25日	新地	下田			23
7月25日	新地	下田			25
7月25日	新地	下田		1	6
7月25日	新地	下畠			12
7月25日	新地	下畠		1	3
7月25日	新地	下畠		1	15
7月25日	新地	下畠		2	21
7月25日	新地	下畠		1	18
7月25日	新地	下畠			9
7月25日	久保田	下田		6	16
7月25日	久保田	下田			28
7月25日	久保田	下田		1	15
7月25日	久保田	下田		7	4
7月25日	久保田	下田		1	22
7月25日	久保田	下田		1	12
7月25日	久保田	下田			25
7月25日	久保田	下田			18
7月25日	久保田	下田			27
7月25日	久保田	下田		2	24
7月25日	久保田	下田	1		2
7月25日	久保田	下田		6	4
7月25日	久保田	下田		1	10
7月25日	久保田	中田		4	28
7月25日	久保田	下田			22
7月25日	久保田	下田			9
7月25日	久保田	下田			21
7月25日	山田	下田		1	15
7月25日	山田	中田		7	26
7月25日	山田	中田			27
7月25日	山田	下田			5
7月25日	山田	下田			10
7月25日	山田	下田			19
7月25日	山田	下田			10
7月25日	山田	下田			12
7月25日	山田	下田			1
7月25日	山田	下田		1	26
7月25日	山田	下田		1	10
7月25日	山田	下田			26
7月25日	山田	下田			12
7月25日	山田	下田			16
7月25日	山田	下田		1	24
7月25日	山田	下田			26
7月25日	山田	下田		1	12
7月25日	山田	下田		1	3

(1)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月25日	山田	下田			29
7月25日	山田	下田			8
7月25日	山田	下畠			5
7月25日	山田	下畠		1	0
7月25日	山田	下畠			12
7月25日	山田	下田		2	12
7月25日	山田	下田			22
7月25日	山田	下田			5
7月25日	山田	下田			16
7月25日	山田	下田			8
7月25日	山田	下田			2
7月25日	山田	下田			4
7月25日	山田	下田			5
7月25日	山田	下田			19
7月25日	山田	下田			24
7月25日	山田	下田			3
7月25日	山田	下田			0
7月25日	山田	中田	1	7	0
7月25日	山田	中田			18
7月25日	山田	下畠			3
7月25日	山田	下田			24
7月25日	山田	下田		1	10
7月25日	山田	中田			12
7月25日	山田	中田		8	24
7月25日	山田	中田		1	18
7月25日	山田	中田			15
7月25日	山田	中田			12
7月25日	山田	下田		1	22
7月25日	山田	下田		2	
7月25日	山田	中田		1	22
7月25日	山田	中田		7	8
7月25日	山田	下田		2	3
7月25日	山田	中田	1	1	11
7月25日	山田	中田		7	4
7月25日	山田	下田		3	22
7月25日	山田	下田		6	15
7月25日	山田	下田		1	24
7月25日	山田	下田		3	7
7月25日	山田	下田	1	1	20
7月25日	山田	下田		8	29
7月25日	山田	中田		2	20
7月25日	山田	中田		8	26
7月25日	山田	中田	1	2	18
7月25日	山田	下田		2	17
7月25日	山田	下田		9	12
7月25日	山田	下田			6
7月25日	山田	下畠			6
7月25日	山田	下畠			5
7月25日	山田	下田		2	22
7月25日	山田	下田			10
7月25日	山田	下田			16
7月25日	山田	下田		8	28
7月25日	山田	下田		1	5
7月25日	山田	下田		3	7
7月25日	山田	下田			6
7月25日	山田	下田			21
7月25日	山田	下田		7	2

(2)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月25日	山田	中田		4	12
7月25日	山田	中田		6	10
7月25日	山田	下田		8	10
7月25日	山田	下畠			8
7月25日	山田	下田		2	12
7月25日	山田	下田		2	
7月25日	志やばみ	下畠		0	3
7月25日	志やばみ	下田		1	17
7月25日	志やばみ	下田	1	3	26
7月25日	志やばみ	下畠		1	18
7月25日	志やばみ	中田		3	8
7月25日	志やばみ	下田		3	15
7月25日	志やばみ	下田		1	24
7月25日	志やばみ	下田		3	6
7月25日	志やばみ	中田		0	26
7月25日	志やばみ	下田		1	12
7月25日	志やばみ	下田		4	0
7月25日	志やばみ	下田	0	2	8
7月25日	志やばみ	中田		8	29
7月25日	山田	下畠			9
7月25日	山田	下田			6
7月26日	志やばみ	中田		4	25
7月26日	志やばみ	中田		5	12
7月26日	志やばみ	中田		8	23
7月26日	志やばみ	中田		3	
7月26日	志やばみ	下田		1	19
7月26日	志やばみ	下田		4	3
7月26日	志やばみ	下田		9	3
7月26日	志やばみ	下田		3	7
7月26日	志やばみ	下畠		1	5
7月26日	志やばみ	下田	1	3	13
7月26日	あふら田	下田		7	16
7月26日	あふら田	下畠		1	26
7月26日	あふら田	下畠			28
7月26日	あふら田	下畠		2	7
7月26日	あふら田	下田		1	10
7月26日	あふら田	下田		3	18
7月26日	あふら田	下田		7	29
7月26日	あふら田	中畠		1	20
7月26日	あふら田	中田	1	2	29
7月26日	あふら田	下田		3	27
7月26日	あふら田	中田		8	23
7月26日	あふら田	中田		3	20
7月26日	阿原田	下田		6	13
7月26日	阿原田	下田		5	
7月26日	阿原田	下田	1	1	7
7月26日	阿原田	下田			9
7月26日	阿原田	下田			3
7月26日	阿原田	下田		5	7
7月26日	阿原田	下田			6
7月26日	阿原田	下田		1	6
7月26日	阿原田	下田			9
7月26日	阿原田	下田		2	12
7月26日	阿原田	下田			15
7月26日	阿原田	下田			13
7月26日	阿原田	下田			2

(3)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月26日	阿原田	下田			12
7月26日	阿原田	下田			16
7月26日	阿原田	下田			13
7月26日	阿原田	下田			8
7月26日	阿原田	下田		1	14
7月26日	阿原田	下田			12
7月26日	阿原田	下田			20
7月26日	阿原田	下田			9
7月26日	阿原田	下田			2
7月26日	阿原田	下田			27
7月26日	阿原田	下田			24
7月26日	阿原田	下田			9
7月26日	阿原田	下田			15
7月26日	阿原田	中田		5	18
7月26日	阿原田	下田		1	15
7月26日	阿原田	下田			4
7月26日	阿原田	下田			5
7月26日	阿原田	下田			24
7月26日	阿原田	下田		3	7
7月26日	阿原田	下田		1	3
7月26日	阿原田	下田		1	14
7月26日	阿原田	下田		1	22
7月26日	阿原田	下田		3	1
7月26日	阿原田	下田			10
7月26日	阿原田	下田			15
7月26日	阿原田	下田			6
7月26日	阿原田	下田			3
7月26日	阿原田	下田			3
7月26日	阿原田	下田			12
7月26日	阿原田	下田		1	6
7月26日	阿原田	下田			6
7月26日	阿原田	下田			7
7月26日	阿原田	下田			2
7月26日	阿原田	下田		1	5
7月26日	阿原田	下田		1	29
7月26日	阿原田	下田			16
7月26日	阿原田	下田			7
7月26日	阿原田	下田		1	2
7月26日	阿原田	下田		1	1
7月26日	阿原田	下田			20
7月26日	阿原田	下田			1
7月26日	阿原田	下田			4
7月26日	阿原田	下田		5	12
7月26日	阿原田	下田			12
7月26日	阿原田	下畠		1	15
7月26日	阿原田	下田			12
7月26日	阿原田	下田		4	15
7月26日	阿原田	下田		7	12
7月26日	阿原田	中田	1	2	18
7月26日	阿原田	下田		1	6
7月26日	阿原田	中田		6	28
7月26日	阿原田	下田		3	16
7月26日	阿原田	下田			4
7月26日	阿原田	中田		7	15

(4)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月26日	阿原田	下田		3	20
7月26日	阿原田	下田		3	
7月26日	阿原田	下田			20
7月26日	阿原田	下田			2
7月26日	阿原田	下田		1	5
7月26日	阿原田	下田		1	26
7月26日	阿原田	下田		9	23
7月26日	阿原田	下田			22
7月26日	阿原田	下田			15
7月26日	阿原田	下田		2	25
7月26日	阿原田	下田		5	16
7月26日	阿原田	下田			2
7月26日	阿原田	下田			27
7月26日	あはら	下田			24
7月26日	あはら	下田			2
7月26日	あはら	下田			6
7月26日	あはら	下田			2
7月26日	あはら	中田		5	28
7月27日	阿原田	中田		6	10
7月27日	阿原田	中田		9	1
7月27日	阿原田	下田		4	24
7月27日	阿原田	下田		3	18
7月27日	阿原田	下田		4	2
7月27日	阿原田	中田		8	3
7月27日	阿原田	中田		5	12
7月27日	阿原田	中田		9	2
7月27日	南阿原田	中田	1		3
7月27日	南阿原田	中田			1
7月27日	南阿原田	中田		8	16
7月27日	南阿原田	下田		8	15
7月27日	南阿原田	下田		4	25
7月27日	南阿原田	下田		5	9
7月27日	南阿原田	下田		4	11
7月27日	南阿原田	下田		4	25
7月27日	阿原田	下田		3	20
7月27日	阿原田	下田		5	11
7月27日	阿原田	下田			9
7月27日	阿原田	下田		2	15
7月27日	阿原田	下田		8	2
7月27日	阿原田	下田			9
7月27日	阿原田	下田			5
7月27日	阿原田	下田		7	12
7月27日	権現の北	下田		7	12
7月27日	権現の北	下田			10
7月27日	権現の北	下田		2	3
7月27日	権現の北	中田		5	18
7月27日	権現の北	中疊		3	15
7月27日	権現の北	下田		2	12
7月27日	権現の南	中田		4	10
7月27日	権現の南	中田		5	16
7月27日	権現の南	中田		5	20
7月27日	権現の南	下田		6	2
7月27日	権現の南	下田		1	2
7月27日	権現の南	中畑		6	20
7月27日	権現の東	下田		3	15
7月27日	権現の東	中田		1	10

(5)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月27日	権現の東	下田			4
7月27日	権現の東	下田			2
7月27日	権現の東	下田			7
7月27日	権現の東	下田			1
7月27日	権現の東	下田			10
7月27日	権現の東	下田			15
7月27日	権現の東	下畠			4
7月27日	権現の東	下畠			15
7月27日	権現の東	下畠		1	12
7月27日	権現の東	下畠			27
7月27日	権現東	下畠			20
7月27日	権現東	中田		3	25
7月27日	権現東	上田		4	27
7月27日	権現ノ北	中田		5	24
7月27日	権現ノ北	中田		2	5
7月27日	権現ノ北	中田		4	27
7月27日	権現ノ北	下田		1	23
7月27日	権現ノ北	下田		4	28
7月27日	権現ノ北	下畠		2	6
7月27日	権現ノ北	中田		5	10
7月27日	権現ノ北	中田		3	22
7月27日	権現ノ北	下畠		1	12
7月27日	権現ノ北	下畠			9
7月27日	権現ノ北	下畠			2
7月27日	権現ノ北	下畠			10
7月27日	権現ノ北	下畠			27
7月27日	権現北	下畠			24
7月27日	権現北	下畠			10
7月27日	権現北	下畠			12
7月27日	権現北	下畠			1
7月27日	権現北	下畠			20
7月27日	権現北	下畠			27
7月27日	権現北	下畠			11
7月27日	権現北	下畠			6
7月27日	権現北	下畠			4
7月27日	権現北	下畠			10
7月27日	権現北	下畠			7
7月27日	権現北	下田		3	27
7月27日	権現北	下田		5	18
7月27日	権現北	下田		3	18
7月27日	権現北	下田		4	6
7月27日	権現北	下畠		4	10
7月27日	権現北	下畠		3	7
7月27日	権現北	下田		3	27
7月27日	権現北	下田		5	18
7月27日	権現北	下田		3	18
7月27日	権現北	下田		6	
7月27日	権現北	中田		5	7
7月27日	塔の前	下畠		1	22
7月27日	塔の前	下畠		1	2
7月27日	塔の前	下畠		4	29
7月27日	塔の前	下畠			21
7月27日	塔の前	下畠			11
7月27日	塔の前	下畠			17
7月27日	塔の前	下畠			3
7月27日	塔の前	下畠		5	6
7月27日	塔の前	下畠		2	22
7月27日	塔の前	下畠			10
7月27日	塔の前	下畠		3	18
7月27日	塔の前	下畠		1	4
7月27日	塔の前	下畠		3	22
7月27日	塔の前	中田		2	24

(6)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月27日	塔の前	下畠		3	7
7月27日	塔の前	下畠		1	2
7月27日	塔の前	下畠			22
7月27日	塔の前	下畠		6	16
7月27日	塔の前	下畠			18
7月27日	塔の前	下畠		2	7
7月27日	塔の前	下畠		2	24
7月27日	塔の前	下畠			16
7月27日	塔の前	下畠			12
7月27日	塔の前	下畠		3	12
7月27日	番匠畠	下畠		2	16
7月27日	番匠畠	下畠		2	
7月27日	番匠畠	下畠		1	2
7月27日	番匠畠	下畠		1	18
7月27日	番匠畠	下畠		3	6
7月27日	番匠畠	下畠		2	27
7月27日	番匠畠	下畠		2	5
7月27日	番匠畠	中田		3	18
7月27日	番匠畠	下畠			6
7月27日	番匠畠	下畠		1	25
7月27日	番匠畠	下畠			8
7月27日	番匠畠	下畠		3	3
7月27日	番匠畠	下畠			12
7月27日	番匠畠	下畠		1	14
7月27日	番匠畠	下畠			15
7月27日	番匠畠	下畠		1	1
7月27日	番匠畠	下畠		1	26
7月27日	番匠畠	下畠			20
7月27日	番匠畠	下畠			12
7月27日	番匠畠	下畠		1	10
7月27日	番匠畠	下畠		2	24
7月27日	番匠畠	下畠		3	6
7月27日	番匠畠	下畠			12
7月27日	番匠畠	下畠			28
7月27日	番匠畠	下畠		4	
7月27日	番匠畠	下畠			12
7月27日	番匠畠	下畠		2	14
7月27日	番匠畠	下畠		8	24
7月27日	番匠畠	下畠			15
7月27日	番匠畠	下畠		2	4
7月27日	番匠畠	下畠		2	16
7月27日	番匠畠	下畠			25
7月27日	番匠畠	下畠		2	5
7月27日	番匠畠	下畠			4
7月27日	番匠畠	下畠		3	15
7月27日	番匠畠	下畠		6	12
7月27日	番匠畠	下畠		8	
7月27日	番匠畠	下畠		2	28
7月27日	番匠畠	下畠			22
7月27日	番匠畠	下畠		2	3
7月27日	番匠畠	下畠			6
7月27日	番匠畠	下畠		1	1
7月27日	番匠畠	下畠			4
7月27日	番匠畠	下畠		6	20
7月27日	番匠畠	下畠			18
7月27日	番匠畠	下畠			24

(7)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月27日	番匠畠	下畠		2	12
7月27日	番匠畠	下畠	1	1	12
7月27日	番匠畠	下畠		1	22
7月27日	番匠畠	下畠			22
7月27日	番匠畠	下畠			20
7月27日	番匠畠	下畠		2	18
7月27日	番匠畠	下畠		1	6
7月27日	番匠畠	下畠		1	12
7月27日	番匠畠	下畠		1	10
7月27日	番匠畠	下畠		2	
7月27日	番匠畠	下畠		7	22
7月27日	番匠畠	下畠			24
7月27日	番匠畠	下畠		3	15
7月27日	番匠畠	下畠		5	21
7月27日	番匠畠	下畠		3	7
7月27日	番匠畠	下畠		1	27
7月27日	番匠畠	下畠		3	8
7月27日	番匠畠	下畠		2	6
7月27日	番匠畠	下畠			1
7月27日	番匠畠	下畠			18
7月27日	番匠畠	下畠		1	10
7月27日	番匠畠	下畠		3	10
7月27日	番匠畠	下畠		1	7
7月27日	番匠畠	下畠			14
7月27日	番匠畠	下畠			6
7月27日	番匠畠	下畠		1	5
7月27日	番匠畠	下畠		1	2
7月27日	番匠畠	下畠			12
7月27日	番匠畠	下畠		3	2
7月27日	番匠畠	下畠		3	19
7月27日	番匠畠	下畠			22
7月27日	番匠畠	下畠		3	25
7月27日	番匠畠	下畠			16
7月27日	番匠畠	下畠			4
7月27日	番匠畠	下畠			10
7月27日	番匠畠	下畠			3
7月27日	番匠畠	下畠		1	6
7月27日	番匠畠	下畠		3	10
7月27日	番匠畠	下畠		3	13
7月27日	番匠畠	下畠	1	1	10
7月27日	番匠畠	下畠			4
7月27日	番匠畠	下畠			18
7月27日	番匠畠	下畠		2	22
7月27日	番匠畠	下畠		2	17
7月27日	番匠畠	下畠			15
7月27日	番匠畠	下畠		1	19
7月27日	番匠畠	下畠			12
7月27日	番匠畠	下畠		1	20
7月27日	番匠畠	下畠			21
7月27日	天神西	下畠		3	9
7月27日	天神西	下畠		3	22
7月27日	天神西	下畠		1	24
7月27日	天神西	下畠		3	22
7月27日	天神西	下畠		2	18
7月27日	天神西	下畠		2	6
7月27日	天神西	下畠		4	12

(8)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月27日	天神西	下烟		5	
7月27日	天神西	下烟		2	17
7月27日	天神西	下烟		3	27
7月27日	天神西	下烟		2	
7月27日	天神西	下烟		3	25
7月28日	□休場	上田		1	24
7月28日	□休場	上田	1	1	22
7月28日	□休場	中田		1	20
7月28日	□休場	中田	2	2	6
7月28日	□休場	中田			22
7月28日	□休場	上田		3	15
7月28日	□休場	麦田		7	13
7月28日	□休場	麦田		1	10
7月28日	□休場	麦田	1		18
7月28日	□休場	上田		4	8
7月28日	西烟	下烟		4	3
7月28日	西烟	下烟		1	26
7月28日	西烟	下烟		4	29
7月28日	西烟	下烟		4	17
7月28日	西烟	下烟		3	
7月28日	西烟	下烟			27
7月28日	西烟	下烟		2	12
7月28日	西烟	中烟		6	11
7月28日	西烟	上烟		2	24
7月28日	西烟	上烟		2	25
7月28日	西烟	上烟		5	2
7月28日	西烟	中烟		1	12
7月28日	西烟	上烟		1	21
7月28日	西烟	上烟		3	15
7月28日	西烟	上烟		2	
7月28日	西烟	上烟		1	26
7月28日	西烟	上烟		3	18
7月28日	西烟	中烟		5	4
7月28日	西烟	下烟		8	22
7月28日	西烟	中烟		2	29
7月28日	西烟	中烟		1	26
7月28日	西烟	上烟		2	17
7月28日	西烟	上烟		2	8
7月28日	西烟	上烟		4	12
7月28日	西烟	上烟		1	22
7月28日	西烟	上烟		1	22
7月28日	西烟	上烟		2	7
7月28日	西烟	上烟		2	22
7月28日	西烟	中田		1	26
7月28日	西烟	中田		1	22
7月28日	西烟	上田		3	22
7月28日	西烟	上田		3	6
7月28日	西烟	上田		2	18
7月28日	西烟	上田		2	20
7月28日	西烟	上田		3	6
7月28日	西烟	中烟		1	18
7月28日	西烟	下烟			16
7月28日	西烟	中烟		3	
7月28日	西烟	中烟		3	6
7月28日	西烟	上烟		1	6
7月28日	西烟	下烟			21

(9)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月28日	西烟	上烟		2	21
7月28日	西烟	上烟		2	21
7月28日	西烟	上烟		2	27
7月28日	西烟	上烟		1	20
7月28日	西烟	中烟		2	10
7月28日	西烟	下烟		1	10
7月28日	西烟	中烟		1	21
7月28日	西烟	上烟		3	
7月28日	西烟	上烟			20
7月28日	西烟	下烟			10
7月28日	西烟	上烟		2	3
7月28日	西烟	上烟		3	22
7月28日	西烟	上烟		3	12
7月28日	西烟	上烟		5	
7月28日	西烟	上烟		5	5
7月28日	西烟	下烟		3	
7月28日	西烟	下烟		3	4
7月28日	西烟	中烟		1	15
7月28日	西烟	中烟		1	18
7月28日	西烟	中烟		1	19
7月28日	西烟	中烟		2	28
7月28日	東煙	中烟		2	7
7月28日	東煙	中烟		2	
7月28日	東煙	中烟		3	24
7月28日	東煙	下烟		1	26
7月28日	東煙	下烟		1	2
7月28日	東煙	下烟			28
7月28日	東煙	下烟		9	6
7月28日	東煙	下烟		3	15
7月28日	東煙	下烟		7	6
7月28日	東煙	下烟		6	27
7月28日	東煙	下烟		3	
7月28日	東煙	下烟		5	19
7月28日	東煙	下烟		3	27
7月28日	東煙	下烟			27
7月28日	東煙	下烟		5	6
7月28日	東煙	下烟		3	
7月28日	東煙	下烟		2	28
7月28日	東煙	下烟		2	3
7月28日	東煙	下烟		4	13
7月28日	東煙	下烟		6	2
7月28日	東煙	下烟		6	
7月28日	東煙	下烟		2	20
7月28日	東煙	下烟		4	10
7月28日	東煙	下烟		5	18
7月28日	東煙	下烟		5	2
7月28日	東煙	下烟		1	2
7月28日	ハととり煙	下烟		8	6
7月28日	ハととり煙	下烟		1	
7月28日	ハととり煙	下烟			12
7月28日	ハととり煙	下烟			10
7月28日	ハととり煙	下田			2
7月28日	ハととり煙	下田			4
7月28日	ハととり煙	下田			4
7月28日	ハととり煙	下烟		1	6

(10)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月28日	ハととり畑	下畠		2	
7月28日	ハととり畑	下畠		2	
7月28日	ハととり畑	下畠		7	
7月28日	ハととり畑	下畠		8	
7月28日	ハととり畑	下畠		1	
7月28日	ハととり畑	下畠		3	22
7月28日	ハととり畑	下畠		4	
7月28日	ハととり畑	下畠		3	5
7月28日	ハととり畑	下畠		4	
7月28日	ハととり畑	下畠		3	15
7月28日	ハととり畑	下畠		3	25
7月28日	ハととり畑	下畠		4	6
7月28日	ハととり畑	下畠		4	7
7月28日	ハととり畑	下畠		4	13
7月28日	ハととり畑	下畠		2	24
7月28日	ハととり畑	下畠		1	15
7月28日	ハととり畑	下畠		1	20
7月28日	ハととり畑	下畠		3	5
7月28日	ハととり畑	下畠		1	10
7月28日	東畠	下畠			20
7月28日	東畠	下畠		1	18
7月28日	東畠	下畠			24
7月28日	東畠	下畠		2	8
7月28日	東畠	下畠		5	2
7月28日	東畠	下畠		3	18
7月28日	東畠	下畠		3	7
7月28日	東畠	下畠		5	24
7月28日	東畠	下畠		7	
7月28日	東畠	下畠		3	16
7月28日	東畠	下畠		4	
7月28日	東畠	下畠		4	15
7月28日	西畠	下畠		5	2
7月28日	西畠	下畠		4	16
7月28日	西畠	下畠		3	
7月28日	西畠	下畠		3	20
7月28日	西畠	下畠		3	
7月28日	西畠	下畠		2	20
7月28日	西畠	下畠		3	15
7月28日	西畠	下畠		5	16
7月28日	西畠	下畠		3	1
7月28日	西畠	下畠		1	3
7月28日	西畠	下畠		3	
7月28日	西畠	下畠		3	7
7月28日	西畠	中畠		6	10
7月28日	西畠	上畠	1	2	
7月28日	西畠	上畠		3	8
7月28日	西畠	上畠		3	20
7月28日	西畠	上畠		1	25
7月28日	西畠	上畠		5	18
7月28日	西畠	上畠		1	28
7月28日	西畠	上畠		1	28
7月28日	西畠	上畠		2	17
7月28日	西畠	中畠		1	22
7月28日	西畠	中畠		2	7
7月28日	西畠	中畠		4	6
7月28日	西畠	下畠		5	19
7月28日	西畠	下畠		4	10

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月28日	西畠	下畠		1	28
7月28日	西畠	下畠	1	1	22
7月28日	西畠	下畠		1	25
7月28日	西畠	下畠	1		18
7月28日	西畠	下畠		7	10
7月28日	西畠	下畠		1	15
7月28日	西畠	下畠		1	14
7月28日	西畠	下畠			16
7月28日	西畠	下畠		1	22
7月28日	西畠	下畠		1	22
7月28日	天神西	下畠			21
7月28日	天神西	下畠			15
7月28日	天神西	下畠		2	13
7月28日	天神西	中畠		6	7
7月28日	天神西	中畠		4	6
7月28日	天神西	中畠		4	7
7月28日	天神西	中畠		5	14
7月28日	天神西	下畠		1	12
7月28日	天神西	下畠		1	18
7月28日	天神西	下畠		3	15
7月28日	あしの尻	下畠		5	11
7月28日	あしの尻	下田		2	27
7月28日	あしの尻	下田	1	3	1
7月28日	あしの尻	下田		3	1
7月28日	あしの尻	下田		2	3
7月28日	あしの尻	中田	1	2	9
7月28日	あしの尻	下田		6	17
7月28日	あしの尻	下田		2	27
7月28日	あしの尻	下田		1	21
7月28日	あしの尻	下田		4	20
7月28日	あしの尻	下田		2	28
7月28日	あしの尻	下田	1		
7月28日	あしの尻	下田			18
7月28日	あしの尻	下田			18
7月28日	あしの尻	下田			21
7月29日	前の裏地	下田		4	2
7月29日	前の裏地	下田			26
7月29日	前の裏地	下田	1		21
7月29日	前ノ田	下畠			4
7月29日	前ノ田	下畠			9
7月29日	前ノ田	下田		1	10
7月29日	前ノ田	下田		1	15
7月29日	前ノ田	下田			3
7月29日	前ノ田	下田			23
7月29日	前ノ田	下田			12
7月29日	前ノ田	下田			2
7月29日	前ノ田	下田		3	2
7月29日	前ノ田	下田		1	
7月29日	前ノ田	下田			18
7月29日	前ノ田	下田			7
7月29日	前ノ田	下田		9	14
7月29日	前ノ田	下田		4	17
7月29日	前ノ田	中田		5	6
7月29日	前ノ田	下畠		1	
7月29日	前ノ田	中田		4	23
7月29日	前ノ田	下畠			12

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月29日	前ノ田	上田		6	9
7月29日	前ノ田	上田		1	
7月29日	前ノ田	上田		10	
7月29日	前ノ田	上田	1	1	22
7月29日	前ノ田	上田		4	24
7月29日	前ノ田	下田		6	26
7月29日	前ノ田	中田		4	15
7月29日	前ノ田	下田		6	
7月29日	前ノ田	下田		1	27
7月29日	前ノ田	下田		1	6
7月29日	前ノ田	下田		5	19
7月29日	前ノ田	下田		2	
7月29日	前ノ田	下田		8	
7月29日	前ノ田	下田		3	
7月29日	前ノ田	下田		6	15
7月29日	前ノ田	下田		1	6
7月29日	前ノ田	下田		6	25
7月29日	前ノ田	下田		7	10
7月29日	前ノ田	下田		2	5
7月29日	前ノ田	下田		8	2
7月29日	前ノ田	下田			27
7月29日	前ノ田	上田		9	27
7月29日	前ノ田	上田		2	21
7月29日	前ノ田	中畠		1	5
7月29日	前ノ田	中畠		5	20
7月29日	前ノ田	中田			20
7月29日	前ノ田	下田			10
7月29日	前ノ田	下田			24
7月29日	前ノ田	下田		2	3
7月29日	前ノ田	下田		4	17
7月29日	前ノ田	下田			27
7月29日	前ノ田	下田		2	3
7月29日	前ノ田	下田		2	24
7月29日	前ノ田	下田		3	25
7月29日	又六田	中田		3	20
7月29日	又六田	中田		5	
7月29日	又六田	中田		9	20
7月29日	又六田	中田		4	1
7月29日	又六田	中田		3	3
7月29日	又六田	下田		2	5
7月29日	東田	上田		6	20
7月29日	東田	上田		6	8
7月29日	東田	麦田		4	11
7月29日	東田	麦田		3	15
7月29日	東田	麦田		2	14
7月29日	東田	麦田	1	1	18
7月29日	東田	麦田		5	25
7月29日	三反田	上田		6	3
7月29日	三反田	上田		4	15
7月29日	三反田	下畠		2	
7月29日	三反田	中畠		4	17
7月29日	三反田	中畠			22
7月29日	三反田	中畠		2	12
7月29日	三反田	上田		6	27
7月29日	東田	上田		6	2
7月29日	東田	上田		2	9

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月29日	東田	上田		4	5
7月29日	東田	上田		1	24
7月29日	東田	上田		5	12
7月29日	東田	上田		3	25
7月29日	阿原田	上田		2	18
7月29日	阿原田	上田		3	29
7月29日	阿原田	下田		1	10
7月29日	阿原田	下田		4	15
7月29日	阿原田	上田		3	4
7月29日	阿原田	下田			25
7月29日	阿原田	下田			25
7月29日	阿原田	下田			4
7月29日	阿原田	下田		8	12
7月29日	三反田	下田		1	10
7月29日	三反田	麦田		6	9
7月29日	三反田	上田		3	6
7月29日	三反田	上田		4	15
7月29日	三反田	上田		8	16
7月29日	三反田	麦田		5	6
7月29日	三反田	上田		6	24
7月29日	三反田	上田		7	27
7月29日	三反田	上田		2	3
7月29日	三反田	中田		1	6
7月29日	三反田	中畠		7	1
7月29日	三反田	中田		1	10
7月29日	三反田	中田			15
7月29日	阿原田	下田		7	21
7月29日	阿原田	下田		2	
7月29日	阿原田	下田		1	6
7月29日	阿原田	下田		4	18
7月29日	阿原田	下田		6	18
7月29日	阿原田	下田		7	14
7月29日	阿原田	下田		3	10
8月1日	足中免	中田			24
8月1日	足中免	下畠		2	
8月1日	足中免	下畠			18
8月1日	足中免	下畠			4
8月1日	足中免	下畠		5	10
8月1日	足中免	下畠	1	9	18
8月1日	二つおき	中田		7	12
8月1日	三反田	中畠		7	10
8月1日	三反田	下畠		1	5
8月1日	三反田	下畠		1	15
8月1日	三反田	下畠			24
8月1日	三反田	下畠		5	7
8月1日	三反田	下畠		2	17
8月1日	三反田	下畠		4	8
8月1日	三反田	下田		3	
8月1日	横堀	下田		4	24
8月1日	横堀	下田			2
8月1日	神田	麦田		4	21
8月1日	神田	上田		5	6
8月1日	神田	麦田		7	24
8月1日	神田	中田		2	17
8月1日	神田	麦田		2	20
8月1日	神田	中田		2	25

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
8月1日	神田	上田		3	6
8月1日	神田	上田		5	
8月1日	神田	下田		18	
8月1日	神田	下田		1	8
8月1日	神田	中田		3	7
8月1日	神田	麦田		6	15
8月1日	神田	上田		1	4
8月1日	神田	麦田		5	26
8月1日	神田	麦田		3	25
8月1日	神田	中田		1	15
8月1日	神田	上田		5	6
8月1日	神田	中田		5	28
8月1日	神田	下田		3	2
8月1日	神田	下田		4	27
8月1日	神田	下田		4	
8月1日	神田	中田		1	10
8月1日	神田	麦田		7	
8月1日	神田	中田			24
8月1日	神田	下田		8	
8月1日	神田	下田		2	18
8月1日	神田	下田			10
8月1日	神田	中田		3	15
8月1日	神田	下烟			21
8月1日	神田	麦田		6	29
8月1日	神田	麦田		1	9
8月1日	神田	上田		6	28
8月1日	栗田	中田		4	6
8月1日	栗田	麦田		1	5
8月1日	栗田	下烟			1
8月1日	栗田	上田		2	
8月1日	栗田	麦田		7	26
8月1日	栗田	麦田		1	2
8月1日	栗田	麦田		1	25
8月1日	栗田	下烟			24
8月1日	栗田	麦田		2	
8月1日	栗田	麦田		5	18
8月1日	栗田	中田		5	22
8月1日	栗田	下烟			3
8月1日	坊地	中烟		1	26
8月1日	坊地	下烟			8
8月1日	坊地	中烟		3	10
8月1日	坊地	中烟		2	18
8月1日	坊地	中烟		2	2
8月1日	坊地	上烟		4	14
8月1日	坊地	中烟			6
8月1日	坊地	中烟		3	25
8月1日	坊地	中烟		2	4
8月1日	坊地	中烟		2	4
8月1日	坊地	下烟			9
8月1日	坊地	中烟			6
8月1日	坊地	下烟		4	28
8月1日	坊地	中烟		3	25
8月1日	坊地	中烟			20
8月1日	坊地	中烟			3
8月1日	坊地	中烟		4	16

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
8月1日	坊地	中烟		1	22
8月1日	坊地下	下烟			28
8月1日	坊地下	下烟			24
8月1日	坊地下	下烟			8
8月1日	坊地下	下烟		1	10
8月1日	□	中田		6	18
8月1日	□	中田		3	
8月1日	□	中田		1	16
8月1日	坊地下	下烟		1	12
8月1日	坊地下	下烟			15
8月1日	坊地下	中田			14
8月1日	坊地下	下田			3
8月1日	坊地下	中田			10
8月1日	坊地下	中田			3
8月1日	坊地下	中田			3
8月1日	坊地下	下烟			4
8月1日	坊地下	下烟			12
8月1日	宮沢	下田			18
8月1日	宮沢	下田			8
8月1日	宮沢	下田			2
8月1日	宮沢	下田		5	18
8月1日	宮沢	中田		4	11
8月1日	宮沢	中田		2	21
8月1日	宮沢	中田		4	16
8月1日	宮沢	中田		4	5
8月1日	宮沢	中田		8	26
8月1日	宮沢	中田		3	1
8月1日	宮沢	下田		1	15
8月1日	宮沢	中田		1	18
8月1日	宮沢	中田		6	2
8月1日	宮沢	中田		2	14
8月1日	宮沢	下田		1	5
8月1日	宮沢	下田		4	16
8月1日	宮沢	下田		1	7
8月1日	かたなし河原	下烟			15
8月1日	かたなし河原	下烟			2
8月1日	かたなし河原	下烟			18
8月1日	かたなし河原	下烟		3	10
8月1日	かたなし河原	下烟		2	12
8月1日	かたなし河原	下田	1		7
8月1日	かたなし河原	下田			6
8月1日	かたなし河原	下田		1	26
8月1日	かたなし河原	下田		1	2
8月1日	かたなし河原	下田		3	6
8月1日	かたなし河原	下煙			12
8月1日	同川はた	下田		1	18
8月1日	同川はた	下田			28
8月1日	同川はた	下田		1	29
8月1日	同川はた	下田		2	9
8月1日	かたなし河俣	下田		1	25
8月1日	かたなし河俣	下田			28
8月1日	かたなし河俣	下田		1	19
8月1日	かたなし河俣	下田		2	12
8月1日	かたなし河俣	下田		4	27
8月1日	かたなし河俣	下田		2	15
8月1日	かたなし河俣	下田		1	5

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
8月1日	かたなし河俣	下田		28	
8月1日	かたなし河俣	下田	6	2	
8月1日	かたなし河俣	下田	4	6	
8月1日	かたなし河俣	下田	2	20	
8月1日	かたなし河俣	下田	1	10	
8月1日	かたなし河俣	下田	3	19	
8月1日	かたなし河俣	下畠	4		
8月1日	かたなし河俣	下田	2	26	
8月1日	かたなし河俣	下畠	1	12	
8月1日	かたなし河俣	下田	2		
8月1日	かたなし河俣	下田		26	
8月1日	かたなし河俣	下田	1	12	
8月1日	かたなし河俣	下田	3	18	
8月1日	かたなし河俣	下畠		13	
8月1日	かたなし河俣	下畠		6	
8月1日	かたなし河俣	下田	3	15	
8月1日	かたなし河俣	下畠		20	
8月1日	かたなし河俣	下畠		12	
8月1日	かたなし河俣	下田	2	16	
8月1日	かたなし河俣	下田	3	21	
8月1日	かたなし河俣	下畠		9	
8月1日	かたなし河俣	下畠		6	
8月1日	かたなし河俣	下田		12	
8月1日	かたなし河俣	下田		13	
8月1日	かたなし河俣	下田		24	
8月1日	かたなし川は	下田		29	
8月1日	かたなし川は	下田	1	18	
8月1日	同河原	下畠	2	24	
8月1日	同河原	下田	4	27	
8月1日	かたなし河原	下畠	2	4	
8月1日	かたなし河原	下畠	6	28	
8月1日	かたなし河原	下畠	1	20	
8月1日	かたなし河原	下畠	2	5	
8月1日	かたなし河原	下畠	1	18	
8月1日	かたなし河原	下畠	4	24	
8月1日	かたなし河原	下畠	1		
8月1日	かたなし河原	下田	8	26	
8月1日	かたなし河原	下畠	2	20	
8月1日	かたなし河原	下畠	3	6	
8月1日	かたなし河原	下田		4	
8月1日	かたなし河原	下畠	2	28	
8月1日	かたなし河原	下田	8		
8月1日	かたなし河原	下田	7	10	
8月1日	かたなし河原	中田	6	19	
8月1日	かたなし河原	中田	3	10	
8月1日	かたなし河原	上田	2	23	
8月1日	かたなし河原	上田	5	2	
8月1日	かたなし河原	中田	7	3	
8月1日	かたなし河原	中田		8	
8月1日	かたなし河原	上田	1	10	
8月1日	かたなし河原	下田	1		
8月1日	かたなし河原	下田	1	15	
8月1日	かたなし河原	中田	4	25	
8月1日	かたなし河原	中田	2	15	
8月1日	かたなし河原	下田	2	13	
8月1日	かたなし河原	下田		20	

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
8月1日	かたなし河原	下田		1	2
8月1日	かたなし河原	下田		5	9
8月1日	かたなし河原	下田		2	20
8月2日	御堂ノ下	下畠		1	18
8月2日	御堂ノ下	下田	1	1	1
8月2日	御堂ノ下	下田	3	19	
8月2日	御堂ノ下	下田			13
8月2日	御堂ノ下	中田			9
8月2日	御堂ノ下	中田	1		3
8月2日	御堂ノ下	上田	2	22	
8月2日	御堂ノ下	下田	1	10	
8月2日	御堂ノ下	下田			24
8月2日	御堂ノ下	中田	1		8
8月2日	御堂ノ下	下田	2	12	
8月2日	御堂ノ下	下田			6
8月2日	御堂ノ下	下田	5	12	
8月2日	御堂ノ下	下田			23
8月2日	御堂ノ下	下田	1		6
8月2日	御堂ノ下	下田			2
8月2日	御堂下	下田	4	21	
8月2日	御堂下	下田			24
8月2日	御堂下	中田	8	29	
8月2日	御堂下	中田	9	17	
8月2日	御堂下	下田	2	2	
8月2日	御堂下	下畠	1	15	
8月2日	御堂下	中田	5	10	
8月2日	御堂下	下畠	1		
8月2日	御堂下	中田	1		6
8月2日	御堂下	下田	1		3
8月2日	御堂下	中田	1	3	6
8月2日	御堂下	中田	4	8	
8月2日	御堂下	中田	1		12
8月2日	御堂ノ下	上田	1	1	3
8月2日	御堂ノ下	下田	3	2	
8月2日	御堂ノ下	下畠			5
8月2日	御堂ノ下	上田	1	1	15
8月2日	御堂ノ下	中田	4	16	
8月2日	御堂ノ下	下畠			15
8月2日	御堂ノ下	下畠			1
8月2日	御堂ノ下	下畠			6
8月2日	御堂ノ下	中田	8	17	
8月2日	御堂ノ下	下畠	4	12	
8月2日	御堂ノ下	下畠	3	20	
8月2日	御堂ノ下	中畠	1	1	6
8月2日	御堂ノ下	中畠	6	7	
8月2日	御堂ノ下	下畠	6	15	
8月2日	御堂ノ下	下畠	4	12	
8月2日	御堂ノ下	下畠	8	22	
8月2日	御堂ノ下	下畠	2	16	
8月2日	御堂ノ下	下畠	2	24	
8月2日	御堂ノ下	下畠	1	20	
8月2日	御堂ノ下	下畠	1	9	
8月2日	御堂ノ下	下畠	1	16	
8月2日	御堂ノ下	下畠	5	26	
8月2日	御堂ノ下	下畠	1	24	
8月2日	御堂ノ下	下畠	2	16	
8月2日	御堂ノ下	下畠	1	6	

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
8月2日	御堂ノ下	下烟		5	18
8月2日	御堂ノ下	下烟		3	18
8月2日	御堂西	下烟		3	1
8月2日	御堂西	下烟		1	18
8月2日	御堂西	下烟		7	
8月2日	御堂西	下烟			16
8月2日	御堂西	下烟			12
8月2日	御堂西	下烟	1	1	12
8月2日	御堂西	下烟		3	6
8月2日	御堂西	下烟		7	27
8月2日	御堂西	下烟		3	3
8月2日	御堂西	下烟		2	14
8月2日	御堂西	下烟		2	5
8月2日	御堂西	下烟		1	12
8月2日	御堂西	下烟			24
8月2日	御堂西	下烟		1	2
8月2日	御堂西	下烟		3	10
8月2日	御堂西	下烟		1	15
8月2日	御堂西	下烟		2	6
8月2日	御堂西	下烟		5	15
8月2日	御堂西	下烟		4	19
8月2日	御堂西	下烟		4	20
8月2日	御堂西	下烟		2	27
8月2日	御堂西	中烟		4	23
8月2日	御堂西	中烟		3	7
8月2日	御堂西	中烟		6	20
8月2日	御堂西	下烟		2	2
8月2日	御堂西	下田		3	2
8月2日	神ノ木下	下田		1	2
8月2日	神ノ木下	下田			19
8月2日	神ノ木下	下田		1	10
8月2日	神ノ木下	下田		4	7
8月2日	神ノ木下	下田		1	2
8月2日	神ノ木下	下田		6	17
8月2日	神ノ木下	上烟		5	18
8月2日	桶ノ口	下烟		3	1
8月2日	桶ノ口	下烟		1	9
8月2日	桶ノ口	下烟			12
8月2日	桶ノ口	下烟			9
8月2日	桶ノ口	上田		5	11
8月2日	桶ノ口	上田		4	20
8月2日	桶ノ口	上田		2	3
8月2日	桶ノ口	麦田		4	6
8月2日	桶ノ口	麦田		8	24
8月2日	桶ノ口	上田		7	26
8月2日	桶ノ口	上田		6	29
8月2日	御堂西	下烟		6	19
8月2日	御堂西	下烟		7	14
8月2日	御堂西	下烟		6	12
8月2日	御堂西	下烟		5	16
8月2日	御堂西	下烟		4	
8月2日	御堂西	下烟		2	9
8月2日	御堂西	下烟	1	2	
8月2日	御堂西	下烟			8
8月2日	御堂西	下烟		2	24
8月2日	御堂西	中烟	1	2	29

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
8月2日	御堂西	中烟		9	12
8月2日	御堂西	下烟		6	20
8月2日	御堂西	上烟		2	
8月2日	御堂西	上烟		1	16
8月2日	御堂西	上烟		2	
8月2日	御堂西	下烟		5	
8月2日	御堂西	中烟		2	20
8月2日	御堂西	中烟		2	16
8月2日	御堂西	下烟		3	14
8月2日	御堂西	下烟		1	18
8月2日	御堂西	中烟		1	20
8月2日	御堂西	下烟			7
8月2日	御堂西	下烟		4	16
8月2日	御堂西	下烟		2	
8月2日	桶ノ口	下烟			20
8月2日	桶ノ口	下烟			4
8月2日	桶ノ口	下烟			17
8月2日	桶ノ口	下烟			6
8月2日	桶ノ口	下烟			28
8月2日	北之堀	中田		5	4
8月2日	北之堀	下烟		1	10
8月2日	北之堀	中田		2	16
8月2日	北之堀	中田		2	12
8月2日	北之堀	中田		9	5
8月2日	北之堀	中田		2	24
8月2日	北之堀	中田			18
8月2日	北之堀	中田		1	12
8月2日	北之堀	中田			5
8月2日	北之堀	中田		1	19
8月2日	北之堀	中田		4	10
8月2日	北之堀	下烟			16
8月2日	北之堀	下烟			12
8月2日	北之堀	中田		1	12
8月2日	北之堀	中田			22
8月2日	北之堀	下烟			6
8月2日	北之堀	下烟			6
8月2日	北之堀	下烟			4
8月2日	北之堀	下烟			8
8月2日	北之堀	下烟			6
8月2日	北之堀	下烟			8
8月2日	北之堀	下烟			8
8月2日	北之堀	下烟			12
8月2日	北之堀	下烟			16
8月2日	北之堀	下烟			8
8月2日	北之堀	中田		4	19
8月2日	北之堀	中田		2	25
8月2日	北之堀	下田			8
8月2日	北之堀	中田		1	20
8月2日	北之堀	下田			26
8月2日	北之堀	下烟			6
8月2日	北之堀	下田		1	26
8月2日	北之堀	下田		4	16
8月2日	北之堀	下田		2	2
8月2日	北之堀	下田		1	5
8月2日	北之堀	下田			20
8月2日	北之堀	下田		2	19

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
8月2日	西明寺	下烟		6	18
8月2日	西明寺	下烟		3	14
8月2日	西明寺	下烟		1	
8月2日	西明寺	下田			25
8月2日	西明寺	中田		4	20
8月2日	西明寺	中田		7	22
8月2日	西明寺	中田	1	1	1
8月2日	西明寺	下烟			12
8月2日	西明寺	中田		8	10
8月2日	西明寺	中田		2	24
8月2日	西明寺	上田		8	
8月2日	西明寺	上田		4	23
8月2日	西明寺	上烟		3	10
8月2日	西明寺	上烟		4	6
8月2日	西明寺	中烟		6	
8月2日	西明寺	中烟		3	5
8月3日	西明寺	下烟		2	
8月3日	北之堀	下田			10
8月3日	北之堀	下田			4
8月3日	北之堀	下田		1	
8月3日	北之堀	下田			16
8月3日	北之堀	下烟			2
8月3日	北之堀	下烟			7
8月3日	北之堀	下烟			8
8月3日	お志も	下烟			8
8月3日	お志も	下烟			16
8月3日	お志も	下烟			16
8月3日	お志も	下烟	1	2	
8月3日	お志も	下烟		1	
8月3日	お志も	下烟			22
8月3日	お志も	下田	1	2	
8月3日	お志も	下田		2	28
8月3日	お志も	下田		2	5
8月3日	お志も	下田		4	9
8月3日	お志も	下田		2	11
8月3日	お志も	下田	1	19	
8月3日	お志も	下田		3	22
8月3日	お志も	下田			7
8月3日	お志も	下烟			6
8月3日	お志も	下田		4	25
8月3日	お志も	下烟		8	8
8月3日	お志も	下烟	1	25	
8月3日	お志も	下烟			2
8月3日	お志も	下烟			2
8月3日	お志も	下烟			4
8月3日	お志も	下烟			4
8月3日	お志も	下烟	2	21	
8月3日	お志も	下烟	1	3	10
8月3日	お志も	下烟			15
8月3日	押前	下烟			10
8月3日	押前	下烟		1	15
8月3日	押前	下烟			12
8月3日	押前	下烟			15
8月3日	押前	下烟		1	2
8月3日	押前	下烟		3	27
8月3日	押前	下烟			10

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
8月3日	押前	下烟		1	8
8月3日	押前	下烟			27
8月3日	押前	下烟		2	24
8月3日	押前	下烟		1	8
8月3日	押前	下烟			7
8月3日	押前	下烟		4	15
8月3日	押前	下烟		4	15
8月3日	押前	下烟		5	10
8月3日	押前	下烟		2	18
8月3日	押前	下烟		1	26
8月3日	押前	下烟			2
8月3日	押前	下烟			4
8月3日	押前	下烟		1	18
8月3日	清水	下烟			15
8月3日	清水	下烟			8
8月3日	清水	下田			12
8月3日	清水	下田			13
8月3日	清水	下烟			8
8月3日	清水	下田			4
8月3日	清水	下田			12
8月3日	清水	下田			7
8月3日	清水	下烟			10
8月3日	清水	下田			6
8月3日	清水	下烟			2
8月3日	清水	下烟			20
8月3日	清水	下烟			24
8月3日	清水	下烟		9	2
8月3日	清水	下烟		4	3
8月3日	清水	下烟			28
8月3日	清水	下烟		1	5
8月3日	清水	下烟		4	1
8月3日	清水	下烟		6	5
8月3日	清水	下烟		7	10
8月3日	お志も	下烟			20
8月3日	お志も	下烟		6	25
8月3日	お志も	下烟		3	24
8月3日	お志も	下烟		4	1
8月3日	お志も	下烟		3	6
8月3日	お志も	下烟		2	25
8月3日	お志も	下烟		3	6
8月3日	お志も	下烟		1	22
8月3日	お志も	下烟		4	6
8月3日	お志も	下烟		2	
8月3日	お志も	下烟			9
8月3日	お志も	下烟		4	12
8月3日	お志も	下烟		3	
8月3日	お志も	下烟		2	11
8月3日	お志も	下烟		3	26
8月3日	お志も	下烟		3	29
8月3日	小山寺	下烟	1	7	2
8月3日	小山寺	下烟			6
8月3日	小山寺	下烟		6	12
8月3日	小山寺	下烟		1	6
8月3日	お志も	下烟		5	10
8月3日	お志も	下烟		6	
8月3日	お志も	下烟		4	22

## 第二節 歴史環境—白山城下の景観

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
8月3日	お志も	下烟		1	18
8月3日	お志も	下烟		6	10
8月3日	お志も	下烟		2	10
8月3日	お志も	下烟		2	24
8月3日	お志も	下烟		2	
8月3日	小山	下烟		3	
8月3日	小山	下烟		6	
8月3日	小山	下烟		2	
8月3日	小山	下烟		2	
8月3日	小山	下烟		2	
8月3日	小山	下烟		16	
8月3日	お志も下堀	下田		1	2
8月3日	お志も下堀	下田		16	
8月3日	お志も下堀	下田		1	14
8月3日	お志も下堀	下田		10	
8月3日	お志も下堀	下田		2	
8月3日	お志も下堀	下烟		4	
8月3日	お志も下堀	下田		6	
8月3日	お志も下堀	下田		3	
8月3日	お志も下堀	下田		24	
8月3日	お志も下堀	下田		2	
8月3日	上／山	下烟		20	
8月3日	上／山	下烟		24	
8月3日	上／山	下烟		1	15
8月3日	上／山	下烟		9	
8月3日	上／山	下烟		1	25
8月3日	上／山	下烟		1	2
8月3日	上／山	下烟		1	
8月3日	上／山	下烟		1	2
8月3日	上／山	下烟		13	
8月3日	上／山	下烟		15	
8月3日	上／山	下烟		4	
8月3日	上／山	下烟		2	18
8月3日	上／山	下烟		21	
8月3日	上／山	下烟		1	12
8月3日	上／山	下烟		2	17
8月3日	上／山	下烟		1	
8月3日	上／山	下烟		4	18
8月3日	上／山	下烟		2	24
8月3日	上／山	下烟		5	11
8月3日	上／山	下烟		14	
8月3日	上／山	下烟		16	
8月3日	上／山	下烟		3	8
8月3日	上／山	下田		1	18
8月3日	上／山	下田		1	12
8月3日	上／山	下田		1	1
8月3日	上／山	下烟		7	
8月3日	上／山	下烟		12	
8月3日	上／山	下烟		9	
8月3日	上／山	下烟		14	
8月3日	上／山	下烟		2	24
8月3日	上／山	下烟		1	28
8月3日	上／山	下烟		4	
8月3日	上／山	下烟		4	
8月3日	上／山	下烟		1	6
8月3日	上／山	下烟		12	

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
8月3日	上／山	下烟			8
8月3日	上／山	下烟			28
8月3日	上／山	下烟			8
8月3日	上／山	下烟			15
8月3日	上／山	下烟			20
8月3日	上／山	下烟			10
8月3日	上／山	下烟			8
8月3日	上／山	下烟			8
8月3日	上／山	下烟			2
8月3日	上／山	下烟			4
8月3日	上／山	下烟			4
8月3日	上／山	下烟			10
8月3日	上／山	下烟			10
8月3日	上／山	下烟			4
8月3日	上／山	下烟			12
8月3日	上／山	下烟			25
8月3日	上／山	下烟			10
8月3日	上／山	下烟			20
8月3日	上／山	下烟			20
8月3日	上／山	下烟			6
8月3日	上／山	下烟			9
8月3日	上／山	下烟			1
8月3日	上／山	下烟			4
8月3日	上／山	下烟			2
8月3日	上／山	下田			4
8月3日	上／山	下田			26
8月3日	上／山	下田			22
8月3日	上／山	下田			1
8月3日	上／山	下田			2
8月3日	上／山	下田			18
8月3日	上／山	中田			2
8月3日	上／山	上田			17
8月3日	上／山	下田			24
8月3日	上／山	下田			14
8月3日	上／山	下田			24
8月3日	上／山	中田			6
8月3日	上／山	上田			4
8月3日	上／山	上田			18
8月3日	上／山	上田			25
8月3日	上／山	中田			1
8月3日	上／山	中田			12
8月3日	上／山	中田			28
8月3日	上／山	中田			27
8月3日	上／山	下田			2
8月3日	上／山	下田			22
8月3日	上／山	下田			15
8月3日	上／山	下田			9
8月3日	上／山	下田			16
8月3日	上／山	下田			18
8月3日	上／山	下田			14
8月3日	上／山	上田			24
8月3日	上／山	上田			1
8月3日	上／山	上田			24
8月3日	上／山	上田			4
8月3日	上／山	下田			17
8月3日	上／山	下田			25
8月3日	上／山	下田			1
8月3日	上／山	下田			15
8月3日	上／山	下田			9
8月3日	上／山	下田			16
8月3日	上／山	下田			18
8月3日	上／山	下田			14
8月3日	上／山	上田			1
8月3日	上／山	上田			24
8月3日	上／山	上田			4
8月3日	上／山	下田			17
8月3日	上／山	下田			25
8月3日	上／山	下田			1
8月3日	上／山	下田			15
8月3日	上／山	下田			6
8月3日	上／山	下田			24
8月3日	上／山	下田			26
8月3日	上／山	下田			6
8月3日	上／山	下田			2

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
8月3日	上ノ山	下畠			24
8月3日	上ノ山	下畠			2
8月3日	上ノ山	下畠			8
8月3日	上ノ山	下畠	1	8	
8月3日	上ノ山	下畠	1	3	
8月3日	上ノ山	下畠			25
8月3日	上ノ山	下畠			18
8月3日	上ノ山	下畠	1	9	
8月3日	上ノ山	下畠			26
8月3日	上ノ山	下畠			20
8月3日	上ノ山	下畠	1	20	
8月3日	上ノ山	下畠			29
8月3日	上ノ山	下畠	2	5	
8月3日	上ノ山	下畠	1	2	
8月3日	上ノ山	下畠			6
8月3日	上ノ山	下畠			16
8月3日	上ノ山	下畠	1	1	
8月3日	上ノ山	下畠			3
8月3日	上ノ山	下畠			4
8月3日	上ノ山	下畠			4
8月3日	上ノ山	下畠			8
8月3日	上ノ山	下畠			8
8月3日	上ノ山	下畠			21
8月3日	上ノ山	下畠			24
8月3日	屋敷裏	下畠			1 25
8月3日	屋敷裏	下畠			1 15
8月3日	屋敷裏	下畠			1 5
8月3日	上ノ山	下畠			1 2
8月3日	上ノ山	下畠			28
8月3日	上ノ山	下畠			1 14
8月3日	上ノ山	下畠			1 1
8月3日	裏地	下畠			2 15

29

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
8月3日	裏地	下畠		1	2
8月3日	裏地	下畠		1	5
8月3日	裏地	下畠		1	26
8月3日	金山前	下畠		1	26
8月3日	金山前	下畠		1	9
8月3日	金山前	下畠		2	3
8月3日	下屋敷	下畠		1	26
8月3日	下屋敷	下畠			24
8月3日	下屋敷	下畠		1	15
8月3日	下屋敷	下畠		2	10
8月3日	裏地	下畠		1	14
8月3日	裏地	下畠		1	1
8月3日	裏地	下畠		1	6
8月3日	原	下畠		2	3
8月3日	原	下畠		5	4
8月3日	原	下畠			18
8月3日	原	下畠			28
8月3日	裏地	下畠		1	10
8月3日	裏地	下畠			2
8月3日	原	下畠			8
8月3日	原	下畠		1	10
8月3日	原	下畠		1	8
8月3日	原	下畠		1	14
8月3日	原	下畠			28
8月3日	原	下畠		2	
8月3日	原	下畠		2	5
8月3日	原	下畠			4
8月3日	原	下畠			4
8月3日	原	下畠		2	3
8月3日	原	下畠		1	2
8月3日	上ノ山／内	下畠			1

29

第5表 北宮地地内検地帳

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月17日	堀はた	麦田	1	1	4
7月17日	堀はた	麦田			10
7月17日	堀はた	麦田			13
7月17日	堀はた	上田			19
7月17日	堀はた	上田			19
7月17日	わにつか	上田	3	27	
7月17日	わにつか	上田			2
7月17日	わにつか	麦田	1	2	7
7月17日	くぼ田	上田	3	5	
7月17日	くぼ田	麦田	1	14	
7月17日	くぼ田	麦田		3	2
7月17日	くぼ田	中田	1	1	10
7月17日	くぼ田	麦田	1	1	15
7月17日	くぼ田	麦田		9	12
7月17日	堀はた	上田		7	6
7月17日	堀はた	麦田	1	1	12
7月17日	わにつか	麦田		1	19
7月17日	わにつか	麦田		2	22

(1)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月17日	わにつか	麦田		3	2
7月17日	わにつか	麦田		7	28
7月17日	わにつか	中畠		3	2
7月17日	わにつか	麦田		4	6
7月17日	わにつか	上田			18
7月17日	わにつか	上田		1	2
7月17日	わにつか	上田		1	27
7月17日	わにつか	上田		2	11
7月17日	わにつか	麦田		2	10
7月17日	わにつか	麦田		2	6
7月17日	わにつか	上田		2	14
7月17日	わにつか	上田		3	14
7月17日	わにつか	上田		2	4
7月17日	わにつか	中田		1	22
7月17日	わにつか	中田		2	12
7月17日	わにつか	中田		10	26
7月17日	わにつか	中田		3	7
7月17日	わにつか	麦田		5	10

(2)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月17日	わにつか	麦田		3	18
7月17日	わにつか	麦田		3	1
7月17日	わにつか	麦田		5	11
7月17日	わにつか	麦田		5	
7月17日	わにつか	麦田		4	26
7月17日	わにつか	麦田		8	16
7月17日	わにつか	上田		3	24
7月17日	わにつか	上田		3	6
7月17日	わにつか	上田		1	
7月17日	わにつか	上田		1	21
7月17日	わにつか	麦田		5	13
7月17日	わにつか	麦田		3	
7月17日	わにつか	麦田		1	10
7月17日	わにつか	麦田		6	15
7月17日	わにつか	麦田		9	13
7月17日	わにつか	麦田		2	2
7月17日	わにつか	麦田		1	5
7月17日	わにつか	麦田		9	24
7月17日	わにつか	麦田		2	21
7月17日	わにつか	麦田		2	13
7月17日	わにつか	麦田		1	14
7月17日	わにつか	麦田		2	16
7月17日	わにつか	中田		7	22
7月17日	ざいけつき	上田	1	15	
7月17日	ざいけつき	上田		4	18
7月17日	ざいけつき	上田	1		
7月17日	柳田	上田		5	3
7月17日	柳田	上田			7
7月17日	柳田	上田			6
7月17日	柳田	上田		2	6
7月17日	柳田	中田		5	12
7月17日	柳田	中田		2	7
7月17日	柳田	中田		5	10
7月17日	柳田	中田		5	4
7月17日	柳田	下田			20
7月17日	柳田	中田		6	3
7月17日	柳田	中田		9	10
7月17日	五神田	麦田		9	
7月17日	五神田	麦田		1	24
7月17日	五神田	上田		6	28
7月17日	五神田	麦田	1	3	5
7月17日	五神田	麦田		2	17
7月17日	五神田	麦田		6	18
7月17日	五神田	麦田		5	12
7月17日	五神田	上田		4	15
7月17日	五神田	中田		2	5
7月17日	五神田	下田		2	28
7月17日	五神田	下田		1	1
7月17日	五神田	上田		3	25
7月17日	五神田	上田		2	12
7月17日	五神田	上田		1	6
7月17日	五神田	上田		4	
7月17日	五神田	上田		4	17
7月17日	五神田	上田		6	26
7月17日	五神田	麦田	1	1	14
7月17日	五神田	上田		1	26

(3)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月17日	五神田	麦田		3	7
7月17日	五神田	麦田		1	24
7月17日	五神田	中田		2	8
7月17日	五神田	中田		2	8
7月17日	北土井	下田		1	9
7月17日	あぶらめん	中田		1	3
7月17日	志るさいめん	麦田			8
7月17日	前の田	上田			20
7月17日	前の田	上田		1	28
7月17日	前の田	上田		4	1
7月17日	前の田	上田		4	6
7月17日	前の田	麦田		2	14
7月17日	前の田	麦田		3	15
7月17日	明燈田	上田		1	4
7月17日	明燈田	上田			13
7月17日	明燈田	中田			16
7月17日	明燈田	中田		1	10
7月17日	明燈田	中田			24
7月17日	椎橋田	中田			25
7月17日	椎橋田	中田		3	27
7月17日	椎橋田	中田		4	29
7月17日	横沢	上田		2	16
7月17日	横沢	上田		2	20
7月17日	横沢	上田		4	6
7月17日	横沢	中田		1	2
7月17日	横沢	中田			19
7月17日	横沢	中田		2	5
7月17日	横沢	中田		1	28
7月17日	横沢	中田		1	21
7月17日	横沢	中田		1	
7月17日	横沢	中田		1	22
7月17日	横沢	中田		2	2
7月17日	横沢	中田		2	27
7月17日	竹のはな	中田		5	10
7月17日	竹のはな	中田		6	13
7月17日	竹のはな	中田		2	24
7月17日	竹のはな	中田		3	6
7月17日	西かいと	上田		6	24
7月17日	西かいと	上田		6	4
7月17日	西かいと	麦田		4	14
7月17日	西かいと	麦田		7	2
7月17日	細田	上田			18
7月17日	細田	上田			1
7月17日	細田	上田		1	19
7月17日	細田	上田		2	12
7月17日	西かいと	上田		3	
7月17日	西かいと	上田		6	7
7月17日	西かいと	上島			9
7月17日	西かいと	上田		6	4
7月17日	小山	下田		5	7
7月17日	小山	中田		5	24
7月17日	小山	中田	1		23
7月17日	小山	下島			22
7月17日	小山	中田		1	1
7月17日	小山	中田		4	8
7月17日	前の田	中田			22

(4)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月17日	せんかう田	中田		1	9
7月17日	せんかう田	中田		3	6
7月17日	せんかう田	中田			10
7月17日	池田	中田		8	13
7月17日	池田	中島			10
7月17日	池田	下田		2	12
7月17日	さく田	下田			25
7月17日	さく田	下田			16
7月17日	さく田	下田		2	6
7月17日	さく田	下田		1	18
7月17日	さく田	下田		1	2
7月17日	さく田	下島			4
7月17日	増添	中田			7
7月17日	増添	中島		2	19
7月17日	増添	中島			3
7月17日	さいの神前	中島		3	4
7月17日	さいの神前	中島		8	10
7月17日	さいの神前	中島			3
7月17日	さいの神前	中島		8	3
7月17日	さいの神前	中島			19
7月17日	うち田	下田			18
7月17日	うち田	中田		4	26
7月17日	うち田	中田		6	27
7月17日	うち田	中田		5	3
7月17日	うち田	中田			6
7月17日	うち田	中田		8	13
7月17日	うち田	中田		2	9
7月17日	うち田	中田		3	3
7月17日	うち田	中田			2
7月17日	うち田	中田		1	2
7月17日	うち田	中田		4	6
7月17日	うち田	中田		3	8
7月17日	深田	中田		4	15
7月17日	深田	中田		2	28
7月17日	深田	中田		5	24
7月17日	深田	中田		4	24
7月17日	く跡きわ	上田		6	15
7月17日	く跡きわ	麦田		4	5
7月17日	く跡きわ	麦田		1	22
7月17日	く跡きわ	中田		7	24
7月17日	く跡きわ	下下田			4
7月17日	く跡きわ	下下田			2
7月17日	く跡きわ	下下田			2
7月17日	北ノ屋敷	上島		6	28
7月17日	北ノ屋敷	上島		9	3
7月17日	北ノ屋敷	上島		1	24
7月17日	北ノ屋敷	上島		1	26
7月17日	?屋敷	麦田			8
7月17日	?屋敷	麦田	1		8
7月17日	さいの神田	麦田		2	17
7月17日	東田	麦田		2	12
7月17日	東田	麦田	1	2	24
7月17日	東田	上島		3	15
7月17日	東田	中田		3	16
7月17日	東田	上田		2	
7月17日	東田	上島		1	

(5)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月17日	東田	上田		4	13
7月17日	東田	上田		3	27
7月17日	東田	上田		4	16
7月17日	東田	上田		5	28
7月17日	東田	上田		7	
7月17日	東田	上田		3	3
7月18日	南田甫	上田		4	21
7月18日	南田甫	上田		3	2
7月18日	南田甫	中田		4	15
7月18日	南田甫	中田		2	
7月18日	南田甫	中田		3	18
7月18日	南田甫	上島		3	12
7月18日	南田甫	上島		5	
7月18日	南田甫	上島		1	28
7月18日	南田甫	上島			20
7月18日	南田甫	上島		6	20
7月18日	堀はた	中島			6
7月18日	堀はた	中島			6
7月18日	堀はた	中田			22
7月18日	堀はた	下田			27
7月18日	堀はた	下田			1
7月18日	南島	上島		4	8
7月18日	南島	中島		5	12
7月18日	南島	中島		3	22
7月18日	南島	中島		8	1
7月18日	横まくり	麦田			4
7月18日	横まくり	麦田	1	1	3
7月18日	横まくり	麦田		4	24
7月18日	横まくり	中島			2
7月18日	横まくり	麦田		5	7
7月18日	横まくり	麦田		7	22
7月18日	横まくり	麦田		6	2
7月18日	から道	下田			4
7月18日	から道	上田		2	23
7月18日	から道	上田		4	15
7月18日	から道	中田			4
7月18日	から道	中田			3
7月18日	から道	中田		4	12
7月18日	こおんだ	中田		2	12
7月18日	こおんだ	麦田		9	18
7月18日	横まくり	麦田		4	7
7月18日	横まくり	麦田		3	20
7月18日	横まくり	上田		9	5
7月18日	横まくり	上田		2	11
7月18日	そり田	麦田			6
7月18日	そり田	麦田		5	23
7月18日	そり田	上島		4	7
7月18日	そり田	麦田			8
7月18日	そり田	麦田		3	27
7月18日	そり田	上島		4	15
7月18日	堀はた	上島			3
7月18日	堀はた	上島		2	3
7月18日	堀はた	上島		1	12
7月18日	堀はた	上島		3	20
7月18日	堀はた	下下田			2
7月18日	堀はた	上島		3	18

(6)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月18日	堀はた	上島		2	10
7月18日	堀はた	上島		6	29
7月18日	下堀	下下田			6
7月18日	下堀	下下田			4
7月18日	下堀	下下田			3
7月18日	下堀	下下田			3
7月18日	下堀	下下田			1
7月18日	下堀	下下田			24
7月18日	下堀	下下田			2
7月18日	下堀	下下田			10
7月18日	下堀	下下田			9
7月18日	下堀	下下田			22
7月18日	下堀	下田			18
7月18日	下堀	下田			1
7月18日	下堀	下下田			2
7月18日	下堀	下下田			7
7月18日	下堀	下下田			16
7月18日	下堀	下下田			6
7月18日	そり田	中田			4
7月18日	そり田	中田			3
7月18日	そり田	中田			29
7月18日	そり田	中田			5
7月18日	そり田	中田			28
7月18日	そり田	中田			3
7月18日	そり田	中田			22
7月18日	そり田	麦田			6
7月18日	そり田	上田			2
7月18日	そり田	上田			16
7月18日	そり田	上田			4
7月18日	そり田	上田			6
7月18日	そり田	中田			2
7月18日	そり田	中田			7
7月18日	そり田	中田			22
7月18日	そり田	上田			8
7月18日	そり田	中田			1
7月18日	そり田	中田			21
7月18日	そり田	中田			24
7月18日	そり田	上田			1
7月18日	そり田	上田			18
7月18日	そり田	中田			1
7月18日	そり田	中田			2
7月18日	そり田	中田			18
7月18日	道はた	上田			3
7月18日	道はた	上田			25
7月18日	道はた	上田			2
7月18日	道はた	上田			6
7月18日	道はた	上田			23
7月18日	道はた	上田			5
7月18日	道はた	上田			18
7月18日	道はた	上田			6
7月18日	道はた	上田			4
7月18日	道はた	上田			19
7月18日	道はた	上田			3
7月18日	道はた	上田			20
7月18日	道はた	上田			5
7月18日	かうもん田	上田			4
7月18日	かうもん田	上田			1
7月18日	かうもん田	上田			26
7月18日	かうもん田	上田			1
7月18日	かうもん田	上田			5
7月18日	向田	下田			6
7月18日	向田	中島			9
7月18日	向田	中島			18
7月18日	向田	中島			10
7月18日	向田	麦田			2
7月18日	向田	麦田			6
7月18日	向田	麦田			2
7月18日	向田	中田			21
7月18日	向田	中田			24
7月18日	向田	上田			3
7月18日	向田	上田			8
7月18日	向田	上田			6
7月18日	向田	上田			7
7月18日	向田	上田			27
7月18日	向田	上田			6
7月18日	向田	上田			2
7月18日	向田	上田			4
7月18日	向田	中田			6
7月18日	向田	中田			1
7月18日	向田	中田			4
7月18日	向田	中田			4
7月18日	向田	中田			1
7月18日	向田	上島			18
7月18日	向田	上島			2
7月18日	向田	上島			13

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月18日	向田	上島			18
7月18日	向田	中田			12
7月18日	向田	上島			20
7月18日	向田	上島			3
7月18日	向田	麦田			1
7月18日	向田	麦田			16
7月18日	向田	中田			1
7月18日	向田	中田			17
7月18日	向田	中田			2
7月18日	きいみやうし	中田			15
7月18日	きいみやうし	上田			4
7月18日	きいみやうし	上田			27
7月18日	きいみやうし	上田			7
7月18日	きいみやうし	上田			10
7月18日	きいみやうし	上田			5
7月18日	きいみやうし	麦田			9
7月18日	きいみやうし	麦田			24
7月18日	きいみやうし	麦田			6
7月18日	きいみやうし	麦田			3
7月18日	きいみやうし	麦田			27
7月18日	きいみやうし	上田			2
7月18日	きいみやうし	上田			21
7月18日	きいみやうし	上田			5
7月18日	きいみやうし	上田			21
7月18日	きいみやうし	上田			4
7月18日	きいみやうし	上田			20
7月18日	きいみやうし	上田			6
7月18日	きいみやうし	中田			16
7月18日	もりのこし	麦田			28
7月18日	もりのこし	麦田			1
7月18日	もりのこし	上田			16
7月18日	もりのこし	上田			6
7月18日	もりのこし	上田			12
7月18日	もりのこし	上田			1
7月18日	もりのこし	上田			28
7月18日	もりのこし	上田			1
7月18日	さいみやうし	上田			18
7月18日	さいみやうし	上田			6
7月18日	さいみやうし	上田			20
7月18日	さいみやうし	上田			1
7月18日	さいみやうし	上田			12
7月18日	さいみやうし	上田			20
7月18日	さいみやうし	上田			3
7月18日	清水	上島			16
7月18日	清水	中田			26
7月18日	清水	上島			17
7月18日	清水	上島			6
7月18日	清水	上田			9
7月18日	清水	下島			2
7月18日	清水	中島			26
7月18日	清水	中島			3
7月18日	清水	上島			15
7月18日	清水	上島			3
7月18日	清水	中田			22
7月18日	前田	麦田			8
7月18日	前田	麦田			7
7月18日	前田	麦田			22
7月18日	前田	麦田			3
7月18日	前田	麦田			27
7月18日	前田	中田			6
7月18日	前田	中田			18
7月18日	前田	中田			7
7月18日	前田	中田			2
7月18日	前田	中田			24
7月18日	前田	中田			5
7月18日	前田	中田			7
7月18日	前田	中田			4
7月18日	前田	中田			20
7月18日	前田	中田			2
7月18日	前田	中田			10
7月18日	前田	中田			3
7月18日	前田	中田			4
7月18日	そり田	中田			20
7月18日	□田	中田			8

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月18日	□田	中田		5	12
7月18日	□田	中田		2	10
7月18日	□田	中島			18
7月18日	□田	下田		2	12
7月18日	□田	下田		3	16
7月18日	地蔵之前	上田	1	6	10
7月18日	地蔵之前	上田		5	18
7月18日	地蔵之前	上田		7	6
7月18日	地蔵之前	上田		2	27
7月18日	地蔵之前	上田		1	26
7月18日	地蔵之前	上田		1	2
7月18日	地蔵之前	上田		2	3
7月18日	地蔵之前	麦田		8	15
7月18日	地蔵之前	麦田		4	1
7月18日	地蔵之前	麦田		4	9
7月18日	中込	麦田			20
7月18日	中込	上田		1	17
7月18日	中込	上田		1	26
7月18日	中込	麦田		3	21
7月18日	中込	下下田			12
7月18日	中込	中田		3	19
7月18日	中込	下下田			1
7月18日	中込	下田		3	14
7月18日	中込	中田		3	14
7月18日	中込	中島		4	12
7月19日	地蔵之前	下晶		3	9
7月19日	地蔵之前	下田			12
7月19日	地蔵之前	下島			9
7月19日	地蔵之前	下島		1	1
7月19日	地蔵之前	下島		2	28
7月19日	地蔵之前	下島			21
7月19日	地蔵之前	下島			2
7月19日	地蔵之前	下島		1	8
7月19日	地蔵之前	下島		2	10
7月19日	地蔵之前	下島			27
7月19日	地蔵之前	下島		2	22
7月19日	地蔵之前	下島		1	6
7月19日	地蔵之前	下島		2	24
7月19日	地蔵之前	下島			28
7月19日	地蔵之前	中島		6	28
7月19日	地蔵之前	中島		5	26
7月19日	はば	中島		8	28
7月19日	はば	中島		4	6
7月19日	はば	中島		6	15
7月19日	はば	下島		1	2
7月19日	はば	下島		2	3
7月19日	はば	下島			2
7月19日	はば	下島		2	5
7月19日	はば	中島		6	2
7月19日	はば	中島		1	22
7月19日	はば	中島		3	
7月19日	はば	中島		2	21
7月19日	はば	中島		2	8
7月19日	はば	中島			8
7月19日	はば	下島	1		5
7月19日	はば	下島		3	20

(9)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月19日	はば	中島		4	20
7月19日	はば	中島		3	13
7月19日	はば	中島		7	9
7月19日	はば	中島		3	17
7月19日	はば	中島		5	29
7月19日	はば	中島		5	11
7月19日	はば	中島		6	29
7月19日	はば	中島		3	15
7月19日	はば	中島		1	19
7月19日	はば	中島		1	19
7月19日	はば	中島		8	7
7月19日	はば	中島		7	2
7月19日	はば	中島		7	4
7月19日	はば	中島		4	27
7月19日	はば	中島		5	4
7月19日	はば	中島		3	13
7月19日	はば	中島		3	25
7月19日	はば	中島		4	20
7月19日	はば	中島		5	2
7月19日	はば	中島		4	16
7月19日	はば	中島		4	15
7月19日	はば	中島		1	12
7月19日	はば	中島		3	9
7月19日	はば	中島		3	
7月19日	はば	中島		1	
7月19日	はば	中島		6	10
7月19日	はば	中島		2	27
7月19日	はば	中島		6	3
7月19日	はば	中島		3	7
7月19日	はば	中島		4	5
7月19日	はば	中島		4	15
7月19日	はば	中島		1	20
7月19日	はば	中島		6	20
7月19日	はば	中島		5	12
7月19日	はば	中島		2	
7月19日	はば	中島		2	28
7月19日	はば	中島		6	9
7月19日	はば	中島		6	29
7月19日	はば	中島		5	25
7月19日	はば	上島		3	15
7月19日	はば	上島		3	28
7月19日	はば	上島		6	26
7月19日	はば	上島		7	27
7月19日	はば	上島		8	7
7月19日	はば	上島		3	23
7月19日	はば	上島		4	
7月19日	はば	上島		4	12
7月19日	はば	上島		1	17
7月19日	はば	上島		2	6
7月19日	はば	上島		3	
7月19日	はば	上島		5	20
7月19日	はば	上島		5	10
7月19日	はば	上島		4	
7月19日	はば	中島		1	7
7月19日	はば	中島		1	15

00

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月19日	はば	中島		2	28
7月19日	はば	上畠	1	2	10
7月19日	はば	上畠		7	
7月19日	川原善之下	下下田			24
7月19日	川原善之下	下田			10
7月19日	川原善之下	中田	2	10	
7月19日	川原善之下	中田	3	20	
7月19日	川原善之下	中田	6	16	
7月19日	川原善之下	上田		12	
7月19日	川原善之下	上田		14	
7月19日	川原善之下	上田		29	
7月19日	川原善之下	上田	1	6	
7月19日	川原善之下	上田	5	25	
7月19日	川原善之下	中田	1	11	
7月19日	川原善之下	下下畠		4	
7月19日	川原善之下	中田	3	5	
7月19日	川原善之下	上田	3		
7月19日	川原善之下	上田	1	3	
7月19日	川原善之下	上田	1	26	
7月19日	川原善之下	上田	1	14	
7月19日	川原善之下	上田		1	24
7月19日	川原善之下	上田		4	8
7月19日	川原善之下	上田	3	21	
7月19日	川原善之下	上田	5	11	
7月19日	川原善之下	上田		18	
7月19日	川原善之下	上田		12	
7月19日	川原善之下	上田	4	5	
7月19日	川原善之下	上田	3	10	
7月19日	川原善之下	上田	4	21	
7月19日	川原善之下	上田	2	17	
7月19日	川原善之下	上田	1	15	
7月19日	川原善之下	上田	1	6	
7月19日	川原善之下	上田	6	9	
7月19日	川原善之下	上田		12	
7月19日	川原善之下	上田	4	5	
7月19日	川原善之下	上田	3	10	
7月19日	川原善之下	上田	4	21	
7月19日	川原善之下	上田	2	17	
7月19日	川原善之下	上田	1	15	
7月19日	川原善之下	上田	1	6	
7月19日	川原善之下	上田	6	9	
7月19日	河原	下田		11	
7月19日	河原	中田		20	
7月19日	河原	中田	2		
7月19日	河原	中田		23	
7月19日	河原	中田	3	15	
7月19日	河原	中田		18	
7月19日	河原	中田	1	19	
7月19日	河原	中田	1	6	
7月19日	河原	中田		9	
7月19日	河原	中田	1	20	
7月19日	河原	上田	3	28	
7月19日	河原	上田	2	29	
7月19日	河原	上田	1	25	
7月19日	河原	上田	6	24	
7月19日	河原	中田	5	18	

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月19日	河原	下下畠			20
7月19日	河原	下下田			20
7月19日	河原	上田	1	3	22
7月19日	河原	中田		8	24
7月19日	河原	中田		3	6
7月19日	河原	中田		7	16
7月19日	河原	中田		5	11
7月19日	河原	中田		3	28
7月19日	河原	中田		5	20
7月19日	河原	中田		2	21
7月19日	河原	中田			27
7月19日	河原	下下田			28
7月19日	河原	中島			18
7月19日	河原	中田			12
7月19日	河原	中田			19
7月19日	河原	下下田			14
7月19日	河原	下田		1	18
7月19日	河原	中田		2	
7月19日	河原	上田		3	4
7月19日	河原	上田		3	14
7月19日	河原	中田		2	3
7月19日	河原	中田		2	19
7月19日	河原	中田		3	8
7月19日	河原	下下田			6
7月19日	河原	下田		4	15
7月19日	河原	下田		9	22
7月19日	河原	下田		5	18
7月19日	河原	中田		7	5
7月19日	河原	中田		3	29
7月19日	河原	中田	1	2	19
7月19日	川原道はた	下下田			21
7月19日	川原道はた	下下田			1
7月20日	川原道はた	下下田			6
7月20日	川原道はた	下下田			7
7月20日	川原道はた	下下田			2
7月20日	川原道はた	下下田		1	20
7月20日	川原道はた	下下田			6
7月20日	川原道はた	下下田		1	18
7月20日	川原道はた	下下田		1	
7月20日	川原道はた	下下田		4	
7月20日	川原道はた	下下田		1	4
7月20日	川原道はた	下下田			19
7月20日	川原道はた	下下田			8
7月20日	川原道はた	下畠			4
7月20日	川原道はた	下下田			27
7月20日	川原道はた	下下田		4	7
7月20日	川原道はた	下下田			12
7月20日	川原道はた	下下田			9
7月20日	川原道はた	下下田		1	17
7月20日	川原道はた	下下田		1	18
7月20日	川原道はた	下下畠			20
7月20日	川原道はた	下下田		4	2
7月20日	川原道はた	下下田		1	20
7月20日	川原道はた	下下田			13
7月20日	川原道はた	下下田			12

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月20日	川原道はた	下下田		2	5
7月20日	川原道はた	下下田			22
7月20日	川原道はた	下下田			8
7月20日	川原道はた	下下田		2	12
7月20日	川原道はた	下下田			28
7月20日	川原道はた	下下田		2	20
7月20日	川原道はた	下下田		1	2
7月20日	川原道はた	下下田			6
7月20日	川原道はた	下下田		2	25
7月20日	川原道はた	下下田		4	6
7月20日	川原道はた	下下田		3	12
7月20日	川原道はた	下下田		6	12
7月20日	川原道はた	下下田		1	17
7月20日	川原道はた	下下田			12
7月20日	川原道はた	下下田		1	
7月20日	川原道はた	下下田		3	18
7月20日	川原道はた	下下田		1	12
7月20日	川原道はた	下下田		1	12
7月20日	川原道はた	下下田			12
7月20日	あかい堀	中田		1	20
7月20日	あかい堀	下下田			24
7月20日	あかい堀	中田		2	4
7月20日	あかい堀	下田		3	5
7月20日	あかい堀	下田		3	6
7月20日	あかい堀	中畠			10
7月20日	あかい堀	下田		1	8
7月20日	あかい堀	下田			18
7月20日	あかい堀	下田			18
7月20日	あかい堀	中畠			8
7月20日	あかい堀	下田			10
7月20日	あかい堀	下田		3	7
7月20日	あかい堀	中田		3	16
7月20日	あかい堀	中田		2	1
7月20日	あかい堀	下畠			16
7月20日	あかい堀	下田			4
7月20日	あかい堀	下畠			8
7月20日	あかい堀	下田			7
7月20日	あかい堀	下畠			9
7月20日	あかい堀	下畠			6
7月20日	あかい堀	中田			27
7月20日	あかい堀	中田		1	10
7月20日	あかい堀	中田			22
7月20日	あかい堀	中田			14
7月20日	あかい堀	中田			14
7月20日	あかい堀	中田		1	10
7月20日	あかい堀	中田		3	29
7月20日	あかい堀	中田			20
7月20日	あかい堀	中畠			21
7月20日	あかい堀	中田			22
7月20日	あかい堀	中畠		2	22
7月20日	あかい堀	中畠		1	6
7月20日	あかい堀	中畠			24
7月20日	あかい堀	中田			9
7月20日	あかい堀	中田		1	23
7月20日	あかい堀	中田		1	26
7月20日	あかい堀	下田			4
7月20日	あかい堀	下田			15

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月20日	あかい堀	下畠			6
7月20日	あかい堀	下畠			3
7月20日	あかい堀	下畠			4
7月20日	あかい堀	下畠			4
7月20日	あかい堀	下畠			19
7月20日	あかい堀	下畠			10
7月20日	あかい堀	下畠			12
7月20日	あかい堀	下畠			8
7月20日	あかい堀	下畠			12
7月20日	あかい堀	中田			1
7月20日	あかい堀	下田		2	1
7月20日	あかい堀	下田			17
7月20日	あかい堀	下田		1	1
7月20日	あかい堀	下田		1	5
7月20日	あかい堀	下田			12
7月20日	あかい堀	下田			15
7月20日	あかい堀	下田		1	26
7月20日	あかい堀	下畠			8
7月20日	あかい堀	中田			3
7月20日	あかい堀	中田			21
7月20日	あかい堀	中田			8
7月20日	あかい堀	中田			10
7月20日	あかい堀	中田		1	17
7月20日	あかい堀	中田			1
7月20日	あかい堀	中田			20
7月20日	あかい堀	下下田			18
7月20日	あかい堀	中畠			24
7月20日	あかい堀	中畠			4
7月20日	あかい堀	中畠			10
7月20日	あかい堀	中畠			1
7月20日	あかい堀	中畠			8
7月20日	あかい堀	下下田			8
7月20日	あかい堀	中畠			16
7月20日	あかい堀	上畠			5
7月20日	あかい堀	上畠		1	24
7月20日	あかい堀	上畠			3
7月20日	あかい堀	上畠			15
7月20日	あかい堀	上畠		3	27
7月20日	あかい堀	上畠			8
7月20日	あかい堀	下下田			2
7月20日	あかい堀	下下田			1
7月20日	あかい堀	下下田			4
7月20日	あかい堀	下下田			8
7月20日	あかい堀	上畠			1
7月20日	あかい堀	上畠			1
7月20日	あかい堀	中畠			13
7月20日	あかい堀	下畠			13
7月20日	あかい堀	下畠			1
7月20日	あかい堀	中畠			14
7月20日	あかい堀	下田			12
7月20日	あかい堀	中畠			17
7月20日	あかい堀	下下田			16
7月20日	あかい堀	下下田			10
7月20日	あかい堀	下下田			14
7月20日	あかい堀	下下田			19
7月20日	あかい堀	下下田			26
7月20日	あかい堀	下下田			3
7月20日	あかい堀	下下田			2
7月20日	北堀	下下田			4
7月20日	北堀	下下田			4
7月20日	北堀	下下田			18

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月20日	北堀	下下田		1	24
7月20日	はば山	下下田			17
7月20日	北堀	下下田			12
7月20日	はば山	下下島			8
7月20日	北堀	下下田			2
7月20日	はば山	下下島			6
7月20日	北堀	下下田			16
7月20日	はば山	下下島			10
7月20日	はば山	下島		1	17
7月20日	北堀	下島			20
7月20日	地蔵の前	下田		2	
7月20日	屋敷の内	上島		2	8
7月20日	屋敷の内	上島		1	18
7月20日	屋敷の内	上島		1	22
7月20日	屋敷の内	上島		1	18
7月20日	屋敷の内	上島		5	12
7月20日	屋敷の内	上島		8	12
7月20日	屋敷の内	上島		6	12
7月20日	屋敷の内	上島		4	29
7月20日	屋敷の内	上島		1	6
7月20日	屋敷の内	上島		2	16
7月20日	屋敷の内	上島		2	12
7月20日	屋敷の内	上島		1	5
7月20日	屋敷の内	上島		3	18
7月20日	屋敷の内	上島		2	25
7月20日	堀はた	中島		6	28
7月20日	堀はた	上島		1	1
7月20日	家の前	上島		1	29
7月20日	家の前	上島		2	7
7月20日	家の前	上島		1	18
7月20日	家の前	上島		7	6
7月20日	家の前	上島		2	25
7月20日	家の前	上島		1	10
7月20日	家の前	上島		2	29
7月20日	家の前	上島		4	6
7月20日	大門はた	上島		5	14
7月20日	大門はた	上島		4	4
7月20日	大門はた	上島		1	28
7月20日	大門はた	上島		1	25
7月20日	かくえん屋敷	上島		3	
7月20日	かくえん屋敷	上島		2	13
7月20日	地蔵屋敷	上島		3	20
7月20日	地蔵屋敷	上島		4	29
7月20日	地蔵屋敷	上島		3	29
7月20日	地蔵屋敷	上島		3	20
7月20日	地蔵屋敷	上島		3	20
7月20日	地蔵屋敷	上島		3	27
7月20日	大門はた	上島		1	12
7月20日	大門はた	上島		3	25
7月20日	大門はた	上島		2	25
7月20日	大門はた	上島		4	
7月20日	大門はた	上島		1	12
7月20日	古森	上島		3	7
7月20日	古森	上島		4	8
7月20日	古森	上島		3	10
7月20日	古森	上島		4	17

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
7月20日	古森	上島		7	28
7月20日	古森	中島		1	10
7月20日	古森	中島		2	18
7月20日	古森	上島		1	1
7月20日	古森	中島			6
7月20日	古森	中田		1	25
7月20日	古森	中田		1	15
7月20日	古森	中田			26
7月20日	古森	下田			1
7月20日	古森	下島			2
7月20日	古森	中島		3	28
7月20日	古森	中島		3	21
7月20日	古森	中島		6	23
7月20日	古森	上島		5	2
7月20日	古森	上島		6	
7月20日	北大門	中島		6	
7月20日	北大門	中島		1	13
7月20日	家の前	上島		1	14
7月20日	家の前	上島			4
7月20日	大門はた	上島		4	7
7月20日	屋敷うら	上島		2	12
7月20日	屋敷うら	上島		2	9
7月20日	下の屋敷	上島		8	3
7月20日	北馬場	上島		3	8
7月20日	北馬場	中島			4
7月20日	北馬場	中島		4	24
7月20日	志うそは	中島		2	12
7月20日	志うそは	中島		3	
7月20日	志うそは	中島		2	7
7月20日	志うそは	中島			22
7月20日	志うそは	中島		4	
7月20日	志うそは	中島		3	
7月20日	小山	上島		3	6
7月20日	小山	上島		7	2
7月20日	こうどの	中島		6	24
7月20日	こうどの	上島	1		19
7月20日	屋敷の前	上島		3	8
7月20日	大門はた	上島		2	15
7月20日	家のうら	上島		5	21
7月20日	家のうら	上島		3	27
7月20日	家のうら	上島		4	24
7月20日	堀ばた	上島		3	20
7月20日	堀ばた	上島		2	11
7月20日	西はた	上島		3	29
7月20日	西はた	上島		2	29
7月20日	西はた	上島		1	28
7月20日	家の前	上島		5	19
7月20日	家の前	上島		2	15

## 第二章 白山城の調査と成果

### 第一節 白山城の研究略史

#### 一、はじめに

「武田氏ノ歴史 武田村 ..... 城山ハ八幡山ノ南ナル山ヲ云フ要害  
城ト見エタリ今ハ鍋山村ノ域ニ属ス武田太郎信義此地ヲ居館トシ始テ称武田氏  
ト云フ」と『甲斐国志』(『大日本地誌大系 甲斐国志』第2巻 雄山關 一  
九七〇年)に記されてより以来、白山城は武田信義の要害として榮かれ、その後戦国期には地域武士團武川衆の一派青木氏によって守備され、青木氏から分かれた山寺氏が甲斐國巨摩郡鍋山郷を領有するに及びその管理下におかれ、との理解が一般的となっている。この通説的理解により白山城は武田系城郭の典型例として引き合いで出され、また、比較的小型でまとまりがよく遺構の残りが良好で充実しており、城郭研究の格好的対象となっている。

しかしながら白山城は築城の背景を含め不明な点が多く、研究者によりその認識も一様ではない。また、白山城の名称は近年になってから起つたようで、『甲斐国志』段階では城山と呼ばれ、近世には鍋山砦とも称されており、時代によって呼称が異なっていた。本節では白山城理解のため、名称の変遷を含め、白山城の研究史を概観してみたい。

#### 二、白山城の名称由来

白山城そのものが中世の古文書のなかに直接あらわれることはない。近世以

降の家譜や日記・地誌類に散見するのみである。

最も古い段階では、寛永(一〇年)(一六四三)に完成した『寛永諸家系図伝』(『寛永諸家系図伝』第四卷 統詳書類從完成会 一九八一年)の古木・山寺氏のなかに「信種 青木尾張守 生國中斐 法名徳也」數代武川に居住するに依て、武川衆と号す。武田信虎・信玄につかふ。信虎の下知に依て、武川の内鍋山の取出をあづかりまゐる」とあり、その後寛政三年(一七九一)～文化九年(一八一二)にまとめられた『寛政重修諸家譜』(『新訂寛政重修諸家譜』第三卷 総詳書類從完成会 一九六四年)にも「青木信種 或信定 尾張守入道尊徳也 代々武川に住するにより、武川衆といふ。武田信種及び信虎信玄につかへ、武川の内鍋山の砦を守る」とほぼ同様の記載がみられ、戦国期に武川衆の青木信種が守備した「鍋山の砦」として登場する。ここでは武川衆の後裔である青木・山寺氏が自分たちの祖先が守った城としての位置付けが与えられている。

享保九年(一七二四)～宝曆二年(一七五三)甲府勤番士であった野田成方の見聞を纏めた『更見寒話』(『甲斐志料集成』第一卷 歴史図書社 一九八〇年)には、「鍋山八幡 御朱印地 神主 摂津 武田八幡の南に在り。此山中に為朝の城跡ありと不審」と、源為朝の城郭との伝聞をのせる。現在、鍋山八幡と称される神社はなく、白山神社あるいは為朝神社のことであろうか。いずれにしても武田八幡の南にあり、その山中の城に関する記述で地元にのこる為朝伝説に付会した説となっている。

文化二年(一八〇六)～文化一年(一八一四)完成の『甲斐国志』は、先述したように武田八幡の南の「城山」を武田に居館を構えた武田信義の要害と

してとらえている。武田氏館跡とその要害といふ方は、居館と詰城といふセサト関係を示しており、中世城郭に対する当時の一般的見方であろう。なお、「甲斐國志」編纂当時の資料から館跡を抜粋した「甲斐國古城跡志」（『甲斐義書第七卷 第一書房 一九七四年』）には、巨摩郡鍋山村の内に「城跡宅カ所 山城萬サ三町余 山上ニ土手形有之 上ノ段片尺三間四方有之 次ノ段凡八九間四方有之 右御城主穴山梅雪ト申傳候」と、鍋山村の城跡を掲載している。これは土器の残る城山のことをさしているとみて間違いないと思われ、名称は単に「山城」とするのみであるが、穴山梅雪の居城とする点で「甲斐國志」とは違うをみせている。本地元では城山に残していくつかの伝承がある。そこで、「甲斐國志」編纂段階で武田信義の要害として決定付けられたといえよう。武田氏と関連付けられたのは、何か意図があつてのことであらうか。

『甲斐國社記・寺記』（『甲斐國社記・寺記』第一巻 山梨縣立圖書館 一九六七年）に掲載される慶應四年（一八六八）白山権現（神社）の神主による由緒書（社記）には、「……城山之儀（吉原面）孝子上候 新羅三郎義光朝臣當國御出馬ト之坂ニ西面之要ヲ以蒙石城武田義之初メト申伝右城山ト申ハ方切要石之真西北ハ八幡沢 故數百丈西ハ鎌谷 湧水東江白ラ沢ノ流出シ東抵ニ奉仕白山権現向伊予明神從京城山之麓ニ至南ノ方ニ侍臣數ト中允有之稻荷勸請大十重廿屢ニ廻り頭頂ニ凡四拾間四面之平地爰ニ城下尉大明神和尙大明神兩座安鎮在一段下ニ南 東江涌堤有之往古吉雲岩（金剛ノ以水引源渓由申伝右山権現山林ニ続き當時攝所居屋敷并民家屋敷共般小路ト只今以中居候次第御座候」とみえる。新羅三郎義光は、清和源氏の祖源賴義の曾孫頼義の三男で、後三年の役（一八三〇～一八七）に亡くなつたという。義光は甲斐源氏の祖とされ、北巨摩郡須玉町の若神子城は義光が甲斐守在任中の城郭とされるが、その在任期間を含め甲

斐田における義光の足跡を物語る確実な証拠はなく、本山縁書も信憑性に欠ける。文意が読み取りにくく、「下之坂」と城山の関連が良く解からないが、城山が義光の時に奥山に見える象形を以つて「義若城」と呼ばれこれが武田義の起りこととなつた、ということであろうか。現在でも城山の西後背に屹立する人頭山頂上付近には、義若と呼ばれる自然崩落による石英閃綠岩の露頭がある。形狀が菱形文を呈することから、甲斐源氏の祖義光を引き合いで、武山義の起源に結び付けられたものであろう。なお、「甲斐國志」段階では「武田の義若」として武田八幡宮の項目にのみみられる（一九九八年八月二九日）の白山城跡学術調査研究会における大木丈夫氏の発表（「武田八幡と白山権現」による）。本山縁書には當時の城山並びにその周辺の景観が載る点でも興味深い。

明治二五年（一八九二）出版の『山梨縣市郡村誌』（復刻版「山梨縣市郡村誌」上巻 千秋社 一九八五年）には、「（神山村誌）の欄に「武田義義館 東北武田組ニアリ漸々開墾シテ耕園トナリ今其形跡ヲ失ス御原敷御庭御旗部屋御酒御屋の場御亞具足足湯等ノ遺存有シ城山ト云ハ西南鍋山組内ニアリテ當時ノ要害ト見ニ可也三武田太郎信義始メテ此地ヲ居館トシ武田氏ト称スト云ヘリ何レ時廢殿セシヤク其傳ノ徵スヘキナシ」と、城山を武田信義館の要害とする「甲斐國志」と同様の説明となつてゐる。

ところが、大正四年（一九一五）刊行の『北巨摩郡誌』（山梨縣教育会北巨摩支会編）「神山村」の項には、「城山 八幡山の南の山を称す、今は鍋山の城に屬せり」と簡単に記されており、「白山社 村社、鍋山道字城山に在り、正殿は菊野姫尊、左殿は伊弉諾尊、右殿は伊弉册尊を祀る、社記に云く、崇神天皇五年始めて本村古森といふ地に勧請し菊野姫尊を祀る、其十年丙寅將軍武淳別命、自ら伊弉諾伊弉册尊を合祀す、後御孫竹田臣封を此地に受け稟せられしより社を竹田神社と呼ぶに至る、後ち宇多天皇寶平年間汎内射候入國の時、町の若神子城は義光が甲斐守在任中の城郭とされるが、その在任期間を含め甲

山の東麓にあるより神社社白山大神とも号す、其後延久年間刑部丞新羅二郎義光神要殿を造営し并に神輿を献納す、由緒は斯く古く延喜七年延喜式にも載せられし古社なり、徳川時代に入り米印社地「石八斗を賜はる」と、白山神社の説明において、城山は寛平年間（八九八／八九八）に神社を今のに遷座した丹波内朝恒が居館とした「白山城」であるとしている。昔見の範囲では、白山城の名称は「北巨摩郡誌」が初めてである。朝恒は『古今和歌集』の撰者の一人で三十六歌仙に数えられ、平安時代中期の歌人として有名であり、寛平六年（八九四）に甲斐少目に任じられているが、先にみた白山神社の由緒書（社記）では、「当社由来之體ハ武田家開闢以前ト見江往古之社地」引移り候義も、円不分明（社三相成候而も年歴何處ニ可相成模様等無之）大古要ニ凡七八百年トも見請諸人申候依て由來年歷難申上候」と、山米不詳としており、この記述が何を根拠に書かれたのか不明である。

昭和五年（一九三〇）発行の『北巨摩郡勢一冊』（山梨県北巨摩郡教育会編）では、「北巨摩郡誌」に見るような記述は行われず、「武田氏の領地 神山村武田乃方・町井の御屋敷、三下六間に十四間余の御庭、方三間許りの御旗部屋、方一間許りの御酒部屋、其の外の的場、御食、具足汎、金精水などの地名が述べてある。此の所は武田太郎信義居館の跡で、鍋山地内にある城山と称するは即ち此の頃の要吉山である。信義は逸見冠者清光の嫡長で、此の地の八幡社前に於て冠を加へ初めて氏を武田と号したのである。武田の地は其の由緒古く諸説紛々で歴史上確証を得ないが、未だ尚古跡地であることは明瞭である。」と、城山を武田信義の要塞とする「甲斐國志」と同じ説明となっている。さらに、昭和二〇年（一九三五）に出された「日本傳説集」（北巨摩郡教育会編）では、「神山村部落の西に城山がある。昔是行天皇の皇子大和武尊の御子に武田王あり、神山村武田の地に封ぜられ居館を極の御所といふ。而して防備を施して近隣を平定せられたのはこの城山であろうといふ。後源義がまたこの武田

区に居館を置いたといふ。その時も要害城はこの城山だろうといはれている。現今此所は頂上に本丸の平地とおぼしきものや南麓にある平地を付帯敷といふのも当時の名残ならんと言はれている」と、武田王の城山との起源を古く遡らせてはいるが、基本的には武田信義館の要塞とする「甲斐國志」以来の見方を伝えている。

その後、昭和三七年（一九六二）の『越北神社誌』（小沢猪太郎著 越北神社総代会）に載る白山神社の説明には白山城の名称が出ているが、「北巨摩郡誌」とほぼ同じ文體であり、定着するのは昭和五三年（一九七八）に発刊された「垂崎市誌」（垂崎市）において、城山の通説説明に付随して白山城の名称が用いられて以降のことと思われる。

近世を通じて白山城は、「鍋山の砦」・「為朝の城跡」・「城山」・「巣岩城」と呼ばれ、その由来に関しても様々な解釈が行われていた。江戸時代前半には武川衆という在地の武士團が守備した城郭との位置付けで、戸田時代半ば頃には元地では「為朝の城跡」とい伝えられていた。しかしながら、江戸時代の後半以降になると甲斐源氏の祖とされる新羅三郎義光や武田氏の祖とされる武田義とのかかわりで説明され、俄かに武田氏と因縁付けたものとなる。近代に入つて山麓にある白山神社の由緒が考かれるに及び「白山城」の名称があらわれ、以後現代において白山城は信義の要塞という通説的な解釈が巷間に広く流布するようになった、と言ふことができよう。

### 三、研究史概観

白山城が本格的に歴史的に叙述されるのは「垂崎市誌」（中巻 垂崎市一九七八年）においてである。そこでは「武田居館の要害城、城山は、武田八幡宮の南東にそびえる孤丘であるが、その後方にある八頭山とともに、山体は右英門嶺岩から成り、中世の典型的山城としての構造が施されている。白山神社

の大手より登り、墨小門を過ぎ、一の丸を経て本丸に達する。本丸は頂上を削平し、周間に高さ二メートルほどの土塁をめぐらす。本丸の北に三の丸の跡があり、また馬場、縄庭・斥候道への跡も明瞭に指摘される。この城の要害城としての機能はこれにとどまらず、八幡山（八頭山）の南北両端峰上に設けられた二か所の砦、南砦には狼煙台を置き、北砦には物見櫓を置いた。場所口は西に開き、山麓に根小屋の跡があつて、これを侍屋敷と呼んでいる。ここには豊富な湧泉もあり、城兵の用水となっていた。搦手からは尾根伝いに八頭山、狼煙台、物見台のそれぞれと連結できた。この要害城を坂山というが、中腹に白山稚兒社が鎮座するので白山城ともいう。また山形が伏せた鍋に似るので、山名を鍋山といい、山麓の根小屋集落を鍋山村と呼んだ。武田家初代信義の居館武田の館など、その要害城に当たる鍋山の城山は、中世の城郭と要害城とを分離して構築する方式、いわゆる分散式城郭の一典型として注目される。白山城の要害は、信義が世を去ると、武田の館とともに廢城同然となつた。しかし、信義の末男五郎信光の子六郎信長が、伯父一条忠頼の名跡をついで、一条氏を称するに及び、信義の領地を繼承し、これを子孫に伝えた。信長の曾孫時光は青木郷を領して青木十郎と称したが、青木氏は城山の管理を命ぜられた。のち青木氏から山寺氏が分立するに及び、鍋山村をその所領としたら、白山城の守備を山寺氏が兼ねた。と、白山城を「中世の典型的城」としての継承が施されている」として遺構の概要を示し、信義の居館の要害城と位置付けて、平時の生活は居館で戦時には山城に籠もるといった形の中世城館の典型例とみており、さらだ八頭山の北の尾根にある山城を物見台、南の尾根にある山城を狼煙台と見做し白山城とのかかわりで説明し、白山城の經營主体については、信義の後戦国期に青木氏・山寺氏が守備したものとしている。「鷹崎山誌」の記述は、それまでの個々の認識を集成し、遺構の把握（継承の説明）を行い、城城者や經營主体に言及しており、白山城を武田氏に因襲して築造された中世山城

の典型的例とした。今日の一般的理解はこの説明に沿つたものとなつてゐる。しかしながら、地域の歴史を構築する自治体史という限界もあり、武田信義館の要告とする『甲斐國志』以来の近世的な中世城郭の見方を超えるものではなかつたといえよう。

昭和五五年（一九八〇）刊行の『日本城郭大系 八 長野・山梨』（渡良瀬義ほか編 新人物往来社）では、城郭や歴史的背景については、武田信義の要告、青木・山寺氏が守った鍋山の塔との従来の説を述べるが、白山城の継承図を掲載して山頂の主郭や帝都、細引、山腹に放射状に延びる要塞などの遺構が明瞭に把握された。しかし、現在の遺構は信義時代の一・二世纪山頂の遺構ではなく、後世に大改修されたものとし、武田氏滅亡後の天正・〇年（一八九二）に甲斐國の領有をめぐる徳川氏と北条氏が争つた天正壬午の乱において、若狭以北に陥取つた北条勢への備えとして修築された可能性を指摘している。

平成三年（一九九一）発刊の『足本山梨県の城』（萩原・三庭編 郷土出版社）は、「日本城郭大系」以降に蓄積された城郭研究に基づき、山梨県内の城館跡を継承図を掲げて集成しており、萩原三雄氏が白山城の項目を担当しているがその説明は概説にとどまっている。

『日本城郭大系』や『足本山梨県の城』に掲載の継承図は、城郭の地表面観察による遺構の把握と空間構築を問題とする継承研究の成果によりもたらされ、古來のみで表現していた遺構に関して構造を視覚的にとらえることのできるもので、より城郭の形態が理解しやすくなり、各地にのこる城郭遺構の把握に多大な効果をもたらした。これにより城郭研究は格段に進展することになる。自ら継承図を作成し、「中世の城郭遺跡を地域史と在地構築分析の史料として活用することが必要」と説き、「城郭調査」「戦国史研究」「日本史研究」一一号（一九八〇年）中世城郭研究の発展を招いた村田修二氏は、「館から居城へ居住機能が継承され、阻塞類から皆へ軍事機能が継承されるが、この二つ

の流れの交錯する過程が中世城郭史である」と、平安時代の館と阻塞類という異なる二系統の施設から城郭の系譜を追いかげ、繩張の発達という形で中世の城郭史の整理を行った、「中世の城館」『講座・日本技術の社会史 第六卷 土木』。日本評論社、一九八四年。村田氏は城郭が軍事的な背景によって技術的に発展していくことを述べており、繩張の発達した多様な戦国期山城の到達した形態を、武田氏によってつくられた白山城に求め、白山城は南北に長い尾根上に、北から馬出し郭・虎口郭・主郭・後備えの郭（副郭）の順に並んだ構造を持ち、「1馬出し、2虎口曲輪（郭）」（引用者注）、3主郭の三区分構成という「簡にして要、機能分化した諸郭の必要最小限の組み合せ」から成り立っていることを示した。また、同様の三区分構成をもつ大居城（静岡県）・諏訪原城（静岡県）・丸子城（静岡県）などの武田氏による支配時期から推測して、白山城を代表とする第構成の水準が極められたのは元龜から天正にかけての、五七〇年代前半と推論し、近世城郭への端緒を開いた安土城にみる石垣づくりの城郭に比肩するものとしている。

村田氏は白山城を武田氏城郭の典型例として、極度に発達したその繩張構造を戦国末期の所産と位置付け、中世城郭＝山城の完成された姿とした。もとより武田氏城郭の典型例とする具体例はあまり明示されず、東と西の帯郭を横堀ととらえると大居城・高天神城（静岡県）・丸子城などのように山腹に横堀をめぐらす武田流山城の典例になる、と述べているのみであるが、いずれにしても、これにより白山城は中世城郭史のなかに極めて高い評価と地位を与えられることになる。

村田氏の論考以降、繩張研究の見地から白山城は取り上げられていく。本田昇氏が繩張図を掲載して、各構造の細かな分析を行っており、山頂の主郭にみられる楔形風の虎口や山腹の空堀（一般的には幅の狭い帯郭と認識されており）。

いる部分）とそこから落とされる吸収などをとらえて、「全休的に見て武田流築城の一典型」と評価している。築城の背景は「人正年間、勝頼の新府城築城と同時期に、その支城の一つとして山守氏によって築かれたものと考えられる。新しく一気に作られたものらしく、古い城を蘇生したような痕跡は認められない。小規模ではあるが、防衛の意図の明確な運営である」としている。

池田誠氏は「武田氏築城術の一考察」（『中世城郭研究』創刊号、一九八七年）において、白山神社側からの登山道が山腹で堅堀一本に挟まれた虎口となつており、その形態が甲府市にある武田氏館の詰城とされる要害城西端の虎口に類似することを指摘した。

中田正光氏は、白山城は「新府城の外を守る外郭の城」として新府築城に際して改修されたものとしており、武田流の特徴を短く浅く間隔を空けて落とす堅堀にみている（『戦国武田の城』有斐閣書店新社、一九八八年）。

三島正之氏は「口山城の特徴的な遺構としては、土郭部分の周囲を取り巻く一帯横堀状になった腰曲輪から、山腹に向けて放射状に掘られた、十数本の堅堀群の存在がまず挙げられる。この堅堀群は、一定の距離を置いて等間隔に配距されており、敵の山腹における移動と展開を阻止する目的の他に、南の白山神社からの登城路を保護する役目も兼ね備えている」と分析し、白山城にみられるような構造と放射状堅堀を組み合わせた防御施設を有する山城が「武田氏山城の典型的バーチャル」であり、武田流築城法の特徴とみている（『小笠原領城の山城と武田氏』『中世城郭研究』第一号、中世城郭研究会、一九八八年）。

三島氏は、旧武田氏領城内（とくに長野県における武田氏関連城郭を精力的に調査し、白山城タイプの城郭を「つの糸口」として、戦国大名武田氏と在地領主層の動向を把握する試みを展開している。

八谷善夫氏は、武田氏の築城技術の特徴を八つに分ける中で、白山城に関しては、台形の馬出・間合いを効果的にとった放射状の堅堀の二つをあげている

（「甲斐武田氏の築城術」萩原二雄編「定本山梨県の城」前掲書）。

翻案研究において白山城にみられる武田氏築城技術の典例は、山腹にめぐる構造と放射状堅固の組合せということになる。ところが、山梨県内には同様な形態の城郭は無いと言つてよく、武田氏築城術あるいは武田系城郭とは何か再考の必要があろう。

翻案研究以外に白山城を扱ったものは、それほど多くはないが、城郭の機能的な側面や、在地とのかかわりのなかで經營主体を探る方向が摸索されている。八巻与志大氏は、「甲斐国志」にこの烽火台の伝承を重視し、相互に城郭が見えて極めて簡略な翻案の山城は、情報伝達の機能を果たすものとらえている。八巻氏は甲斐国内の烽火台群には武田氏館を中心としたネットワークと、各地の支城を中心とした伝達網があり、白山城をこれらネットワークの拠点的城郭のひとつと位置付けている（「中世城郭の機能について」文化庁監修『月刊文化財』八一九八八年、「白山城周辺の歴史的環境について」『武田義行の地を考える集い』山梨県考古学協会ほか一九九六年）。氏の考え方は、小規模な山城が軍事的に機能するものかどうか、という疑問から発しているのであるが、單純な翻案で城郭相互の眺望の良さという要素から、山城の機能を烽火台に限定することにはいさか抵抗があり、具体的には山城の発掘調査による烽火遺構の確認に待たねばならないような気がする。

萩原三雄氏は、「寛政重修諸家譜」を信憑性のあるものとして、白山城が青木・山寺氏の管理下におかれていることを確実視し、「甲斐国志」に山寺其左衛門の屋敷が、「鍋山村 今ニ般小路ト噴フル鳩アリ」と記載されることから、白山城直下に広がる鍋山集落のなかに屋敷地を想定し、「平常の居住区域の屋敷と軍事的施設の城郭の両者は一体性を示している」ととらえた。白山城にみる屋敷と城郭の一体性は、釜無川右岸に展開する地域武士団武川衆の居住地域に共通するもので、それら城館は武川衆という地域武士団右の一私的な性格を

もつ城館と位置付けた「中山城跡址研究の視点——特に薩摩守体者をめぐる——」（『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第一集 一九八九年）。萩原氏は武田氏によって形で直接支配される城郭を「公」的性格をもつものと定義付け、それに対応する形で人名権力の及ばない地域や集團經營の城館を「私」的性格と分別したのである。さらに、氏の論考が示された時期は、拠点的城郭の対極にある非拠点的・小規模な城郭の見直しや、城郭を聚落や集落に居住する非權力者側からとらえ直す研究視角が提示され、前者は「山小屋満」、後者は「村の城論」と呼ばれ、論争が展開されており、氏は釜無川右岸に点在する小規模な城郭を検討対象として「私」的城郭であることを述べ、それが「山小屋」を意味するとした。「公」の問題は、戦国期から近世初頭の移行期を考える上で重要であり、戦国期村落社会がもつ在地秩序としての公共性（下からの「公」と、戦国大名が行使する「公」権力としての統制（上からの「公」）との拮抗の上に統一政権（戦国政権）が成立したとされる「仁木宏」「空間・公・共同体」吉木書店一九九七年）が、萩原氏の「公」認識は大名権力を主体にしたものではないとの批判がある（市村高男「戦国期城郭の形態と役割をめぐって」峰岸綱夫編『争点日本の歴史』第四卷中世編 新人物往来社一九九一年）。

白山城に関する限り言えば、萩原氏の論では城郭を群でとらえたために、突出した繩張をもつ白山城の性格付けがよく吟味されず、曖昧なままで他の城郭と括され後景にしりぞいてしまっている。この点各城郭ごとの歴史的背景をそれぞれに考えることが必要であり、検討の余地がある。しかし逆に白山城を單体の城郭として見ずに武川衆の割據した地域の城郭群のひとつとして扱うことにより、地域構造を論する視点が開けたといえる。

中世城郭の特質を論じた服部英雄氏は、中世城郭が自燃・自落し、戦わざして落城することが多いのは、それが即最終的敗北につながるわけではなく一近

世の城が大名にとって最後の拠点であったのに対し、中世の城はそれぞれが固有の任務を担っていた」とし、中山山城に用意された退却路に言及している。「第Ⅳ部 中山城館の研究視角 第一章 山世城館論——近世城郭への連続と非連続——『景觀にさぐる中世』新人物往来社（一九九五年）。このなかで服部氏は、八頭山につづく白山城西側の複数尾根を退路と考えている。複数尾根に向かう手前の白山城側には二ヶ所の隘口があり、尾根が崩壊のための通路であったかは疑問がもたれるが、服部氏の着眼点は興味的であり中世の山城を考え上で迷道は大事な問題と思われる。

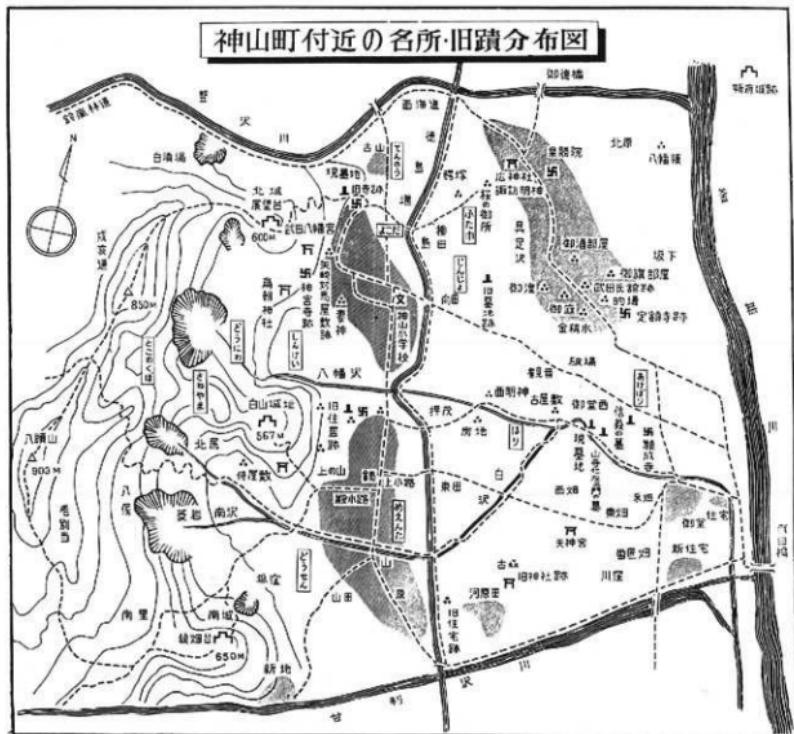
#### 四、おわりに

城郭研究の一つ方法として攝政研究があるのであるが、白山城のとらえ方は武田氏城郭の典型例として横堀・放射状堅堀・枡形虎口といった、城郭を構成する虎口などの部分的構造を比較検討するハーフ論に終始しているように思われる。この点、攝政論の基本は「曲輪配置論」とする村田氏は、軍事史的な議論に立脚する中世城郭の到達点たる戦国湖山城（武田氏の白山城に完成した形として出現した繩張の三分構成）の延長線上に、近世城郭の空間構造（城と城下）が形成されていくものとし、近世城郭も人元では三分構成に集約されることが説き、ハーフ論の偏重に反省をしつつ空間構造を基に近世城郭の成立に言及している（第一回全国城郭研究者セミナーの報告「近世城郭の成立について」『中世城郭研究』第一号、一九九七年）。しかし、ハーフ論にしろ村田氏の繩張論にしろ、そこには軍事的な観点が強くて表面に出ており、在地構造の分析にかかるような発言が少なく、その希薄さに気がつく。

地域史の解明をめざす城郭研究であればこそ、城郭の有する機能や経営主体について踏み込んで考えざるを得ず、攝政研究と地域史研究のすり合わせや、権力との関わりや社会・在地構造の分析といった視角が必要不可欠となつてく

る。さらに地誌や伝承からの類推による城郭像や文献による検討、また現況遺構の細張論など自ずと限界があり、築造・經營・商戸といった城郭の歴史を明らかにするには、文献史料が無い場合にはやはり発掘調査に委ねなければならず、白山城ではこれまでに発掘調査が行われていないが、考古学的研究が大きな比重を占めることになる。多様であったであろう中山城郭の実態を把握するために、白山城は恰好の素材であり研究対象といえよう。白山城を含め多くの史跡が残る神山町では、地元の郷土研究会が今から三十年前にも名所・旧跡に関する分布図を作成している。地図には地名が載り白山城の立地などが手軽にわかるので、これも白山城に関する一つの研究成果として取り上げておきたい。図を掲載しておく（第一二図）。

（山下孝司）



第12図 白山城周辺の名所・旧跡（神山町郷土研究会「武田発祥の地 神山の史蹟文化財めぐり」より転載）

## 第二節 白山城の遺構と役割

### 一、白山城周辺の概観

武田八幡宮の南西に位置する城山（鍋山）と呼ばれる標高五七〇 m余りの山頂を中心として中腹及び背後の尾根に郭や堀切が認められる。これらの遺構が白山城である。この白山城の南北には西から東に突き出した尾根があり、城の

南北の方角の視界を遮っている。一つは武田八幡宮を挟んだ北側に位置する標高六〇〇 m前後の細い尾根である。この尾根の上には烽火台と伝えられる数段の腰郭と尾根切が認められる。もう一つは城山の南に沢を挟んで東に伸びる標高七〇〇 m前後の尾根があり、この尾根上にも尾根切と一部土塁を伴う平坦面があるが、この遺構も北側の遺構と同様の烽火台と伝えられている。本城の左右に烽火台あるいは物見台を配置した白山城のような中世城郭は、山梨県内には数少なく、甲府市古府中町にある国史跡武田氏廻路以外には確認されていない。

国土クラスと同等とでも言ふべき城郭配置は金無川流域でも極めて例外であると言える。このような白山城が有している歴史背景を明らかにすることは、

### 一、白山城の曲輪配置

白山城（以下本城といふ）の郭配置は、山頂に本丸と呼ばれている方形の主郭①があり、その南側には一段下がって二の丸と呼ばれる二の郭②がある。二の郭と主郭の東側には幅五 m前後の腰郭が南北に五〇 m続いている。この腰郭

は山の南東で南斜面を西に進んでいる。その東下にも腰郭が並行して南北に伸

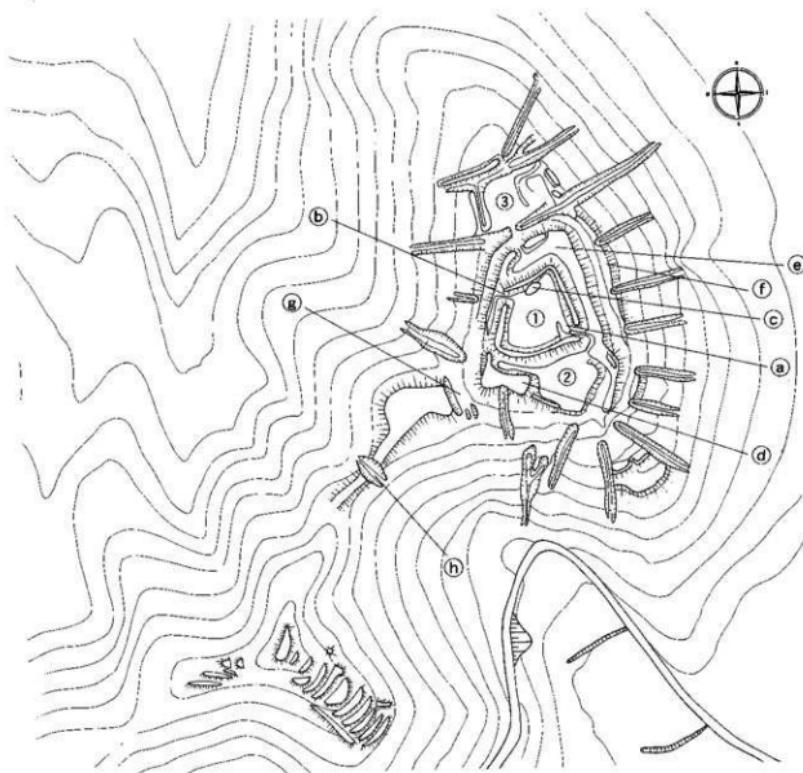
びている。この郭からは、東斜面を下げる堅堀が等間隔に配設されている。主郭から西側に続く尾根は空堀によって切断され、その南にある二の郭の西側までこの空堀は続き、南東に下る沢へと落ち込んでいる。堀切の西上に続く尾根にも堀切があり、その南東側面には数段の平坦面がある。二の郭南側斜面には堅堀が一、秦斜面を下っており、その間に白山神社からの登山道がつづら折りで上っている。主郭の北には空堀を挟んで北東隅に虎口③を開く馬出郭④がある。この郭の北側には、登山道を堀切の中央部にある土橋に導くための空堀がある。

#### （一）主郭

地元では鍋山とも城山とも呼ばれる山頂に主郭は位置し、周囲を土塁に囲まれた万形の面積五〇〇 m<sup>2</sup>程度の郭である。虎口③は南東と北西の隅に開く。南東虎口③では南に傾斜した通路を下ると土塁に突き当たり、東に曲がり腰郭にて虎口④では北に傾斜した通路を下ると土塁に突き当たり、東に曲がり腰郭にて虎口⑤では、本丸東北から南に続く幅五 mの平場を均等に有し、本丸南下に隣接する二の郭の東側に伸びている。主郭の周囲を開む土塁の長さはそれぞれ、北辺二・三 m、東辺三・四 m、南辺三・三 m、西辺二・三 mを測る。土塁の高さは署内側から計測すると、北側では〇・五 m前後であるが、東側では一 m、西側では〇・六 m、南側では〇・五 mと均一ではなく東側が最も高い。一方北西の虎口⑥を出ると、幅が狭く南北に細長い腰郭があるが、この郭は西側土塁外斜面の中央部に沿られたものである。郭内部は東西に二段に造成されていたと考えられる段差がある。上段である北側中央部に井戸跡と考えられる東西に細長い梢円形の凹地⑦がある。また西側中央部には石祠があり、南麓に鎮座する白山神社の山宮である。この石祠の周囲には礎石あるいは石列と考えられる花崗岩が点在している。今後行われるであろう発掘調査によって建物跡の検出が期待される。

#### （二）二の郭

主郭の南に隣接して一段下がった不整形の形状を呈する面積四〇〇 m<sup>2</sup>の



第13図 白山城縹張図

トル程の郭が二の郭である。虎口は北東隅に開くが、東側から南側には土塁を確認することはできない。西には、段高く上部より幅の広い、東西一八m、南北五~八mを測る物見台や櫓台とも推測してもおかしくない平坦面④がある。この平坦面の北（木丸南土塁）側には東西に長い窪地が奥行き・五m程西に伸びている。この凹地とも言える窪地が、南側の台状施設をより櫓台の色彩を強く感じさせる。台状施設の南側中央部からは、幅四m、深さ一m前後の堅堀が、三m程斜面を下っている。

#### 〔二〕 北郭

主郭の北側にある腰郭と土橋を挟んで隣接する馬出郭と言べき郭である。東西二五m、南北・五m程の規模を有し、周囲には明確な土塁を確認することはできない。郭の中央には三角点があり、この付近から東側はなだらかな斜面となっている。この斜面の東下には、北側に下る坂道があり、これが東下にある腰郭を経て、北斜面を南北に分断する空堀を越え、武田八幡宮に通じている。東下にある腰郭は東側に低い土壁を併せ、北に進むと北側の堅堀に、南に進んでも南側の堅堀に通じている。西側堅堀には北の堅堀から続く横堀が南に伸びている。このことから、東側の腰郭も横堀が埋まつたものと考えられる。

主郭の北側から東側にし字状に幅五六巾の腰郭<sup>(6)</sup>が巡っている。またこの郭の下六巾付近にも並行して腰郭<sup>(6)</sup>が巡っている。上段の腰郭は、北郭で既に述べたように横堀として構築されたものが、城壁後に埋まつて腰郭を呈するようになつたものと考えられる。北側の腰郭の北には低い土壘があり、その外側に幅七巾の尾根を切断する堅堀がある。この堀の中央は長さ一〇m程の土塙が、北郭への通路となつていて。東側の腰郭は主郭と二の郭の境界付近で、段下があり、二の郭虎口と接続している。二の郭東側の腰郭は本丸東側のそれより幅が狭くなり、西側に折れて、止まる。この西側から南斜面を西側に斜めに下る堅堀は一本、南に下る堅堀が一本、南東に下る堅堀が一本それぞれ掘られている。南と東の堅堀の間には三段の小さな腰郭があり、これらの郭を経由するように雨堀の白山神社からの登山道が上って来ている。

下段の腰郭からは、尾根を切断している細も含めて北中斜面から南斜面までの間に九本堅堀が掘られている。細の長さは北から六五巾、一五巾、三〇巾、

一五巾、一二巾、二〇巾、二五巾、三三巾、二六巾を測る。また堅堀の間隔は北側からそれぞれ二〇・三三・一八・一八・一五・一〇・一〇・一〇mと局ではないが、北から南に間隔が狭くなつて、傾向を認めることができる。(南

斜面には二の郭南西にある塔台状遺構の中央から下る堅堀とその先端に二股で始まる堅堀一本の合計二本があり、長さは二〇巾と二〇巾であるが、後者は一部は自然崩落を含んでいると考えられる。西側斜面には、尾根を切断する幅二〇m程の巨大な空堀<sup>(6)</sup>があり、その北側に合計三本の堅堀が掘られている。そ

れぞれの長さは南から二〇巾、一〇巾、四〇巾、間隔は一五巾、一〇巾を測ることができるが、南の堀は崩落して形が明確でない。北郭の北側にも既に述べた尾根を切断する堅堀も含めて四本の堅堀がある。それぞれの長さは西から二〇巾、二三巾、一〇巾、二二巾を測る。巨大的な空堀による尾根切の西の尾根統きには唐田形を呈する平場があり、その南西上には幅八巾、長さ一四巾の尾根

切空堀<sup>(6)</sup>がある。さらにその上部には三角形を呈する頂があるが明確な遺構とは認めがたいので、発掘調査を待つて判断すべきであろう。

東山麓斜面の遺構では、堅堀を下つた先端付近から下の方に向かうに數段のひな壇状の土地区画があるが、城郭と関連するものかはやはり発掘調査を待つて考えるべきであろう。

(八巻サト志夫)

### 第三節 白山城周辺の屋敷群

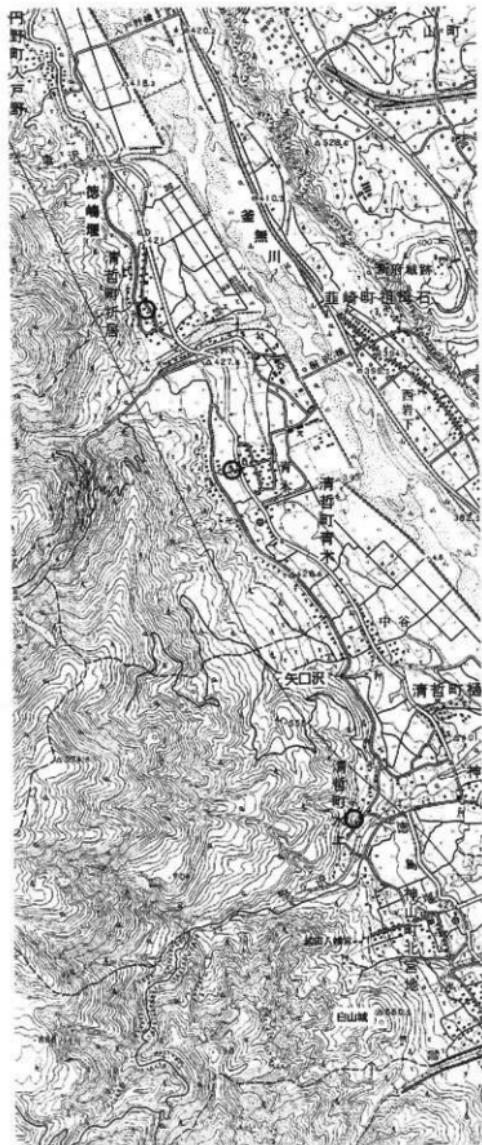
#### 一、はじめに

善磨市には市内中央部を流れる善無川に沿って、その右岸に約十二町にわたり河岸段丘が形成されている。更に段丘面は西部山地から流れ出していくものゝ小河川によって開拓され、段丘面上あるいは段丘面下に原状地が形成されている。こうした河岸段丘上に集落は発達するとともに原状地が存在する。

ここでは白山城以北、善磨町内にその尾数跡地が比定される折井氏(座敷・古木氏屋敷・水上氏屋敷)を取りあげる。(第、四図)

#### 一、折井氏屋敷

白山城から約四四北方に善磨町折居の集落が位置する。北には田代町人戸野の集落があり、唐沢(乾沢とも云す)が境となる。南には朝沢(森川南沢川)を境にして青木の集落が広がる。折居の集落は南北を沢によって限り、更に東西は善無川によって隔てられている。地形は西から東へ傾斜し、西側の山麓側には宅地・畠地が、東側には水田が広がる。江戸時代、宝曆六年(一七五六)の



第14図 白山城と周辺屋敷

三郎村高橋では折居村の石高二二二石余、文化（一八〇四—一八）初年には戸数五十八・人數二四〇人という記録がある。現在、屋敷跡の遺構は確認されておらず、位置・範囲等も不詳である。ただ僅かに屋敷伝承と関連地名を残すのみである。

#### (一) 屋敷伝承

折井氏は武川衆の祖一条源八時信の子十郎時光の息子三郎時次が折居に居を構え、氏を称したのが始まりとされる。現任、小字名として木戸田・古屋敷・連台などの関連地名を残ることができる。屋敷跡に関する資料には以下のものがある。

資料① 「甲斐国志」卷之四十八 古跡部第十一（雄山閣一九九八年）

「折井氏居址」  
資料② 「甲斐国古城跡志」（甲斐叢書）七巻 甲斐叢書刊行会編 第一書房 一九七四年）

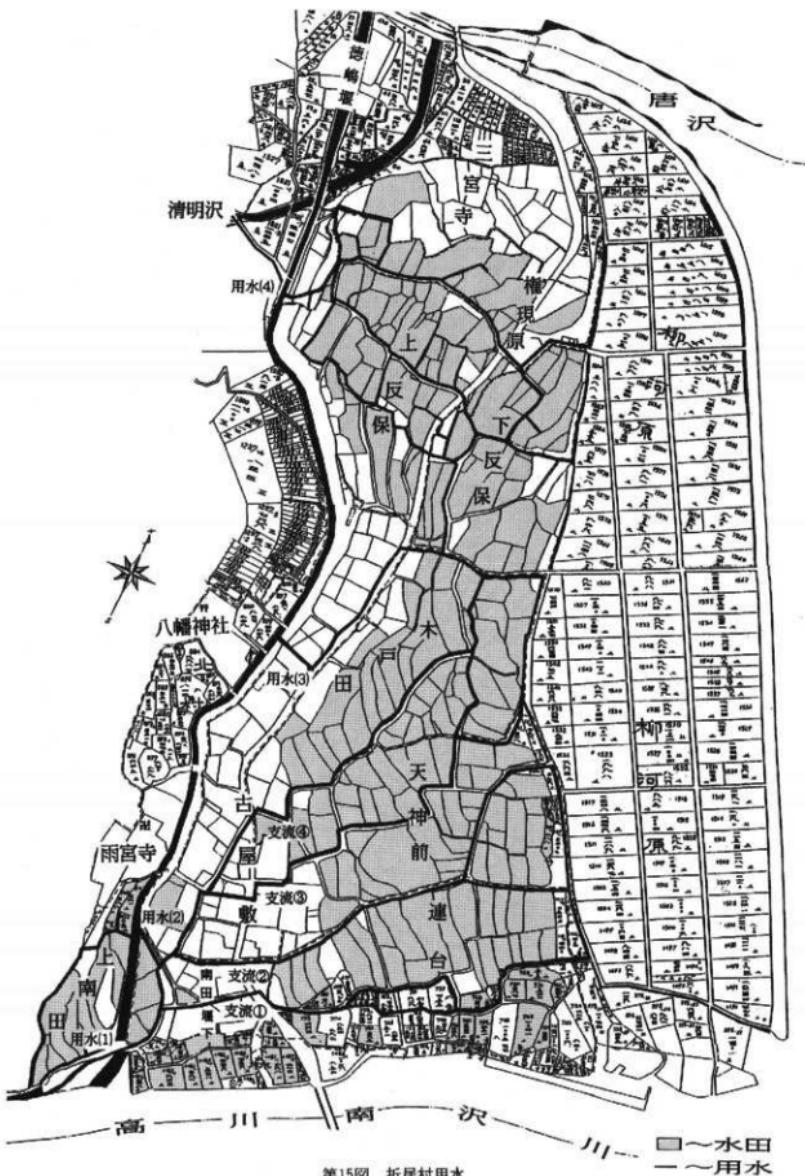
「同(巨摩)都武川折居村ノ内 屋敷跡登所但 唯今ハ百姓家貳三軒

之有場所ノ廣サ相知不申候 右屋敷主折居市左衛門ト申傳候」

どちらも江戸時代後期の資料であるが、①折居村に屋敷跡が一ヵ所あり、折井氏屋敷跡と称されていたこと。②屋敷跡は百姓家となつたこと。③屋敷主は折居市左衛門であるといふ伝承があつたことが知られる。

ここでは屋敷跡と謂われるところが存在したということのみ確認しておく。

#### (二) 用水体系



第15図 折居村用水

村の用水体系を見ると、ここ折居だけではなく釜無川右岸地域は現在でも西部山麓の山裾を南流する徳島堰に大きく依存している。江戸時代、寛文十年（一六七〇）に開削された徳島堰は、流路一帯に大きな恩恵をもたらしている。そうした今日的な状況でも、西部山地から流れ出す沢水を引込み、上堰として徳島堰を越し、灌漑用水・生活用水として利用する用水堰が各地区に存在する。すでに徳島堰開削の当時から用水堰としての水利権が存在していたために、今日までも上堰として存続したものと考えられる。それゆえ現在では、沢水を取水源とする用水と徳島堰から取水する用水との大きく二つの用水系統がある。折居では第一五図に見られるように、現在大きく四つの用水系統により水田灌漑を行っている（河岸段丘下の小字鶴河原地点は対象から外す）。

用水(1)としたものは高川南沢を取水源とし、それ以外の用水(2)～(4)は徳島堰を取水源とする。用水(1)は用水(2)と合流して、史に支流①～④となり、多くの水山を潤す灌漑用水となっている。用水(1)と用水(2)が占める灌漑範囲は小字木戸田・天神前・古屋敷・連台・南田坂下・上南田及び戸田・天神前・古屋敷・連台・南田坂下・上南田に及ぶ。その中でも特に木戸田が広く一面に広がる木戸田・天神前・連台などを潤す用水は、より詳細に見れば支流②～④となる。

用水(3)は徳島堰から取水し、集落の中央を流れる。木戸田灌漑にはそれはどう利⽤されず、下として生活排水用として利⽤されているのが現状である。

最も北側に位置する用水(4)は、徳島堰から取水し、流下一帯の木戸田に供給されている。この地点には西山山地から流れ出る清明沢が上堰として徳島堰を越している。実際、この地区を踏査して感じた事だが、一枚の木戸田の凹辺を水路が巡っている状況がまま見られた。用水の効率的配水、それによる耕地面積の増大といった単純に發展論的な視点から見れば、その用水網は極めて難然として非効率との観がある。この周辺は用水網から見るかぎり、徳島堰開削によって

新たに開けた水田とも考えられず、本来は西部山地から流れ出す清明沢からの水を引き込んで、用水として利⽤していたのではないだろうか。徳島堰開削にともない、配水網はそのままに、天災に左右されやすい沢水より安定供給が見込める堰水にしたのであろうか。

折居村の用水体系を復元整理すると、徳島堰開削以前、折居村では飲料水・灌漑用水の全てを西部山地から流れ出す沢水を利⽤し、それに大きく依存していた。すなわち南側では高川南沢から、北側は清明沢から取水する二つの用水系統が存在した。現在でも用水(3)の流下、小字下反保と木戸田の境界周辺が地形的にも低く、そこを境に用水体系は南側の用水(1)～(3)と北側の用水(4)との南北二つに大きく分けられる。南側高川南沢が取水源とする灌漑範囲は第一五図の支流①～④の流域（小字木戸田・天神前・古屋敷・連台・南田坂下・上南田の範囲）、一方、北側清明沢が取水源とする灌漑範囲は用水(4)の流域（小字三宮寺・梅原原・上反保・下反保の範囲）となろう。

## （二）屋敷地

武田家滅亡後、徳島家に仕えた折居次昌は「折居南分式拾貰文」、「折居北分拾七貫四百文」を安堵されている。村を南北二分していることが知れるが、南北二分する提え方は、前述した用水体系だけでなく景観にも頗るわれる。つい近年まで、宅地の大半は南側に集中しており、北側には水田と畠地が広がる景観であった。大雑把な捉え方だが、用水体系だけでなく地形・景観などからも村を大きく二分できる可能性はある。

屋敷地に関連する地名として、木戸田・古屋敷・連台などが存在する。屋敷跡が「百姓家」となったという伝承と合わせ、主として村の南側に宅地が分布する状況である。木戸田・天神前・連台など水田が広く集中する地帯を潤す用水はより詳細に見れば支流②～④であり、その何れもが古屋敷地内を流れている。更に、支流③は古屋敷地内で二度の一折れを繰り返すことを考慮すれば

は自然と「古屋敷」という地名に日が向けられる。

最後に、地元での聞き取り調査により興味ある事実が判明した。現在、集落内を南北に通る道は往時、古屋敷地内で支流③を越したところで西に折れ、すぐにはまた支流④に沿って北に折れていたとのことである。つまり、現在の道路コースとは異なり、支流③と支流④に挟まれた地点を迂回するかのように道路が通じていたことになる。

支流③と支流④に挟まれ、道路が迂回する地点、東西六〇m×南北四〇mを屋敷地として推定してみる（第一六図）。現在、この区画の北側一部は折居共有の土地となっている。こういった事象が屋敷地にまま見られるることはすでに指摘されており、ここでも屋敷地推定の一助とした。



第16図 折井氏屋敷推定地

### 三、青木氏屋敷

白山城から約三・四北方に清音町青木の集落が発達する。現在、集落の中央を県道が南北に通る。北には高川南沢（桐沢）を境として折居の集落があり南には矢口沢を境にして種口の集落が広がる。青木の集落は南北を沢によって限り、更に東側は答無川によって隔てられている。現在、青木の南側に中谷の集落がある。「甲斐国志」には「仲屋組」としてその名が見え、青木村の枝村であった。

江戸時代、青木村は寛文四年（一六六四）の候地帳では高五二石余、文化（一八〇四）一八年初には戸数九七・人數四六〇人という記録がある。

ここに青木氏屋敷がある。中世、当地には武川衆の一つ青木氏が屋敷を構え、勢力を張った。現在、青木氏歴代の菩提寺である常光寺も存在し、その境内には歴代の墓という宝篋印塔・五輪塔が残っている。このほか、地元には屋敷伝承地及び関連地名も残っている。

#### （一）屋敷伝承

青木氏は武川衆の祖一条源八時信の子十郎時光が青木に拠点を置き、氏を称したことから始まる。屋敷地についてふれた資料を取りあげる。

資料①『風流使者記』卷十（『甲斐志料集成』第三巻甲斐志料集成刊行会編

歴史図書社 一九八一年）

「尾州府君の旧莊は寺の北に在りて後築する。西南は山に依り、東北は總渠の絶するところと為す。方五十五六步なる可し。西北に山有り、亦の府君の時の採樵せし所と為す。郎君の宅亦其の東北に在り。長さ二十歩横二十五歩、皆行きて巡視す。」（読み下す）

資料②『吉木村神社・鳳凰山明細写』（文化三年九月）

「当村之内吉木十郎常光殿屋敷跡 当時田畠ニ相成申候得共 御除地ニテ御座候」（『徳島城』第二編資料二十二 徳島城編纂委員会編 地方書院

一九五九年ヨリ引用)

資料③『甲斐國古城跡志』

「(同)巨摩(郡)青木村ノ内 屋敷跡壹ヶ所 但 四五町四方山カラ相見(候) 唯今ハ田地ニ相成申候 右御屋敷舗主 但 當光信時信定三代ノ由申傳候」

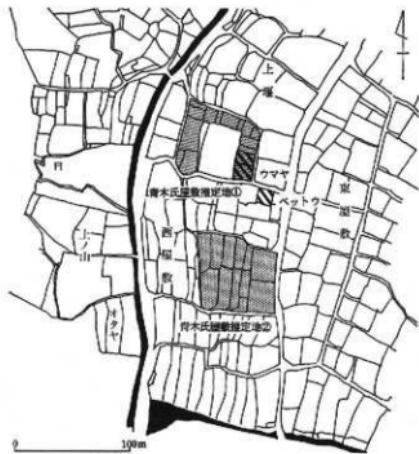
資料④『甲斐國志』卷之四十八 古跡部第十一

「青木氏(居址) 西尾敷(ト唱フ)」

このうち資料①が江戸時代後期、宝永三年(一七〇六)時点での資料、他の

資料②、③、④は江戸時代後期、文化年間(一八〇四~一四)の資料である。

いずれもその時々の、地元の伝承を基に書き記したものであらうが、注目すべきは、資料①で屋敷跡として「尾州府君の旧荘は(中略)方五十五六歩なる可



第17図 青木氏屋敷推定地  
(新人物往来社『日本城郭大系』8より加筆)

し、「郎君の宅亦た(中略)長さ二十歩、横二十五歩」と二か所を挙げる。一方で、他の資料②~④は「一か所のみを指摘している点である。

この点について、すでに「日本城郭大系」では「青木氏屋敷推定地」として、二か所が指摘されている。残念ながら、文章中では前述した資料①の存在、また屋敷として二か所の地点を推定するのか、あるいは屋敷比定地が二か所想定できるのか等について触れられてはいないが、今回ここに図のみ一部加筆して概観する(第17図)。

【】 諏訪神社と原山神社

中世青木村の神社について、諏訪神社と原山神社を取りあげる。諏訪神社は現在、青木の集落の中央に位置し、徳島堰より上、山裾側に鎮座する。

資料①水禄四年(一五六一)勤帳帳に「五十八番 あふき(之翻宣)として見える。

資料②『青木村神社・鳳凰山明細(写)』(文化三年九月)

「当社者、天正中青木尾張守殿御造営、其後明暦三年青木与兵衛殿御造営之棟札御座候、往古者村下ニ御座候處、享保二年國主松平甲斐守殿(中略)只今之社地者公儀御林之下ニテ、山神社ニ御座候處引引移シ申シ候」

資料③『甲斐國志』卷之六十六 神社部第十二

「(前略)神(中略)正中青木尾張守信立、明暦三年(一六五七)青木与兵衛信就修造ノ棟札アリ。享保二年(一七一七)松平甲斐守御林山ノ麓、山ノ神ノ社中ニ移ス。即<sup>マ</sup>今ノ地ナリ。」

資料④『岐北神社誌』(小澤猪太郎編・岐北神社会発行 一九六二年)

「(前略)社記に云う天正中青木尾張守信立、明暦三年青木与兵衛信就社殿修造の棟札アリ。創建年月日不詳なるも昔時は高原田と云う所に鎮座せられであつたのを、享保二年松平甲斐守御林山の麓山神の社中に遷宮すと即ち今の地なり。(以下略)」

その他、「甲斐國社記・寺記」、「北巨摩郡誌」等にもその記述は見えるが概ね同じ内容である。

諏訪神社は永禄年間にその存在が推定でき、青木氏の崇敬社であったことが窺われる。享保・年以前、現在鎮座する場所と異なって「高原出」という地に存在し、なおかつ、その場所は位置的に「村の下」と認識されるところだったことが分かる。現在、常光寺沢の南側に小字竹原田という地点がある。おそらくここに位置していたものであろう。

原山明神は青木の集落の北側、折居との境に位置する。

資料⑤「甲斐國志」(卷之六十六 神社部第十二)

〔前略〕村北信州路ノ傍ニ在リ社記云、諏訪郡御射山ト同ジタ日月星ノ

三光ヲ祭ル七月廿七日ノ祭時ニ祠邊ニテ必日月星ヲ祭ス往時ハ武川逸見ノ繩鎖守ナリ 大正中雷火ニ同様セシフ 正徳元年右ノ諸村ニ募リチ造

營ス奉加候今存セリ (以下略)」

と記録される。その他、「甲斐國社記・寺記」、「北巨摩郡誌」、「岐北神社社記」等にもその記述は見えるが概ね同じ内容である。たゞ一ヵ所、すでに何回か引用する文化二年「青木村神社・鳳凰山則細(写)」には「往古ヨリ武川筋逸見筋總旗守御座候天正年中兵火ニテ焼失」となっており異なる。また前記、資料⑤の「甲斐國志」紀事中、正徳元年(一七一)の奉加帳意願書には「天正之比

兵火に焼破血其後は宮所之印斗也」と記録されている(「韮崎市誌」下巻第一章)。原山神社は天正年中、雷火ではなく兵火によって焼けたと理解した方がよいであろう。少なくとも地元にはそうした伝承が存在した。

中世古木村には村の南側に諏訪神社があり、南北の村境に神社が鎮座する景観が広がっていた。

### (3) 用水体系

ここ青木でも、灌漑用水は篠島堰に大きく依存している状況である。折居と

同様、西部山地から流れ出す沢水を取水源とする用水と篠島堰から取水する用水との大きく二つの用水系統がある。

ここでは高川南沢から常光寺沢までの範囲を対象にし、沢水による用水系統を見る。現在、青木では第一八回に見られるように、三つの用水系統がある。

用水①・②としたものは高川南沢を、用水③は常光寺沢からそれぞれ取水する。用水①は北側水田地帯の中央を流下し、灌漑面積は小字山田・上北原・下北

原に及ぶ。その流路は西から東へほぼ直線的である。

用水②は用水①と同じく高川南沢から取水し、西部山地の山裾を巡つて流下する。その範囲は小字上堰・後田・西尾敷・東屋敷に及ぶ。上堰として篠島堰を越した後、支流①・②・③に分かれる。支流①は西部山裾側を流れ、支流②は道に沿つて集落の中央を流れる。どちらも主として灌漑用水を利用して利用される。注目すべきは、支流①とした流れが、その流末で方形に巡ることである。すでにこの部分は前述した、第一七回、青木氏屋敷推定地②とされる区画に相当する。

用水③は常光寺沢から取水し、流末は篠島堰に落とされている。常光寺北側と篠島堰の間に広がる僅かな水田に供給されるのみである。

篠島堰開削以前、青木村の用水は飲料水・木田用水の全てを西部山地から流れ出す沢水を利用し、それに大きく依存していた。特に現在では流末を篠島堰に落とす用水③もそのまま東側に流下し、なおかつ支流①の流末と合流していると考えられる。

### 4 屋敷地

まず小字から関連地名を拾うと、西屋敷・東屋敷・オタヤがある。いずれも現在、常光寺周辺に分布する字名である。前述した資料④には青木氏屋敷「西屋敷ト唱フ」とあり、常光寺周辺に屋敷地を推定できそうである。地元での聞



第18図 青木村用水

き取り調査によつて、現在「古木氏屋敷跡」といふ伝わる地点を聞くことができた。第七圖に見られる青木氏屋敷推定地①と同じ地点である。

中心に二〇×四五m<sup>2</sup>の区画があり、更にその周囲には小区画がコの字状に巡っている。全体で東西八〇m、南北五〇m<sup>2</sup>程の区画となる。この区画の西側には用水が流れ、南側には東北神社を通じる道が通る。現状、中心の区画は水田に、また周囲の区画は宅地・畑地となつてゐる。地元の方にうかがうと、かつてこの道は常光寺に通じる主要な道の一つであり、現在、常光寺に通じる道は何本があるが、昔ながらのものは屋敷推定地南側のこの道と常光寺沢の際を上る道の一つであったとの事である。その地、この区画周辺には「ウマヤ(厩)」「ベマヌウ(別当)」と言ひ伝わる地点もあることが判明した。

地元には屋敷地として現在一か所のみが伝わっている。先にも若干ふれたが「風流使者記」の記述を信じるならば、もう、か所存在したはずである。屋敷推定地②がはたして屋敷跡として想定できるのか、現状では方形の地割りと用水網から屋敷地として想定するのみであり甚だ心もとない限りである。史には「風流使者記」の記述をより詳細に見れば、「尾州府君の旧莊は寺の北に在りて接觸する。西南は山に依り、東北は篠葉の絆るところと為す。」とあり、屋敷地の東北側に篠葉が流れ、いたことになる。屋敷推定地①・②ともに篠葉堰はその西側を流れおり、「風流使者記」の記述とは整合しない。

敢えて「風流使者記」の「旧莊は寺の北に在りて接觸する」、あるいは「東北は篠葉の絆る等の記述に重きを置いて屋敷推定地を搜せば「オタヤ」という地名に気がつく。常光寺をも含めたこの周辺に屋敷地を想定できるかも知れない。

当初の目的と大きく異なり、いたずらに屋敷推定地を増やす結果となつてしまつた。屋敷推定地①とした地点が確実視できる以外、現状では心もとない想定となる。

中世青木村には諏訪・原山神社の一社が村の南北両端に位置し、街道に面してそれ存在していた。村の中央、西側山麓の高所には善提寺である常光寺が村を見下ろすように存在した。ちょうどその隣下に青木氏は屋敷を構え、屋敷の東側には集落民の家が点在していた。更に、周辺には田畠が広がり、屋敷は集落の中に存在し、集落と一体となつてゐた。青木氏が居を構え、勢力を及ぼした青木村の範囲は、南は常光寺沢を限り、北は高川南沢(桐沢)を境とした領域であり、これが名子の地となつた「青木」の当初の範囲であろう。

#### 四、水上氏屋敷

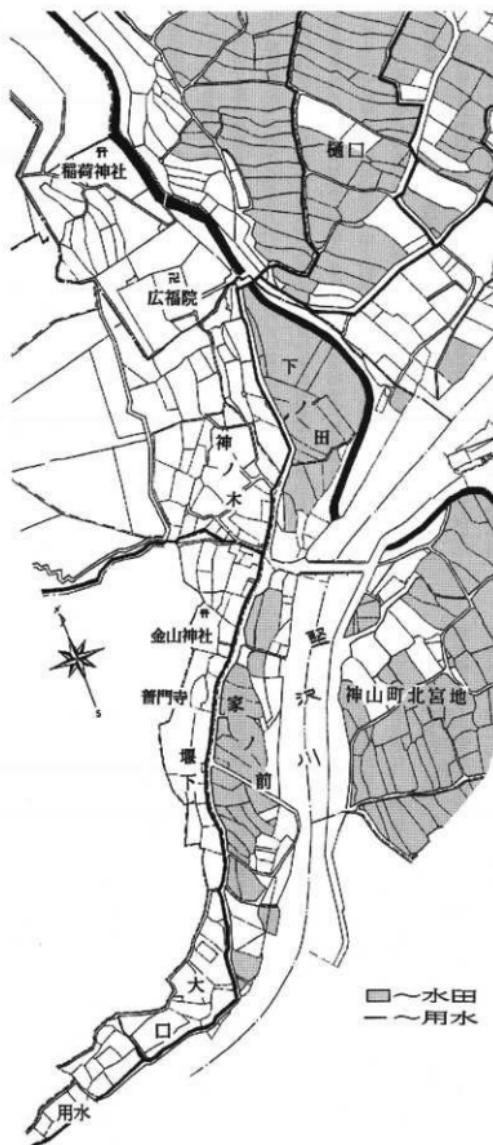
白山城から約一km北方に清暫町水上の集落が発達する。西部山地に発し、釜無川に注ぐ豊沢の左岸に沿つて村は細長く広がる。背後には山が聳え、前方東側には幅広い集落が広がり、豊沢を挟んで南側は神山町武田・北宮地の集落となる。往時、村の西部山地には金鉱があったと言う。江戸時代、水上村は寛文十二年(一六七二)の檢地帳では高二二石余、文化初年(一八〇四)一八)には「敷一・人數五八人」という記録がある。ここに水上氏屋敷がある。

##### (一) 屋敷伝承

水上氏は小笠原氏の一族で巨摩郡水上郷に拠点を置き、氏を称したことから始まる。『甲斐國志』(卷之百十二 土庶部第十一)の水上氏の項を見ると、「水上村ニ宗善宅跡ト云、伝ル處アリ、鐵鑄ニ水上宗淳深志ノ留宿居トアリ壬午、起説文ニモ同六郎兵衛<sup>著者</sup>、同市郎兵衛<sup>著者</sup>、見エタリ甲府殿ノ時代官水上三郎兵衛アリ」と記録される。更に屋敷地の記述は「水上宗善宅跡<sup>著者</sup>東西二町南北一町余基所ト云処ハ積、右高三尺許ナリ、別ニ古屋敷方十間又廿間許ノ處敷基アリ何人ノ居址ナルヲ知ラズ」(卷之四十八 古跡部第十一)とある。屋敷の規模・墓地・他の屋敷地についてもふれている。

村にはかつて普門寺と金山神社が存在した。現在ではどちらも遷宮、あるいは廃寺となっている。

『甲斐国志』には僅かに「水上山普門寺<sup>ホウモンジ</sup> 同宗（曹洞宗）同木（青木村常光寺・除地五畝歩 本尊・十一面觀音）と記録されるだけである。明治年間に廃寺となり、本尊は青木村常光寺に合祀されている。手元にある資料では享保九年の水上村明細帳によつて、宝永二年（一七〇五）まで残つて確認できる（『諏訪市誌 資料編 第三草村治』）。地元には現在、字輿上地内にフモントと呼ぶ地名があり、更にその周辺には石造物が群をなすところがある。寺跡と推定できよう（第十九図）。



第19図 水上村用水

金山神社について、『甲斐国志』は「金山明神<sup>ホウセンミコト</sup> 黒印神領六斗三升 社地三百六坪 武田村神主兼帶司」と記録する。金山神社が存在した地は村の中央、前述した普門寺の比定地と隣接する。すでに境内地は宅地となっている。明治初年に大杉神社と改名し、その後、昭和三十一年には樋口村御嶽神社の地（現在、西部山地の山麓、字鉢率<sup>ハササ</sup>にある稱荷神社地）に遷宮した。

『岐北神社誌』には金山神社に関する伝承が載る。

「大杉神社は古来金山明神と称していたのは、同区水上の山中に武田信玄公時代、其の家臣が良好の金が出るを見出し、採掘し始めたのであった。」（中略）此故当区の氏神社は金山彦命を祀つて金山大明神と称してきた。

金山神社と金鉱そして武田信玄へと繋る内容である。最終的に武田信玄、あるいは武田家へとつながる話は県内の至る所にあり、その意味ではそのまま歴史的な事実を伝えているとは考えられない。ただ、武川筋の西部山地に金鉱が存在したのは史実らしく、「甲斐国志」等にもいくつか記録される。

資料①「上金山 水上村ノ西三町余ニ在リ往時金ヲ掘リシ所ト云。」

資料②「御座石（前略）往時銅鉱並材木ノ山セシ時ハ烟ノ繁息ナリシトゾ 今ハ僅ニ二戸ヲ存セリ其外金銀銅鉱ノ坑道龜々ニ在リ（以下略）。」

普門寺・金山神社とともに現在の字壇上の地に隣接して存在した事になる。

### （三）屋敷地

特に一項を設けなかつたが、用水についてふれておく。水上村の用水は堅沢から引かれて、村の中央を西から東へと流れれる。流木は橋口村の用水として利用

される。それ以外、山から流れ出す山水があるが、現在水田灌漑に使用されているのは堅沢から引かれる用水のみで、山水は主として生活排水用と畠地耕作に使用されている。村は徳島藩より高所に位置するため直接その恩恵を被ることなく、昔ながらの用水体系を維持していると言えよう。（第一九図）

実際、村を歩いて気付くことだが、耕地が非常に少ない事である。「甲斐国志」の武川筋三十九村中、水上村は一番目に少ない石高である。たびたびの引用であるが、「味北神社誌」に興味ある伝承がある。

「古来旧水上村は、小村ではあるが、里人中煙火跡が多く、郷中近村の祭典には招かれて、煙火を打ち揚げて出張奉仕し來り「水の煙火」とまで称せられた程、名技術と用具を持せて云う。大正末期までは人小の煙火筒、数多保存せしと云うも、今は影を失つたと伝えている。」

前述した耕作地の僅少さという現実が存在する一方で、金鉱の存在とともに職人の存在がうかがわれ興味ある資料である。

小字から閑連地名を拾うと、家ノ前がある。その他、前述したフモソジの地

名が存在する。地元での聞き取り調査では「古屋敷」という地名があるそぞうだ

が特定できなかつた。墓地は前述したフモソジの近辺と字神ノ木に一か所づつ存在した。直接、水上氏屋敷に結びつく資料は得られなかつた。

推測ではあるが、普門寺と水上宗音の宇面での共通点、及び家ノ前の地名を勘案して普門寺跡を堅沢跡として想定できないだろうか。『垂露市誌』では水上氏について金鉱支配の役人と推定している。金鉱の存在からこうした推定に至つたものであろうが、可耕地の僅少さという現実、更には職人の存在、こうしたフィルターを通して中世水上村と水上氏、更には聚落と屋敷の関係が見えてくるのではないだろうか

### 五、まとめ

村にあった屋敷跡は沢と沢とに区切られた河岸段丘上に位置し、周辺の一百姓家の分布と重なつて存在した。村の生活用水・灌漑用水は沢水を利用するこにより、他村とは独立して、独自に自己完結する。そうした自己完結する用水網に接して屋敷は位置している。特に沢水を利用する事により、その用水が他村とは独立して自己完結する状況は今回取りあげた折居・吉木・水上村以外の筈無川右岸地域でも認められるであろう。用水の流域がすなわち村の範囲となり、それがそのまま名字の地となる。折居・吉木村ではそうした状況が特に顯著に認められた。屋敷は身近な地域に展開し、かつ村を単位として独自に完結する存在であった。

中世後期、東国においても、土壁と堀を周囲に巡らす方形館が出現する。しかも灌漑用水を引き込むことによって、在地に対しより直接的な支配を展開するに至つたことは、すでに先学によつて明らかとなつてゐる。折居・吉木、そして屋敷推定地に問題を残してゐるが水上氏屋敷をも、その屋敷地は灌漑用水系と密着しており、ここでも同様の問題が起きたことを小嘆してゐる。

折入氏と折居郷の関係は天正十年徳川家康により、折井市左衛門次昌が折居南分・折居北分を安堵させていることから見ることができ。天正十七年、熊蔵地の結果、折井次昌には折居郷と武田郷内に、子息折井九郎次忠には北門移封に伴い、他の武用衆と共に折井氏も武藏に移住する。慶長六年、家康の甲斐領石坂、折居村一八石二升は青木守兵衛信安の知行地となる。折居村に対する折井氏の支配が確認できるのは天正十七年までとなる。

青木氏の場合、天正十年徳川家康による安堵以後、天正十七年・慶長六年と青木郷への支配が確認でき、特に慶長六年に至っては折居・樋口・水上をその知行地に加えられている。武田時代まで語る確実な資料はないが、青木郷は中世以来青木氏が領有し、天正十八年からの武藏移住の一時期を除き江戸時代前期まで、青木氏によって支配が継続していたと思われる。

水上氏については、『高白煮記』を始め、深志ノ留守居、信州内郡柏鉢城の在番衆などとして史料上に登場する。天正十年以前の姿がほとんど見えない折井・青木氏に比べ際立った存在である。更には武田家没落後、折井・青木氏、がそれぞれ名字の地を安堵させているのに対し、水上六郎兵衛利光は甲州中条、信州小松の地を安堵される。本貫地水上は天正十七年には折井次昌に、慶長六年には青木又左衛門の知行地となっている。天正十年以降、本貫地に対する水上氏の支配は確認できず、更には武田時代についても名字の地とどれだけ繋がりを持っていたのかは不明である。

三氏の本貫地に対する支配の期間が、そのまま屋敷地伝承・資料の残り方に反映されているよう。すなわち最も長く近世前期まで青木村にその支配を継続していた青木氏は、その屋敷地について今でも地域に伝承が語り継がれ、かつ史料も多く残る。折居村に天正十七年までその支配が確認出来る折井氏は、その

最後に折井・青木・水上の三氏とそれぞれの本貫地との関係を見ておく。

折入氏と折居郷の関係は天正十年徳川家康により、折井市左衛門次昌が折居南分・折居北分を安堵させていることから見ることができ。天正十七年、熊蔵地の結果、折井次昌には折居郷と武田郷内に、子息折井九郎次忠には北門移封に伴い、他の武用衆と共に折井氏も武藏に移住する。慶長六年、家康の甲斐領石坂、折居村一八石二升は青木守兵衛信安の知行地となる。折居村に対する折井氏の支配が確認できるのは天正十七年までとなる。

青木氏の場合、天正十年徳川家康による安堵以後、天正十七年・慶長六年と青木郷への支配が確認でき、特に慶長六年に至っては折居・樋口・水上をその知行地に加えられている。武田時代まで語る確実な資料はないが、青木郷は中世以来青木氏が領有し、天正十八年からの武藏移住の一時期を除き江戸時代前期まで、青木氏によって支配が継続していたと思われる。

水上氏については、『高白煮記』を始め、深志ノ留守居、信州内郡柏鉢城の在番衆などとして史料上に登場する。天正十年以前の姿がほとんど見えない折井・青木氏に比べ際立った存在である。更には武田家没落後、折井・青木氏、がそれぞれ名字の地を安堵させているのに対し、水上六郎兵衛利光は甲州中条、信州小松の地を安堵される。本貫地水上は天正十七年には折井次昌に、慶長六年には青木又左衛門の知行地となっている。天正十年以降、本貫地に対する水上氏の支配は確認できず、更には武田時代についても名字の地とどれだけ繋がりを持っていたのかは不明である。

## 一、地理的環境

### 第四節 甘利氏館跡

#### （大輪寺東遺跡）

屋敷地について史料にのみ僅かに残り、地域に伝承が語り継がれていない。すでに武田時代から名字の地とどれだけ繋がりを持っていたのか不明な水上氏に至っては、その屋敷地伝承・史料とともに確認出来ない状況である。

今回、依拠した史料が主として江戸時代以降に属するものであることを考慮しても、依然として、なおそこには幾許かの歴史的な実像が反映されているようと思える。同様に白山城に関する後時代の限られた史料の内にも、依然として当時の歴史的な一面面を伝えている部分があり、簡単に拾て去ることは出来ないのではないだろうか。

（伊藤正彦）

【甲斐國志】により、甘利氏居跡の一隅に建立されたと伝えられる「大輪寺」なる寺院は韋崎市旭町上条北割字宮下に位置しており、一九八九年にこの一帯が「大輪寺東遺跡」として発掘調査されている。遺跡のある韋崎市域の釜無川右岸一帯には韋崎段丘と称される標高四〇〇m前後の段丘が発達しており、標高文時代から中世にかけての遺跡が数多く残されている。この段丘上の山地に接する西側には小河川による小規模な扇状地が複合しているのに対して、釜無川を望む東側はロームの小丘が残る地形をなし、両者の中間は水の集まる低湿地状を呈している。この地形に準じて土地利用の形態が異なっており、西側扇状地は桑畑、東側ローム面は野菜畑・果樹園・桑畑、中央部は水田として利用されている。甘利氏館跡はこのうちの原状地と水田地帯とが接する、標高約二

九〇田のところに位置している（第二〇四）。すぐ北にはかつては大井川であったという御坊沢川が流れており、この小河川により形成された扇状地末端に本遺跡がのっていることになる。なおこの御坊沢は下流にて割羽沢川となり、現在は御動使川に合流するが、戦国以前は御動使川扇状地を解説しながら直接金無川に合流していた時期もあったと考えられる。

扇状地が始まる、帶には山地があり、この突端の高台には白山城に代表されるような山城がいくつか見られるが、甘利氏館跡の西側約一・五畳には馬平なる山城が知られている。なお甘利氏館跡から白山城へは甘利沢を越え直線距離にして北に約一・五畳である。

## 二、沿革

甘利氏館跡については、昭和六十一年刊行の「山梨県中世城館跡」に記載されており、その位置は現在の大輪寺を中心とした地域ということで周知されるところであった。その所在についてはすでに「甲斐国志 古跡部に次のとおり述べられている。「甘利氏館跡 上条北割村 大輪寺ノ境内是レナリト云フ墨矢立・的場西ニ大塙ト呼 地名アリ皆傳歟トナレリ」

これによると甘利氏館跡は上条北割村にありその規模は「東西四間、南北二百間余り」で、後にその一角に大輪寺が建立されたものと言う。大輪寺は現在「甘利山大輪寺」と称する日蓮宗の寺院である。現状では西側の墓地から竹林にかけて土塁とみられる高まりが認められる他、古者によると近半までは堀の一部かもしれない池も存在していたといふ。また寺の南側に「大庭」、西側に「大堀、北側に「北門」、東側に「矢立・的場」等の地名が伝えられている。発掘調査は、この大輪寺のすぐ東側の水田部分が対象となり、幅一二田、長さ

一二〇田にわたって実施されたもので、次項で詳しく述べられている。これによると甘利氏は、甲斐武田氏の祖である武田信義の子・一条忠義の次子行忠に始まり、この行忠が甘利の莊司としてその地に居城を構えたことから「甘利」姓を名乗ったとされている。十二世紀後半のことである。その後戦国時代では武田氏の有力武将としての甘利備前守虎泰やその子左衛門尉昌忠の名があがってくる。虎泰は武田信虎、信玄に仕え、天文十七年（一五四八）に信濃上山原にて討ち死に、その後を継いだ昌忠は永禄十一年（一五六七）に没したとされている。さらに佐藤八郎氏は、それまで別の地にあった真言宗の人輪寺を「甘利備前守城旧地」に移したのは、昌忠の次男「甘利三郎次郎」であり天正十八年（一五六〇）のことと指摘する。これらのことからすると、甘利氏館が最も栄えたのは十六世紀中頃のことであり、その終末には館としての最終段階をむかえていたものと推測できる。

以上について、大輪寺東遺跡として発掘調査が行われた箇所が甘利氏館の遺跡としたならば、その調査からは十五世紀後半から十六世紀末までの遺跡という成果が得られている。さらに十三世紀代の土器も出土していることから、甘利氏の興亡にかかる歴史的背景とも合致することになり、現在の大輪寺を中心とした地域にかつて館およびそれとつながる集落が形成されており、それを甘利氏にかかる施設であったと推測することは十分に可能であろう。

## 三、発掘調査の成果

調査は大輪寺東遺跡として、一九八九年通称「旭ハイバス」の建設に伴い山

製糸教育委員会により実施されたものである。調査対象地は道路建設であるため、幅約一二四m、長さ二二〇mの範囲に限られたことから、遺跡（館跡）の広がりを十分つかむことはできなかった。しかし、烟・水路・建物跡・墓など一五世紀から十六世紀の諸施設やさまざまな遺物が出土し、館跡およびそれにかかる集落の一部とみられる遺構を確認することができた。

中世にかかる遺構が確認できたのは、二二〇mという南北に長い調査区中の一四〇mの部分である（第一一図）。まず建物と見られる遺構は二ヵ所に群在していた。第1号建物群は1区とした南側調査区から掘（溝）に開まれたところに位置しており、乱れてはいるものの礫石をもつた建物とみられるものが二棟分確認できている。この内の1号Aには雨落ち施設の可能性がある磚群をともなっている（第二二図）。

二棟とも東西方向は不明であるものの、南北方向について、1号Aが約九m（五間）、1号Bが約一四m（八間）である。二棟とも囲まれる掘（溝）の方に向と一致しており、一体となつた施設であるものと思われる。これらの建物周辺からは十箇質土器や窓戸系陶器に加え中国系の白磁や青磁破片、それに「皇宋通宝」「招定通宝」といった北宋錢が出土している。

この1区の建物区西から北に約六〇m離れて、2区の建物群や住居とみられる施設が位置している（第一一図）。建物群としたものは、掘立柱の建物で、一ないし二棟とみられるものである（第一三図）。柱根の残る柱穴もあり、特に五〇mと三・七m（約二間）間隔で配列するP1～P4の四個の穴には直径一八mと一五mを測る皮付木の木材が柱として残っていた（第一四図4）。この四個を取り囲むかのように小さな穴が不規則ながら配列している。これらが一体のものか、別の二棟分の施設なのかも不明であるが、これらを總称して2号建物群とした。この建物群の南側には住居跡とした南北五・七m程の浅い溝が発見されている。中央部からは内耳土器、柱穴中からは窓戸・美濃系

九皿が出上している（第一四図3）。とくに九皿は大輪寺編年の十六世紀中頃に位置付けられるものである。

この2区からは他に水路とみられる溝や墓壙なども発見されており、1区とは大分様相が異なった空間をしていている。その違いは次のとおりである。

①1区の建物が獨立建ちであるのに対して、2区では掘立柱である。

②1区建物は小規模ではあるが掘で囲まれている。

③2区では水路とみられる向本かの溝が走り、住居跡や墓も含めて複数の施設が隣接するような土地利用がなされている。

④1区からは窓戸・美濃系陶器に加え白磁や青磁破片が出土しているが、2区からは磁器系は出土していない。

⑤2区の水路からは自在鉗、鍋蓋、折敷、丸物等の日常木製品や桜皮などを出上している（第一四図2）。

以上の通りから、1区は館の主本部に近い区画、2区は館の中心部とは隔たつた、般生活区域ともいいうような空間であったと考えられる。2区の1号溝としまた水路内十箇からはクリ、クルミ、モモ、ウメ、チヤ、ツサの実、炭化米、カラタチとみられるトゲや松かさなどが検出されており、実に生活更い。特に桜の皮については、幅七～一二四m、長さ二二一四mのものが卷物状になっているもので、おそらく曲物を織る材料として用いられたものと思われ、近くに木製品の製作場があったものと考へたい。これらのことから、2区とした空間は館に付属する作業関連の場あるいは周辺に広がっていた集落の一部の可能性が考えられる。いずれにしても今回の調査では、主本となる館の一部とその周辺が調査されたものと思われる。

#### 四、課題

一九八九年に行われた発掘調査の結果では、片利氏の館であったといふ確証

は得られなかったものの、この人輪寺を含む一画に中世の跡とそれに伴う附属遺跡の所在を確認することはできた。時期の上では十五世紀から十六世紀後半にかけての時期が中心となっている。近年山梨においては、武田氏館跡を始めとして勝沼氏館跡、深草館跡外郭部、谷口氏館跡、葛谷城などの城館跡や福寿院跡、石橋北屋敷遺跡<sup>(1)</sup>、米山遺跡といった寺院跡あるいは集落跡の調査例があり、これらの遺跡の多くは十五世紀から十六世紀代にその中心をもつものである。注目すべきは周溝に開まれた内郭に、井戸・建物施設・墓などが発見されている石橋北屋敷遺跡のような遺構の在り方である。ここに陶器や特徴的な金属製品などは少ないようであり、特に居館というよりも當時の集落の一部といった見方の必要な遺跡でもある。今後は城館跡と集落遺跡との関係をつかんでいくことが重要かと思われる。大輪寺東遺跡で確認できた態とそれに付随する区曲の在り方も、集落との関係とあわせて考えることも必要であろう。

次に垂垂市域における釜無川右岸一帯での遺跡群の関係をつかむことも課題である。白山城とそれにつながる城館の関係である。この地域にあって清音から旭にかけての段丘からは釜無川流域の沖積地はもちろん、対岸の山麓から盆地方面を望むことができる。同時に富士川から釜無川を渡る駒岳往還に代表されるような交通の要所にも接した地域でもある。この立地上の条件と中世城館と集落の発達との関連を重視したいものである。

甘利氏館跡の立地をみた時、段丘上とはいっても館跡が位置する前面には坊沢の低湿地が広がっており、現在でも水田としての土地利用がなされていることにも注意したい。この生産地を持つことが館跡の形成に大きく関わっていると考えられるからである。加えて、御羽沢<sup>(2)</sup>・御羽沢<sup>(3)</sup>（御勤使川）・釜無川とつながる水系での甘利氏館跡の役割も考える必要がある。現在でも御勤使川右岸（南岸）の八田村の一部は、御羽沢の水利権を持つており、現御勤使川が開

削される以前からの水利継承を推測できるからである。<sup>(4)</sup> この御羽沢の上流位に位置する甘利氏館がこの水系の水利にかかわっていたとは考えられないであろう。ちなみに先述した石橋北屋敷遺跡は、「掘切」に近い現在の御勤使川右岸に位置しているものの、御羽沢の水系にかかわった集落の可能性もある。今後、水系の観点から現在に生きる水路と耕地との関係をも調査していくべきである。

最後に、大輪寺東遺跡の発掘では平安時代九世紀代の住居も発見されている。この地域は古代の余源にも比定されているところであり、平安集落の存在は当然考被されるところである。今後は平安期集落からの展開といった視点で中世城館や中世集落の形成を位置付けていく作業も必要であろう。特に近年では甲西町大師東丹保遺跡<sup>(5)</sup>や三郎市石之坪遺跡<sup>(6)</sup>のような鎌倉時代の集落遺跡も確認されている。特に石之坪遺跡は吉崎段丘の北の要所ともいべき位置にあり、その後の中世遺跡への展開を考える上で重要な資料である。このような背景のもと、白山城を含めた中世空間の研究が進むことを期待したい。

## 註

- (1) 山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第53号「大輪寺東遺跡」山梨県教育委員会、一九九〇

- (2) 新竹館・大庭遺跡周辺の旧塗形『大庭遺跡』山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第137号、山梨県教育委員会、一九九七

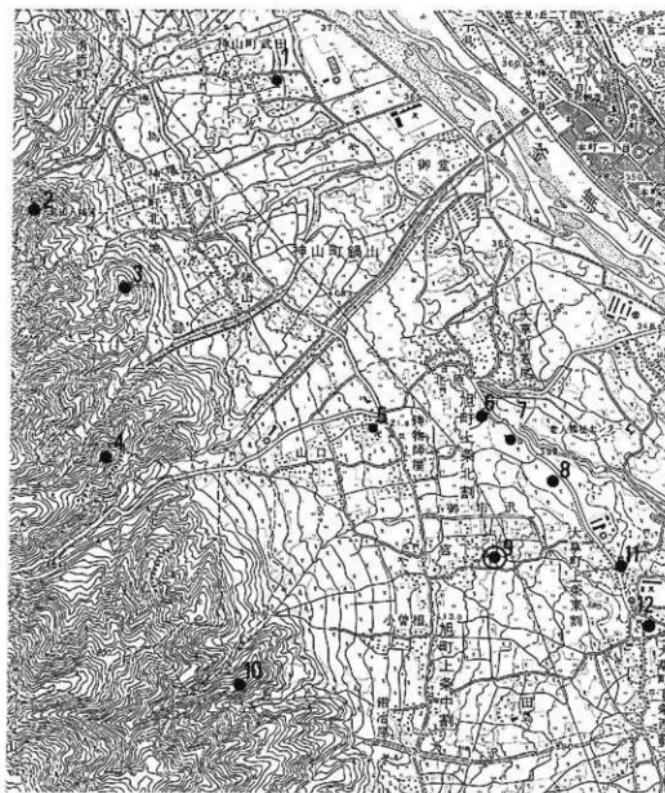
- (3) 山梨県教育委員会「山梨県の中世城館跡」一九八六

- (4) 佐藤八郎「甘利氏の興亡」『駒岳史話』一九七八

- (5) 吉崎段丘、「武田氏館跡」「一九九六年上半期調査報告書」山梨県埋蔵文化財セミナー、一九九六

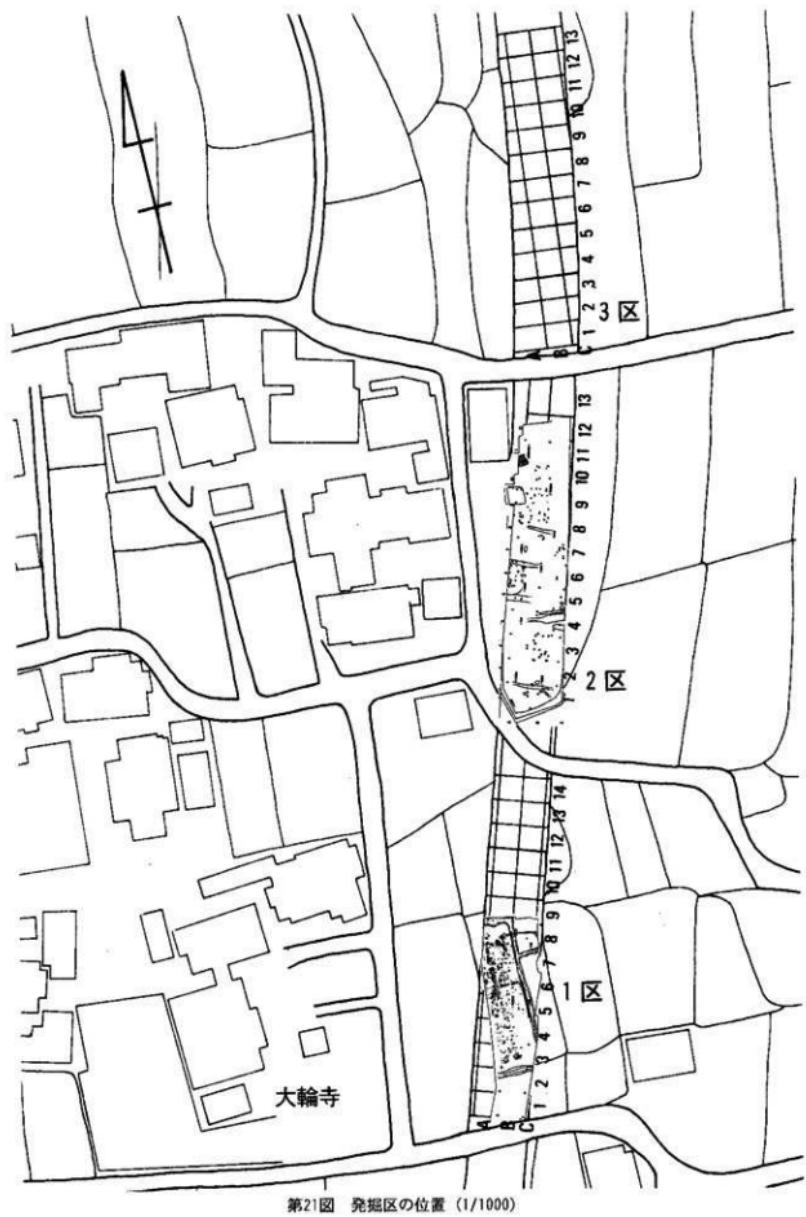
- (6) 宮伏徹「勝沼氏館跡」「一九九五年度上半期調査報告書」山梨県埋蔵文化財セミナー、一九九六

- (7)、山梨縣埋藏文化財センター調査報告書第39集「今生遺跡」（中田編）山梨県教育委員会、一九八八
- (8) 伊藤公明「谷口氏跡跡」「一九九二年度下半期遺跡調査発表会預言」山梨県埋藏文化財センター、一九九三
- (9) 加藤学園考古学研究所『奥谷城と山梨地方の城館』奥谷城埋藏文化財発掘調査団ほか、一九九六
- 00 山梨県埋藏文化財センター調査報告書第72集「一本柳遺跡」山梨県教育委員会ほか、一九九二
- 01 新津 錠、崎田哲、依田幸吉「石橋北尾遺跡」『年報14』山梨県埋藏文化財センター、一九九八
- 02 村石真澄「横針遺跡」『年報14』山梨県埋藏文化財センター、一九九八
- 03 (2)に同じ
- 04 新津健「鎌倉時代『人頭束丹保遺跡I・II』」山梨県埋藏文化財センター、調査報告書第31集、山梨県教育委員会、一九九七
- 05 「米跡古石之坪遺跡（東地区）」『至福湖会最新情報』一九九八年度上半期遺跡調査発表会報告書「山梨県埋藏文化財センター」、一九九八
- 【図の引用】
- 山梨縣埋藏文化財センター調査報告書第53集「大輪寺東遺跡」山梨県教育委員会、一九九〇  
(新津 健)

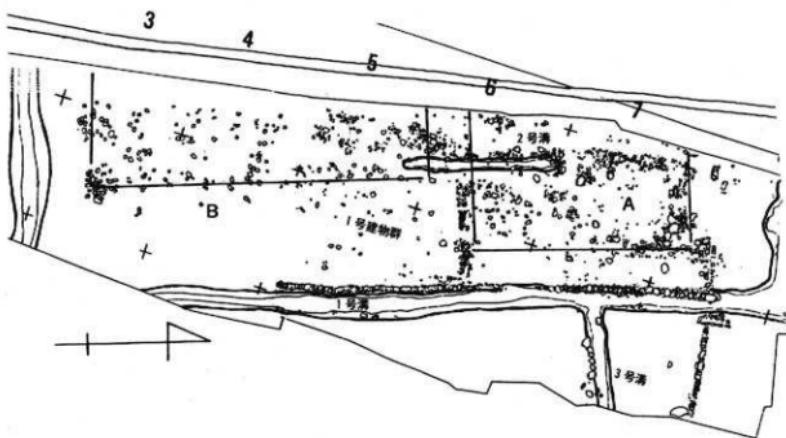


- |           |          |                 |
|-----------|----------|-----------------|
| 1 武田信義館跡  | 5 永明院土墨  | 9 大輪寺東遺跡(甘利氏館跡) |
| 2 白山城北烽火台 | 6 金山遺跡   | 10 扇平           |
| 3 白山城     | 7 久保屋敷遺跡 | 11 無名墳          |
| 4 ムタ台烽火台  | 8 大石遺跡   | 12 羽根前遺跡        |

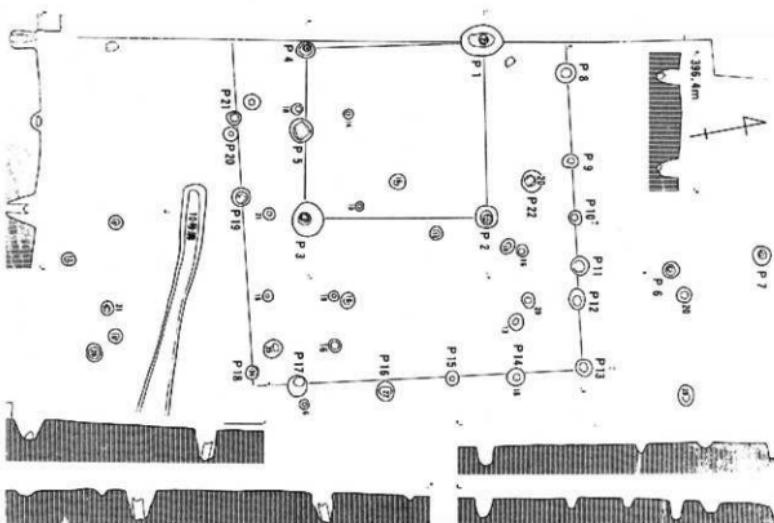
第20図 甘利氏館跡（大輪寺東遺跡）の周辺 (1/25000)



第21図 発掘区の位置 (1/1000)

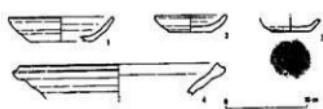


第22図 1区の建物群と溝 (1/200)

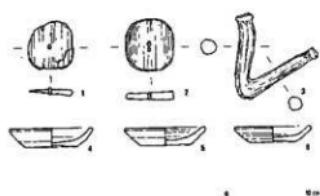


第23図 2区の建物群 (1/100)

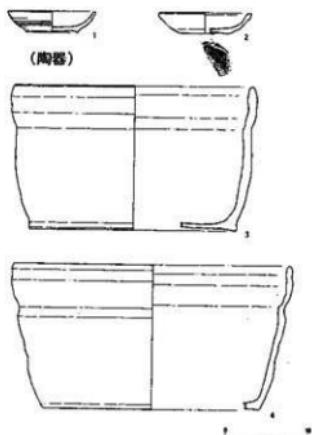
第四節 ジリ氏跡（人輪寺東遺跡）の調査



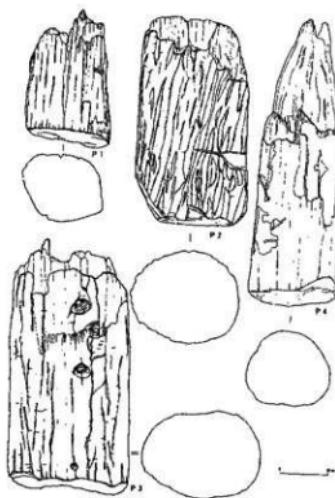
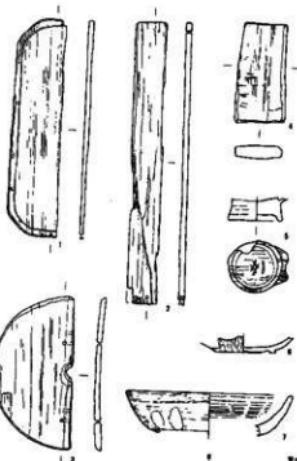
1. 1号建物群出土土器 (1/6)



2. 2区4号溝出土遺物 (1/6)



3. 2区2号住居址出土土器・陶器 (1/6)



4. 2区建物群の柱根 (1/10)

第24図 出土遺物

## 第五節 白山城周辺の石造物

### 一、石造物の状況

白山城を考える一助とするため、周辺地域の石造物調査を実施した。対象は釜無川右岸の城から約二、五町の範囲の寺院や共同墓地に所在する中世～近世初頭の石造物で、発掘調査の遺物も含めるが、個人の屋敷跡等は未調査のため、悉皆とはいえないレヴェルである。寺院の立地をみると、常光寺・興福院・大慈寺・大公寺など山裾に位置するもの、願成寺のように釜無川によって形成された段丘端に占地するもの、泉勝院・永明院・正福寺・大輪寺・水岳寺のように前者の中間地点に位置するものの三種類に大きく分けられる。以下、種類ごとにその概要を示したい。

#### (一) 五輪塔

五輪塔は多くの寺院墓地や共同墓地にみられるが、完全なセットがそろっている例は少なく、個人の墓地内に部品が点在している、無縁の石塔群の中に部材が集められていたりする例が多いため、その総数は把握しがたい状況にある。そこで総数に準じる数をつかむため、各輪の数をそれぞれ集計したのが第六表である。ならして多いのは空風輪で火輪がそれに続き、水輪と地輪は少ない傾向があり、水輪・地輪は石材の形から他の目的で再利用されやすいため残されている数が少ないと推測される。空風輪でみると多いのは大公寺や願成寺で、大輪寺・永明院・教林寺などがそれに続き、四〇基代から二〇基近くの五輪塔がその一帯に存在していたと考えられる。これらの五輪塔は当初から寺院に造立されたものや、個人の屋敷跡から移されたもの、周辺地域でなくいかの際に出土し、寺院に運び込まれたものなど、いろいろなケースが考えられるが、



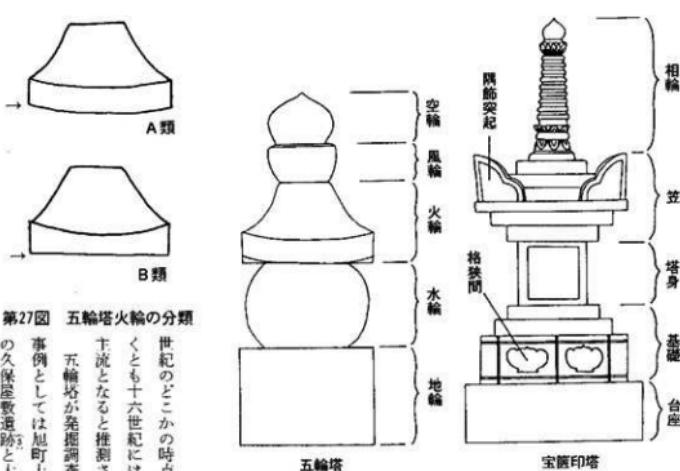
第25図 調査地点位置図  
(国土地理院発行1:50,000地形図「荒崎」使用)

その寺院を取り巻く地域、あるいは檀家域といった限定された範囲にその多くはかつてより存在していたと考えられ、その地域の歴史を考えるうえでは貴重な資料といえる。

この地域において紀年銘をもつものはないため形態で時期を推測しなければならない状況にあるが、本県においては五輪塔の時期的な形態変遷について十分に把握されていない。形態変遷が顕著な部分はおそらく空風輪であるが、それ自身に紀年銘が刻まれることなく、頂上にのっているため移し替えがおこなわれるケースが多く、変遷をつかみにくい面がある。その次に変遷が把握しやすいのは火輪で、その下端部の軒に反りをもつものをA類、反りをもたず平らなものをB類とし(第二七図参照)、その両類の識別ができるもののみその数を( )内に示した。これはA類とB類では時期差があると考えられるためで、群馬県では十五世纪前半でA類からB類に移行し、埼玉県では十六世纪代の多くはB類で、甲斐国においてはいつごろ移行するかは不明であるが十五

## 第6表 白山城周辺における中世～近世初期の石塔類数

番号	地 点 名	所 在 地	五 輪 塔			空 鏊 印 塔			板碑 系 石 構	右 岬	
			空風輪	火輪(A類・B類)	水 輪	地 軸	相 軸	笠	塔 身	基 礎	
①	常光寺	滑沢町吉木	13	17(5・6)		5	8	10	9	5	4
②	興福院	滑沢町龜山									
③	紫勝院	神川町武田	14	10(4・6)	6	6		2	1	1	
④	共河墓地	神川町武田	4	4(1・3)	4	3		1			
⑤	共同墓地	神山町北宮地	8	13(4・8)	8	6	2	3	1	1	
⑥	大波寺	神山町鍋山	8	3(1・2)	3	2				1	
⑦	願成寺	神山町鍋山	34	33(18・15)	21	23	6	7	6		
⑧	永明院	旭町上条北側	24	8(2・6)	2	7		1		1	
⑨	共同墓地	旭町北原	4	2(1・1)		1					
⑩	正福寺	大草町若尾	1								
⑪	共同墓地	免淵町花尾新田									
⑫	法伝寺	免淵町若尾新田									
⑬	久保寺敷遺跡	旭町上条北側		1(0・1)	1	3		1		1	
⑭	共同墓地	大草町若尾	2	6(5・1)	1	1		1		1	
⑮	人輪寺	旭町上条北側	26	9(2・7)	5	6	1	2	2		
⑯	大輪寺遺跡	旭町上条北側		1(0・1)		3	1				
⑰	柳林寺	人草町上条東側	19	13(2・11)	3	3					
⑲	南宮神社	大草町上条東側		1(0・1)		3					
⑳	永岳寺	大草町下条西側	9	4(0・3)	2	3					
㉑	大公寺	旭町上条南側	44	44(11・27)	13	29	3	5	1	1	6



第27図 五輪塔火輪の分類

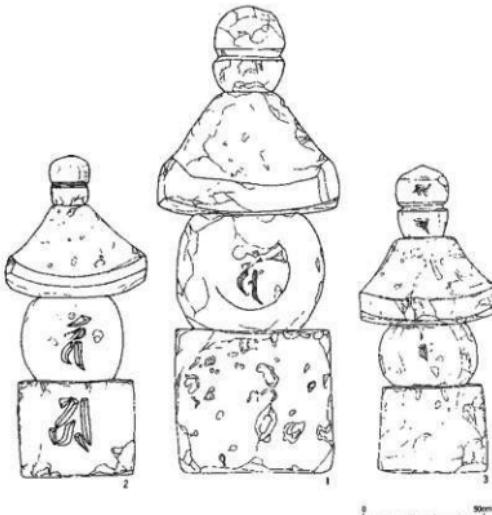
世紀のどこかの時点で、遅くとも十六世紀にはB類が主流となると推測される。

五輪塔が発掘調査された事例としては尼町上条北側の久保塙遺跡と大輪寺東

遺跡があり、大輪寺東遺跡では四面に「仏」等と刻まれた地輪が出土し、中世墓も二基確認されている。

ここで頼成寺の甲斐武田氏の祖信義にかかるとされる五輪塔（第一・八图）

第26図 五輪塔・宝蓋印塔の部分名称

第28図 頼成寺五輪塔  
(岐阜市教育委員会の実測図をもとに作成)

についてお話をしたい。本堂西側に新しく整備された墓所があり、正面に三基の五輪塔が並んでいる。中央を1、向かって左側を2、右側を3と便宜上呼んでおきたい。1は凝灰岩製で総高は約一九〇cmを測る。裏側には破損部分がみられ、随所において人為的に削られているが、県内では屈指の五輪塔である。現存鉢はみられないが、水輪の四方には月輪内に梵字が彫られている。2は総高約一三〇cmを測り、水輪と地輪の四方に梵字が刻まれている。部分によつて石材が異なり、空風輪は形態的にあわず、新しいものがせられたと推測される。3の総高は2に近く空風輪・水輪の四方のみに梵字が彫られ、形態的にも



写真1 大公寺の板碑系石塔

大公寺で六基確認されたが、

白山城直下の大滋寺に一基、  
大公寺の板碑系石塔



写真2 大公寺の石幢

当初の組み合わせではない部品が混じっていると推測される。

#### 四 石廟

武田信義は文治二年（一一八六）に没したとされ、この五輪塔のうち1基は鎌倉初期に位置づけられているが、鎌倉後期とする見方もある。いずれにせよ県内では古相を示す逸品であり、武田氏の本拠地の象徴の一つとして永くその存在を誇示してきたものと推測される。

#### 二 宝篋印塔

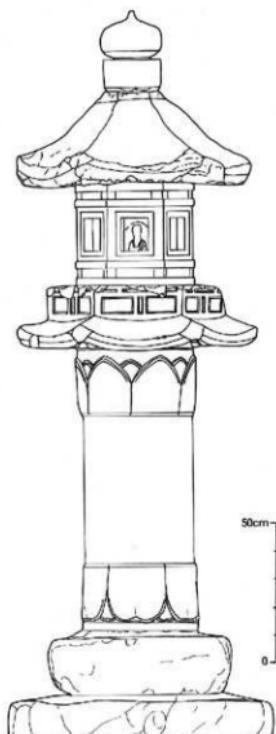
五輪塔ほどではないが、宝篋印塔も各地でみられ、中世～近世初頭と考えられるものの各部品ごとの数を第六表に示す。當光寺・願成寺・大公寺などが多く、當光寺の宝篋印塔は青木氏墓所の石塔の主体となっている。<sup>17)</sup> 部品ごとに笠の点数が全体的に多く、すべての部材において紀年銘はみられない。発掘事例としては久保屋敷遺跡で笠と基礎が出土している。

#### 三 板碑系石塔

この名称は一般的ではないが、國中地方の板碑の系統を継承する石塔という意味で、多くは二条縁や主尊の種子などの板碑の特徴はもたないが、全体的な形態は胸型に近く正面を龕状に掘り穿めるか庇を造り出し一尊あるいは三尊を中心に各地の墓地に点在している。造立年代は紀年銘品が少ないと認めかでは刻み、側面・背面を面的に整形したもので（写真1）、北巨摩・中巨摩地域を中心には各地の墓地に点在している。造立年代は紀年銘品が少ないと認めかではないが、定型的な近世墓標がないが、定型的な近世墓標が

いすれも銘はみられない。

大公寺には各面に過去七仏を記した單制石幢があり（写真2）、紀年銘をもたないが、植松又次氏は室町期と推定している。<sup>18)</sup> 現在藤崎市立民資料館に保管されている重制六地蔵石幢（第二九図）は、当初旭町の苗穂社に奉納されていたが、明治初期の神仏分離により上条南割の境内壁に移築されていた。宝珠や幢部は昭和六十一年の修理で補われ、現存高



第29図 旭町六地蔵石燈  
(並崎市教育委員会の実測図をもとに作成)

は約二・六mを測り、竿(幢身)には次の銘がある。

志水念九  
年正月十五日

大旦那末吉謹立

「念九年」は二十九年(西暦一四二二年)で、「正月」は陰曆の十二月であり、大旦那の末吉についてはどのような人物であったか不明である。中世の所産と考えられる六地蔵石燈はこの調査範囲内では南宮神社に断片がみられる。

この類の六地蔵石燈は國中地方の各地に点在し、そのうち紀年銘をもつものは十数基で、十五世紀前半の応永や永享の紀年銘をもつものが多い。なお、六地蔵石燈は近世においても中世の形態を模倣して造られ、この類は大草町上条東湖の墓地の入り口や常光寺にみられる。

#### 六 石鳥居

武田八幡宮の石鳥居(写真三)の貫には次の刻銘がある。<sup>18)</sup>

于吉大正十二年一月吉日 本願二神  
作是

□□之

以上、この地域の石造物の概要について述べておいた。五輪塔や宝篋印塔の状況はこまかに分析はできないものの全体的には他の国中地域の状況と遜色はない。武川衆の勢力がおよんだ地域でも五輪塔火輪のA類が各地に普遍的にみられ、連続と村落が存続してきたことがうかがえる。

中世六地蔵石燈の二基はいずれも旧甘利莊城で、おそらく甘利氏の勢力圏内に属し、武川衆の地域のうちの今回の調査範囲内では確認されていない。武川村横沢の庵横沢寺には明応五年(一四九六)銘の六地蔵石燈があるが、武川衆の諸地域は中世六地蔵石燈は希薄で、金無川以東の北巨摩地域や甲府盆地一帯の村々や寺院に点在する状況とは差があるよう



写真3 武田八幡宮の石鳥居

住人

植松氏はこれを貫の修理に伴う銘と考え、全体の形態から室町中期と推定している。『甲斐国社記』は天正年中の徳川家康による修理についてふれ、この貫の銘と時期的にかさなるが、刻銘で把握できる範囲では直接、家康にかかわるものではない。

以上、この地域の石造物の概要について述べてきた。五輪塔や宝篋印塔の状況はこまかに分析はできないものの全体的には他の国中地域の状況と遜色はない。武川衆の勢力がおよんだ地域でも五輪塔火輪のA類が各地に普遍的にみられ、連続と村落が存続してきたことがうかがえる。

以上、この地域の石造物の概要について述べておいた。五輪塔や宝篋印塔の状況はこまかに分析はできないものの全体的には他の国中地域の状況と遜色はない。武川衆の勢力がおよんだ地域でも五輪塔火輪のA類が各地に普遍的にみられ、連続と村落が存続してきたことがうかがえる。

以上、この地域の石造物の概要について述べておいた。五輪塔や宝篋印塔の状況はこまかに分析はできないものの全体的には他の国中地域の状況と遜色はない。武川衆の勢力がおよんだ地域でも五輪塔火輪のA類が各地に普遍的にみられ、連続と村落が存続してきたことがうかがえる。

## 二、白山神社の石祠

拝殿の背後には三基の同形の石祠があり（写真4）、三基とも次の刻銘をもつ。

天正元年 西正月

神主  
氏子中

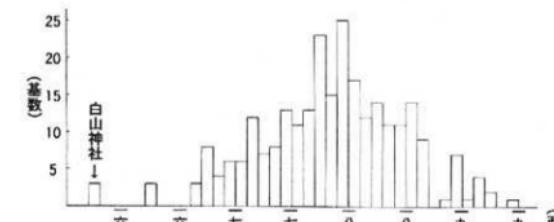
天正元年（一五七三）正月は、武田信玄がいわゆる西上作戦を展開している時期で、前年の十二月には三方ヶ原で徳川軍を破り、この年の二月には野田城を陥れている。信玄はこの遠征中の四月に没するが、天正元年正月は絶頂期といえる時期にある。

さて、この石祠はいつ造られたのか。諸神を祀る石祠は県内に数多いが、その紀年銘から傾向をみると、幕末

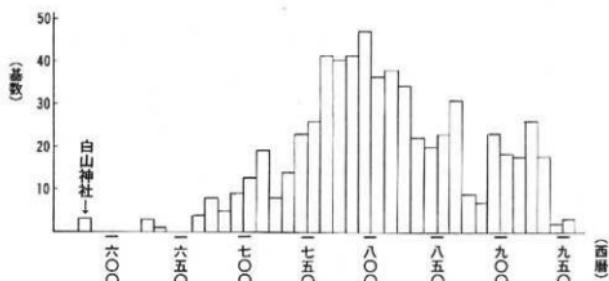
市内（第三〇図）では十七世紀後半から増加し、十八世紀後半から

十九世紀前半に最盛期があり、これがわかり、國中地域の状況を総合してもそれと同じような傾向であることが理解できる（第三一図）。

写真4 白山神社の石祠



第30図 芽崎市内の石祠数の時期的推移  
(芽崎市教育委員会「芽崎の石造物」より)



第31図 國中地域の石祠数の時期的推移  
(長坂町・高根町・芽崎市・甲府市・石和町・御坂町の各石造物調査報告書より)

うに伝承されていたかにかかる側面をもつ。同形の石祠が三基あるということは、おそらく三つの神々が同時に祀られたことを示し、大正四年に編纂された「北巨摩郡誌」の「白山社」の項には、「正殿は菊野姫尊、左殿は伊弉諾尊、右殿は伊弉冉尊を祀る」とあるので、これらが対応するであろう。ただしそれ以前の史料ではこの三神にあたるもののがみられないため、いつからこの神々を祀ることになったのかははっきりしない。これ以上の追究はできないが、石祠を建立した当時は、天正元年正月にこの二神を当地に勧請したと記録がある。は伝承されていていたと考えられる。時期的に信玄の全盛期であることは興味深く、直上の白山城と関係するのであろうか。白山信仰の動向も視野にいれ、この「天正元年正月」について検討する必要がある。

## 註

- (1) 碓屋淳一「群馬県における白樺派の開拓」『群馬市史研究』第二号、一九九一、の綱要
- (2) 埼玉県教育委員会「埼玉県中世古墳遺物調査報告書」、一九九八
- (3) 山梨県教育委員会「後醍醐天皇御行跡調査報告書」、一九八四
- (4) 同前「大輪寺重造跡」一九九〇
- (5) 「至陽市誌」中巻、一九七八
- (6) 川藤政太郎「日本古墳美術辞典」東洋堂出版、一九七八
- (7) 常光寺の吉本氏の石碑群については第六章第一節であらためてふれる
- (8) 植松又次「甲斐の石造美術」甲斐新吉刊行会、一九七八
- (9) 埼玉市教育委員会「白崎の石造物」、一九八八

(畠 大介)

01 前掲註(8)文獻  
02 前掲註(8)文獻

## 第三章 白山城に関する伝説の形成

### 一、近世における白山城観について

#### 一、はじめに

白山城およびそれに関係した白山社などについて、地元ではどのような伝説や伝承を持ち伝えてきたのであるか。ややもすれば民俗学などにおける伝説の扱いでは、伝説の変化しない側面に日が向けられる。しかしながら、伝説も作られ、成長するものである。白山城をめぐる理解などには、時代による変化がなかつたのか、これを探ることが本稿の目的である。変化があった場合、そこにはどのような白山城觀が読みとれるのであるか。白山城をめぐる伝承の変化の中に、人々がいかなる意識を白山城に抱いてきたかを明らかにしていくたいと思う。

まずは近代に書かれた本の中から、白山城に関する伝説を探すことにして、  
堺崎市教育委員会が一九六七年にまとめた『堺崎市の民話伝説集』は、「城山」について次の伝説をあげていて、

景行天皇の皇子、日本武尊の御子武田土が、神山町武田の地に封ぜられ、館（やかた）として桜の御所といわれた。後伊斐源氏の武田信義も、この地に居館した。そして西方に、要害な山城を見たてて築城した。  
これを城山と里人は呼んで、頂上には木丸の跡があり、南麓には伝屋敷といふ所がある。  
その外付近には、殿小路、御屋敷、御庭、御酒部屋、的場、具足沢、金精水などの地名も残っている。  
またこの城址は、武勝勝新府筑城の時、のろし台に、更には山寺萬葉門等

が、要害として使用されたと伝えられる。

この伝説に見える山城こそ、白山城にあたる。現代の伝説によれば白山城は甲斐源氏として最初に武田氏を称した武田信義の館に対する要害城で、武田氏の発祥とも深くかかわることになる。そして武田勝頼が新府城を築城すると、狼煙台として使われ、さらには山寺基左衛門等が要害として使用したというのである。ただし、武田氏にとって極めて重要だったこの城が、後には狼煙台というランクの使われ方をし、さらに山寺氏などの要害になったとの過程からすると、次第に城の価値が落ちていくように感じられる。

山梨県教育会北巨摩支会が一九五五年に編纂した『北巨摩郡志』は、白山城の麓にある白山社およびその北方に位置する武田八幡宮について、次のように説明している。

白山社 村社、鍋山組字城山に在り、正殿は磐野院尊、左殿は伊弉諾尊、右殿は伊弉冉尊を祀る。社記に云く、崇神天皇五年始めて本村古森といふ地に勧請し第野靈尊を祀る。其十年四道護軍武淳川別命、自ら伊弉諾伊弉冉尊を合祀す。後御孫竹田臣臣を此地に受け襲せられしより社を竹田神社と呼ぶに至る。後ち宇多天皇寶五年凡河内弟朝入國の時、勅を奉じて今之地に遷座す。射恒は白山城に居館す、これ城山なり。本社は菱山の東麓にあるより菱神社白山大神とも号す。其後延久年間刑部丞新羅三郎義光神幸殿を造営し并に神典を献納す。由緒は断く。延喜七年延喜式にも載せられし古社なり。徳川時代に入り朱印社地二石八斗を賜ばる。

八幡大神 北宮地組宇摩之神に在り、足仲伴彦尊、糸田別尊、島良足姫尊、武田大神を合祀す、朱印社領一下七石二斗余、本社は武田家の氏神にして古は武田八幡宮と称し由緒最も古し、弘仁十三年二月勅命を以て此地に遷座あり、これより地名を宮地と称するに至る、甲斐守源頼信以来世々本宮を尊崇あり、信義に至りて氏神と仰ぎ武山を以て家の名とす、其尊崇厚かりしを知るべし、勝頼に至り、織田氏のために新府落城するや、大人北条氏、特使を立て、此氏神に賽せしめ、「願くばれいしんちからをあはせてかつ事をかづ願一しんにつけしめたま」、と神事に祈禱を致しも運命は神の方も奈何ともすべからず勝頼遂に大日山の説と消えてより武田八幡宮の祭祀もまた昔日の如くならず其後天正中徳川家康の修嘗あり寛文中甲府宰相修復料を寄進あり（以下略）。

右によれば、白山城には寛平年間（八九九～九八）に平安時代前期の官人・歌人として有名な丸内船臣が住んだとい。また八幡宮は武田氏の氏神とされる。武田氏滅亡後は徳川氏が修築し、修復料などの寄進をしたのである。

山梨県北巨摩郡教育会が一九二〇年に編纂した『北巨摩郡勢・班』には、次のようにある。

武田氏の館址 神山村武田方に一町許りの御屋敷、三十六間に十四間余の御庭、

方三間許りの御旅部屋、方一間許りの御酒部屋、其の外に的是場、御深、見足筋、金精水などの地名が遺つてある。此の所は武山太郎信昌居廻の跡で、鍋山地内にある城山と称するは即ち此の郷の要害山である。信義は邊見冠者清光の攝長で、此の地の人々社前に於て冠を加へ初めて氏を武田と号したのである。武田

の地は其の由緒古く諸説紛々で歴史上確証を得ないが、兎に角古蹟地であることは明瞭である。伝ふ所一二を舉ぐれば左の如し。

竹田臣の封地である。姓氏無に竹田臣は孝元天皇の皇子人彦命の男武谷川別

命の跡なり。或は曰く景行天皇四十年日本武尊東夷を征して本州に到り、功以て皇子武山王此の地に封ぜらる。王薨じて此の地に葬る和仁塚は其の墳墓なりと。或は曰く國始本紀によれば武津川別命は洲羽の國造なり、武川は洲羽と接続地なり竹田臣の分封地ならんかと。

和仁塚 神山村北宮地に十五間に十間許りの占墳で、其の形兜の如き餘好のものがある。或は神前に懸る鰐口の形に似た所から里人和仁塚と唱へてゐる。或は武田王の墳墓といひ、或は鍋山に鬼見堂といふのがあつて願成寺に属してゐる。鬼見堂は壬子見堂で和仁塚は壬子の塚であらうと、諸説があるが其の形状よりして歴史上好個の研究物である。

山寺甚左衛門宅址 同村鍋山の殿小路と称する所に山寺甚左衛門の宅址がある。寛文以前まで在住の地頭であった。因に記す、山寺甚左衛門は吉木尾張守信立の弟で永禄四年川中島の戦争の時、兄信立深手を負ひたるを救ひ、山寺は引き返して討死した。其の子孫同じく甚左衛門と称し徳川に隨從し、慶長の年甲府城番の列に入り此の地方の地頭となつたのである。

菱岩 鍋山の白沢の上流の山腹に菱岩といふがある。巣の崩れた跡が菱花紋岩を望むことが出来る。

この説によれば、白山城は武田に於ける信義の居館に対する要塞城であつて、最初に見た『武藏縣市の人説伝説』と同じ内容である。

『北巨摩郡誌』には白山社について説明があつたが、慶応四年（一八六八）八月に白山権現の神主が提出した由緒書の中には、次のとく白山城が説明されている。

一、城山之儀ハ言居而已奉申上候

新羅二郎義光朝臣當國江御出馬、下之城ニ而裏山之妻ヲ以麥石城、武田妻之初

メト中伝、右城山ト申ハ、八方切妻岩之眞西、北ハ八幡武威殿數丈、西ハ麥

岩ヲ湧水、東江白沢之流山シ、東城ニ奉仕白山神現・同伊予明神、從是城山

之麓ニ至、南ノ方ニ侍座敷ト申處有ノ稱荷勤請、夫々十重廿重ニ織り登り、頭

頂ニ凡四拾間四面之平地、爰ニ城主尉人明神・稱荷大明神・尚座安鎮、在一段下

ニ南カ東江卷唐編有之、往古麥岩ヲ金闕ヲ以水引溜候由中伝。

(青木) 信種  
或信定 尾張守 入道守德也  
代々武川に住するにより、武川衆といふ。武田信綱及び信虎(信玄)につかへ、武川の内鍋山の砦を守る。天文十年十二月二十日死す。年六十一。法名淨實。甲斐国三摩郡青木村の常光寺に葬る。

(吉木) 信親

或信立 周氏衛 尾張守

武田信虎(信玄)につかへて數度の軍功あり。のち東照宮甲斐國にいらしたまふのとき、忠節あるにより、めされて拜謁す。天正十八年六月十三日死す。年七十。

「一、法名乾康。葬地信種におなし」。

武田家の紋として武田家は有名であるが、その前提となつたのは白山城の裏山にある麥岩だったという。ここでも武田氏の発祥と、白山城とが結びつけられて主張されている。武田氏とこの地域との関連がいかに住人に深く意識されていたかは、「北巨摩郡志」に次のように記されていることからも明らかである。

本部は、武田氏の興亡と終始せる因縁を有す。始め武田源氏の始祖新羅二郎義光の甲斐守となり、封を本州に受くるや、其居館を逸見郷に相し、武田源氏の根ざしを此地に創したり、其子義清(逸見冠者)と称し、二代の領主となる。其子清光亦逸見太郎と称し、逸見筋の内石神子に居館を設けたり。清光の長子武田太郎義信、日本武尊の威威にあやからんとして、尊の王子武田王の遺跡の此地に在るより、其廐祠を興し、埋れたる地をあらはして、初めて武田姓を名乗れり。されば武田家は信義を宗祖とし、世々諱訪法性大明神と崇敬して氏神とせり。

(青木) 信種  
山寺  
武田の庶流なり。青木の郷を領するに依て青木の称せを用。

青木守  
生田中翠。法名徳也。

数代武川に居住するに依て、武川衆と号す。

武田信虎・信玄につかふ。

信虎の下知に依て、武川の内鍋山の取山をあづかりまゐる。

少し時代を遡つて白山城に關係する記載を探ると、文化九年(一八一二)に完成した「寶成修諸家譜」がある。武川家の一人である古木氏について、こ

信親

古木守兵衛

尾張守

生田同前。

玄文につかふ。法名乾照。

信明

山寺甚左衛門

生田同前。

信虎（玄文につかふ）。

信虎、信種が次男たるに依て、山寺の郷を分て領せしむ。此ゆへに山寺を以て称す。承保四年、信玄、長尾謙信と信州中島にて合戦の時、信明、武山真鏡のそなへにあつて、あらかじめ其事を興感につげて眼前にて討死す。

法名淨清。

信昌

山寺甚左衛門

生田同前。

甚左衛門 生田同前。

信玄 胜頼につかへて、信昌となる。

天正九年、勝頼上野国前の城をせむる時、信昌、勝頼眼前にて紙をこうふり、名をあらへし、同十年、勝頼自害の後、信昌召されて東黒人種現を拜謁し奉る。

信玄 胜頼につかへて、信昌となる。

北条氏直と甲州新府にて対陣の時、武川ハ信州境たるに依て、氏直しばく計策をめぐらし武川衆をまねくといへども、武川の諸士是に応ぜずして、みな同意に大權現に屈し奉る。此忠志によりて御朱印を給ひ、本領の地を領す。

同一年、尾州長久手合戦の時、信州真田のおさへとして勝間の城をまもり御番を勤む。御畠陣の後、尾州一宮の番を勤む。

同十三年、大權現兵をつかへして信州真田安房守をせめ給ふとき、武川の諸士馳驅奔走す。大久保七郎右衛門此事を言上しけれハ、則御直判の御番を

給へりて、人質を駿州につかへす事を感したまひ、真田にて懲の事をいたは

らせたまふ。大久保新十郎忠勝・本多秀八郎正信添状にて、御書を武川の諸士に送る。

同十八年、小田原御陣に供奉。

思免をかうふりて采地に闇尼す。

同十九年、病死。法名道興。

山寺信種は「信虎の下知に依て、武川の内鍋山の取出をあづかりまもる」とされている。この通りならば、山寺氏は武田氏の族本（武田氏に直接仕える武士）的な性格を持ち、鍋山の砦は武山氏が直接押えていたことになるが、果たしてそうなのであらうか。またこれは、「吉崎市の民話伝説」の中の、武田氏が新府城を作つてから狼煙台として使われ、さらには山寺甚左衛門等が要塞として使用したという伝説とは、時期などで微妙な違いを見せてゐる。ともかく右からすると、要塞として白山城を利用した山寺甚左衛門は、信昌といふことになる。

少なくともこれまで見てきたのが、近世および近代の伝承・伝説の世界に見れる白山城なのである。そしてこのことがそのまま、現代の白山城理解をも導り付けてゐるのである。

こうした伝説や説明はそのまま受け入れができるのであらうか。

## 二、戦国時代から近世初期の武川衆

白山城を守つたとされる武川衆の実態を知るために、古文書の中からその姿を探らなくてはならない。文書の中に武川衆が姿を見せる最古は、長野県上田市にある生高足島津社所蔵で、重要文化財に指定されている承保十年（一五六七）の起請文であろう。それには次のように記されている。

(懸賞)

(ウハ畫)

「  
上 青木  
山寺 六河衆  
」

六郎次郎殿

吉木兵部少輔重満(花押)  
細沢毛岐守信勝(花押)(血判在)

(懸賞のウハ畫の「山寺」の上に、「柳沢毛岐守」と記した付箋がある。)

教曰 起請文

一、此口前奉<sup>(付)</sup>候數通之誓詞、亦々不可致相違之事

一、奉對 善玄様、逆心謀叛等不可相企之事

一、乃始長尾輝虎、從敵方以如何様<sup>(シテ)</sup>所得申候共、不可致同意之事

一、甲・信・西上野三ヶ國諸守、雖企逆心、於<sup>レ</sup>某者無<sup>レ</sup>奉守 信玄様御前、

可抽忠節之事

一、今度別而僅人數、無表異、不涉二途、可抽戰功<sup>(シテ)</sup>旨可存定事

一、家中之者、或者甲州御前懲戒、或者處病之罪見申候共、一切不可致同心之事

右条々令達犯者、蒙 上者梵天・帝釋・四天王・炎魔法王・五道之冥官、殊、  
者甲州・一二・大明神・國魂<sup>(ミコト)</sup>佛立向人明神・御獄權現・富士浅間大菩薩、<sup>(ミコト)</sup>當國諸  
方上下人明神・飯繩・戸隱・別名野<sup>(ノホリ)</sup>所權現・伊豆箱根<sup>(カムイ)</sup>三嶽大明神・正八幡  
大菩薩・天滿大自在天神之御罰、於今生者孕癆病、到来<sup>(アリ)</sup>而者阿鼻無間<sup>(アバニ)</sup>可致墮  
在者也、仍起請文如件

馬場小太郎信盈(花押)(血判在)

丁卯

八月七日

青木右兵衛尉信秀(花押)(血判在)

山寺源三昌吉(花押)

宮脇清三種友(花押)(血判在)

横手監物清俊(花押)

武田信玄時代の武川衆は津金・党・小尾・党・小池一党などと同しく、地下・

これにより永禄十年(一五六七)までに、馬場小太郎信盈・青木右兵衛尉信秀・山寺源三昌吉・宮脇清三種友・横手監物清俊・古木兵部少輔重満・柳沢毛岐守信勝が武川衆としてまとめられ、信玄の弟信繁長男である武田信豈の支配下にあったことが知られる。なお、起請文に武田氏の氏神とされ、しかも武川衆の住居内にあるといえる、武田八幡宮が姿を見せていないことにも注意しておきたい。

それでは彼らはどのような活動を行っていたのであろうか。その状況を知るために江戸時代の初頭にできた『甲陽軍鑑』から、関係する記載を抜き出してみよう。

一、天文十一年八月九日丙午休息ありて、「諸侍以下をやすめらるべき」と有れに、「伊奈郡・木曾・松本の山家侍、所知百貫或ハ二百貫、知行する人の、馬乗十騎・升騎<sup>(スヒ)</sup>十騎・武士衆、<sup>(ミツ)</sup>山中のかりうどに、弓・鉄炮能うちいる者共を、足輕にこしらへ、幕兵三千余り四十におよぶ、揆敵、「頭<sup>(カブシ)</sup>敵を見つづ候て、板垣殿<sup>(ハタケヤマ)</sup>こもるる<sup>(シテ)</sup>城<sup>(シテ)</sup>可攻」<sup>(シテ)</sup>とひやうぎして罷出候。是らの人をたとへ候へば、甲州にては、「つがね」・とう・おび<sup>(シテ)</sup>・とう・小池・とう・むかわ衆、東郡にては、「大村」とう・辻<sup>(シテ)</sup>・とうなどのごとくに、地下・山家衆なれ共、武辺ハ無類に能キ武士衆也。如此の信濃侍、四千におよび、諏訪<sup>(シラフ)</sup>へ罷出候<sup>(シテ)</sup>と板垣はや馬<sup>(シテ)</sup>二騎にて、ちうしん被<sup>(シテ)</sup>ん、中儀、九月九日の夜半に如此也。<sup>(シテ)</sup>

山家衆ではあるが武辺は無類によい武士であるとする。しかし一方で、山中の狩人で戸や鉄砲をよく撃つ者を足辱にこしらえたとも、たゞえられている。從來、武川衆や九一色衆、あるいはここに見られる津金衆（津金・党）などは、

辺境武士団とされてきた。<sup>(1)</sup>ところが九一色衆の場合、本丸九一色衆に住んだ名主たちをさまざまな夫役に徴発するに際して、全体としてこのように呼んだのが、武田氏の勢力増大に伴ってその一部が軍役衆に取り立てられ、特に天正十一年（一五八二）徳川家康が中庭に入ってくるに際して活躍した者たちが、その代表とされたことを以前に私は確認した。<sup>(2)</sup>『甲陽軍鑑』の記載も、武川衆が本来は軍役衆ではなく、地域の住民全体の名称であったことを示しているよう。

#### 〔甲州武田法性院信玄公御代惣人數事〕

##### 〔二之御先衆〕

- 一、典良様 御手勢 二百騎ノ内、おぼへの衆、
- 一、青木尾張守 一、せべ 一、高木（以ド略）

これにより、信玄時代に武川衆の代表とされる青木尾張守は、信玄弟の武田信繁の手勢の中に入っていたといえる。

（天正十一年）拔又、井伊万千代とゆふ遠州先方守の子なるが、万千代殿、近年家康の御座をなす。此万千代を兵部少と名付、大身に取りたてらる。万千代同心に山形三郎兵衛衆・土谷總蔵衆・原隼人衆・一条右衛門大夫殿衆四衆を、兵部同心に付らる。山形衆中ニまがりぶち勝左衛門をば、むかわ衆なしにして、是ハ家康へ直參なり。<sup>(3)</sup>

#### 〔信州川中島合戦之事〕

てんきうの御くびをバ、ミうちの山寺といふ侍とり返して、しかも其ものをうちて、てんきうの御しるしにそへて帰る。<sup>(4)</sup>

これは永禄四年（一五六一）の川中島合戦で武田信繁が討ち取られ、その首を山寺という者が取り返したとの記載である。山寺氏も武川衆の一人であり、信繁の支配下にあった。信繁が戦死した後、武川衆はその子信豈の配下に組み

込まれ、前掲の永禄十年八月七日付の生田足島神社所蔵起請文につながったのである。

#### 〔天正三年長篠合戦〕

其次にてんきうからみの三トばかり、馬鹿三騎ニてのき給ふが、ほろをさしたまへざる故、勝頼公仰らる。『てんきう、こんじこんでひのほろに、四郎勝頼と我等の名を貴、信玄の御時御先を仕ルに、只今ハ、我等屋形のまねなるにより、彼ほろをてんきうにゆづる。是をすたたまへ、ゆづりたるハ内の事、勝頼がさし物をおとし、にげたるとゆわれんは、信玄公の一代おくれをとりたまへざる御名をもよごす。殊更武田の家、あと井七代迄への勝頼老人ニて、ふかうに龍成候。此ほろをしてゝハのくまじき』と仰られ候故、初鹿野町右衛門てんきうを采よせ、此由申候べバ、さすがの武田武者、云々さかんに懇ニより、ほろぐしをばすて、ほろきぬを、てんきうおとな青木尾張<sup>(5)</sup>と申スもの、『此御ほろきぬをくびにまきて参候』とて、則伝右衛門に渡ス。<sup>(6)</sup>

ここには長篠合戦における武田信繁の子、信豊麾下である青木尾張の動きが示され、天正十一年（一五八二）段階で武川衆は徳川家康の直臣化していたといえる。

天正十二年甲申に今天下をもたる、羽柴秀就前守と家康と、尾州こまきしゆふ

所にて合戦にも、井伊兵部を「あかおだ」と上方侍中候へ、甲州・駿河の先方

侍、はしりめぐりの故なり。その時は家康衆を説得方おさへのために、信州勢

一円残しあかるゝ。北条殿とゑんじやなれ共、氏政ひやうり人の故、甲州に平

岩七之助・鳥居彦右衛門・むかわ衆、長くばに牧石馬之丞、ぬまとに松平周防、

光圀寺に松平支番、その外江尻・田中・かけ川、所々に留守居を置、家康舊方

五千にて出らる。

いすれにしろ『甲陽軍鑑』による限り、武川衆は武田氏統治時代それぞれが

独立した武士としての色彩は弱く、地域士豪の集団である。したがつて、武川

衆だけでは大きな軍事力をを持つ特別な軍事集團とはいえない。『寛永諸家系図

伝』が青木信種を説明する中で、「武川の内鍋山の砦」を預かただとするのも、  
逆に言うならば城をもつほどの力ではなく、それほど重要でない砦を守つたと解  
すべきであろう。

ところが武川衆は武田氏滅亡後に徳川家康と結びつき、完全に武士化していく  
た。武田氏滅亡後、徳川家康とかに結びついていたのは、寛永十八年（一  
六四一）二月に幕府によって家譜の提出が命じられ、寛永二十九九月に完成し  
た『寛永諸家系図伝』がよく伝えている。既に青木氏の一族山寺氏については  
見たが、その他の者たちについても確認しておこう。

柳沢  
柳沢

初代青木を姓とす。信俊が代にいたりて、柳沢と称号す。

同定

青木尾張守・牛国半斐。

武田信綱・信虎父子につかふ。

病死。法名淨賢。

信立

尾張守・牛国同前。

七十三歳にて病死。法名乾康。

信俊

源七郎・兵部丞・牛国同前。

信玄・勝頼父子につかふ。

元龜三年十二月廿二日、三方原合戦の時、軍功をなけます。

天正三年五月廿一日、三州長篠合戦の時、味方敗軍すといへども、勝頼にし

たがひ防戦す。

同八年、上州前田城おもてにおゐて高名あり。此忠功によりて、勝頼より

柳沢が、跡を絶ひ、兵部丞と号す。

同十年、甲州没落の後、信長生糸の時分、信俊、東照人権現へ召出される。

北条氏直甲州へ免向のとき、大權現御出馬以前御先手に兵士をつかへさるゝ

とき、信俊忠節をつくす。北条方より種々信俊に計策すといへども、更に

水引ぜずして、北条方の小沼の小屋を武川の者とともに同じく造る所す。大權

現甲州に御着尾の砌、氏直より計策の取次せしもの向人を尋出し、武川の者

ともとからひあへせ是をうちどりて触す。御対面の刻、新府おもてにおゐ

て高名ならびに敵人生捕の忠節により本懃を押領す。

同十二年、尾州小牧御陣の時、供奉。その御仰によりて同國一宮の城番を勤

む。

翌年、信州真田表へ兵士をつかへさるゝ時、彼地におゐて走廻り、人質として

妻子を駿州奥田寺へ献するについて、御直判の御書武川の者ともと同しく

同十八年、小田原御陣の時、供奉。

同年、関東御人國の時、供奉し、武州のうち鎌形におゐて領地を給ふ。御番等御飯先にて知行所に住す。

同十九年、奥州陣のとき、供奉。

慶長五年、関東御陣の時、大権現の鉤命によりて台徳院殿にしたがひ奉り、

眞田さなだおもてへ供奉。

同十九年十一月晦日、病死。六十七歳。法名良心。

山高やまたか

親之おやぢ

石見守いはみのかみ

生國甲斐いくくに

武田信虎・信玄につかへて、武川十二騎の頭かしらたり。此十二騎よんじはみな武田の一派なるゆへ、毎年正月元日後の時、おのくおののく盃さかずかをいたゞき、「一盃いつぱうをうく。勝負時にいたるまでその例たとひたがふ事なし。

信繁が首くびをうびて、ともに信玄に敵むきす。是によつて信玄・親之も其中に有て、諭訪ゆふの騎けを含ふくめ、左馬助・信繁しんまつが組ぐみに属すくせしむ。親之も其中に有て、諭訪ゆふのふとはらをかけ左の股ももへうもとほす。しかれども幸さいにしてまぬかるゝ事を得えたたり。

同八年、上州前まへの城合戦の時、信高・鉄炮てつばうにあたりて、かく砲ぱうをかうふる。同十年、甲州没落の時、信直・信豊の子如おのに依て武川の諸上ののなかのその小屋こやに在番す。其後折井市左衛門・米倉主計遠州にいたつて、成瀬吉右衛門よしこをたのんで東照大権現につかへ奉まつたまらん事を言上す。時に明智連心れんしんの事あり。

大権現・泉州朝より、三州に獨ひとり有あつて、折井・米倉を召めしめて御けるハ、坂等兩人はやく甲州に帰て、同志のものをあつめて、御馬の甲州に入いりを待まつべし。兩人則そなへて武川の諸士と相あわせて先陣さきぢんに列�す。此時、北条氏直若仲子ただのぶに癆めまい向むけし、武川ハ信州の城たるに依て、計策けいさくをめぐらし武川の諸士をまねくといへども、是に応こたぜず。みな志しをあへせて大権現に屬すくし奉り、北条が使つか使つかに屬すくしてはやく敵むき陣にかけて討う死しす。信繁が敵むきをうつものにあらず。同九年六月十八日、死去。歳五十八。

信親しんしん

宮内みやうち 生國同前

信玄しんげんにつかへて、与よ力ちから・同心どうじんをあつかる。

永禄十一年、信玄相州さうしゅう・小山原こやわらに充向あふむし、二増ふたまつにて合戦あつせんのとき、信親しんしん百級ひゃくきを得たり。

元龜三もとづる年十一月廿二日、遠州えんしゅう三方原さんぽはらにて討死とうし。歳四十。

信直しんぢゆ

三次台にふせて敵のきたるを得て、是をうちとり、首級二つ・生捕一人を得

て、新府に就す。時に大權現御観美をたまふ。

諏訪安芸守、まだ御旗下に属せず。信直はかりことをめぐらし、知見寺越前を御旗下に属せしむ。越前則武川衆と同じく忠志をはげます。其後諏訪も又したがひ奉る。(以下略)

米倉  
宗繼

丹後守 生国甲州 武川。

武田代々 につかふ。

天正三年五月、長篠合戦の時、討死。

忠繼

主計助 牛国同前。

天正十年三月、勝頼生害し、甲州没落のとき、信長すなへち令をくだし、

甲州浪人をめしかゝる事禁制のよし中するより、ひそかに東照大權現、成瀬吉右衛門に命じて、甲州市川において忠繼をめし出され、遠州桐原へま

いり、しのびてまかりあるべきのよし鉄命をかうぶり、すなへち彼地におもむく。

同年六月、信長日殺のとき、北条氏直甲州ををさふにより、大權現、忠繼を

樹山よりめされて仰けるべ、甲州へおもむき、策をめぐらすべきの命をかう

ふり、甲州に発向し、武川の兵ども御旗下に属し、御進先以前御先手へ人數

を指こす。氏直が士卒、小沼にたてごもりを遁散し、戰功をぬきんづるゆ

く、御直率の御書を下さる。

於其都別而被走廻之由、祝善候。各有相談、勿可被抽忠信候。恐々謹言。

七月十五日

家康御判

米倉主計助殿

折居市左衛門殿

其後、大權現真田表へ諸士をさしつかへざるゝ時、馳走いたし、其上に歸人と

して妻子を駿府へ奉る。是により又御直率の御書を給へる。

今度證人之事申越候處、各有馳走、若國之外、兄弟、親類駿州差越、無二

之段、寢感悦候。残去候者於真田表方す、入情走越候、人久保七郎右衛門

拔霧候。是又合悦尊候。委細兩人に申候。恐々謹言。

正月十三日 家康御判

武川衆中

天正十八年、関東御人臣の時、供奉に候し、武州鉢形におるて、領地七百五

十石拝領す。慶長四年四月、病死す。時に五十六歳。法名珠元。

忠繼

清和源氏 辛七

武川衆の系図について、「實家系図伝」の編者は次のように記す。

今案するに、新藤三郎義光の子孫等々甲州に住する者多し。このゆへに、古來中野源氏と称するものはみな義光の子孫なり。いはんや、武田氏数代甲

州を領して、其庶族・家臣わかつて諸邑に居す。今御家を以て家の紋とする

ものは武田末流の内に入。此一冊にのする所、其出所つまびらかならずとい

へども、家伝に清和源氏の末と称して、其先祖も又甲州の人なる時は、武田

の木葉たるべき號、うたがふべしといへども、しばらくこゝにのせて甲州

支流と号す。

折居

片

次俊

左衛門尉 生國甲斐<sup>三</sup>

つまり、編纂者自身も武川衆の新羅二郎義光の子孫で、甲斐源氏だとする説に機疑的である。「甲陽軍鑑」で「地下・山家案」と評されていた武川衆が、徳川家康と結びつき、近世にその社会的地位を高めた上で、自らが声高に語ったのが「寛永諸家系図伝」なのである。地下人とは武士ではない者に使われる言葉である。<sup>(四)</sup>

その上で確認すると、近代以降白山城として名高い城も、江戸時代の初頭には鍋山の皆といった低い評価しか受けていない。「寛永諸家系図伝」の山高信直の説明の中で、天正十年「甲州没落の時、信直、信豈の下知に依て武川の諸上おのおのその小屋に在番す」とある、小屋の一つとして鍋山の皆があつた可能性も高い。

### 三、近世の由緒書などに見る武川衆

寛政十一年（一七九九）に「寛政重修諸家譜」編纂の材料とするために、貞享元年（一六八四）に諸家より幕府に提出された「古事書上」を写した「諸譜帳録」には、武川衆に關係した次のようない記載を見ることができる。

本領改替昂州折居南分參拾五貫文、折居内五貫文、六科内納減分五貫五百文、同所山下分拾貫文、鬼澤内渡邊分六貫九百文、甘利内十庫出雲分拾六貫文、同所寺分式拾七貫文、竹内ひかへ前五貫文、御前分式拾貫文、卯時免拾貫文、相良分八貫文、新栗内大貫文、甘利内北方分夫九百人、井山屋敷等之事、右所宛行之所領、最前於遠州兼約之冬不可有相違、者守此旨可抽戰忠之狀、如件

天正十一年十二月七日 家康御判

折居市左衛門尉殿

御書先祖被 下置候観

曾祖父次昌折居市左衛門、本国生國中斐武田信玄ヨリ勝頼迄致奉公、數度走廻在之付、足蘇被預置、元角元<sup>五</sup>年正月十六日駿州於花澤表、別走廻依在之、為裏美信玄ヨリ申給之丁今所持仕候、其以後駿州於山中表致高名、天正八年成上州於善ノ城表、高名仕候

折居様曾祖父折居市左衛門被 召出候日、天正十一年三月信長公甲斐国御進免、武田勝賴生書以後、先方之著共召招候事、堅法更之旨信長公被 御山在之旨 上意以、則彼地ニ及乎等召遷越底、同年六月信長公御生之刻候様 御内意以成吉古右衛門尉被 御付、武川之者之内折居市左衛門・米倉主計助、甲州於市川・御宿密被 召出御扶持被ト置、遠州・鍋山辺、忍可罷候、然処。

五 爾様從京都被為成御下向候際、折居市左衛門・米倉主計助被 召出、急甲州北条ト申組候信境小治小屋

五 爾武川之者共引付可申質、依々上意甲斐門・鍋越武川之者共引付、御先手勢被遣之候刻、跡巾台北条氏直甲州右神子表、出張之御、武川筋信濃境日、殊依為新府城下之地、氏直ヨリ武州之者共可合味方之計策難及度々不致承り、上意以、則彼地ニ及乎等召遷越底、同年六月信長公御生之刻

五 爾様從京都被為成御下向候際、折居市左衛門・米倉主計助被 召出、急甲州北条ト申組候信境小治小屋

上聞同七月米倉主計助・折居市左衛門兩人 御直書致頂戴

五 爾様七月中旬新府御着座被遊、九月下旬迄北条・御對陣之節、重<sup>六</sup>北条氏直ヨリ武州之者共引付ル斗策之状、取締之付中於橘殿右衛門・同新兵衛丙人武川之者相談、以討取、其伏共「新府・上・付、橘殿右衛門家財并家來之者共新井市左衛門被下置、甲斐國御船運之上、御直判之御書出、以本領地致預領、足輕御預・御番等被為成御放免、知行所、被為差賣候

天正十二年、尾張小牧御陣之刻、武川之者共信州勝馬取手之為御番被為充置、

重而依 上意、尾州龍上之處、御 戰御勝利之上、牧野半石衛門尉指引、而、

同國・之宮御番被 仰付候

天正十三年九月、信州真田表御人數被差遣之節、武川之者共大久保七郎右

衛門尉御組、而罷立、於波地走廻仕、其上為証人妻子等駿府興國寺是上、御

奉公中上付、御直判之御書、翌年戊正月武川衆中頭戴仕候、右之

御書從先祖於今私所持仕候、以上

天和四年二月 折井市郎兵衛（花押）

飯河善左衛門殿

井出太左衛門殿

右市郎兵衛所持御証文写、小普請松平経殿頭組折井市左衛門差出之<sup>18</sup>

山高新右衛門

右新右衛門先祖武川之者御座候、從

據現様武川之者共被下置候一紙之御証文、御納」折井市郎兵衛方所持仕候、

市郎兵衛差書上、中候<sup>19</sup>

柳澤係之丞

同八郎右衛門

曾幾庄右衛門

先祖武川之者、而御座候、從

據現様武川之者共被下置候一紙之御証文者、御納」折井市郎兵衛方所持仕、

市郎兵衛方より差上、中候<sup>20</sup>

こうした調査などをもとにして編纂されたのが「寶政重修諸家譜」である。

この中から武川衆に關係した記載を確認しておこう。

清和源氏 義光流 武山支流

柳沢

寛永系因にのするところは、兵部丞信俊が実家の系なるにより、いま同家松平中斐守保光が呈譜等を参考し、あらためてこれを補ふ。弘十郎信興、甲斐国巨摩郡柳沢村に住せしより、柳沢を称す。（中略）

信俊

源七郎 兵部丞 実は青木尾張守信立（寛永系因青木の譜に信親

に作る）が三男。母は猿戸左京亮夫女。

武田信玄をよび勝頼につかへ、元亀元年正月実兄横手監物信固、駿河国花沢

城を攻めるのとき戦死せしかば、信玄の命により信岡が遺跡を繼ぎ、横手村に住す。三年十二月三方原合戦に、山県三郎兵衛昌景が手に在て戦功あり。

天正二年五月長篠の役にも、武田勢軍敗革すといへども、しばらくかへし合

せ、勝頼にしたがひて防戦す。八年十月上野四前の城攻めのとき、信俊も

旗鼓功ありしにより、勝頼その忠貞として柳沢信兼の一跡をあたふ。これよ

り柳沢村にうつり住す。十年勝頼没落の後、武川に諸上とおなじく東照宮の

御麾下に属し忠節をはげます。このころ北条氏直使をつかはし、武川の士を

味方に招んとするとき、信俊米倉主計助忠兼、折居市左衛門昌景等に力を

合せ、氏直が使をうちとりでこれを敵じ、また氏直に派せし小沼の小屋を攻

やぶる。このとし甲斐国新府に渡御あるのときはじめて拝謁す。このころ北

条勢逸見日野村の花水坂にたむろしてしば／＼武川を襲ふ。信俊山高宮内少

輔信直とはかり、三伏の台に伏兵を設けてこれを迫崩し、首二級を討とり、

家臣も敵一人を生捕新府の御陣に獻せしかば、功ありし家臣に青銅三貫文を

たまふ。八月十六日本領申立間柳沢の郷にをいて七十二貫文八百文の地を守り、十一月七日御朱印を下さる。十二年小牧の役に、信濃國勝間の砦を守り、御帰陣のゝち尾張國一宮城を守衛す（以下略）。

ここに記される柳沢信俊は慶長十九年（一六一四）に亡くなり、その次男の忠安の次男として生まれたのが名高い柳沢吉保である。

清和源氏 義光流 武田支流

山寺

はじめ青木を称し、甲斐國巨摩郡山寺の郷を領せしより、山寺をもつて

家号とす。

信明

其左衛門 青木尾張守（石種が一男、母は某氏）。

武田信虎及び信玄につかへ、のち父信種より甲斐國山寺の郷をわかつあたす。

永禄四年川中島合戦の時、武田左馬助信繁が備にありて、あらかじめ戦死せん事を信繁に告、すなはち馬前にをして討死す。法名作清。

信昌

妙之介 兼左衛門 母は某氏

信玄勝頼につかへ、使番をつとむ。天正九年上野国前川城攻に側をかうどり、高名あり。十年勝頼没落し、東照宮甲斐國へ入らせたまふのとき、武川の諸士と共に御麾下に属し、のち北条氏直と御対陣あり、信昌しばく軍を窓をあらはす。これにより十一月七日甲斐國鍋山郷百貫文の本領、相達あるべからざるのみ御朱印を下さる。十二年長久手御陣のときは、武川の上とおなじく、信濃國勝間の砦を守り、御帰陣のゝち、尾張國一宮城の番をつとむ（以下略）。

清和源氏 義光流 武田支流

米倉

平大夫重継以下系譜を詳にせず。米倉丹後守昌由が今の早譜に、逸見黒源太

清光が男奈胡十郎義行が二代赤太郎信継より米倉を称す。重継はその十代の孫なりといふ。

米倉

丹後守 昌由が早譜、重継に作る。

代々武田家につかへ、甲斐國武川に住す。天文二十一年八月信濃國刈谷原城攻のとき、はじめて竹束を作りてこれをせめ、遂にその城を索取、のち片利

某が陣代となりてしばく戦功あり。天正二年五月一・二・日長篠の役に戦死す。法名空心。甲斐國山梨郡小笠郷の惠林寺に葬る。妻は牧野原氏の女。

晴継 意次郎

武田信玄につかへ、永禄十一年四月二十八日駿河の田藤塚山にをいて戦死す。法名宗虎。

忠継

五郎兵衛 主計助 母は某氏。

天正十年三月勝頼没落のゝち、織田右府より武田家の士を扶助する事を禁ず。これにより東照宮成瀬吉右衛門正一をもつて潛に命を伝へられ、折井市左

右の記載からすると、白山城のある鍋山郷は山寺氏の本領であった。『並崎市民話伝説』によれば、武田勝頼が新府城を築いてから白山城を狼煙台、さらには山寺甚兵衛等が要害に使ったというが、山寺氏の本領内にあったとするならば、ここが山寺氏の要害になるのは当然である。逆に考えるなら、十数の者の本領に対して、武田氏はみずから城を築くことが出来たのか疑問が生じる。

衛門次昌としもに、甲斐国市川を置いてまみえたてまつり、月俸をたまひ、仰によりて遠江国桐山に潜居す。六月右府事あるのゝち、北条氏直甲斐国をうかゞふにより、東照宮中府に御進発の聞えありしかば、折井次昌とおなし

く二河路に出で御馬をむかへ、仰をうけて本国に歸り、武川の士をして御麾

下に屬せしむ。七月御先手の勢をむけらるゝとき、北条氏直<sup>子</sup>伴子に出張

し、しばく武川の士をまねくといへどもうけがはず、しかのみならず北条

に属せし小治の小屋をうち破る。このむね台聴に連せしかば御感ありて、十

五日次昌と一紙の御書を下さる。二十四日慶山に御着陣のとき、次昌としも

に武川の者を進発すべきむね仰をかうぶる。八月北条氏直武川の士をしたが

へむがため、中沢義範右衛門史向新兵衛某一人をして計策の状を贈る。出陣、

次昌と相はかりて武川の士をして二人の使を討取しめ、其謀書を奪ひて新府

の御陣にたてまつる。十一月七日中斐田門<sup>門番</sup>井郷にして四百三十貫文を知行す

べきむね御判物をたまひ、歩卒をあづける。十三年九月真田幸が築れる

信濃國上田城を攻らるゝとき、第六郎右衛門信綱等としもに大久保七郎右衛

門忠世が子に屬し、軍忠をはげまし、また主人として妻子を駿河国興國寺に

たてまつりしにより、十四年正月十二日武川の土・紙の御書を下され、十七

年井郷のうちにをいて七百石をたまひ、この年三吹、牧原、白須三郷にし

て四百石を加賜せらる。十八年八月関東にいらせたまふのゝち、更に武藏國

門忠世が子に屬し、軍忠をはげまし、また主人として妻子を駿河国興國寺に

たてまつりしにより、十四年正月十二日武川の土・紙の御書を下され、十七

年井郷のうちにをいて七百石をたまひ、この年三吹、牧原、白須三郷にし

て四百石を加賜せらる。十八年八月関東にいらせたまふのゝち、更に武藏國

門忠世が子に屬し、軍忠をはげまし、また主人として妻子を駿河国興國寺に

たてまつりしにより、十四年正月十二日武川の土・紙の御書を下され、十七

年井郷のうちにをいて七百石をたまひ、この年三吹、牧原、白須三郷にし

て四百石を加賜せらる。十八年八月関東にいらせたまふのゝち、更に武藏國

門忠世が子に屬し、軍忠をはげまし、また主人として妻子を駿河国興國寺に

たてまつりしにより、十四年正月十二日武川の土・紙の御書を下され、十七

称せしと、次忠にいたり折井にあらたむといひ、その出所もまた詳なるに  
より、これにしたがひ、その世系を補して青木柳沢の下につらぬ。(中略)

次俊

武田信綱父子につかふ。某年六月一日死す。年六十九。法名宗実。

次久

向左衛門 内記 今のは諱、内記助に作る。

永正六年父に繼で甲斐田折店を知行し、武田信虎<sup>信玄</sup>につかへて軍功あり。

弘治一年三月十日死す。年四十八。法名樹參。

次昌

弘治二年三月より武田信玄勝頼につかへ、足蘇を預り、甲斐國武川に住し、

元亀元年正月十六日駿河國花沢表にして、軍忠をつくせしにより、信玄より

兜・頭を授けらる。のちしばく戦功あり。天正十年勝頼没落し、東照宮

甲斐國市川に御座あるのとき、織田右府より武田家の士を扶助する事を禁ぜ

らるゝにより、成瀬吉右衛門正一をもて潛に仰せを伝へられ、次昌食干計

助忠雄としもにはじめて拌謁し、約命によりて遠江国桐山に潜居す。このと

き武川の上としもに月俸をたまはる。後北条氏直甲斐国に進発するにより、

東照宮御先手の勢をむけらる。のとき忠雄としもに仰を蒙り、直に甲斐

国に至り、計策をめぐらし、武川のものどもをして悉く御麾下に属せしむ。

七月北条氏直若神子に出張し、しばく武川の諸上をまねくといへども、是

に応ぜず、北条家に属せし小治の小屋を打ちやぶる。このむね台聴に連せし

かば、御感ありて忠雄次昌に一紙の御書をたまふ。一十四日慶山に御着陣の

とき、同志の輩をひきみて拌謁せしかば、いよく武川の名どもを指揮すべ

き旨仰下さる。八月六日新府に渡御ありて、北条氏直と御対陣のとき、氏直

清和源氏 義光流 武田支流

折井

寛永系岡、甲州支流の部に收め、次俊より系をおこす。今の旱譜、次俊以

前数代の世系をのせ、家祖三郎時次甲斐國巨摩郡武川の折居に住せしより

かば、御感ありて忠雄次昌に一紙の御書をたまふ。

一十四日慶山に御着陣のとき、同志の輩をひきみて拌謁せしかば、いよく武川の名どもを指揮すべ

き旨仰下さる。

八月六日新府に渡御ありて、北条氏直と御対陣のとき、氏直

武川の士を招かんがため、中沢義殿右衛門某と新兵衛某一人をして計策の状を曇る。次白川の士と相はかりて彼二人を討とり、其謀害を奪ひて御陣にたてまつりしかば、殊に御感ありて織田右衛門某が家財、をよび家業とともに次昌にたまふ。これより武川の士をひきみて逸見の出張、日野村台、花水坂等にをいて籠を含せ、聚所の首級若干を献す。十七日大久保忠綱もつて御書を下され、甲斐國の本領折居<sup>よこし</sup>新奥<sup>しん</sup>甘利竹内相良等にをいて百十三貫四百文の地を免行はれ、これに住し、歩卒五十一人を預らる。十月諏訪安芸守頼忠異心を懷くのきこえあるにより、大久保忠向を差向らるゝのとき、椎田誠部佐泰良と共にこれに調て彼所に至り、仰を伝ふ。頼忠許諾せるにより、其家臣茅野丹波清房左衛門房重を召見し、忠せと共に事のよしを旨上す。

十一月七日新恩三十五貫文をたまひ、采地の御朱印を下さる。十二年三月尾張國小牧に御発向のときは、真田が押として信濃国<sup>の</sup>勝間の發を守り、のち仰によりて御碑にまいり、四月九日長久手の合戦に、敵兵岡本彦次郎某と國を合せ、首級を得、のち武川の士ともに同國一宮城を守衛す。九月東田の敵兵宋り侵すのときも、木曾忠繼ともに防戦す。十三年五月二十七日また一貫文の地を加増せらる。九月信濃田畠昌幸が居城を攻らるゝのとき、大久保忠世が手に属して合戦し、味方敗軍のとき、武川の士と共に踏とまり、敵兵成沢甚右衛門某を討取、其余自あまたを得たり。十四年正月誕人をまいらすべきよし仰下されしにより、次昌等をはじめ武川の者どもの妻子を悉く駿河国興國寺の城にまいらせしかば、この事及び真田輝の戰功を賞せられて御感の御書を下さる。十七年十一月一日旧知を改、折居武田等のうちにして七百三十石余の地を知行す。十八年正月山寺波左衛門信昌、青木尾張守信時、同外七郎信安、同孫三左衛門満定、米倉六郎右衛門忠綱等が奉る所の誓紙五通をあづけらる。二十七日重思の地四百石を賜ひ、さきの旧知に合せて千百二十石余の禄となる。このとき武川の土馬場勘五郎信吉、曲潤支長昌景、

吉木尾張守信時、同弥三左衛門満定、馬場小太郎信成、横田源七郎某、米倉大夫尊維、同彦次郎某、同加左衛門満継、同彦大夫利継、曲潤庄左衛門正吉、同助之丞吉重、折井九郎次郎次忠、吉木弥七郎信安、伊藤新五郎重次、吉木勘四郎某、曾根民部助定政、人戸野又兵衛門宗、柳沢兵部孟昌俊、山高将監信時、米倉六郎左衛門信綱、山寺甚左衛門信昌、米倉主計助忠維等ともに御恩の地を賜ひ、次昌を合せて一ト四人一紙の証文を下さる。三月小田原の役に供奉し、陣中にをいて病に罹り、八月四日死す。年五十八、法名道白(今里諸道白)。武藏団比<sup>企</sup>郡吉田村の宗心寺に葬る。のち代々葬地とす。妻は武田家の庄吉木尾張守信立が女。

これだけ調査が繰り返され、武田衆は武田氏のもとで使えたと主張しながら、武田氏時代の文書は永禄十年の起譜文しか伝わらず、信玄や勝頼のもとで軍功を挙げたと主張しても、関係する感状は一点もなく、所領の安堵や知行免戻状すら知られていないのである。このことは武田氏時代に、彼らが完全に武十化していかなかったことの傍證たり得るだろう。

近世の甲斐の地誌として名高いものに文化十一年(一八一四)成立の『甲斐国志』がある。この中にも武川衆などに關係した記載があるので、それを抜き出してみよう。

武田氏館迹 武田村 御屋敷(芝地方一町許) 御庭(芝地三十六間十四間余)  
御宿舎(芝地方三間計) 御酒屋(芝地方一間許) 的場(鑿形存す)  
御湯・具足汎・金精水等一名アリ、城山ハ八幡山ノ南ナル山フ云、要害城ト  
見タリ、今鍋山村ノ城ニ属ス、武田太郎信義此地ヲ居館トシ、始称武田氏云。

ここにいたつて武田の館跡と鍋山の八幡山の南にある城山(いわゆる白山城)

が結びつけられ、これが要塞城だとその説明が見られるのである。「はじめに、で触れた「重崎市」の民話伝説、や「北吉摩郡勢一斑」の武田氏の館跡の説明は、この『甲斐国志』の説明に全面的によっていことが知られる。したがって、白山城が鍋山の皆から要害城へと評価が大きくなるのは、一六八四年以降、一八一四年までの間といえよう。

さらに『甲斐国志』は次のように武川衆を説明する。

武川衆 武田石和五郎信光ノ末男六郎信長ト云者、忠頼ノ家述リ難テ一条氏ト母ス、其子八郎信経東鑑ニモ見エタリ、信鑑ノ男時信一条源八ト称ス、甲斐守護職ニ任セラル、男子十数騎ナリ、武河筋ノ村里ニ分封シテ、各々其地名ヲ氏号トス、子孫繁榮シテ世ニ武川衆ト号セリ、時信ハ元亨元年正月廿七日卒ス、法諱仏阿弥陀佛、府中ニ蓮寺ノ大旦那ナリ（當時ノ通去帳ハ元亨ノ頃ヨリ慶長ニ至り武川衆ヲ多ク載セタレドモ落居損、或ハ氏バカリアリテ、其名全カラザル者ハ記サズ）、軍鑑ニ天文十一年桑原城普請アリ、板垣信形ニ武川衆ヲ添

ヘ御預ナサルト云云（後ニ典底信繁ニ付ケラル、同云解ニ武川衆ト云ハ先ツ

二騎ナリ、曾幾・米藏・折井・小尾・跡部・知見寺・椎田・入戸・野・曲瀬、此等合デ「十六騎アリ、天正壬午時新府ニテ勝頼謀略アリテ、面々ノ小屋ヘ引入アルベシトノ儀ナリ、各々其意ソリ守リシカドモ、其謀相違セシ故ニ武川衆ニハ勝頼ノ供シタル人ナシトアリ。

ここで注目すべきことは、天正十年（一五八二）に武田家が滅亡する折、武田勝頼が謀略のために面々を小屋に入れるよう命じ、おのののはその意を守つたが、勝頼のはかりごとが意に反してうまくいかなかつたために、武川衆は勝頼にお供をした者がいなかつたとしている点である。ここでは武川衆が「面々ノ小屋」に入った理由を、勝頼の命令によると正当化している。この点は『寛

永諸家系図伝』が山高信直を、「甲州没落の時、信直、信農の下知に依て武田の諸子おのののその小屋に在番」と、武川衆にとって有利なように積極的に説明する材料にしていること結びつく。

ここに話をあらわす小屋は山小屋と思われる。これについて『甲陽軍鑑』は、武田氏滅亡の折勝頼長男の信勝が、「古府中にても、何方にもこもりなさるべき所あるまじく候。山ごやなどへ入たまへんより、はん造作の新府にて御切腹なされ候へかし」と述べたり、「三月三日の朝、地人ことくらやぎ上り、山ごやへ入とて、西郡・東郡、北はおびなのいり、ミだけ、授ハ穴山殿連心の知行へのくもあり」などと記される、戦乱から避難するための小屋であろう。この小屋については『寛永諸家系図伝』の柳沢信俊の項にも、「北東方の小沼の小屋」を武川衆が造立としたと出でてくる。

いずれにしろ城や砦とは認識されない施設に武川衆が入ったのを、あたかも軍事的な意味をもつて城に入ったのと同じ評価にしてしまつたのである。こうした説明は次のようにほかにも見られる。

#### 鍋沢村（鍋沢村）

村ノ西少シ南山中ニ在リ、柳沢兵部ガ兵戈ヲ運ケシ所ト云、村ヲ出ア石洞云、蓋星山・川ヲ左ニシテ西南ニ行クコト一里余、川ノ東南ニ星山ノ壇ヲ見ル、又西南ニ行クコト七八町ニシテ森葉沢ニ至ル、飛瀑アリ、其南岸上ヲ遠見場ト云、蓋星山・相並テ其西南ニアリ、行コト二町計、又沢ヲ涉ル、此ヨリ興典吉ベカラズ、左ニ瀑布ヲ見ル。樹木交木シテ全体ソ露ハサズ、又四町許隔々小垣ノ所ヲ得テ、草莽ノ中ヲ行コト數十步、石有テ突起ス、方六七尺ナルベシ、漢ニ傍テ行コト數十步、前ノ深水ニ級ト為テ下ルヲ望ム、高十丈余奇麗ナリ、漢ニ傍テ行コト數十步、前ノ深水ニ級ト為テ下ルヲ望ム、高十丈余奇麗ナリ、左ニ乾渓アリ、口三歩許、両岸巖壘シ、中間沙石流ント欲ス、節御シテ樹根ツ

攀テ上ル、數十步ニシテ小平處ニタル、谷ヲ隔テ西南ハ即削ニ記スル所ノ突石

ノ処ナリ、是正徳中松平義盛宇本州ニ主タリシ時、其臣荻生忠右衛門・田中清太夫使シテ探る是ナリ、詳ニ岐山紀行ニ見エタリ、旧説ニ本州ハ山河天然ノ因メニシテ自古居民外侵ノ患ヲ知ラズ、天正壬午誠田勢私入ノ時ニ及ビ、泰山忽崩シ江河ノ益スル如ク恐レ裸ギ、東西ニ分散シテ深山岩陰ニ潜匿ル、軍盛西郡・東郡・北帝那ノ入、皆日焼シテ山小屋ニ入ト有ルハ是ナリ、編年集成市川ノ御陣所ヨリ成頼吉右衛門、武川ニ立越エ、旧識ナレバ折井市左衛門ヲ訪フニ、其家虛ニシテ一人モ見ザレバ、門板ニ書付シテ帰ケルガ、果シテ其後折井・米倉等市川ニ来ルト云ヘル如ク、武士ドモ妻子・足弱ラバ皆山中ニ隠匿クコトナリ、必ズ柳沢氏ニハ限ルベカラズ、難乱テ里人ノ匿レシ小屋場ナドト云歟、他ノ山中ニモ間々有之類ヒナルベシ。<sup>(註)</sup>

柳沢吉保の先祖が戦乱を避けた場所の説明であるが、餘鬼壁は明らかに城ではなく、戦乱から身を守るために築設であった。文中にも見えるように、この場所を歎生宿徳は、宝永三年（一七〇六）に柳沢吉保の命によって申要に使いをした時に訪ねている。<sup>(註)</sup>

武田氏滅亡の折に人々が難を避けた伝説は、次のようにはかにもある。

#### 風越山（山梨県韮崎市）

茅ヶ岳麓ニテ深谷アリ、天正壬午ノ乱ニ藤井ノ莊諸村ノ人兵ヲ此ニ避ケ、新府以西ノ諸村ハ武田ノ八幡宮ノ奥ニ匿レシト云。

この伝説は現在も次のように伝わっている。

旧三の蔵村にある。茅ヶ岳の麓にて、天正壬午の乱に、藤井莊諸村民此處に

兵乱をさけたりと云へらる。<sup>(註)</sup>

つまり、武川衆が武田氏滅亡の折に篭もったとするならば戦乱を避けるための小屋であり、彼らが武田氏から武田氏が築いた城を預かることは、その地位や力からしてあり得ないことであった。「韮崎市の民謡伝説」が、白山城を武田勝頼が新府城を築いてからは鷹巣台、さらには山寺甚左衛門等が要害に使つたとしている最後の部分は、彼らが戦乱から避難するためにここに入つたことを伝えていと解すべきであろう。したがって、戦国時代において白山城は武田氏が直接築いた城ではなく、特別な城としては意識されていなかつたのである。

それにもかかわらず、近世を通じて小屋に入つたことが勝頼の作戦の一端だと説明され、鍋山の砦も武田船跡の要害城だと大きく評価を上げていくのである。

#### 四、おわりに

それでは近世初頭から文化年中までの間に、武川衆が逃げ込んだおののの小屋の価値を高め、鍋山の砦を武田氏にとっての故地ともいえる武田船跡の要害城、さらには武田八幡と結びつけていった、大きな要因は何であったのだろうか。

これをもたらした可能性の一つが、武川衆の一人柳沢信俊の子孫である柳沢吉保の存在ではないだろうか。彼は江戸幕府第五代将軍で生類機みの令で名高い柳川綱吉（一六四六—一七〇九）の側近として活躍し、半蔵藩主となつた。吉保は上野國館林藩の家臣柳沢安忠の五男として元治元年（一六五八）に生まれ、延宝八年（一六八〇）に綱吉が将軍になるにしたがつて江戸城に入ったのである。その後、彼は将军の愛顧を受け異例の出世を遂げた。宝永元年（一七

○四)、甲府中納言徳川綱豊が将軍綱吉の繼嗣になると甲斐と駿河の二国で所領を予えられ、翌年二月駿河の封地を中央に移されて、甲斐十五万石の甲府城主となつた。宝永六年綱吉の死とともに退官、陰髪して保山と号し、江戸別邸六義園(東京・墨町)に隠居し、正徳四年(一七一四)十一月二日に没した。

吉保は元禄十五年(一七〇二)秋、狩野常吉に自らの像三幅を描かせ、翌年八月二十六日にそれぞれ自らの像をしたま押印の上、没後の正徳五年二月十九日にその内の一幅を常光寺(墨崎市)に納めさせた。画像で吉保は廣單文と武田氏同様に花菱を地蔵した黒の袍を着け、その下に赤地模格子紋の内衣が見え、飾り太刀にも花菱がしつらえてあり、表袋には花菱や菱の紋が用いられてゐる。

また吉保が書いた贊には「新羅三郎吉世後亂」の朱印が捺され、机には「軍令、法性院殿(信玄)軍令二十九箇條、悉在家伝、今令増減新定軍令軍、各各當守此旨」と書かれた文書がのつてゐる。この表裏では武田信玄が新羅三郎義光の一九世後胤とされている。明らかに吉保は自らが武田の一族であり、しかも自身が信玄の次に位置する当主だと意識し、これを画像によって立証しようとしていたのである。

柳沢氏が甲斐源氏の流れだとするのは、『寛永諸家系図伝』の編纂者が疑つた事実を、述に強く主張することである。大名となつた柳沢吉保としては、自らが信玄の次に位置する武田の当主なのとの気負いがあつた。その場合、具体的に自らの家の経歴と武田氏との関係を主張する必要が生じてくる。

先祖の柳沢信俊が青木氏の出身であるとするなら、近世に幕府に提出した正式な家の系図としては『寛永諸家系図伝』しかない。そこには青木氏が甲斐源氏の一流であり、信種は「信虎の下知に依て、武川の内鍋山の取出をあづかりまもる」と記されている。この贊を面々が破缺から身を守るために小屋でなく、武田氏そのものの出自の中に位置づければ、必然的に柳沢吉保の地位を高める

ことともできる。柳沢吉保の力をもって、そうした干渉をすれば、その後に大きな影響を与えることが可能だったのではないか。ここに鍋山の皆は武田氏にとつて最も重要な城だと主張しなければならない根拠、一六八四年以降に急激に白山城の評価が上がりつくる原因を見いだせよう。

白山城の特徴は、近辺の山城からするとあまりに残存状況がよく、なおかつ周間に例を見ない繩張の美しさにあるが、それにしても規模が小さい。軍事的・経済的に重要な場所ならば、それだけ大きな城を築き、文献などにも姿をあらわすのが一般的である。また繩張も大きくなり、何度も修復の手が加えられる。それなのに、この城はその所在位置からすると、軍事的に特別な意味を持つとは考えられず、道や川を押さえなどの経済的な側面も考えにくい。

重要な位置には存在せず、したがつて小さい城でありながら、小さな城にしてはあまりに繩張が整然とし、しかも近隣の山城と隔絶した遺構の残存状況が白山城の特徴なのである。

ややもすると、この城は武田氏の築いた典型的な城とされるが、もしそうなれば何故武田氏は直接支配せずに在地の土豪たちに守備をさせたのか、また何故古い史料に皆などと記載されるのだろうか。もし武田氏にとって故地になるような城ならば、この場所自体を武田氏が手放すわけがなく、山寺氏の本領とされることはないであろう。

さらに『甲陽軍鑑』によれば、ここに小屋あるいは山小屋と、少なくとも近世初頭には理解されているが、『甲陽軍鑑』では山小屋は戦乱から身を守るための装置で、城とは云い難い。『甲陽軍鑑』では白山城は山小屋程度の評価しか受けられないものである。通説のように、この城が武川衆の本拠地の中にあるとしたら、そろした場所に武田氏が城を築くことができたのかどうかも考えなければならない。武田氏にとって最も由緒の深い城だとしたら、それは直接押さえるはずで、狼煙台や山寺氏などの要害にはならないであろう。

こうした様々な問題への解答の可能性として、近世になってから特に柳沢吉保が甲府城主となつた一七〇五年以降、吉保の出自の家柄を高め、あるいは武田家滅亡の折の行動を正当化するために、鍋山の砦の評価を高めると共に、その主張に見合うだけ證に手を加えたことを考えてよいと私は考える。

北海道の松前藩では、藩主になると藩政確立に至る四代季広までの藩主や一族の墳墓の地である上ノ国の大庭に参詣し、諸村を巡視したが、このように近世になって先祖に関係する地を子孫がめぐったり、ことあるごとに参つたり、関係する遺跡を修復したりする例は多い。

柳沢吉保の惠林寺に対する手の入れ方も、先祖武田氏顯彰の意義が大きいが、彼によつて武田信玄の評価が上がつてゐる部分も多いのではないか。とするとならば、白山城に対しても、自己の家の格付けと武田家顯彰の意味をこめて修復などを行つた可能性は高い。

従来ややもすると、山城は中世のものだということで、研究者も中世末まで而思考を停止しがちであるが、城を守つた者の子孫にとって、そのような歴史をもつ城そのものが聖地となり、自己の由緒の替となるのである。したがつて、現状の綺麗な白山城の遺構は、近世になってから先祖顯彰のために手が加えられた可能性も残るわけで、近世を通じて成長してきた白山城の伝説とセットにして、この城の歴史を考えいくことも必要である。そこで本稿の題名には、敢えて伝説を主体として入れることにした。

- (1) 藩主吉保会「北山市氏族史叢書」、一九六七年  
 (2) 山梨県教育会「北山市史」、町村誌三八二頁、同上、一九・五  
 (3) 「北山市史」、町村誌三八二頁、同上  
 (4) 「北山市史」、一九・五  
 (5) 山梨県立図書館「甲斐國社廟・寺記」第一卷三四九頁、一九六七年

- (6) 「北山市史」、一九六八年  
 (7) 「新訂萬葉重修諸家譜」第三卷二三八頁、越後書類研究會、一九六四年  
 (8) 「東水諸家系図伝」第四卷、〇四頁、越後書類研究會、一九八一年  
 (9) 「五支武将の船岡城と重要文化財・生垣瓦御殿主年表」七六頁、信濃古跡出版センター、一九八八年  
 (10) 酒井憲一編「甲賀草薙大成」本文編上巻二六八頁、汲古閣、一九九四年  
 (11) 村上西「甲斐における邊境式土番について」、「近畿」一四卷一・二号、一九六一・二、上野晴朗「甲斐武田氏」、新人物社叢書、一九七一  
 (12) 酒井憲一編「甲賀草薙大成」本文編下巻三八頁  
 (13) 酒井憲一編「甲賀草薙大成」本文編下巻一五頁  
 (14) 酒井憲一編「甲賀草薙大成」本文編下巻九〇頁  
 (15) 酒井憲一編「甲賀草薙大成」本文編下巻九一頁  
 (16) 酒井憲一編「甲賀草薙大成」本文編下巻九二頁  
 (17) 「東水諸家系図伝」第四卷八頁  
 (18) 「東水諸家系図伝」第四卷九八頁  
 (19) 「東水諸家系図伝」第四卷九八頁  
 (20) 「東水諸家系図伝」第四卷六一頁  
 (21) 「東水諸家系図伝」第五卷一頁  
 (22) 柳沢吉保「武田文書に見える『地下人』について」、「甲斐の成立と地方の展開」角川書店、一九八九年、著者「武田大名武田氏の研究」、思文閣出版、一九九三年に収録  
 (23) 「内閣文庫影印叢書」、講談社学術文庫、一九七五年  
 (24) 「内閣文庫影印叢書」、講談社学術文庫、一九七五年  
 (25) 「内閣文庫影印叢書」、講談社学術文庫、一九七五年  
 (26) 「新訂萬葉重修諸家譜」第三卷、四六頁、越後書類研究會、一九六四年  
 (27) 「新訂萬葉重修諸家譜」第三卷、四四頁、越後書類研究會、一九六四年

- 28 「新日本農政重修稿本稿」第二卷一八五頁
- 29 「新日本農政重修稿本稿」第二卷一六二頁
- 30 「大日本地誌大系」45 甲斐國志 県・府 三一三頁、雄山閣、一九七〇
- 31 「大日本地誌大系」47 甲斐國志 県・府 三四三頁、雄山閣、一九七一
- 32 「甲斐軍事大成」本草学一七四頁
- 33 同上一七五頁
- 34 遠藤「戰国時代の山小屋」[1981]「十六章七」、「一九八四」、遠藤「戦び戰国時代の山小屋について」[1984]「卷一」、「一九八九」、遠藤「戦乱の中の民衆・山小屋の消長」[1990]、「五〇」、「一九九一」、以上は拙著「中世的戦世界から近世的戦世界へ――場・音・人をめぐる」[一・半田耕藏、「一九九二」]に収録。
- 35 「『大日本地誌大系』45 甲斐國志 第一卷」三一五頁
- 36 「『東山紀行・風流使徒記』」七〇・一二七頁、雄山閣、一九七一
- 37 「『大日本地誌大系』45 甲斐國志 第二卷」五三頁
- 38 「『北山草堂記』野村訳、○八頁、山梨県教育会北山草堂支会、「一九一五」
- 39 「中田正光「戦国武田の後」二三三頁、有峰書店新社、「一九八八」、木田洋「吉山城」[1986]「中世城郭手鑑」第三卷一二六頁、新人物往来社、「一九八七」
- 40 松野清義「二ノ岡村」七九頁、「一九五六」上ノ四役場より一九七八復刻

(著本正治)

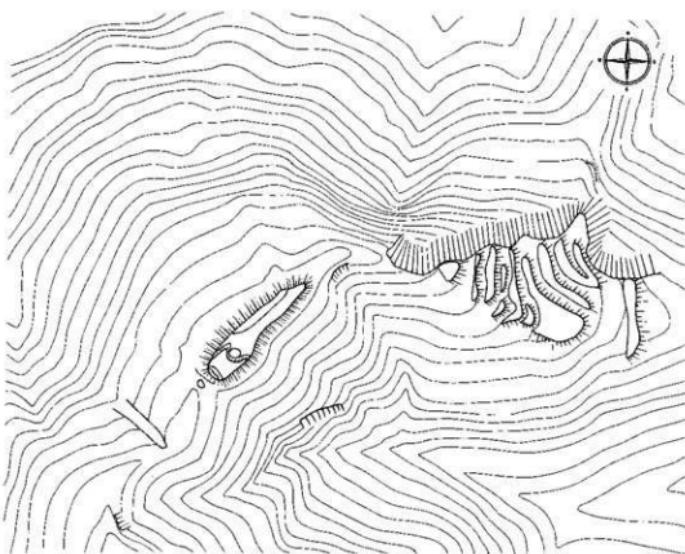
## 第四章 北烽火台とムク台烽火台の繩張り

### 第一節 北烽火台

白山城の北 $\bigcirc\bigcirc$ mにある北東に伸びる尾根の中央に立地するこの烽火台は、標高六〇mの峰上に主郭を置き、その前後に合計四本の堀切で防衛する烽火台としては戦闘的な防衛施設を配している。主郭は東西二〇m、南北五〇mの細長い尾根上を一段築造している。中央には直径二四m程の空地があり、東下の平坦部には北側に低い土塁が長さ三〇m程度認められる。ここから東に七〇m程下ると、大小一二段の腰郭と思われる平坦部がある。これらの性格については免掘調査を待たなければならないが、畠と考えるには、周辺に同様な地形が認められないため、烽火台の関連施設と言えよう。

### 第二節 ムク台烽火台

白山城の南・西にある東に突き出た尾根の中程に立地するこの烽火台は、標高六九五mの三角形を呈した峰に主郭を置き、その前後に合計四本の堀切で防衛する烽火台としては戦闘的な防衛施設を配している。主郭は東西二〇m、南北二五mの三角形を呈し、東端から南側に高さ一m前後の土塁があり、その北側には高さ一m余りの窪地が認められる。この窪地は、北烽火台の主郭にもあるもので、烽火のための火を吹いた穴であろう。主郭から北東に二〇m下ると、幅三m、長さ一五mの堀切がある。ここから更に北東に七〇m下ると幅六m、長さ一〇m程度の堀切があり、その南 $\bigcirc\bigcirc$ mにも同規模の堀切が認められる。

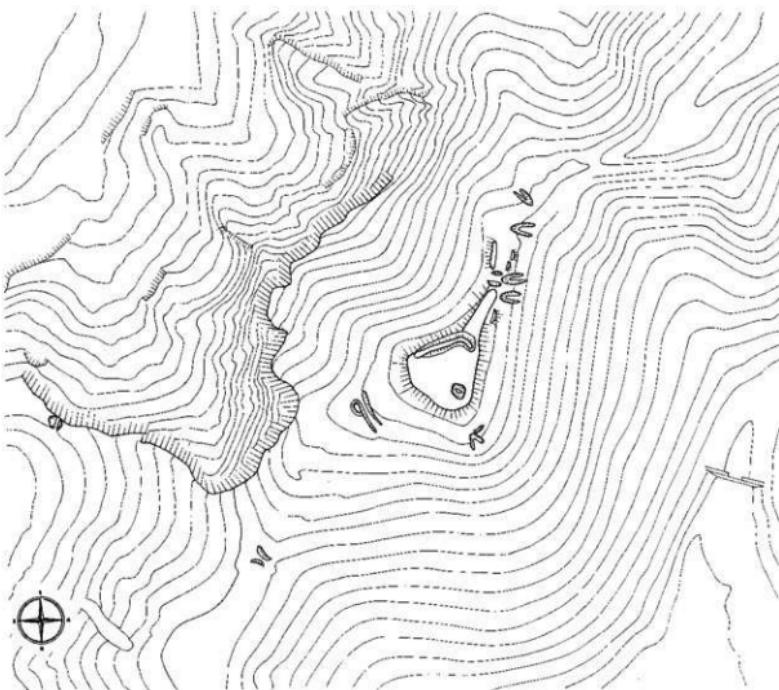


第32図 白山城北烽火台繩張図

主郭の南西には背後の山へ続く尾根を切断する細切が一本掘られている。

### 第三節 歴史的な役割

江戸時代の村方細帳にはムク台烽火台は「もく古」として記されている。これは『甲斐国志』編纂以前の烽火台の記録としては数少なく、極めて注目すべきものである。この名称は「煙がもくもく揚がったから」と言われ、明らかに烽火台を示している。今日は「もく」が「むく」に変化してはいるが、周辺住民がこの烽火台に煙が揚がると重大な事件が発生したことを知らせることを言い伝えていたことを推測させる伝承である。同じような伝承を『甲斐国志』は小瀬沢町筆尾皆の項で「筆尾皆で南下の崖の穴に吊るされていた鐘を打つと、釜無川対岸の貞原砦で太鼓を打って答えた」と記している。筆尾皆が、武田信虎時代に源氏と武氏との戦いの舞台になったことは記録にあるが、白山城周辺では戦国時代を通してこのような記録はない。強いて述べるならば南北朝時代の正平六年（一二五）に高麗直の旗子師冬が立て篭もった白根町大盛にある須沢城との関連が推測される。「太平記」には「源助ト宮祝部六千余騎ニテ打寄、二日三夜ノ合戦ニ敵味方ノ手負討死其數ヲ不知」とある。本城はこの戦場とは、旭山を挟んで四キロの距離である。甲斐の武将逸見人



第33図 白山城ムク台烽火台縄張図

道は高師冬方として戦ったため、白山城と一つの烽火台もこの合戦と無因縁ではないかったであろう。烽火台の役割は戦いを知らせる烽火を揚げることであるが、これは領主にとっては招集を意味し、領民にとっては避難を知らせる役割を担っていたのである。白山城の北と南に配置された烽火台は、本城の死角を補うとともに領民の安全をも担っていたことが推察されるが、このように烽火台と本城の関係を明確に知ることができる史跡は、県内では武田氏館と湯村山城以外に今だ確認をされておらず、まして烽火台の発達が著しかった戦国武田氏の領国の中でも報告はない、全国的にも貴重な事例であろう。

(八巻興志夫)

## 第五章 白山権現と武田八幡宮

### 第一節 白山権現

#### 一、はじめに

この章で扱う白山権現は、諏訪市鍋山にあり、白山城の南東に位置する。白山城は『甲斐国志』には武田信義の居館の要害城として記載がなされており、『寛政重修諸家譜』などには、城の所在する村名からとった「鍋山砦」と出でる。そして、いつからか白山権現の名前をとり、白山城と呼ばれるようになつたものと考えられる。その白山城は武田周辺の山城のなかでは飛び抜け残りがいいという。確かに、当城へ登つてみると、十畳や畠、虎口の形状まではっきりとわかる。星山古城などと比べてみても明らかである。どうして当城だけがよい状態で残っているのか。ところで、最初に白山城の名前の由来となつてゐると思われる白山権現は江戸時代どのような神社だったのかをみていくことにしたい。同時に、白山城は白山権現とかかわりがあるのかを頭に置きながら議論していくことにする。

#### 一、諸史料にみえる白山権現

白山権現は、中世までの史料には全く顔をみせない。例えば、戦国時代、永禄四年（一五六一）に武田信玄が奉納した、「府中八幡神社への勧善を命じた番帳の百六十四の神社には教えられていない。そして、その勤番を免除されていたわけでもない。中世には神主がいたかどうかわからぬし、社殿があった

かどうかもわからないのである。ただ、理由もなく当地へ白山権現が勧請されたりはしないだろうから、当地には、何か祠のようなものがあったに違いない。

また、中世に白山神社の背後に城が存在したとすれば、当然この辺り一帯は當時の人々にとって一種の聖地として意識されていたと考えられる。

時を経て近世になると、当社は社殿や社地を持つていることがわかり、徳川將軍家より朱印状を何通か賜つてある。例えは次のようなものである。

甲斐國巨摩郡鍋山村白山権現 社領同村之内武石八斗、任先規寄附之訖、全可収納之、社中山林竹木并二神主屋敷諸役等免除如有米、水不可有相違者也、

慶安二年十一月十七日

右史料は、「社記」に掲載されている。たぶん、「社記」が編纂された慶応四年（一八六八）当時、白山権現が所蔵している古文書のうち、一番古いものだったのだろう。「社記」に神社の由緒や末社の記載以外に、右古文書が挙げられていることから、由緒として載せるだけの重要性があつたと思われる。

西田かほる氏によると、朱印状の下付は、慶長八年（一六〇三）に徳川家の甲州四奉行からの墨付をもとに、寛永十九年（一六四二）・慶安元年（一六四八）・二年にされ、朱印社と墨印社が決定されたという。この史料の文面には、「任先規寄附」とあることより、四奉行からの墨付があつたことを想像させる。そろすると、戦国時代までは神社の格はあまり高いものではなかつたが、関ヶ原合戦後、再び甲州が徳川家の領國になったとき、墨付を得て格を上げようとしたことがみてとれる。

また、白山権現の神主の由緒には、一徳川御神君御入國之碑、先神主御目見

江被仰付、処々江供奉仕、御祈願御祓神上兼武神主職被仰付」とあり、太正年中に徳川家康が甲斐に入つて來たとき、当社の神主が家康へお目見えし、祈願・お払いとして、神主を仰せ付けられたという。本当にこの由緒が信じられるかはよくわからないが、慶長年間にこれを由緒にして神社の格を上げよう、四奉行の恩付を取得しようとしたと傳い。さらには右山権現から読みとれることは、家康に神主を命ぜられたとする事である。天正一〇（一五八二）年の武田氏滅亡や織田信長の白旗といった混亂のなかで、白山権現の神主が公的に認められたというのである。同時に、由緒自体は、徳川家康と当社の神主がかかわっていたことを下経することに意味があり、朱印状を賜つて理由づけにもなっている。

だが、天正一〇年の徳川氏允給の福徳木印状や大正一八年（一五九〇）の伊奈忠次の候地証文などが由緒としてあげられていないのは、白山権現自身これらの中を得ていなかつた可能性が高い。なぜなら、「社記」には「当社由来之儀へ、武田家開闢以前ト相見江、往古之社地、引移り候儀も、円不外、当社ニ相成候而も未歴何觀ニ可相成哉、棟宇等無之大古矣ニ而、凡七八百年トも見計諸人山候、依面由来年鑑申上候」とあり、社殿がどれほど古いものか全くわからぬけれども武田氏が開闢以前とみえるといつてある。このことを由緒にしているので、白山権現は火災などに遭つてないと考えられる。そろそろと、天正年中に得ていなければならぬ文書が書き上げられていないといふことは、当社が江戸時代初期になって領主に認められるようになつた事を證明するものであろう。ただえることは、慶安二年には、白山権現は、神社としての態勢を整えていたといえる。

甲斐国巨摩郡鍋山村白山権現、社領同村之内武石八斗事、任慶安二年十一月十七日先判之旨付附文証、今可取納入、社中山林竹木神主屋敷諸役等免除如有來、永不可有相違者也、

貞享一年六月十一日

右の史料は、貞享二（一六八四）年に当社権現の社領などを慶安二年の朱印状とともに再び安堵したものである。これら二史料より、社領は三石八斗であり、それほど多くないことがわかる。そして「社記」によれば、徳川家からの朱印状が当社には九通存在していたといふ。

徳川家の社領安堵の後に白山権現が史料上に姿をみせるのは、例えば、享保・五年（一七二〇）の鍋山村の村明細帳である。それを抜粋してみると次のようなものである。

（前略）

白山権現宮

伊予明神宮

社地壱ヶ所

伊予明神はこひ

金山権現之はこら宮君ツ

社地壱ヶ所

伊御崎はこら

一山之神はこら老ツ

一神明乃はこら老ツ

社地壱ヶ所

一大日はこら

社地壱ヶ所

一高武石八斗

社地壱ヶ所

一屋舎百七拾五坪

（後略）

白山権現領

神主

大村主計

諏訪大明神をはじめ、末社が八ヶ所あったことがわかる。また、神主の履歴が

百七十五坪あり、神主は大村氏が勤めていた。嘉永三年（一七四六）の鍋山村の明細帳控えでは次のように記載されている。

(前略)

一社地武ヶ所 白山権現 諏訪大明神

一末社 八ヶ所

御朱印

一高式石八斗 白山権現領

御朱印

一屋敷百七拾五坪 神主大村撰津

(後略)<sup>(1)</sup>

享保・五年の村明細帳と延享二年のそれを比較すると、末社の数、社領、神

主の屋敷坪数は変化がない。しかし、白山権現と諏訪大明神が並んで書かれて  
いる。このことから、白山権現とその末社であった諏訪大明神の格が上がったことが何える。付け加えると、武田氏と関係が深い願成寺は、村明細帳の中で  
は、白山権現の後に記載され、さらに墨印しか得ていないので、鍋山村の寺社

中では白山権現が一番格が高かったと思われる。

次に、末社に触れたので、『社記』に記載されている末社をみるとこととした  
い。

諏訪明神

本殿 壱丈 六尺

板凳

元禄再建棟札有之

祭日 九月廿九日

白山権現山林内

伊予明神

本殿 五尺 六尺

板凳

祭日 三月十二日神姿執行、年々御祓御支配御役所江同月廿日ニ奉差

小祭 六月廿三日 十月十六日

除地

天神宮 社地起田七枚 此間三拾間四方 但シ小田也、

同断

山神 社地 拾五間四方

同断

天照大神 社地 四拾間四方

同断

伊稚宮 社地 七拾間四方

同断

侍奉數種荷大明神 社地 四拾五間 橫廿間

同断

富士浅間 社地 八間四方

除地

水神 社地 三間四方

白山権現山林内

木殿 式闇四面 茅葺

祭日 一月初酉 八月初酉

神樂執行

同

城主尉大明神

木殿 式闇四面 茅葺

祭日 一月初酉 八月初酉

神樂執行

明神 社地 同断

白山権現山林内

弁財天

同断

秋葉元

右尊

除地

金門羅禪境

祭口 六月十日神子神樂執行

社地 締拾也間  
社地 締拾也間

除地

三十六間四方

当時居屋敷

享保五年の村明細帳と慶応四年（一八六八）に編纂された「社記」に著かれている末社は、諏訪・伊予・浅間などの末社は同一である。しかし、享保・五年の村明細帳では末社が八社であったのに、十四社も末社として挙げられている。その多くが除地となり、年貢を免除されている。当社は享保から慶応にいたる間に、六社も増やすほど勢力を拡大したことになる。

右の「社記」の記載で注目されるのは、「城主尉大明神」・「城翁稻荷大明神」・「侍屋敷稻荷大明神」であろう。これは筋を改めて言及したい。

他に、文化一年（一八一四）に完成した山梨県の前近代史を研究するうえで欠かせない『甲斐国志』では、

「白山権現 鍋山村 御朱印社領」石八ヶ、社地山林石千、神主屋敷百七十五坪、社主大村市ノ正、口五（男）、女三<sup>(1)</sup>

とあり、これまでみてきた史料と同内容のことが書かれている。

### 三、白山権現と白山城

ここでは、白山権現と白山城との関係についての検討をしてみたい。前述した「城主尉大明神」・「城翁稻荷大明神」・「侍屋敷稻荷大明神」とあることから、白山城と直接関係があるものかを考えることにする。これらのものが、白山城と直接関係があるものかを考えることにする。そこで、「社記」の白山権現の項をみていくと、当社と城にまつわる話が載せられている。当該部分を擧げてみることにする。

#### 一、城山之儀

新羅三郎義光朝臣當國江御出席ト之城ニ而、夷山之麥ヲ以麥岩城武田義之初メト申伝、右城山ト申ハ八方切妻ノ之真西、北ハ八幡沢或處數百丈、西ハ麥岩湧水、東江白ラ沢之流出シ、東山城ニ奉仕白山権現同伊子明神、從見城山之靈ニ至、南ノ方ニ侍屋敷ト申處有之、稻荷勅請、大五十三廿廿重ニ廻り登り、頭頂ニ凡四拾間四面之平地安ニ城主尉大明神・稻荷大明神兩座安置在、一段下ニ南カ東江奉事御有之、往古麥岩名金福ヲ以水引溜候由申伝、右白山権現山林ニ統、當時拙者居屋敷并家屋敷共殿小路ト只今以申居候次第御座候。<sup>(2)</sup>

この箇所の意味はおおよそ次のとおりである。

甲斐源氏の祖である新羅三郎義光が甲斐國へ入国して、甲斐國の武田の地へ居館を構えた（居館を甲斐國武田の地へ移したのは武田信義である）。その裏山に麦岩城があり、これが武田義のいわれと伝えられ、武田義の真西に、八方が切り立った城山がある。北は八幡沢で、高さは百丈あり、西は麦岩よりわき水を得、東へ白沢を流れる。東には白山権現と伊予明神が奉仕しており、これより、城山のふもとに至り、南方には侍屋敷と呼ばれているところに稻荷を勅請した。そこから何回も回ってのぼって、頂上にはおよそ四面が四十間の平

地に、城主尉大明神と稱稱大明神が鎮座されている。その一段下に、南より東へ巻く空堀があり、新羅三郎義光の頃は、巣岩より金桶を用い水を引き、溜めたと伝えられている。それが、白山権現の山林に続き、現在の神土の尾敷などは殿小路といわれ、そこに神主が住んでいる。

この記載を白山城のこととして読んでいくことにすると、位置的にはほとんど違ひはない。しかし、現在みることができる攝張園からすると、南から東へ巻くや嶺の存在は確認出来ない。そして、右の記載からわることは、主郭に城主尉大明神と城翁補荷があつたことがわかる。白山城の主郭部分へ実際によく、何か建築物があつた痕跡がある。

先の節で挙げた『社記』の末社の項の城主尉大明神・城翁補荷大明神には「本殿 式闇四面 茅葺」とあり、江戸時代末期には社殿があつたことがわかる。よって、主郭部分の建物の痕跡は城主尉大明神並びに城翁補荷大明神であると結論付けられる。

白山城の南のふもとには稱稱大明神が勧請され、それが侍屋敷稱稱大明神として『社記』にてできている。このころには、南のふもとは侍屋敷という地名が伝承されていたのである。また、巣岩より金桶を使い水を引いたなどいふ伝承より、巣岩との関連が強調されることも注目される。巣岩は武田家の由来となっており、その巣岩と城のかかわりが、白山権現の由緒に記載されている。のことから、白山城は江戸時代末期になると甲斐源氏の祖が武田と名乗った時代の城としてみられていたということが出来る。

#### 四、小括

白山権現は江戸時代初期に、神社の態勢を整えたと考えられ、江戸時代末期には、勢力を拡大していると推測出来る。そして、武田家のいわゆる巣岩の伝説と白山城とを結び付けることで、神社自体は甲斐源氏が武田の地へ来た

時代には存在していたことを主張したかったと思われる。つまり、「武田氏開闢以前」には当社があつたことをいたかたのだろう。江戸時代末期には、白山権現の勢力拡大とともに白山城の主郭部に城主尉大明神と城翁補荷大明神が勧請されたのである。白山城は武川筋近辺の山城では大変珍りがよいといふこととは城に結び付いた神が勧請されることにより、同時に城自体も改修されたり、補修されたために違う。白山権現は白山城を一つの由緒としたのである。

## 第二節 武田八幡宮

### 一、はじめに

武田八幡宮は白山城の北側に位置している。武田の地へ甲斐源氏が移ってきて武田と名乗つてからは、当社を奉拝し、氏神としたという由緒をもつ。武田八幡宮の社殿は天文二〇年（一五四二）武田信玄（信玄に統一する）の手によって再建されたとされ、国の重要文化財に指定されている。社殿は室町時代の様式を備えているという。これらのことからわかるように、武田八幡宮は武田氏と大変関係が深い神社とされてきたのである。それにしては、武田八幡宮の武田氏関係の古文書はそれほど多くは残っていない。本当に武田氏の氏神だったのであろうか。このことについては、結論は出せないが、武田八幡宮と武田氏の関係や近世における武田八幡宮がどのような変遷をたどってきたのかを見ていただきたい。だが、武田氏と当社の間には、戦国時代以降の史料しか残されていないので、戦国時代から武田八幡宮について検討を加えていくことにしよう。

## 二、戦国期の武田八幡宮

(一) 武田氏と武田八幡宮  
戦国時代、武田八幡宮は武田氏によってどのような格付けがされていたのかをみることにしたい。

(熊朱印) 緒目

・棲別役之普請、悉皆免許之事

一、年中之祭禮、不可怠慢、并宮中之掃除、少或之所隨分量可加修理之事  
一、除武田・大石和・彦三ヶ所之八幡、一二三宮・東郷熊野・市川之御崎・  
林部・二輪・而國中之大小社之祭宜等、兩人免令詔書、於當勤番之事、  
付、毎月之參拜免許之事

一、右之十ヶ所之祭宜、社頭參籠安奉之祈願、不可有粗略之事

一、於當勤番之社家中、有懈怠之人者、普請役不可免許之事  
右具在前

永禄三  
申八月廿五日

大小之社人衆

右史料は、武田信玄が府中八幡神社に発給した文書である。また、翌年に府中八幡神社へ番帳が信玄より出され、百六十四神社の祝宜が府中八幡神社への勤番の順番が示された。

ここで、注目したいのは三条目である。そこには、武田八幡宮をはじめ、全部で十社が府中八幡神社への勤番を免除されている。奥田真守氏によると、史料中に挙げられて、勤番を免除されている神社は、武田一族の崇敬社か、もしくは平安時代からある甲斐国内の大社であると評価されている。そして、武田八幡宮は、勤番除社のトップに記載されているのである。なぜ一番最初に記載されているのだろうか。奥田氏の当社に対する評価は、武田氏が武田の地へ

やつてきたときに、武田八幡宮を崇拝したからだと推測している。<sup>1)</sup>ただ、奥田氏も結論は出せないでいるのである。

八幡神社に対しては、武田氏が崇敬していたことは、当史料から府中八幡神社を四中の中心の神社と位置付けていることからもわかる。また、清和源氏が八幡大菩薩を崇拜したことでも挙げられよう。だから、武田・大石和・彦の三カ所の八幡神社が最初に書かれたと考えられる。では、その二社の中で、武田八幡宮が最初にきたのはなぜだろう。

府中八幡は、永正一六年（一五二九）に武田信虎が川田の館から那賀ヶ崎の館へ移転したときに、石和八幡神社を勧請したことが始まりであるといわれている。<sup>2)</sup>つまり、石和八幡神社は武田氏の崇敬社だったことがわかる。

雍八幡は、

武田信虎が大永間に社殿を再建し、信玄も手を加えていることから、洋八幡神社も信虎以来、武田氏によって崇拝されていたといえる。

武田八幡宮も武田信義以来の甲斐源氏崇敬社と伝える点では、前者と同様で二社の間に優劣はないといえる。ひとつ考えられるのは、この文書は印判状であるから、武田氏の有力家臣の誰かが右官として書いているはずである。だから、武田という名が付いている八幡神社であるから、最初に武田八幡宮が記載された可能性がある。つまり、武田氏の名字と一致するために、尊敬の意味を込め、トップに武田八幡宮をもってきただかも知れない。

また、武田八幡宮は、「甲斐国志」・「社記」によれば、弘仁二年（八〇一）に宇佐八幡を勧請したといわれる。<sup>3)</sup>つまり、当社は平安時代の國中の大社であることは間違いない。だから、勤番を免除されたともいえる。

さらに、武田八幡宮といって忘れられないのは、天正一〇年の武田勝頼夫人の願文がある。<sup>4)</sup>それを擧げると、

うやまつて申 きくわんの事

南無さくやうちやうらい八まん大ほさつ、此國のほんしゆとして、竹たの

大郎とかうせしより此かた、代々まほり給ふ、こゝにふりよのけき新出きたつて國かをなやます、よつてかつ頼うんを天とうにまかせ、命をからんしてきらんにむかふ、しかりといともしそつりをえさるあいた、そのこゝろまちくたり、なんそきそよし政そくはくの神りよをむなしくし、あわれ身のふはをすてよへいをおこす、これミつかはよをかいする也、なかんづくかつ頼るいたい十おんのもから、けき新と心をひとつにして、たちまちにくつかえさんとする、はんみんのなうらん佛はうのさまたけならずや、そもそもかつよりいかでかよく新なからんや、思ひのほのを天にあかり、しんいなをふかかゝらん、我もこゝにしてあひとにかなしむ、涙又らんかんたり、しんりよ大めいまことあらは、五きやく十きやくたるたくひ、しよ天かりそめにもかこあらし、此時にいたつて神かんわたくしなく、かつかうきもにめいす、かなしきかなしなりよきことあらは、うんめい此ときにいたるとも、ねかわくはれいしんからをあわせて、かつ事かつ頼・しにつけしめたまい、あたをよもにしりそけん、ひやうらんかへむてめいをひらき、しゆめうしやうおん、しそんほんしやうの事、ミキの大くわんちやうしゆならば、かつ頼我ともに、しやたんミかきたて、くわいろうこんりうの事、

うやまつて申、

天正二年正月十九日　ミなもとのつか頼うち

天正二年は織田・徳川連合軍が甲斐・信濃を攻め、武田氏が滅亡に至った年である。この頼文は、武田氏滅亡の約一ヵ月前の二月に、北条氏から送られたものである。もう一つは、先のことと関連するが、ほぼ平仮名で書かれていることである（武田氏元結文書で、職人宛のものは平仮名が使用さ

れている場合がある）。そして、文書の内容には信濃の木曾義昌が武田家を裏切ったことなどが書かれ、政治情勢まで触れられている。また、神社混浴のためかもしれないが、「仏はうのさまたけ」・「ちやうらい」とったり、「しんりよ」とあつたりして仏教と神の用語が併用されている。八幡神は八幡菩薩でもあるから、このような願文が書かれたのだろうか。勝賴夫人の願文は、武田氏の当主が直接かかわったものではなく、滅亡直前に奉納されたもので、本当に武田家が古況に立たされた時のものである。武田氏三代の最盛期には文書がみられず、社殿の富准状や武田氏が直接出した願文が、武田八幡宮に所蔵されているものではないか。

だが、当社の社殿は天文一〇年に武田信玄によって造営されており、武田八幡宮に対する保護を行つていると反論もあることだろう。それでは、次の項で、社殿の造営について見ることにしたい。

#### □ 天文一〇年本殿造営棟札をめぐって

一般的に武田八幡宮の社殿の兴建は、天文一〇年に武田信玄が家督を継いだ直後の最初の事業だと評価されており<sup>(2)</sup>、その社殿は国の重要文化財に指定されている。なぜ、当社殿が天文一〇年に武田信玄により、造営されたといわれてきたかというと、天文一〇年一月三日付けの棟札が現在でも武田八幡宮に残されているからであろう。この棟札は、社殿と共に重要文化財の付けたり指定されている。それでは、その棟札をみるとことにしてよう。

（表）

天文十年正月廿二日

當社神主

武田八幡宮御寶殿造営功畢

矢崎左近次吉

大樹主　武田大膳大夫源朝日晴信

(裏)

小檜那武田太郎義信

今井中務大輔虎甫

兩角人誠心

大工駒澤村住

栗原宣春軒道台

浅利伊豫守虎在

孫右衛門

板垣駿河守信信

飯田美濃守長能

棟梁加賀美住

助右衛門

當代官江上郷右衛門

この棟札には、施主として武田信玄の名があげられており、裏には信玄の嫡男の義信までが名を連ねている。これにより、信玄が天文二〇年に社殿を造営した根拠とされた。だが、どうやら右棟札は江戸時代に入って作成されたようである。「甲斐國社記・寺記」の法善寺の項に別の武田八幡宮の社殿の造営の棟札が記載されている。それを擧げると、

(表)

当社務法善寺第十二代別当椎大僧都歎忠

武田八幡宮御守殿造営功臣 大檀主武田大膳大夫源朝臣晴信

天文拾牛辛十一月廿三日 梵

(裏)

小檜那武田三郎義信	井出敏山住	河内源実
十時孝行	今井中務人輔虎甫	大工 駒沢之住
西角大藏左	孫右衛門尉	
栗原宣春追古	棟梁 加賀美住	
小檜那	板垣駿河守信方	
浅利伊予守虎在	助右衛門尉	
青木尾張守満懸	當所代官	

飯田美濃守長能

江上郷右衛門尉

である。この棟札は武田八幡宮の別当であった法善寺が明治元年（一八六八）から明治四年まで保管していた。しかし、当棟札はその年の五月に法善寺で火災があり、焼失してしまっている。右、棟札については、佐藤八郎氏が既に触れていている。<sup>(1)</sup> 中では、前者棟札は中世の棟札には珍しく全く仏教色のないものであり、また、前者には孫右衛門とだけあり、後者には孫右衛門尉などとあり、戦国期の一財の字のくずしを知らない人が作成したと考えられている。そして、寛文年間前後に後の棟札から制名を作成したと結論されている。

そして、前者は、仏教的要素を隠った神主が作成したとしている。つまり、現

在武田八幡宮に所蔵されている棟札は、法善寺にあったものを前提にして作成されたといいのである。詳説すべきである。

だが、両棟札を通じてであるが、疑問点が何点かある。

(一) 「大工」と「棟梁」が並んで使用されていることである。中世には大工とは、現在でいうところの棟梁の意味であった。そして、中世末期ぐらいに棟梁という言葉が現れ、大工に取つて代わったという。大工の方は當時番匠と呼ばれた人達を指すようになる。<sup>(2)</sup> これが現在使われている大工の意味である。それでは、この棟札ではどちらの意味で使われたのだろうか。棟札は、先に大工の孫右衛門尉、次に棟梁の助右衛門尉がきていた。中世では格の高い方が先に書かれるので、大工の方が棟梁よりも格が高いようになつていて、大工がまだ棟梁の意味合いで書かれているとしたら、助右衛門尉も大工と書くのが普通ではないか。大工が現在の意味で使用されていたとするなら、孫右衛門尉が先にくることはないかと考えられる。大工と棟梁の書かれ方は、検討の余地があるのである。

(二) 小檜那に武田太郎義信が出てきていることは疑問である。なぜなら、天文二〇年には天文七年（一五二八）生まれの義信は、數えて四歳であり、義信

と名乗ることはできないのである。例えば、『高口斎記』<sup>(3)</sup>で「義」<sup>(4)</sup>と名乗る前は、「太郎様」とか「御曹司様」と記載されている。そして、『高口斎記』の大文二一年（一五五三）条には、「（七月）廿三日丁卯從京都太郎様工御守候・宇波下候御使者參る。（中略）（十一月）十九日辛卯午刻義信御名奉聞ノ御儀、中ノ問座敷建」とあり、天文二年の七月に義信の名を足利利家から賜つて、「一月に名乗り開きの儀が行われている。だから、天文二年以降でなければ、ありえないことが據れに記載されている。

（二）板垣守信方以外の小僧那や奉行に名を連ねている人々は、名字は武田家の重臣たちのものであるが、他の文献史料にはみえず、どのような人々であるかがよくわからない。ただ、吉木氏は武川衆の一員であることは推測できるが、やはりどのような人物かは特定できない。また、板垣守信方は天文二年には駿府の郡代となつており、武田八幡宮やこの周辺などのようにかかわっていたのかも不明である。

そのほか、「当所代官江上郷右衛門」については、『社記』の武田八幡宮の項に武田家の筆印状が載せられている。それをみると、

此度武山八幡宮諸神本地堂御造営再建有之ニ付、其方地代官付御儀ヲ以奉行  
加役之義被仰付候、因茲諸事可爲嚴重之旨御下知候、依而如件、

天文二年

平成二年五月一日

小畠織部正

意丸御朱印

江上郷右衛門殿

奉之

まず、日付に注目すると、天文二〇年の二月五日であり、この時期には筆印状は発給されていない。まだ天文二〇年二月には、信虎が甲斐の國主であり、信玄はまだ武田家の嫡男でしかなかった。信虎は庵の筆印状を使用してはいなない。つまり、検討を重ねなければならない文書である。ここには江上郷右衛門

が登場している。尉の字が省略されているので、最初に挙げた武田八幡宮が所蔵している標札を参考にしたといえる。この標札が寛文年間に写されたとすれば、この文書は寛文年間以降に作成されたものといえる。右の文書は、天文二〇年に社殿を再建したことと、武田氏がこのことにかかわっていたことを補強建

するため作られたのではない。

（四）表に「武田八幡宮御宝殿功罪」とある。普通、據れは上種式の際に據れが奉納されるのである。先の文書をみると、「功罪」とあり、「功」とは業績や仕事などの意味があり、「罪」はおわんぬなどと発音され、終わりを意味するのである。つまり、この文書は武田八幡宮の御宝殿の造営が終わつた、といった意味で解せる。そうすると、当該據れが奉納されたときには、造営が終了していたことになり、據れ式よりも後に作られたことになつてしまふ。

以上のことからすると、天文二〇年の據れは、後世に作成されたものだと考えるのが妥当である。明治初頭に法善寺が所蔵していたといわれる據れはいつ作られたかはわからないが、武田信玄が社殿を再建したという由緒付けなければならないときに作成されたと思われる。

但し、武田八幡宮の社殿の建築に関しては、室町時代の様式を伝えるものであることには異論のないところである。

### 三、武田八幡宮の修理

室町時代に再建された武田八幡宮は数百年もの間、放置されてきたわけではない。だから、この節では、武田八幡宮がどのように修理されてきたかをみるとことにしてみたい。

先釋までみてきた據れ以外にも、近世の據れが存在する。それからみてゆくことにしてみたい。

御殿御破損  
拝殿造立

文化二年

八月廿日

人工 謙氏太右衛門  
同州北宮地村  
文政庚辰 七月十三日葺終  
三年  
人 拠岸宇留治  
話 小田切重兵衛

甲州西川内齋沼村

武田八幡宮様御殿屋根葺  
文政庚辰 七月十三日葺終

葺棟梁内藤子右衛門

源義重  
弟子 多良吉  
同弟子 民五郎

大河内  
助  
助

(裏)

甲州東山梨郡  
七里村塙山前

松皮頭櫻梁

廣瀬安政

樂山根ふき替  
源元政刀

わり櫻梁

明治二拾五年  
志手方 広額 吉  
小泉勇三郎

表からわることは、文化二年（一八〇五）に修理がされたことがわかる。

そして、裏面は明治二五年（一九〇二）の屋根葺き替えの際の追記であり、明治二五年に屋根の葺き替えを行っている。

（表）

本者甲府出生細工町巷丁目

采  
宋  
助  
車子右衛門

御着替

北宮地村

(裏)  
(記載なし)  
奈麻余美の甲斐國ものゝふの武田の里に齊祭る掛も良八幡の大神ハ武田尊・息足姫尊・足仲彦尊にしてあへせ祭る御神ハ日本武尊の御子武田王也、此御子はしめ此國の」までにして武田の郷にすましめ給ひるにまかり給ふ、其跡處宮ところ今武田のひらはたの八幡の大御神と齊祭さとのものなり、既はしも此大御社の東北の方に今もいもしろく有て里人へわに家てふ名いふ也、「中曾源朝義光守安守守たりし時、武田の氏を給へりしによて御氏神といやまひ給ふ、久安の元の年武田信義朝臣御社をいとなみ造り進給ふ、大より牛馬を絶て、天文の元の頃武田晴信朝臣虎道臣の御代」  
御神殿をハしめ石木の鳥居まで残かたなく新に造りたてんとたくみのことハしめ給ひておなし年の号の「一まり二」にあたる年のしはす廿二年二かの日ことをへぬるよし武田人善太夫源晴信と板にかいつけておきぬるなん」

その板のうえへしにまたかいつけたるへおはせたるつかみ武田太郎義信、今井中務太輔虎甫・兩角兼智承心・栗原貢・春軒道延・浅利伊豫守虎作・板里駿河守信形・飯田美濃守良信・青木尾張守満懸・」神主奸貪が遠祖もとより神主にしあれ、矢崎左近次吉となんありける、しかもかにおほくの年月を経ゆきて、朝の風に捨皮もやぶれ、夕の雨に葉も朽ちぬることを神主奸貪が父典精等かしこ恐れてもとのことくつくり「補へせ給へんことを安永の頃東の朝廷にこたへ申され、ものつるえを申度・武藏の二国にこひすむべきよし、しるしの筆を始りてつるにたすけをゑたまひける、天明の七とせへかりにまたくろひをへぬし」文化の元の年八月晦日へかりにいかなる禍津日のまことにやあるらん、雨ふり風吹ことのしのゝにあれ、御神殿のしりへのかたなる山崩れて二ひらまりなる松の木のうちかゝりて御神殿をまへなるかたへおし出し、拝殿へひと柱も残らず倒れぬることをおそれに恐れまとひにまとひてせんすべしらわたくしの費をもてかりに社殿も造りかべ、御神殿をもとのことくに文化の三とせといふしすへかりにつくろひをへぬ、また文化の十まい二とせのむ月十日の一日のむまの時へかりに御神殿の棟よりまへなるかた折しも降つもる雪の重みにや落こはむかる、誠にいはん言葉もなく恐れわなむくばかり也、かくなん有ケハことよしを例のまゝに東の朝廷にうたへんと」口にしあれとつたふることのありて、またわたくしの貨もてかりに造り捕へんことつたふて、文化の十三とせにたくみのことへしめて文政の二とせの文月までに御神殿もとのことく(く)くらがたなく)社殿の社櫛算替・豊慈應の二津の御門の屋根の葺替でましの處の鳥居符書のつくろひにいたるまとものことく補ひくろひをへ給ふることへ、此大御神等の建き大御神威のたゞ給ひあはひ給ひし御殿にやといよいよ此大御神の大地のむたに外遠長にいや久に築ゆらんことを好實のミにあらず、我子我孫の八ト

(左側面)  
文政三とせのつくろひのたくみ、落合のさと人、深沢文之丞源行房なり、  
吉時神主矢崎式部藤原朝臣奸貪記す、

(裏)

祝賀なし。

この棲札は、文政三年のものであり、これまでの武山八幡宮の由緒が長々と書かれている。そして、棲札には残されていない修理の記載がある。それをみると、久寿元年(一一五四)に武田信義が社殿を建てたという。天文一〇年より前に、武田信虎が天文元年(一二五二)に、神殿をはじめ鳥居まですべて造つたといふ。次は、先程まで議論をした天文一〇年の再建のことである。それは、「兩角大蔵承心」・「矢崎左近次吉」とあることから、現在重文に指定されている方の棲札が使われている。次は時代が下つて安永年間に一回天明七年(一七八七)に修復がされた。江戸時代がはじまってから安永の間があまりにも長い。天文から安永の間の修理の記録はなく、伝承でも残っていないかったのだろう。文化二年にも修理が行われている。そして、文化二年(一七九〇)に修理することを申し出て、文化二年に修理を始め、文政三年に完成したといふ。大規模な修理だったのだろう。まとめると、久寿元年→天文元年→天文一〇年→天明七年→文化一年(棲札から)→文化三年→文化二年→文政二年となる。そして、文政三年に屋根の葺替が當時に行われている。

注目されるのは、武田信虎が社殿から鳥居まで造営しているということであろう。事の眞偽はわからない。また、「十まい一にあたる年」と書かれているので、武田晴信が行った再建は、天文一〇年ではなく、この棲札を書いた人物

は、天文二年的事情だと思っているようである。これは単なる権利の読み間違えに過ぎないだろう。

また、「甲斐國社記」には、天正元年神君様御入國、神社御改之節、半岩七助殿社被仰付御造當被成下<sup>(1)</sup>とあり、天正元年に当社が修理をされたことがわかる。この修理はあったであろう。なぜなら、現在の石鳥居に「天正十二年一月吉日 本願<sup>(2)</sup>神作是<sup>(3)</sup>」とあり、天正二年には石

鳥居が修復されたか、新たに造られたかしたことが伺える。ただ、天正年中の修理は「社記」にしか出て来ないので、鳥居の刻銘をみてから、初代将軍家康と結び付け、由緒として差しられたのかもしれない。逆の考え方としては、本当に徳川家康が修復を行ったが、このことを完全に忘れてしまったか、天正二〇年に家康が甲斐へ入国したとき、武田の家臣たちへの懲戒政策を行う、それと同じ意図で武田家の由緒をもつという武田八幡宮の修理を実施した可能性がある。

よって、もう一度整理すると、記録のうえでは、久寿元年に社殿ができる、天文元年（天正二〇年）、天正二年（天明七年）、文化二年（文化三年）、文化二年（文政三年）に修理が実施されているとされている。

#### 四、小括

今まで、武田八幡宮は武田氏の氏神だとされてきた。しかし、これまでみてきたように、そのことを証する史料は意外に少ないことがわかった。しかし、当社は室町末期の特徴を備えた三間社造の本殿をもつところから、少なくとも中世末期には國中地域の有力社の一つであったことは認められよう。

当社の本殿は、何處かの修復をして今まできていているのである。特に文化一年からの修理は「御神殿もことごとく残るがたな」とあり、大修理といえるものであり、現在みている神社の大半はこの時のものであらう。ただ、江戸

時代中期の武田八幡宮の修理の状況がわからない。これは、新しい史料の発掘にゆだねなければならない。また、戦国時代は武田氏や徳川氏などの領主が修理にかかわっていた（両者とも事の真偽はわからない）が、江戸時代になると在地の人々が主体となっているということはいえる。

### 第三節 今後の課題

両社を比較すると、白山城に関していえば、武田八幡よりも白山社の方がかかわりが深かったといえる。ただ、この二社が、白山城のすぐもとにあり、ということは問題である。（つまり、なぜ、白山社と武田八幡宮がこの位置にあり、白山城をこの場所に造らなければならなかつたのであらうか。これは、城のもつ特徴のアシール的な場所と神社といった聖なるものの性格からくるのであらうか。）

白山社には、天正三年（一五七五）の年紀のある、江戸時代に造られたと考えられる石塔がある。これもなぜ、ここになければならぬのか。また、どうして、天正三年でなければならぬのか。甲州で天正三年といえば、長篠合戦であろう。それは、江戸時代、この合戦が武田氏の大敗として意識されていたことが影響するのであらうか。

なぜ、武田八幡宮は天文二〇年の権利を二回も作成したのだろうか。先程、仏教色の強い権利は、武田氏と八幡宮の再建を結び付け、武田家の崇拝社といふ由緒をもつ神社だということを強調したためと結論した。だが、もう一つの権利はなぜ作られなければならなかつたのか。これも今後の課題としておきたい。

(1) 『大日本地誌大系 甲斐國志』第3卷、雄山閣、一九六八、三二二頁  
註

- (2) 「舊政事修道家譜」卷四六十一  
 (3) 「足立山聖禪の城」・七四〇頁、郷土出版社、一九九一  
 (4) 萩原「七年・癸丑後六年『關西中州古文書』・八三号文書、角川書店、一九六九（以後  
 「甲子」とよす）  
 (5) 「甲子」二八、(文庫)  
 (6) 「甲子後四年・辛未」第一卷、三五〇頁、山梨県立図書館、一九六七（以後『社記』・  
 「甲子」と略す）  
 (7) 西田かほる「甲州國中に於ける社家その組織の成立・本拠と夏永間を対象として」  
 「武田氏研究」一二七、一九九四  
 (8) 「花火」三五〇頁  
 (9) 同右三四八と三四九頁  
 (10) 同右三五〇頁  
 (11) 同右三五一頁  
 (12) 「甲府市誌」資料編、一〇一と一〇四頁、甲府市史編纂委員会、一九七九  
 (13) 同右二二五頁  
 (14) 「社記」三四九頁  
 (15) 「大日本地主大系 甲斐国志」第三卷、一〇一頁、雄山閣、一九七一  
 (16) 「社記」三四九頁  
 (17) 許昌及び「日本地主大系」新人物社編著、一九八〇  
 (18) 「甲子」一八、(文庫)  
 (19) 「甲子」一八、(文庫)  
 (20) 梅田真弓「甲斐南中八幡宮の研究」（『史学確證』五二一、一九四二）、後に、同氏  
 「甲子・武田國と免印」柏原茂、一九八〇及び癸丑後六年『武田氏の研究』古川弘文館、  
 九八四に収録。
- 26 同右論文
- 27 同右論文
- 28 「大日本地誌大系 甲斐国志」第三卷、〇一～一〇三頁、『社記』五八、直  
 通物等権利歸文集成「中部編」一、三四頁、一九九五  
 29 「社記」第一卷、五頁  
 30 佐藤八郎「たけだのさと」一五七、一九八五  
 31 大河原直「番匠」法政大学出版局、一九七一などを参照  
 32 清水義夫・服部治則「武田史料集」新人物社編著、一九六七  
 33 「社記」五八、(文庫)  
 34 「大日本地主大系 甲斐国志」第四卷、七九〇、一九八八  
 35 同右二二六頁  
 36 「社記」五八、(文庫)  
 37 同右二二五頁  
 38 「社記」五八、(文庫)  
 39 同右二二六頁  
 40 「社記」五八、(文庫)
- (大木丈夫)

## 第六章 『風流使者記』にみる青木氏・柳沢氏の動向と白山城

宝永三年（一七〇六）九月七日、柳沢吉保の命をうけた荻生徂徠らは甲州に向かった。武田氏や柳沢氏の旧跡を訪れる旅で、そのときの記行文が「風流使者記」と「峠中紀行」に綴られている。この地域を中心にして河村義昌氏訳注書に導かれてみていこう。

### 第一節 常光寺の石塔と青木氏墓敷

九月十二日、甲府を出た一行は七里岩上に新府をながめ、祖母石から笠無川を渡って青木村に至り、常光寺を訪問した。常光寺は青木氏の菩提寺で、柳沢氏は青木氏の一流であり、同寺には柳沢氏の祖業も祀られているためである。まず堂宇にあがって柳沢家の祖靈を拝し、寺僧の案内で墓所に詣でた。青木氏の墓所は現在でも廟裏の裏側の山裾に営まれ、「風流使者記」はこの墓所について次のように記している。

十郎使君及異耶・泰翁「二府君之墓」、由府右而上、到其所、  
十郎府君墓、在北南向、別作二落、昆耶府君及夫人の墓、

泰翁府君及夫人墓、皆在其南、南向、

久山府君及孺人墓、皆南向、八位共一落、其久山即

泰翁府君之子、而

兵部府君之兄也、雄山亦久山之子、二位皆為青木君之所奉焉、

諸府君碑、皆塔様、

諸孫人皆五輪、其制較於今時都下土庶所用、甚為短小、時世古質可想、

文字皆剥落、痕跡不存、乃年歲

久遠所使、

十郎使君（青木十郎太郎常光）、

異耶府君（柳沢吉保の高祖父、尾張守信定、泰翁府君（同曾祖父、尾張守信立）をはじめとする歴代およ

びその夫人ら個々の墓を列挙し、現

代はそれを識別しえないというが、

當時は「文字」（刻銘）が剥落して

いたにもかかわらず、それぞれの石

塔が明確に識別されていたのである。

現在この墓所には宝篋印塔九基分、

五輪塔五基分ほどが現存している

（最多の部材数による）ため、「諸府

君碑、皆塔様」とは宝篋印塔を指す

のである。一方「諸孫人皆五輪」

とし、孺人（身分ある人の妻）は五輪塔であり、性別によって、石塔の種類が

きめられている点は非常に興味深い。

このあと、屋敷跡も巡視した。

乃為尼州君所奉事伝、出寺則尼州君舊莊在寺北接鄰、西南依山、東北為德施所、方可五十五六步、西北有山、亦為

府君時採樵所、即君宅亦在其東北、長二十步、横二十五步、皆行巡視、



写真5 常光寺の青木氏墓所

これによると尾州府管（信定）の旧莊（黒敷跡）は寺の北側の隣接地にあり、

西南は山で東北は猿島城を越えて方五五・六歩（一边約五〇m）の規模をもち、西北の山林は採木地であった。鄭君（青木氏の子）の屋敷跡はその東北で、長さ二〇步（約一八m）、横二五歩（約二三m）であった。常光寺の近くに大小二つの屋敷が隣接していたことになる。

青木村の視察を終えると一行は折井村、入戸野村、円井村を経て宮脇村へと北進し、日暮れにより土豪の家に宿泊した。

ここで注目すべきは、この日に白山城や武田八幡宮を訪れないばかりか、それらに関する記述もない点である。『寛永諸家系図伝』は青木信種の事績として「信虎の下知に依て、武川の内鍋山の取出（白山城）をあづかりまもる<sup>二</sup>」をかけ、青木氏は白山城との関係を強調しており、柳沢氏の本家にあたる青木氏の旧跡をも視察しているこの族のなかでは、現地に行かないまでも若干の記述があつてもよいと感じる。これは柳沢氏と白山城が直接関係しなかつたためであろうし、すくなくとも柳沢吉保は白山城に対し興味がなかつたことの証左であろう。荻生徂徠らも本拠地である柳沢への道を急いだということである。

## 第二節 柳沢氏にとっての「餓鬼噛」

がきのど

翌十三日、いよいよ柳沢村へはり、一行は「餓鬼噛」へ向かう。そこは天正十年（一五六二）、武田氏滅亡のきっかけとなつた織田信長入甲の際、柳沢吉保の祖父兵部丞信俊が一族とともに避難した場所で、村からは距離のある石空川の奥地に位置し、危険な箇所が多く、村人の制止を振り切つての出発であった。荻生徂徠はなぜ危険をおかしてまでそのような奥地に行かなければならなかつたのか。茂卿（荻生徂徠）と同行の省吾は口をそろえて次のように述べ

ている。

吾輩此番一行、要在雲台寺形勢與餓鬼噛耳、其他瑣細、則非君意之所專注也、

今回の旅の主目的は雲台寺とこの餓鬼の噬で、それら以外は必須ではなく、それは柳沢吉保の意志であった。雲台寺は当時寺堂が工事中で、柳沢氏の菩提所であるため当然であるが、なぜ吉保はこれほどまでに餓鬼の噬にこだわったのか。祖父が戦火を避けて逃げ隠れた、いわば不名誉な地なのである。これに關係するとみられる情報が同じ武川衆の一族である山高氏の事績に見える。

『寛永諸家系図伝』の信親の事績には「同（天正）十年、甲州没落の時、信直（信親の父）、信豈の下知に依て武川の諸士おのその小屋に在番す」とあり、武田信玄の甥にあたる信豈の命令であったとする。「小屋」については様々見方がされ、統一した概念ではとらえられない状況にあるが、この場合は「在番」なのでそれぞれの一族がもつ小規模な城的な施設と考えておきたい。『岐中紀行』では柳沢村口で「星山故城」を見ているが、これがおそらく柳沢氏の小屋であろう。村からみると餓鬼の噬は星山故城の背後に位置し、柳沢氏は武田氏の命により小屋（星山故城）—餓鬼の噬にはいったことになる。柳沢氏をはじめ武川衆はこの時、武田勝頼に従軍することなく武田家は滅亡したが、おそらく山高信親の事績は主君武田家に対する忠誠と一族の生き残りを両立させたため脚色された部分ではなかろうか。江戸幕府のなかで異例の出世を遂げた柳沢吉保にとっても家としての忠誠心にかかわるこの一件は重要な意味をもち、その後の鶴川・後北条両軍の甲斐攻防戦以来、柳沢氏をはじめ武川衆は鶴川氏に従属するが、その原点で正念場であった餓鬼の噬は柳沢家にとって特別な場所として柳沢吉保まで伝えられたのではなかろうか。

一行は結局隠れ籠った場所に行き着くことはできなかつた。私も探しに行つたことがあるが、その場所を特定することはできなかつた。一番は石空川に流

れ込む数多くの沢が浸食を繰り返し、隠れ家に適した変化に富んだ地形で「風流使者記」が、いよいよまさに「鐵鬼噛」と形容されるに値する場所であった。また「鐵鬼噛」とは生死の境という意味も持ち合わせているとする、当時の柳沢氏がおかれられた状況とだぶる。

村にもどった一行は柳沢氏の菩提寺であった柳沢寺の旧跡を訪れた。旧菩提寺より先に鐵鬼の噛に向かった点でもいかに鐵鬼の噛が重要視されていたかわかる。その後一行は疲れをおして甲府へもどつていった。

### 第三節 もう一つの避難地

#### 「八幡沢」と白山城

『甲斐国志』の「風越山」の項には次の記事が見える。<sup>5)</sup>

茅山ノ麓ニテ深谷アリ天正壬午ノ乱ニ藤井狂諸村ノ人兵ヲ此ニ避ケ新府以西ノ諸村ハ武田ノ八幡沢、奥ニ匿レシト云。

こちらは天正十年の徳川・後北条兩軍の甲斐争奪戦、いわゆる天正壬午の乱の話である。新府以西の諸村の人兵が避難したとされる武田の八幡沢は、白山城の北側で、武田八幡宮との境に流れいで、その上流は神社の西を巻いて北側に伸びている。

さて、釜無川右岸には山地から流れ出す沢は數多くあるが、なぜこの沢の奥が避難地として選ばれたのか。「一つには神社のもつアシール性と關係する可能性はあるが、すぐ南側に位置する白山城も無視できない存在である。先に述べた星山故城・鐵鬼の噛、この白山城・八幡沢のセットには共通点があり、両城とも避難地となつた河川や沢の入り口に位置している。星山故城は狭小な削平地と小規模な堀切や堅壁等によって構成され、有事の際の本格的な戦闘を想定した域とは考えられない。石空川上流の避難地、鐵鬼の噛はまったく周囲に視界がきかず、そこと外界をつなぐ位置に星山故城は立地している。

一方、白山城は大規模とは言えないまでも充実した櫓張りを今にとどめている。釜無川右岸では屈指の城で、この櫓張りを天正壬午の乱の時点で有していたら、おそらく徳川軍・後北条軍のどちらかが占有したか。あるいはそれを西策したであろう。戦闘が予想されるそのような城の近くを人々が避難場所として選ぶであろうか。この『甲斐国志』の記述によると新府を基準として東側の藤井と新府以西で避難する場所がわかれれるが、これは徳川方がはいった新府城一帯が戦場となると予測されたにほかならず、白山城付近は安全と考えられたのである。その場合、天正壬午の乱の時点では白山城は今より格段に規模の小さな城であった可能性があり、星山故城と鐵鬼の噛との構図にあてはまる。

もう一つは充実した城が存在したためそこ近くに避難したとする見方である。この場合は乱の時点で今の櫓張りが存在していた方が説明しやすい。相反する推論を提示したうえ本稿では結論は出せないが、一つの村ではなく「新府以西ノ諸村」といった広域からの避難である点も含め、この八幡沢避難伝承は白山城の性格を考えるうえで、重要な意味をもつと思われる。

#### 註

(1) 河村義沢注「歌中起行 風流使者記」、雄山閣、一九七一

(2) 『甲斐国志』第四、一〇四頁、絶賛書類從完成会、一九八一

(3) 『甲斐国志』第二卷、二五頁、雄山閣、一九七〇

(4) 『注(3)文獻』、九九頁

(5) 『注(3)文獻』、五三頁

(6) 平山優氏は徳川軍側と推定している(「天正壬午の乱」「能登城跡」、革藤市教育委員会

ほか、一九九八)。

(7) この場合は城内とはいえないが、藤木久元氏のいう「城ありり」に相当する(「羅氏たちの戦場」一五二頁・一五六頁、朝日新聞社、一九九五)。

## 第七章 武川筋における城館跡群

### 第一節 武川村域

#### 一、武川村の中世城館

武川村は薺市北側、釜無川右岸にある。釜無川の支流大武川、小武川、石空川、黒石沢などの南アルプスに源を発する大小河川が造りだした河岸段丘上に武川木を作り出す豊かな水田が広がり、釜無川右岸の甲州街道沿いに宮脇、三吹、牧原、大武川と小武川に挟まれた段丘上に柳沢、山高、新興、黒沢、真原の集落が営まれている。

武川村と北の白州町一帯は古代の真衣野牧の所在地と推定され、中世では武川牧、武川莊などが置かれた。三吹の宮間田遺跡では九世紀後半から十三世紀までの堅穴住居や掘立柱建物が密集して発見されており、「牧」の墨書き土器から牧とかかわる集落遺跡と考えられ、また、宮間田遺跡B地区から発見された大型掘立柱建物は、年代が明瞭でないものの屋敷の主屋として扱われる遺構であり、この地に何らかの氏族集團がいたことを示している。北巨摩地方は中世甲斐源氏がその初期の段階で勢力を伸ばしていく所であり、武川村においても山高の唐土明神が新羅三郎義光を祭神としている点は、逸見小笠原方面と同様に武川牧への甲斐源氏の進出を示唆しているものとして注目される。

武川村の中世城館については『甲斐国志』は、古跡部において山高に山高氏宅址、柳沢氏宅址、星山故城、鐵鬼城、三吹と台原の間に中山城、近世初頭に宮脇に米倉左太夫宅址の所在を示しており、仏寺部において中世以前の

(一) 山高氏屋敷

山高氏屋敷は『甲斐国志』古跡部が記す「産神社地の内へ入る」から唐土明神を含む字西側の字小路の一番と『甲斐国志』仏寺部実相寺の項に記された「永祿中高木越守大津より今地に移す、もと山高五郎左衛門の宅跡」により実相寺境内が考えられ、「山梨県の中世城跡」では字大小路周辺を山高氏屋敷、実相寺境内を実相寺跡として紹介している。山高氏屋敷周辺では、唐土明神の入り口や、住宅の周囲に土壘状の盛土の痕跡があるが、範囲などは明瞭ではない。実相寺跡は、山高神代坂から東に伸びる桜並木が南北を画する土壘状になってしまっており、境内北辺においても用水路と盛土の形跡があり、北西隅にある竹林の中に角の手状に屈曲した土壘が、さらに西側に現在埋め立てによりその形跡が見られないが水路に平行した土壘が存在し、二重土壘であったことが『城郭大系』に記録されており、南北一二三二m、東西一五六mの範囲が復元想定されるが、単郭とした場合、やや規模が大きすぎるようと思われる。なお、

創建を伝える寺として、山高の実相寺、三吹の万休院、近世初頭として山高の高竈院、宮脇の江原院、普光院を記し、神社部で山高唐土明神を新羅三郎義光を祭神とする山高氏の氏神として記している。また土庶部において柳沢の柳沢氏、宮脇の宮脇氏、米倉氏、山高の山高氏、牧原の爲木氏の存在が関連する城館の存在を示唆している。また、「日本城郭大系」では、柳沢の柳沢氏屋敷、

山高の山高氏屋敷、山高の星山古城が紹介されており、「山梨県の中世城館跡」では宮脇の米倉左太夫宅、柳沢の一条氏屋敷・柳沢氏屋敷、山高の山高氏屋敷・実相寺跡址、星山古城が紹介され、「足本山梨県の城」では、これに加え星山古城の見取り図が紹介されている。

実相寺の南側は大小路、北には北小路の字名を残す路が山高から黒沢まで東西に抜けており、南西には鍵街道の伝承を伝える小道がある。

### (二) 米倉左太夫宅

宮勢氏および米倉氏の屋敷跡は、「山梨県の中世城館跡」では宇大特原をその候補地として紹介し、その推定位置を記しているが、「甲斐国志」が記す「今尽く島となれり」から推定すると、宮勢の集落の南端、現国道の二〇号線と村内を通る旧甲州街道に挟まれ、南に幅八mほどの沢地が見られる一画なども十分その候補地となると思われる。

### (三) 柳沢氏屋敷

「甲斐国志」は「中原と云う處にあり」とのみ伝えており、「山梨県の中世城館跡」では字龜方馬場付近を候補地として示しており、現況観察ではその位置を特定することはむずかしくなっている。

### (四) 一条氏屋敷

「山梨県の中世城郭跡」で紹介された現住の屋敷で、柳沢二二九八番地にあり、東門の前に石垣積みの堀が見られる。

### (五) 星山古城

歴史記に記載され「甲斐国志」は「城沢と云うに在り、何人の堀となるを不知、また享保一所あり」と記しており、昭和六三年にその存在が確認された。石空川の右岸に当たる尾根の先端にあり、尾根を切る堀および南北一八mの主郭となる平坦地とから構成されており、享保（ものみ）一所ありに該当する遺構と考えられるが、国志山川部の星山沢の項が「城の沢とも云う木鳳凰山に発して石空川に注ぐ」の記述からみると、石空川の左岸を注視した上で、この遺構を検討する必要があると思われる。

### (六) 宮間田B地区屋敷遺構

三吹字宮間田遺跡B地区の中央西より、第四五号掘立柱建物遺構として、南

北五間、東西二間で四面に半間の庇をもつ、二時期の建物遺構が発見された。

この建物に伴う出土品が無く時期は特定できないが、類似した遺構が大泉村域下遺跡第4号掘立柱建物、第6号掘立柱建物、一宮町西田町遺跡第4号掘立柱建物などがある。城下遺跡では十二世紀から十三世紀、西田町遺跡は十二世紀後半の時期を当てており、主屋を中心とした屋敷構が想定されて、宮間田遺跡も同様な建物配置が復元される可能性をもっており、文献等には現れない牧と深くかかわった人物の屋敷跡と考えられる。

### 参考文献

「日本城郭大系八  
長野・山梨」新人物往来社、一九八〇。

山梨県教育監督会「山梨県の中世城館跡－分布調査報告書－」一九八六年

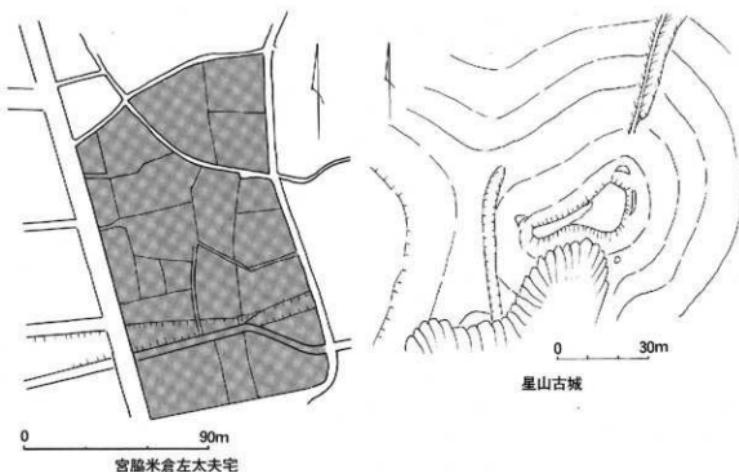
武川村教育監督会「宮間田遺跡」一九八八年

山梨県教育監督会「城下・原田遺跡」一九九〇。

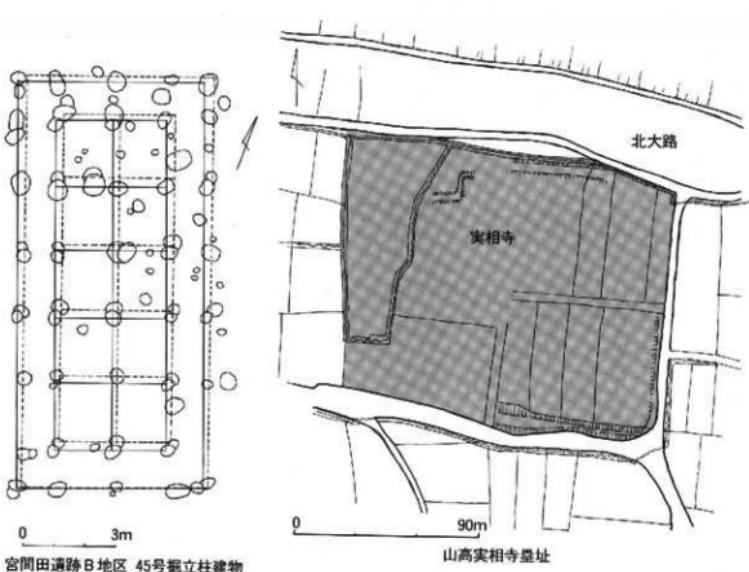
「定本山梨縣の城」郷土出版社、一九九一。

一宮町教育委員会「西田町遺跡調査報告書」一九九七

(至伏  
徹)



星山古城



山高実相寺壘址

第34図 武川村城の城館跡

## 第二節 白州町域

### 一、概観

白州町は、明石山脈の北端、甲斐駒ヶ岳の東麓にある。山梨縣の北西隅に位置し長野県と境を接している。東の境には釜無川が北西から南東に流れ、川の西に並行して甲州街道（現 国道二〇号線）が走る。町内の江戸時代の村落は街道沿いの河岸段丘上に立地し、北から大武川村・山口村・教来石（きょうらいし）村・鳥原村・白須村・台ヶ原村があり、甲州街道からやや離れた横手村・人坊村・片風村（現 化木）などから合併し現在に至る。教来石と台ヶ原は近世の宿場であった。旧村名は大字名として残っている。

中世における白州町は、在地の武上田（武川衆）を構成する教来石氏・鳥原氏・横手氏・白須氏等の封地であった。町内において遺跡の現存する中世城跡跡は、教来石氏領跡と中山砦、鳥原の城山のみであり、「甲斐國志」等から位置が推定されるものとして教来石氏屋敷・馬場氏屋敷・横手氏屋敷・曲酒氏屋敷がある。他に中山砦の根小屋と推定される根古屋が台ヶ原に小字名として残っている。

#### 〔一〕 教来石氏屋敷（第三五図一）

「甲斐國志」によると下教来石村に「崖塹」・「中空塹」・「裏門」などの地名と枯れた井戸が残るとされるが、現在の小字では「上町」・「中町」・「崖塹」などが残り、南側の鳥原地内に「浦門」がある。「崖塹」から「浦門」にかけての道が「お城坂」と呼ばれている。「中町」は、下教来石の集落の中心部に当たる。また同書には、上教来石村にも同氏居跡として「内枕根」・「外枕根」・「裏門」の名が残ると記されているが現在では残っていない。

#### 〔四〕 馬場氏屋敷（第三五図一）

〔二〕 教来石民部跡（第三五図一-2）

鳥原字上小用地内、鳥原集落と下教来石集落間の台地上にある。約一〇〇m四方の殿畠と呼ばれる畠の西と南に堀跡が残る。南側の堀跡はさざに一〇〇m程西に延びている。土地所有者によると以前に、殿畠の南西隅の畠から壁に入れた古錢が出土したが、現在共に残っていない。

「白州町誌」には「神場」・「造手」・「うら門」等の名が残っている。現在の小字では、北側の下教来石寄りに「浦門」がある。昭和六十二年度から平成元年度にかけて、跡跡の範囲確認等のため試掘調査を実施しているが、その結果は、東西一町、南北およそ、町半の台形に近い四角形で、四方を堀で囲み土壘を用いない。溝により南北二郭に分けられる。北側の郭からは、内耳土器・土師質十器等が多量に出土している。南の郭では、磨石と見られる砾や空届に沿う大走りが検出され、また南東は虎口と思われる出郭がある。

現在この一帯は、畠地帯総合整備事業に伴い平成九年度から森構調査が進められている。現在二〇軒以上の編文時代の堅穴住居址の他に円形土坑・地ト式竪穴等が調査されている。また現在までに堀跡の周辺で人骨を伴う墓坑が二基確認されている。

#### 〔三〕 鳥原の城山（第三五図一-3）

鳥原の石尊神社裏山に所在し、教来石民部跡から一畠御西にあたる。一〇〇m程の山頂を中心、北東に延びる尾根上に二~三段の帯郭がある。西側が崩落し、斜面が切り立っている。山頂の南北と東に延びる尾根上に堀切がある。

「甲斐國志」には「鎌シ烽火台ナリ逸見筋籠尾ノ堅ニ抗衛シテ国境ニ備ウト云フ」とあり、また前尾ノ堅跡の項に「……此ニテ越ヲ鳴ラセバ鳥原ニテ太鼓ヲ行チ相応ズト云ヒ云々……」とある。しかし、曲輪への通路や正面虎口は不明である。



第35図 白州町内の城館跡 (1/50,000)

駿来右氏部が馬場の名跡を継いだ後、白須に移り住んだと言われる。「甲斐國志」には「字ソ人庭ト云フ其ノ下ニ殿町ト云フ處アリ梨柏ノ老樹アルヲ麻樹ナリト云ヒ云フ」とある。「大庭」と「殿町」は現在の小字では残らず、「柳原」にあたる。「殿町」は、集落があるため現在でも町内一般に使用され、「大庭」も集落内では殿町の西側から白川保育園あたりを指して使われている。「大庭」は馬場として使われたとの言い伝えが残り、櫛があったとも言う。また、殿町と呼ばれる畠があり近年古銭約二千枚が掘り出されているらしい。

他に五〇〇〇石程東にある自元寺を屋敷跡とする説もある。自元寺は「社記」・「甲斐國志」によると馬場氏を開基としており、現在の小字が「上屋敷」にあたるため推定地としたのである。

#### (四) 横手氏屋敷(第三五圖—5)

現横手集落の中心である新居にあつたとされている。「甲斐國志」には「御殿原 芝地東西七町南北十六町許又駿鹿敷 故御所・馬場ト云フアリ皆ナ古事ツ伝ヘズ横手氏ノ居跡ナルベシ」とある。現在の小字では新居の北に接して「古御所」があり、西に「〇〇〇石程離れて一御殿」がある。横手氏は生戸足島神社に所蔵されている永禄〇年の起請文に、横手監物殿後の名が見える。

県営圃場整備事業に伴い「古御所」の一部が発掘調査されている。鎌文時代から平安時代の堅穴住居址の他に、中古に認するものとして地下式坑・溝状遺構・掘立柱建物址・堅穴状遺構等が検出されているが、跡跡を特定するような発見はなかった。

#### (五) 曲洞氏屋敷(第三五圖—5)

花木(旧片瀬村)の小深沢川がクラランク状に釜無川に合流するあたりが推定地である。「甲斐國志」には「堅百間横六十間許リ、東ヲ猪門トス西南ハ釜無川ノ岐ニ臨ミ北ニ小深沢川ト云フ河アリニ水ノ会スル所轉曲シテ深沢トナム曲澗ノ名此ニ出スト云フ」とある。花木集落の裏山一带は、小字名が「城山」と

なっている、曲洞氏の要害があつたとされるが遺構等は発見されていない。焼き窯の痕跡が若干の集石により推定される。また、「城山」の東にある「押野」の尾根上に深沢砦(第三五圖—7)の推定地とされている。深沢砦は、「北日本地誌」に「下中丸の東方に在り、城山と稱し大深沢山に面せる丘陵にして、武田の家臣深井氏の城砦なり」と記されている。

#### (六) 根古屋(第三五圖—8)

台ヶ原内地の尾白川右岸段丘上にある。中山砦(第三五圖—9)の根小屋があつたと推定される。圓場整備事業に伴い発掘調査が行われている。鎌文時代中期の集落が調査されたが、中世の遺構等は発見されていない。現在中山砦は、遺構の残る山頂部分が武川村になる。

また、西に「陣ヶ原」、東に「古屋敷」・「屋敷平」の小字名がある。「屋敷平」の一部は奥山田地の過度に伴い発掘調査が行われている。遺構の発見はなかつたが、内耳土器・上質質土器・青磁・天日茶碗の他に櫛の羽口・鉢等が出土している。「白州町誌」台ヶ原宿場略図には調査区近くを指す所に殿治屋村と描かれている。

#### (八) 中山砦(第三五圖—9)

釜無川と大武川の二つの河川に挟まれた標高八八七mの独立尾根上に所在する。現在は白州町と武川村に跨がって遺構群が展開している。「甲斐國志」には「中山の砦」として記載はあるものの、砦本体については詳しく述べておらず、公道に対する押えとしての役割と、天正壬午の乱の際に武川衆が中山砦を攻め、花木坂の戦いにおいて、北条方の中沢某を山高宮内、柳沢兵部が打ち取ることが述べられているのみである。よって、他に正確な記録も残されていないため、中山砦の築城時期及び守将は定かではない。根小屋の位置と中山中腹にある万休院が馬場氏と関係があること、また皆の構造、規模から推測する馬場氏の影響力が強いのではないかと考えられる。

土郭部に相当する尾根頂部は、東西約〇・四m、南北約〇・〇mであり、削平によって一つの平坦面を造り出し、周囲には土壁を巡らしている。南北に長い半圓面は、中央を土壁で分断して、二つの郭を形成している。南北の郭では、北側が高位であり、皆の主郭に相当する考え方される。頂部を中心と南側面には長さ約〇・〇m程の腰郭があり、東側斜面には複数の帯郭状の平場が形成されている。また南北・北東・北西部に延びる尾根筋は、細切を入れ、強固に侵入を阻む構造となっている。

昭和五十六年（一九八一）には武川村教育委員会・村政編纂室の依頼で発掘調査が組織され、トレンチによる確認調査を実施している。ピット・基とかわらけ片が數点検出され、主郭部土壁も断ち割り、断面観察から二期の変遷を想定している。

## 二、城館跡の再検討

町域に所在する城館跡は、おおむね概観で述べたとおりであり、その多くは『甲斐國志』等、後の歴史書に掲げた伝承地である。『甲斐國志』古跡部では、横手氏・馬場氏・牧家氏の居跡と中山の堀、鳥原の堀が記載されているのみである。その中でも現地で確認できる城館跡は、牧家氏・鳥原館跡と中山堀、鳥原の城山と呼ばれる三ヵ所のみである。他には町内では城山と呼んでいる地点が花水にあるものの、元地人が指すその場所は、武川筋から金無用を越えた対岸の尾根筋に位置している。現在は畠地となっているため明確な遺構を確認できない。ただし、踏査の結果、北東の尾根上に小規模な土塁状の高まりと平坦面を確認するとともに、尾根筋から丘陵頂部へと緩く斜面に二・三段の平坦面を確認している。これは、『北日本郡誌』に記載される深沢岩と呼ばれるものに相当すると考えられる。ここでは、白山城との関連上、釜無川左岸の武川筋で、確認されている城館跡に着目し中でも牧家氏・鳥原の城山につ

いて再検討を行ふとともに、実施した現地踏査の結果について述べることとする。

### （一）牧家氏・鳥原館跡（第三六図）

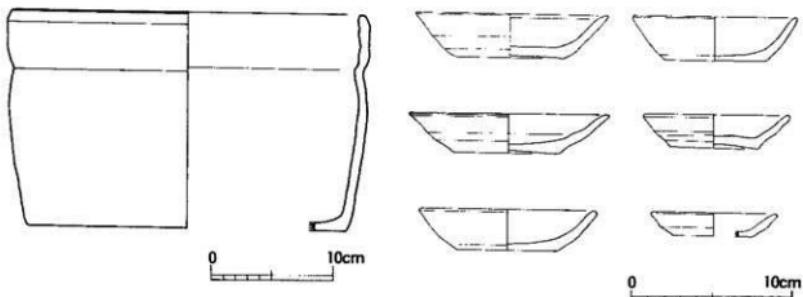
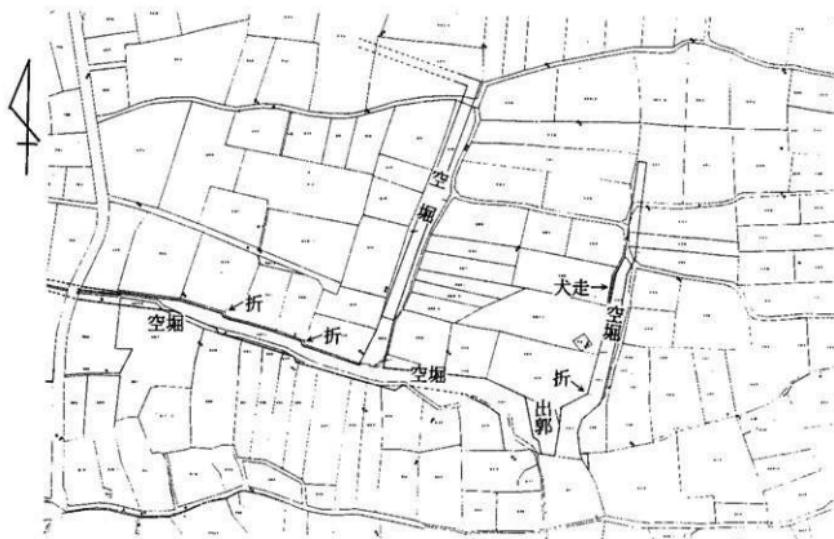
町内の城館跡としては、武川村との境界に位置する中山砦を除いて、唯一発掘調査を実施している遺跡である。詳細は折井教「牧家氏・鳥原館跡」白州町教育委員会、一九八九年並びに「一次・二次・三次」を参照されたい。遺跡の呼称については、それが要であるか問題はあるものの、本報告では「牧家氏・鳥原館跡」として検討を進めることとする。

調査成果から南北二つの郭から構成され、折れを入れる空堀は更に西へと展開していることが明らかになっている。主郭は検出された礎石、堀沿いの大走り、「寧な整地」「殿廻」という呼び名等の条件から南側を設定している。遺構の残存状況も良好で、空堀跡や虎口や間と考えられる出郭部も明瞭に確認することができる。

調査の所見と加えて館跡を再検討すると、上空の痕跡らしき層も確認はされているが、確定はないため、報告書では層のみで区別する點であったと推測している。このような土壌を伴わない館の在り方は、東国においては戦国期以前の様相を示している。また堀は折れをもつて更に西へ展開しており、村落自体を囲うものである可能性もある。

出土遺物については、土器質のかわらけや内耳鍋のような土器類が多く陶磁器は微量出土している。かわらけは、詳細な年代説が設定されていないものの、武田氏・鷹野氏等一六世紀後半の遺跡で一般的に見られるものとは若干異なり、やや古い段階のものが主体であると考えられる。常滑も一四世紀後半の所産であり、古銭も洪武通宝までである。

これらの結果を総合すると、この館の存続年代は、一四世紀後半から一五世紀であると考えられ、下つても、六世紀初頭までの範囲におさまると考えられ



第36図 教来石民部館跡概要図及び出土遺物

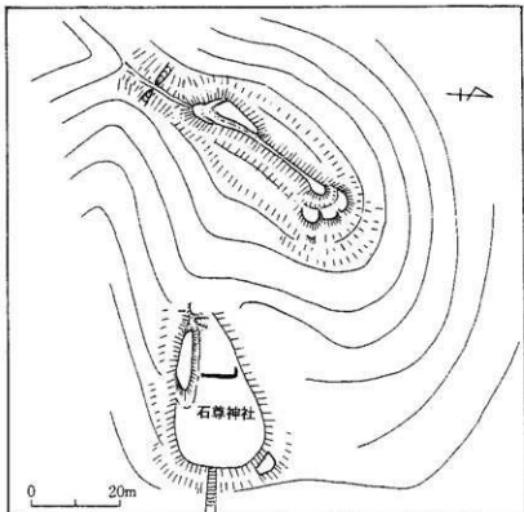
る。おそらく一六世紀以後は中世城等の存在から、館としての機能は停止し、変わつて区画のみが墓域として利用されたと推測される。

## （二）鳥原の城山（第三七図）

概要で述べたとおり、城山の郭内へと通じる進入路は不明な点が多い。現在城山東側の尾根筋には石尊神社が鎮座し、境内地裏手に細切が存在する。北東斜面にも雑壇状のテラスを確認しているが、尾根頂上部の堆積構造や各郭の規模を考えると、城城として認識できるかどうか疑問が残る。頂上部から尾根筋を更に南側へ進むと、尾根筋が細くなっている。通路を挟んで両側が振り削られたようになっているか、人為的に通路幅を制約する看護があるのか自然の崩落であるのかは判断が困難であった。

現在この城山への進入路は、石尊神社までの急峻な斜面を参道によつて直路するかたちで登り、神社背後の細切を越えて進入するようになつてゐる。実際には北東側の尾根筋が比較的緩やかであるため、尾根に沿つて通路を確保していたと推測される。石尊神社自体もいつ頃からこの地に勧請されたかという問題がある。『甲斐国志』には石尊神社に関する記載は全く見当たらぬ。「社記・寺記」鳥原村福昌院の覚えには、鎮守として石尊神社が記載されている。現在の石尊神社を指すかは判然としないものの、石尊信仰は、寛文四年には大山講として申表に入つてゐるため、江戸期には第席してゐたと考えられる。ただし、継起では古く鎌倉期まで遡るとしているが、中世段階で前身となるものが存在していたかは資料的な裏付けは乏しい。

また、鳥原の城山は教采石民部館跡の背後に控えるため、一般的に言われる部と詰城のセツト関係を連想する。しかし、鳥原の城山は、「甲斐国志」の記載をそのまま信認する訳ではないが、対岸の篠尾山との関係で論じられている。その意味では教采石民部館跡との関連性の不透明感は否めない。最も重要なことは、鳥原の城山自体全く発掘調査をしていないため、館との時期的接点を見



第37図 鳥原の城山（「定本山梨県の城」に加筆）

いだし得ないこと、城山の所在が集落から見てやや奥に入り気味であり、城としては消極的な立地条件にあることも挙げられる。性格も從来言われる烽火台であるかさえも不透明であるため、セツト関係については、否定的に捉えることが現時点では妥当であろう。

## （三）町内城郭鑑査

武川筋に沿つて延びる南アルプス山麓の全体を踏査することは今回の調査では困難であり、幾つか調査地点を絞つて踏査を実施した。選定のポイントは、白山城やその周辺の城郭群の立地条件を考慮し、近隣に

集落、館跡の推定地が存在すること。また集落、旧街道、水系に近接した尾根上で、麓に寺社が存在する場所に限定した。最も適した条件を満たしていたのは上教来石に所在する諏訪神社後方に延びる尾根であった。尾根上は比較的広い平坦面が確保され、一見すると条件は良好であった。しかし、神社側からの尾根筋の傾斜は緩やかで、平坦面自体緩斜面を形成しており、細切や土塁状の構造物を見ることはできなかった。

今回は更なる尾根筋頂部全体を踏査していないため、ここでは今後注意すべき場所としておく。同様に駒ヶ岳神社裏の尾根筋にも注目し、背後の尾根筋の踏査を試みた結果、城郭と呼べるようなものは存在しなかった。

### 三、字名からみる白州町域の景観

白山城跡において歴史景観復元を試みているため、白州町においても可能な範囲で字名より検討を試みる。現在残されている字名を見ると、町内数カ所に屋敷地や町場、寺社等を指す字名を多數確認することができる。この字名が慶長六年、寛文十一年の検地段階ではどの程度継承され、変化しているかを確認しつつ、白州町域の歴史的景観を復元する。慶長六年の検地帳は、すべての地区に残っているわけではないため、部分的な比較となる。

しかし、全体として字名の推移は、慶長期から寛文期段階で一度大きな再編を受けたらしく、数的には約倍に膨れ上がっている。その反面、寛文期段階と現在を比較すると、多少記載名に変化は見られるものの、踏査されている場合が多い。ただし、字名数は大きく減少し、統合、消滅しまったく見られなくななる地区も確認できる。

以下町域北側より各地区毎に城館跡・集落に間連する字名を拾ってゆく。

#### (一) 大武川地区

寛文十二年検地帳

「木戸口」・「大南家の上」・「みとうや」・「城戸口」が記載されている。

現在

「みとうや」以外は残されていない。

字名として「城戸口」は城郭の存在を推測させるものの、現地での踏査では城は確認できなかった。白州町の最も北、信濃との四境に位置する「」もあり、今後注意すべき地域である。

#### (二) 上教来石地区

寛文十一年検地帳

「屋敷うら」・「町尻」・「屋敷西うら」・「道下里敷うら」・「寺平」・「大明神前」・「せき口」・「配道西」・「海道東」がある。

現在

「寺平」・「海道西」・「海道東」以外は残されていない。やや変化して「明神前」が見える。

「せき口」は、近世の山口の閑所を示すものである可能性が高く、「海道西」・

「海道東」の字名は、現在まで使用されているため、位置的に甲州街道に開通する字名であろうと考えられる。街道についてほどこまでさかのぼることが可能であるが、信州方向への通じる甲州街道の前身的なものが存続していた可能性は高い。上教来石付近は地形的に南アルプス山麓から延びる尾根と七里岩による規制を受け、通行可能な場所は必然的に制約されるため中世より継続して使用されている可能性は否定できない。「寺平」は現教慶寺、「明神前」は諏訪神社を指す字名であると考えられる。

#### (三) 下教来石地区

寛文十一年検地帳

「宮のうしろ」・「下木戸」・「匂の下」・「屋敷前」・「堰口」・「寺の前」・「板橋」等が認められる。

## 現在

字名には屋敷地、町場に関連するものが顯著に認められ、「屋敷裏」・「矢（屋）の下」・「金ノ手」・「上町」・「中町」・「下木戸」・「下村」等の字名が残されている。

「屋敷」関連の字名は教米石氏屋敷推定地との関係で見られるものと捉えられる。

「屋敷」については継続性を考慮することは可能であるものの、「町」と付く字名は、所在が甲州街道近隣に存在していることから、近世の教米石宿に関するして近世後半から新たに継承されたと推測される。

また「社記・寺記」によると、修驗の寺院である玉昌院は、「東河原」に基所として「〇坪を有しており、村落の境界かつ河原に面する場所に墓域が展開している」とも興味深い。

## 四 畿原地区

### 寛文十二年検地帳

寛文十二年検地帳によると、「大庭」・「神名の前」・「せき口」・「市坪」・「祢」村・「寺の前」に基所として「〇坪を有しており、村落の境界かつ河原に面する場所に墓域が展開している」とも興味深い。

## 現在

「うら門」・「内屋敷」・「村ノ内」・「宮ノ後」である。新たに「陣場」という字名も見られる。

この鳥原に所在する教米石氏館跡は、現在の字名で「上小用」に位置し、鳥原の城山は明確ではないが字「陣場」にならうか。掲載していないが、現在の地籍図で見ると、上小用は字名の区域が東西に長く展開し、調査で確認している教米右氏館跡の廻の展開する規模、方向と一致している。この鷹の区画の在り方と何らかの関連性も想定されるが、乏しい資料から立証する術もなく、判然としない。

## 五 白須地区

### 慶長六年検地帳

「古町」・「大庭」・「神名の前」・「せき口」・「市坪」・「祢」村・「東町」・「寺の前」・「くわんおんとう」等が確認できる。

寛文十二年検地帳

「古町」「人庭」「闇口」「祢」村」「観音堂」「寺の前」は継承され、新たに「古町東後」・「町後裏」・「殿町」・「ちや園の前」・「神明前」・「坂」・「桜井開闢」「門前」「町橋場」「馬御場」等が記載されている。

## 現在

字名は登記上「坂口」・「馬御場」以外はすべて消滅し、「上屋敷」が新たに記載される。

ここでは集落に関連する字名を慶長期段階で多數確認でき、馬場氏の屋敷地に關係するとされる「大庭」の字名も確認できる。「神名の前」・「明神前」は若宮八幡神社を指すと考えられ、永禄四年（一五六一）の府中八幡社への勧請六〇番に「白須の櫻」として見える。

### 六 台ヶ原地区

#### 寛長六年検地帳

「古町」「祢」や「知見寺」がある。

寛文十二年検地帳

慶長期の字名はすべて継承されている。そして、新たに「古屋敷」・「駒方堂」・「屋敷裏」・「祢」や「下」が記載されている。

## 現在

寛文期段階の「古屋敷」・「屋敷裏」もやや名称は変わるもの継承されている。更に「陣ヶ原」・「手城」が追加されている。「祢」や「下」は一根小

屋」と記載を変えているが、中山砦に開通する根小屋を示している。「古町」とあることから町場の存在も推定される。

#### (七) 横手地区

##### 寛文十二年検地帳

「十土草」・「寺林」・「藤屋敷」・「古御所」・「上原闇上」・「御殿原」・「村の下」・「やしき森」・「神明道下」・「新やしき」・「原原敷裏」・「原屋敷添」等が確認できる。この段階では多くの屋敷を連想させる字名を確認できる。

##### 現在

横手氏の領域であるが、屋敷を示す字名を多く確認できる。他に寛文期段階には「道」に関する字名が二箇所記載されており、際立つ多いのが特徴で

#### (八) 大坊新田地区

##### 寛文十二年検地帳

「家ノ前」・「どいの上」・「家の上」・「屋敷添」・「村上さき間」・「村上闇上」・「闇上御殿」等がある。

##### 現在

「御殿」のみが残る。闇に隣接する字名がここでも散見できる。

以上、城館や集落に関連のある字名をたどることにより、どの地区にも何らかの屋敷地を示す字名が残されていたことは明らかにすることができた。また

字名の登記上から見ても、旧集落の単位は大きく塩沢川、加久保沢川、流川、神宮川、尾白川、大武川の河川で区切られた範囲内に成立し、各小河川内に諸氏が残っていたようである。

旧街道についても、白須、横手、大坊新田等に限り、「闇」・「街道」を地名

する字名が確認できる。上段末右付近では甲州街道と重複してくるため判然としないものの、集落の展開状況等から見て鳥原、教米石方面より信濃へ入るルートも想定しておきたい。それ以南は水害を避けて白須、横手、大坊新田等の高所を通過し、柳沢、山高といった現武川村方向に通過したものと考えられる。

主要街道は、「甲斐國志」中山ノ里の項によれば、「……水桶・花木坂ノ隙口ハ古時ノ公道ナレバ……」とあり、白須から金川を越えた現在の花木の坂を登り、八ヶ岳山麓沿いに源助への往来があったものと考えられる。その意味では、武川村と白州町に跨る中山砦は、そうした街道が集中する結節点に立地し、ともすると眼下に開所を有するという地理上最も重要な場所に築かれた城砦であることを再認識できるのではないだろうか。

#### 四、白州町域の神社

現在残されている字名は、中世の白州の様相を繼承しているわけではないことが字名の検討結果で明らかになった。特に白州町の場合、過去の災害で古い段階の地籍図が著しく損傷し、閑着困難な状況であるため、地籍図から中世までさかのぼった屋敷や寺社等の村落景観の復元は困難と言わざるを得ない。そのため、他氏が行っている地籍図から検地帳の情報を基にした景観復元は、白州町においては他と同レベルで比較できない。しかし、その上で部分的に傾向をつかむ必要はあるため、推測の域を脱しないものの検討を試みる。

現段階の条件としては、  
 ①字名から見る限り、少なくとも近世段階では現在の字名と比較的重複する部分が多い。  
 ②近世初頭に開山・開基した寺院・神社が存在する。  
 ③現在に至る過程で、社地を移動しているものがある。

以上の点に注意し、限られた資料から、白州町域の集落における寺社の立地

を見ると、散在する神社の多くは、山翠もしくは集落の出入り付近に存在する。いつ頃から立地しているかを、上教米石に鎮座する諏訪神社の例で見ると、「社記・寺記」には動いた記録はなく、不明とされている。子名から見ても現地とは同じ地域に「明神前」・「明神東」が残ることから移動していないと見て良いだろう。神社のすぐ南側は近世山口の番所が設置されたところでもあり、文字通り集落の境界に位置している。

他にも台ヶ原荒尾明神は、「社記・寺記」によると「振小屋」に鎮座しているとある。

現在は大正三年に台ヶ原の田中神社に遷出しているが、当初中山若に開拓する振小屋の所在地に鎮座していたという記述は注目すべきであろう。城と集落を結ぶ接点に宗教的な施設が鎮座する例は、鳥原の城山における石尊神社との関係と類似する。その点では、まったく同様の原理が働いていることを想定できないだろうか。

## 五、白山城及び周辺地区との比較

城郭としては、周知のもの以外に所在が確認できなかったため、比較資料と使用できるのは鳥原の城山と中山砦のみである。鳥原の城山は、立地条件や規模、構造から見ても北條火台もしくはムク台とはほぼ同等である。強いて言うならば、中山砦が白山城と規模的には同レベルで捉えられるが、構造的には白山城と同列で扱うには問題があり、その意味では、改めて白山城が突出した存在であると言える。

字名から推測される周辺の歴史的環境、屋敷地の在り方から見ても、武川衆の基盤となる支配領域は、小河川に挟まれた集落及び耕作地であると見られ、教米石・白須・台ヶ原及びその周辺に所領を有していたと考えられる馬場氏以外の個々の勢力に大きな格差は生じていないと考えられる。白州町域における

集落の在り方を例に上げるとするならば、上・下教米石の二つの集落より成っている教米石の集落が好例であろう。馬場氏の名跡を継いだ馬場信春の領域であると考えられる教米石の集落は、寛文朝後期の集落復原ではあるものの、聚落が街道に近接し、その周間に耕作地及び寺社が存在する。下教米石については、集落の境界にある河原に墓域が成立していることを推測したが、このような集落の在り方は、折居の聚落に擬似されている。折居に見られる「連古」は「連台」と考えられ、墓地を示す字名と捉えられる。

先にも述べたが、武川筋に点在する聚落の基礎的な構造は、多少の相違点はあっても、小河川の間に営まれた小規模村落にあると考えられる。その中において、卓絶した規模と構造を有する白山城を山寺氏あるいは青木氏単独の力で築城・維持したかに疑問が残る。

### 参考文献

- 平野修「古風通路―向日高岡城跡手本に見る近畿食文化―」白州町教育委員会、一九八六年  
 清水小太郎「第一章米落」「白州町誌」白州町、一九八六  
 清水小太郎「第三章中世」「白州町誌」白州町、一九八六  
 折井政「教米石民能跡第2次発掘調査報告書」白州町教育委員会、一九九〇  
 杉本太「尼教半邊跡」白州町教育委員会、一九九一  
 山下孝司「中山砦」「足本山製紙の城」郷土出版社、一九九一

(杉本 充・佐々木 满)



教来石民部館跡遠景



教来石民部館跡空堀



教来石民部館跡空堀セクション



教来石民部館跡張出部



馬場氏屋敷跡推定地  
「大庭」から「殿町」方向



横手氏屋敷跡推定地

写真 6 白州町域の城館跡(1)



中山砦・根古屋 (写真中央)



中山砦頂部 中央虎口



中山砦頂部 南側土塁

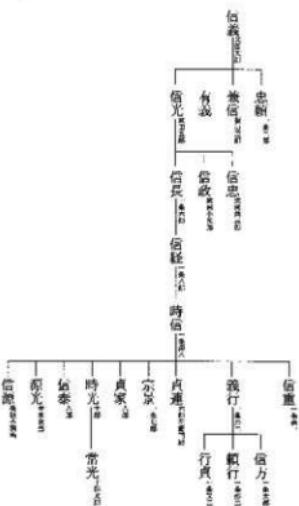
写真7 白州町域の城館跡(2)

## 第八章 武川衆と白山城

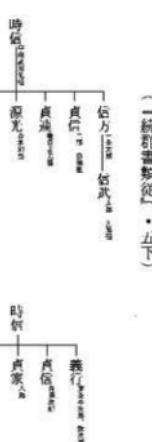
### 第一節 武川衆の発祥と展開

武川衆は、武川筋に本拠を構えた地域武士團の総称で、甲斐源氏の一条源八時信を祖とするとされる。一条氏は武田信義の嫡男一条忠頼が始まるが、忠頼は甘利山東麓に広がる甘利村の地頭であり、また、忠頼謀殺後、一条の名跡を継いだ信義の孫吉長は、建長六年（一二二五四）に武田八幡宮に大般若経を寄進するなど、同氏は早くから武川筋との関係が深かった。甲府・蓮寺の開基としでも知られる時信は、「尊卑分脈」には甲斐守護であったと注記されるほどの有力者であったから、確証はないものの、伝えられるように武川筋への諸子分封はあり得る話ではある。系図には次のとおり記される。

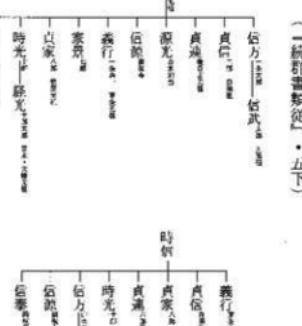
(1) 「尊卑分脈」(『新訂増補国史大系』所収)



(2) 浅羽木「武田系図」(『続群書類從』・五下)



(3) 「武山系図」(『同上』)



(1)の「尊卑分脈」では、時信の子供たちはほとんどが一条姓のままであるが、

(2)(3)になると、具体的な名字が記され、祖・元祖と注記される。山高・牧原（武川村）、慶良吉（數米石）、白須（白州町）、青木・折井（韮崎市）といずれも武川筋の旧村名を冠している。こうした諸氏族が武川衆と総称されることには、「甲斐國志」（土肥郡第十一）が、「武田石和五郎信光ノ木男六郎信長ト云者、忠頼ノ家述ヲ繼テ一条氏トサス、甲斐守護職ニ任セラル、男子十數輩ナリ、武川筋ノ村男時信一条源八ト称ス、甲斐守護職ニ任セラル、男子十數輩ナリ、武川筋ノ村甲ニ分封シテ各々其地名ヲ氏名トス、子孫繁榮シテ世ニ武川衆ト号セリ」と説明するよりである。

これらの氏族の中で、最も早くその存在が確認されるのは山高氏である。

『一蓮寺過去帳』には、延文元年（一二五六）四月五日の正阿弥陀仏に山高代、永徳三年（一二三八）十二月廿一日の阿弥陀仏に山高代と注記される。

山高一代は系図の信方、一代は信武に相当しよう。信方は「一蓮寺領口跡」にも見え、慶応一年（一二三九）二月三日につる郷で一町の地を寄進した一条甲斐太郎信方、文和二年（一二五四）七月十七日に同郷領の地一町を寄進し

た一条甲斐守信方に該当しようから、南北朝初期からその存在が確認できることになる。正和元年（一二二一）に一蓮寺を開いた時信の子として、時期的にも内容的にもまさわしい登場の仕方といえるであろう。『一蓮寺過去帳』には、前記以外にも、「十月四日 護房・山高」、「文和三年七月廿一日 聰阿弥陀仏 仏牧原」、「三月十六日 性阿弥陀仏 毛浦」と、「三月八日 頼阿弥陀仏 青木」などが十四世紀代とみられる箇所に記載されているから、山高氏以外の牧原氏・毛浦吉氏（牧米石氏の當て字）・青木氏など武川筋諸村を拠点とした後に武川衆と呼ばれる氏族（武士団）が、近くも鎌倉末期から南北朝初期にかけて、形成されてきていたことは認めることができる。

応永二十四年（一四一七）二月、上杉謙秀の乱に加担して敗れた甲斐守護武田信満が大日山に自害すると、甲斐国は大乱に陥り、信満の嫡子信重は高野山に逃れる。鎌倉府の強化を恐れる幕府は、逸見有直を中井守護にしようと

する鎌倉公方利時氏に対抗して、初め信満の弟信元、その後は信重を守護に任じた。しかし、実力で抵抗する逸見氏や国人層の反乱が続き、守護代跡部氏の強盛もあって守護となつた信重が二〇年も帰國できない状態が続く。そう

した状況の中で、一月は隠伏して鎌倉府に仕合していた武田信長（信重の弟）が鎌倉を抜け出し、跡部氏等と一緒に交えたのが、永享五年（一四三三）四月二十九日の荒川の合戦である。日・揆と呼ばれる武士団を味方にした信長と、輪宝・揆と組んだ跡部氏との戦いであったが、信長方が敗れた。同日付けの戦

死者が「一蓮寺過去帳」に記載されている。

霧阿弥陀仏 矢作 量阿弥陀仏 坂作 昌阿弥陀仏 仁勝寺

性阿弥陀仏 河内 時阿弥陀仏 滅野 立阿弥陀仏 柳沢

長阿弥陀仏 長塚 受阿弥陀仏 山寺 德阿弥陀仏 山原主計

声阿弥陀仏 牧原 眼阿弥陀仏 吉田 権阿弥陀仏 林部

心阿弥陀仏

以上の二三人だが、このうち柳沢・山寺・牧原は武川筋の地名で、柳沢・山寺は系図の中には見えないが、後には武川衆に数えられる氏族である。彼等は日・揆に屬し、信長に味方して戦死したと解されている（『華嚴市誌』上）。

注記から見ると、矢作・河内・林部は東郡の地名、長塚・吉田は中郡の地名であって、日・揆が武川筋だけの武士団で構成されていたかどうかは定かではないが、後に武川衆と呼ばれる諸氏族が連合して軍事行動を取ったことを具体的に示す最初の事例である。

この敗戦の結果か、その後の武川衆の動向にどのような影響を与えたか不明だが、「一蓮寺過去帳」には大正十年の武田氏滅亡までに、武川衆と思われる多くの人物が次とおり記載されている。

- |   |              |       |      |
|---|--------------|-------|------|
| ① | （永享二年十月廿四日）  | 重阿弥陀仏 |      |
| ② | （文安元年十一月十日）  | 成仏房   |      |
| ③ | （宝徳二年五月朔日）   | 當阿弥陀仏 | 山高   |
| ④ | （長保元年十一月廿八日） | 老阿弥陀仏 | 白洲   |
| ⑤ | （長保二年）       | 臨阿弥陀仏 | 白洲   |
| ⑥ | （長保四年十一月廿七日） | 与阿弥陀仏 | 馬場三州 |
| ⑦ | （寛正）         | 唯阿弥陀仏 | 白洲   |
| ⑧ | （寛正）         | 也阿弥陀仏 | 白洲   |
| ⑨ | （寛正）         | 善阿弥陀仏 | 米倉   |

(官正頭?)	弥阿弥陀仏	馬場
⑩ (文正)	西一房	山高
⑪ (文正)	大一房	山高
⑫ (文正)	光一房	逆修山高御下
⑬ 文明九年十月十五日	住一房	山高
⑭ 文明十年八月四日	領阿弥陀仏	白洲
⑮ (文明)	淨阿弥陀仏	馬場氏部
⑯ (文明)	來阿弥陀仏	馬場中書
⑰ (文明)	來阿弥陀仏	馬場小人郎
⑱ (文明)	ヒタチ	山高殿
⑲ (文明八年)	山高殿	山高見二父
⑳ 延徳二年九月十八日	山高殿	曲渕母義道修
㉑ (明応二年)	山高殿	山高見二母
㉒ 明応四年七月一日	山高殿	山高見二母
㉓ 明応六年九月廿八日	修仏房	山高殿
㉔ 明応七年一月卅日	光一房	山高殿
㉕ 明応七年四月三日	令一房	山高殿
㉖ 文龜四年四月十六日	金一房	山高殿
㉗ (永正十七)	令一房	山高
㉘ (永正十七)	山高	山高
㉙ (永正十七)	山高	青木
㉚ (永禄)	逆修山高母	逆修山高母
㉛ 内訳は、山高氏・五、白洲氏六、馬場氏五、領口氏・、曲渕氏・、青木氏・、、曲渕氏・、	上者覺天・帝釈・四大天王・炎魔法王・五道之冥官・	
米倉氏・となる。山高氏が庄倒的に多く、殿(㉗)や御子(㉙)の敬称が用いられ、また、一五例のうち、女性(○○房)が一〇例を占めるのも、信方の寺	殊者甲州一二三大明神・圓鏡権立兩大明神・御靈權現・富士浅間大菩薩・當國護方上下大明神・飯糰・戸隣・別者熊野三所佛現・伊豆箱根三島大明神・正八幡大菩薩・天満大口在天神之御剣、於今生者享福無窮・到来・而者	

領寄進にみられるように、武田一門として一族挙げて深く回寺の維持・造営に関わったことを反映しているのであらう。白洲氏は、「太平記」には武田信武に従って武藏府中の足利尊氏のもとへ駆け付けた軍勢の中に見える白洲上野守の他、永正十七年の円通寺の修理棟札にも白洲信重が登場するが、戦国末期には没落してしまったものが、徳川家康のもとへ参集した武川衆の中にはその名は見えない。馬場・種口・曲渕・米倉の四氏が後に武川衆を構成する氏族である。「一華寺過去帳」以外にこの時期の武川衆の動向を窺える史料はほとんどないが、過去帳に見えない氏族も含め、各氏族とともに地武七團として武田筋に勢力を伸長していったものと思われる。

永禄十年(一五六七)八月、武田信玄は甲斐・信濃・上野三・カ國の村上から起請文を提出させた。現在、長野県上田市下之郷の生島足鳥神社に伝存する八三通の起請文の中に武川衆のものもある。

#### 敬白 起請文

一、此已前奉对候教通之誓詞、跡々不可致相違之事

一、本對(信玄様)、逆心謀叛等不可相企之事

一、為始長尾舞虎、從敵方以如何様之所得申旨候共、不可致同意之事

一、甲・信・西上野三ヶ國諸侯、華企逆心、於十某者、無二奉守 信玄様

御前、可抽忠誠之事

一、今度別面僕人數、無表裏、不涉二端、叶仙戰功ノ旨、可存定事

一、家中之者、或者甲州御前惡儀、或者體病之異見申候共、一切、不可致

#### 同心之事

右条々令造犯者、蒙 上者覺天・帝釈・四大天王・炎魔法王・五道之冥官、

殊者甲州一二三大明神・圓鏡権立兩大明神・御靈權現・富士浅間大菩薩・

當國護方上下大明神・飯糰・戸隣・別者熊野三所佛現・伊豆箱根三島大明

神・正八幡大菩薩・天満大口在天神之御剣、於今生者享福無窮・到来・而者

阿鼻無間、可致隙有者也、仍起譜文如件

丁卯

八月七日

馬場小太郎信益（花押）（血判）  
吉木右兵衛副信秀（花押）（血判）  
山寺源二郎吉（花押）  
宮脇清三種友（花押）（血判）  
横手監物滿俊（花押）  
青木兵部少輔重満（花押）  
柳沢毛岐守信勝（花押）（血判）

六郎次郎殿

この起譜文には懸紙があり、「ヒ 青木・山寺・柳沢 六河衆」と記されており、これが武川衆の名称が使用された最古の例となる。馬場信盈他七名の者が「六河衆」と呼ばれる武士集団を形成していくことになるが、懸紙の題旨からして、これから漏れた武川衆の存在は考えにくく、馬場・青木・山寺・宮脇・横手・柳沢が当時の構成メンバーのすべてであろう。ところが、これらの氏族は近世以降にも生き残るにもかかわらず、自らの由緒の中に確実に存在した光祖の名をいすれも記録していない。それぞれについて、家伝の系図等と比較して、馬場信盈（右衛門尉信光と同人か）・青木信秀（与兵衛、足張守信時と同人か）・山寺吉吉（其左衛門尉信昌と同人か）・宮脇信友（米倉信継と同人か）・横手満友（信國と同人か）・吉木重満（満定と同人か）・柳沢信勝（初負信房と同人か）とする推定もなされているが（『服部治則』近世初頭武士集団における親族關係一覧表）、甲州武川衆における一、「山梨大学学芸学部研究報告」一六号）、実名が全く未詳に伝わらない不自然さは、武田氏滅亡時の混亂による資料の散逸に求められる（『武川村誌』上）だけでは、納得し切れないものを感じる。今のところ明確な結論は用意し得ないが、武田時代の武川衆から幕臣となつた武川衆への展開過程を改めて考え方をしてみる必要はある。

るから、この時点では信豈を奇親としていたと思われる。信繁は六年前の永禄四年の川中島の戦いで戦死しているから、父の属臣を引き継いだのであろうか。しかし、武田時代の武川衆の行動はほとんどわからず、武田邊境が徳川家康に忠誠を誓つて提出した壬午起譜文の典範衆（信盈配下）の中には武川衆とおぼしき者の名は見えない。『甲斐国志』（土庶部第十一）は、甲陽軍撫愬解に載るとして「天正壬午時、新府ニテ勝賴謀アリテ、曲々ノ小屋ヘ引入アルベシトノ儀ナリ、各々其意ヲ守リシカドモ、其謀相應セシ故ニ武川衆ニハ勝賴ノ供シタル人ナシ」と記述しているところからすると、勝賴から直接に命令が出される直參衆のよう立場になっていたのであろうか。滅亡時には信豈は小諸城を守衛していたが、武川衆が従軍した様子はない。ただ、根拠は明示しないが、『国志』が侵攻てくる織田軍を前に、勝賴が武川衆に自分の小屋に立候ることを命じ、敵軍を分敗させて「兩々ノ小屋ヘ引入」る計画があったことを紹介しているのは、白山城の成立時期や性格を考え上で大変興味深い。

## 第二節 德川家康領国下の武川衆

### 一、天正十一年の家康による本領安堵

天正十年（一五八二）三月廿一日、織田・徳川連合軍に追われた武田勝頼父子が甲州で自害して武田氏が滅ぶと、河内領は穴山信憲に安堵され、残りの甲斐は川尻秀隆の領するところとなつた。織田信長は武田の旧臣を召し抱えることを禁じたため、隠伏しても川尻に仕えることはできず、武川衆は直接の戦闘に加わらなかつたため無傷で残つたものの、主の失脚とともに先祖伝来の所領を失うことになつたが、徳川家康は存廢吉石衛門正、を密かに遣わして米倉忠維・折井次郎等を遠江国桐原にかこまつたといふ。これが、信長死後、北条氏

との間で戦われる壬午の乱において、武川衆が徳川方として活躍する要地となつたのであるが、同乱の展開については別項で詳しく述べられるので、ここでは所領関係を中心に整理してみたい。

壬午の乱の過程で、家康は武田の旧臣に対し多數の本領安堵状・知行充行状を発し、その権利・掌握に努めている。武川衆に対しても例外ではなく、大正十年八月十六日の吉木尾辰守・柳沢兵部丞に対するものから、同年四月二十六日の折井九郎次郎充てのものまで一七通が残される。これを表にまとめれば、次のとおりである。

(資料は『新編日本古文書』、表題は『幕政典修撰官家信稿』の略)

月 日	受給者	受給地	質 保	借 考	高 号
八・一六 (立時)	吉木尾辰守 深米館	吉木尾 深米館	一一〇,〇〇〇	本領上	九〇五
一一・一 七	吉木尾辰守 深米館	吉木尾 深米館	一〇〇,〇〇〇	本領上	九〇五
八・一六 (立後)	柳沢兵部丞 藤右衛門分 五味分(新恩)	柳沢兵 藤右衛門 五味分(新恩)	一〇〇,〇〇〇	本領	一九一七
一七・四〇〇	計	計	一〇〇,〇〇〇		
八・一 七	折井市左衛門 (次品)	折井市左衛門	一九〇四		
新東の内	折井南分				
再安替	本知改善				
一七・四〇〇	二一・七一四八・五〇〇				
再安替	本知改善				
一九〇六					

一二・七 (信願)	米ヶ六郎右衛門 白頭(白洲タケ)	同所内	四・〇〇〇	四・〇〇〇	四・〇〇〇
一二・七 (定願)	米倉加左衛門 (重忠)	高瀬町 河原郷	一五三・〇〇〇	一五三・〇〇〇	一五三・〇〇〇
一二・七 (猪子鹿七郎)	猪子鹿七郎	高瀬町 河原郷	一五四・〇〇〇	一五四・〇〇〇	一五四・〇〇〇
一二・七 曲張喜助	曲張喜助	高瀬町 河原郷	一五〇・〇〇〇	一五〇・〇〇〇	一五〇・〇〇〇
一二・七 固山並びに平井分	固山並びに平井分	高瀬町 河原郷	一九一・〇〇〇	一九一・〇〇〇	一九一・〇〇〇
五・一〇〇	本給	本領	一九一・〇〇〇	文吉内谷小明 家種	一九一・〇〇〇
一九九					
一九八					
一九七					
一一・七					
一一・七					

			支拂額	支拂額
一・七	木曾六郎右衛門 (日出)	同所主 計	二・〇〇〇	二・〇〇〇
二・一	吉原工 白須 (日出)	九・四〇〇	九・四〇〇	九・四〇〇
二・二	一工市惣内 森田惣利内	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
二・三	森八輔内	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
二・四	三条内	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
二・五	宮光内	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
二・六	森田内	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
二・七	西野川内	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
二・八	田村内	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
二・九	内井内	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
二・一〇	同前	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
二・一一	同所屬數 和ノ 白瀬内 計	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
二・一二	内井鄉 同前	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
二・一三	米倉左大人 (日出)	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
二・一四	宮脇村 同所主 (日出)	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
二・一五	河原屋 社	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
二・一六	一五・〇〇〇 文書内容不明 支拂	一五・〇〇〇	一五・〇〇〇	一五・〇〇〇
二・一七	米倉左衛門 (日出)	一五・〇〇〇	一五・〇〇〇	一五・〇〇〇
二・一八	鶴洋 (駒沢)	一九・八 本領改替	一九・八	一九・八
二・一九	鶴子	一九・八 本領	一九・八	一九・八
二・二〇	国翁並びに平井分	五一・〇〇〇 本領	五一・〇〇〇	五一・〇〇〇
二・二一	曲輪助	二九・九	二九・九	二九・九

以上、八氏一五名である。折井（次昌）・米倉（忠雄）は新顔だが、家康から「於其都別面而被走廻之由執着候、各有相談亦可被抽忠信候」の感状をもらい、天正十八年に山寺丸左衛門等の武川衆が提出した起請文が、前記二人あてに出されていることなどから、この時期武川衆の権利的立場にあったとみられる（上野諸郡『中斐武田氏』）。〔本領改替】と記される青木尾張守・柳井兵庫丞・名執清三は、自分の旧領を書き上げて安堵してもらったわけであるから、武田時代からの領まだたことがわかり、横手源七郎・山寺丸左衛門もその姓からして旧領を安堵されたものと考えられる。折井氏は折居（韭崎市清音町）を出自とする氏族であるが、市左衛門が折井の地を所有するものの、これは「本知改替」で得たものであるから、それ以前から継続して領していたわけではない。隣接する水上村出自の水上氏は中世にも武田の家臣として存在し、武田滅亡後は徳川氏に仕え、六郎兵衛利光は甲州中条で一〇〇貫文を与えられるなど

		同名取分	支拂額	支拂額
一・一	七 山寺丸左衛門 (日出)	計	二・〇〇〇	二・〇〇〇
一・二	青木尾張守 (次忠)	大田輪内 (日出)	一・〇〇〇	一・〇〇〇
一・三	河内内 有野郷内 (日出)	西野内 (日出)	九・九八〇	九・九八〇
一・四	白須内 甘利三条内 (日出)	白須内 (日出)	〇・九八〇	〇・九八〇
一・五	折井郷内 武田宮地内 (日出)	折井郷内 (日出)	一・〇〇	一・〇〇
一・六	計	計	一・九二五	一・九二五
一・七	四・一 青木尾張守 (次忠)	山 大田輪内 (日出)	六〇・〇〇〇	六〇・〇〇〇
一・八	四・二 折井九郎次郎 (次忠)	大田輪内 (日出)	九・九八〇	九・九八〇
一・九	四・三 河内内 有野郷内 (日出)	西野内 (日出)	九・九八〇	九・九八〇
一・一〇	四・四 白須内 甘利三条内 (日出)	白須内 (日出)	〇・九八〇	〇・九八〇
一・一一	四・五 折井郷内 武田宮地内 (日出)	折井郷内 (日出)	一・〇〇	一・〇〇
一・一二	四・六 計	計	一・九二五	一・九二五

しているが、本質地である水戸との関係は断たれており、武川衆の中にも教えられていない。折井氏も水戸氏と同様に本質地を離れた時期があったのである。米倉氏は同じ甲斐源氏ではあるが、余朝氏の分かれと伝え、時信を祖とする他の武川衆とは系譜を異にする。忠繼が山井郷、忠繼が宮崎郷を拠従しているが、家譜を見る限り旧領を安堵されたような表現にはなっておらず、武川筋との関係は武田時代にまで遡らない。折井次昌・米倉忠繼の二人は、武川衆を統括するために家康によって配せられたと考えてよいであろう。また、このうち折井長次郎・米倉加左衛門・曲潤彦助・青木新三郎の四人は、所領の中に武川筋に集落が含まれていない。長次郎が「新知行」、加左衛門・弥二郎は「本領改善」であるからそれも当然であるが、別に武川筋に本領があつたとも思われないので、武川衆の列に加わったのは、一族として衆の範疇に含まれると認識されていたからであろう。

天正十年十一月十一日、徳川家康は武川衆を定める朱印状を発した。この文書に載る二六名は次のとおりである。

曾孫泰助	未歲加左衛門尉	入戸野又兵衛
秋山内助助	秋山山内助	功刀亦右衛門尉
三嶋藤七郎	小沢善大夫	小沢甚五郎衛
小尾与左衛門尉	金丸善石衛門	金丸新三
海瀬寛兵衛	樋口佐人夫	若尾木左衛門尉
右原善九郎	名取刑部右衛門尉	山本内蔵助
山主民部丞	青木勘次郎	

この文書では、この二六名は武川衆とも、武川次衆とも表現されている。安堵状を交付された一五名と確定するには小沢善大夫しかおらず、かつ、この後の武川衆の展開からしても、この文書が武川衆の全体を指定したものでないことは確かである。上野氏は、安堵状を与えた武川衆に次ぐ衆との解

積を示している(『甲斐武田氏』)。次ぐ衆との意味は明瞭とはいえないが、この文書に見える武川衆に対しては百瀬の安堵状・允行状が与えられた形跡がある。千代の乱の経験を踏まえて、国境警備の必要性を痛感した家康は、折井・米倉の指揮のもとに、武川衆を増強するため、從来の武川衆に付属させられた武士団とみてよいではないか。人戸野・若尾・青木・樋口・若尾など本来武川筋に拠ったと見られる氏族以外のものが多く含まれるものも、從来の武川衆を認定したものではなく、新たに付属せられたとする解釈を助けるものであろう。

## 二、天正十七八年の伊奈熊藏検地による知行充行

家康の武川衆の優柔と再生の方針は、出来の領有關係を地本的には承認する形で繼承されたが、折井・米倉を核衆に、武川次衆を補強した体制は、その知行地が次第に武川筋の中心する形で修正されていく。天正十七年(一五八九)に甲斐國中地域に実施された伊奈熊藏の検地の結果を踏まえて、武川衆に所領が与えられた(『記録御用所本古文書』)。

二俵	六升四合二夕	甘利上条割
八二〇俵	二升四合二夕四才	甘利(上条)北畠
三六一俵	斗二升八合	甘利下条北畠
二八俵	斗六升一合一夕五才	甘利上条中割
九四俵		甘利上条東割
四・俵	斗三升五合	甘利塙前之郷
二八俵	八升	甘利大鹿之郷
一一俵	五合	甘利深沢之郷
九五一俵	斗五升	鍋山之郷
一七俵	一升五合	北武田之郷

五九五俵一斗七升七合二タ一才

一六俵一斗五升六合二タ九才

五升二合七タ八才

三七七俵一斗四升一合二タ三才

四五六俵一升八合一タ七才

一八四俵一斗七升九合二タ三才

一六〇俵

二九九俵三升七合五タ二才

三五七俵一斗二升七合五タ二才

二四五俵二升五合三タ三才

三二三俵六升九合三タ一才

一八四俵七升九合二タ三才

六五俵一升二タ八才

一八〇俵一升八合一タ九才

七、三三五俵一斗二升四合四才

以上が天正十七年十一月一日付で武川衆に与えられた知行高だが、翌年正月二十七日には「丑之牛貢分」として米倉土計・折井市右衛門に渡され、「加恩之奉」に配当が命ぜられたのは次の知行地である。

四七八俵一斗四升三合七タ二才  
一二四俵一斗二升八合  
一五俵六升四タ五才  
八七〇俵四升牧原郷  
八四俵一斗七升二タ六才  
五四八俵一斗八升九合九タ七才

武田官地之郷  
水上之郷内

吉木之郷  
橋口之郷

宮野之郷内  
黒沢之郷

柳沢之郷  
台ヶ原郷

山井内  
新奥之郷

入戸野之郷  
ト教本之郷

上教来之郷  
山高之郷

白須之郷内  
計

山内  
柳沢兵部少

山高将監  
米倉六郎右衛門

山寺甚左衛門  
ト教本之郷

上教来之郷  
山高之郷

白須之郷内  
計

山高将監  
山寺甚左衛門

山高將  
三吹郷

山高將  
白須郷

山高將  
白須郷

山高將  
白須郷

甘利下条  
甘利下条

前記配当地には入っていない「吹・牧原」が入っているから、十二月十一日の知行割とは別の措置だったことは確かである。計一、九六〇俵は次のように割り振られた（同前）。

一〇〇俵 折井山左衛門 米倉十計助

馬場勘五郎 曲潤玄長 青木尾張 青木弥三左衛門

八〇俵 馬場小太郎 橋原源七郎 米倉左大夫 米倉彦次郎

米倉加左衛門 米倉彦太夫 曲潤庄左衛門 曲潤助之丞

折井九郎次郎 青木亦七郎 伊藤新五郎 古木勘四郎

曾雖足部助 入戸野又兵衛

山高将監  
山寺甚左衛門  
山高将監  
山寺甚左衛門

廿利上条中割  
廿利上条中割

山高将監  
山寺甚左衛門

山高將  
三吹郷

山高將  
白須郷

山高將  
白須郷

山高將  
白須郷

甘利下条  
甘利下条

結果として、十二月一日と二月二十四日の合計一〇、二九五俵余が武川衆の所領とされたのであるが、これ以外に米倉土計・折井山左衛門・米倉彦太夫・折井九郎次郎には別紙で充行うとの注記があり、米倉彦太夫を除く二人には十二月二十一日付けの充行状が残されている（同前）。さらに前二者には翌年正月二十八日四〇〇俵が増加された（記録御用所本古文書）。

折井市左衛門 三四〇俵 七升七合一タ九才 折居之郷 計一、二三〇俵

三九一俵一斗一升一合七夕一才 北武田郷内 四〇〇俵

四〇〇俵 四一俵一斗四升九合六タ三才 北武田郷内

折井九郎次郎 甘利上条北割

五八俵 五一升 三タ七才 水上郷内 二四俵 斗二升八合

七〇〇俵 五升 三タ七才 円井郷内 計一、一〇〇俵

米倉主計 二四俵 斗二升八合

五八俵 六升 四タ五才 牧原之郷 一五・俵

二四俵 一升二合五タ五才 白須内

他武川衆も、米倉主計・折井市左衛門を通じて知行地の允行が行われたはずであるが、家譜などでは「重恩の地をたまむ」と記すばかりで、具体的な郷名等を書き上げる例はない。しかし、対象地は武川筋の諸村に限られているから、その地域に配当されたことは間違いない。青木氏や柳沢氏のように中世以来の所領を持つ氏族は、その支配が安堵されたのである。

天正十八年二月、小田原攻めに加わるため、家康に従って武川衆も従軍した。戦いには勝利したが、小田原城落城後の七月十三日家康は関東へ移封され、それに伴って武川衆も武藏への移住を余儀なくされるのである。

### 三、慶長六年以降の武川衆の知行地

徳川家康が再び甲斐を領するようになるのは、関ヶ原の戦いで勝利した後である。浅野長政・幸長父子を紀州和歌山へ転封して甲斐を直轄領とした家康は、慶長六年（一六〇一）二月、半岩親吉を甲府城代として入国させた。それに伴い、武川衆も甲州に帰つてくる。「武徳編年集成」によれば、同年閏十二月武川衆は親吉に付属せしめられ、甲斐に占の采地を与えられたのは、次の二四人

である。彼等は九年三月、知行を加増されている（記録御用所本古文書）。

折井市左衛門財 二〇〇石 十加増二〇〇石 =四〇〇石

柳沢兵部 一三石 十加増一三〇石 ト・二三三石

伊藤三右衛門 一八石四斗十加增一八石八斗、二三七石一斗

曲淵義左衛門 八〇石十（加増八〇石）=一六〇石（加増者曲淵庄左衛門）

曾根孫作 五六石四斗十加增 五六石四斗二升=一・石八斗一升

曾雄民部 八六石 十加增 八六石 =一七・石

折井長次郎 九・石 十加增 九・石 =一八・石

折井九郎次郎 八〇石 十加增 六〇石 =一四・石

曾雄新蔵 一〇〇石 十加增一・〇石 =一一・〇石

有坂大藏 五〇石 +（加増五〇石）=一〇〇石（加増者有坂大藏）

山高宮内 七五石 十加增 七五石 =一五・石

馬場右衛門 一〇〇石 十加增一〇〇石 =一一〇石

青木与兵衛信安 八〇石 十加增 八〇石 =一六・石

青木清左衛門 一〇石 十加增 二〇石 =四〇石

知行地については、記録されていない。旧地への知行苦だったとされることからすれば、その多くは武川筋に戻されたものであろうとは推測されるが、具体的には判明しない。しかし、慶長六年（一六〇一）～七年に実施された、いわゆる石見越境地の結果を経めたといわれる「甲斐國四郡古高帳」（「甲斐國古高帳」所収）には、甲斐に知行地を子えられた農臣が記録されており、武川衆についてもその概要を知ることができる。

馬場氏部（信成）	知行者	石	高
一、四九五・九	三・五・〇・一	内	武
	一九五・五	牧原	
二六一・九八	一九・五・一	二吹	
一〇〇・〇	一〇〇・〇	四・〇	

青木与氏商（信安）	八七一・六九	八一六・七一	自渠	一〇〇・〇
		二一四・一二	下教米石	一〇〇・〇
		六四・五六	横手	一〇〇・〇
		一三八・五五	柳沢	九八・四
入戸野又兵衛（貞宗）	一七七・七七	八八・八六	新奥	一〇〇・〇
		八八・七四	黒沢	一〇〇・〇
		一一一・九	高尾	一九・九
木曾佐太夫（信継）	五九〇・〇九	一八・〇	折居	一〇〇・〇
		四六・七五	本上	一〇〇・〇
		三八三・三四	富地	一一一・九
		七七・七七	上内井	一〇〇・〇
入戸野又兵衛（貞宗）	一七七・七七	八八・七七	入戸野	一〇〇・〇
青木又左衛門	二一三・七二	一一三・七一	宮脇	六三・一
		二八〇・二七	青木	一〇〇・〇
		二八・二六	水上	一〇〇・〇
		一八一・六六	桶口	一〇〇・〇
米倉加左衛門（満綱）	一二九・八七	一二九・八七	ド内井	七九・八
山崎孫兵衛（親重）	一七五・五三	二七五・五三	山崎	八八・六
山寺勘左衛門（信光）	三九六・〇四	三九六・〇四	鍋山	九三・一
曲潤助之丞（吉清）	二三六・六七	二三六・六七	片盛	一〇〇・〇

番を務める。その後、元和二年（一六一六）甲斐の領主となつた徳川忠長に付属させられたが、忠長は寛永九年（一六三二）に罪を得て改鳥され、同十年自刃するが、盛次は寛永九年二月に死去している。遺跡を離いただ子の盛吉は忠長事件に関連して知行を没収されたが、同十九年再び召されて牧原・二吹で二〇〇石を拝領した。この知行を離れた時期は明記されないが、盛吉の子某が大坂御奉行に転じた寛文元年（一六六一）六月のことであろうか。

馬場氏はもと教米石を称し、同地に住したが、その後信安の時には「武川谷大賀原（台原・根小屋の城）」を本拠とした。係官成は壬午の乱で本領を与えられたが、家康の関東移封に伴い武州鉢形に知行地が変わった。慶長九年に加増された新恩地二〇〇石も武藏で、同十五年に死去している。甲斐に戻ったとの記載はないが、その子信正は元和九年忠長に仕え、その死とともに改易されていることは、他の武川衆の行動と軌を一にしているから、民部を経した信成の時に甲斐に復したとみられ、この検地帳の記載はそれを証するものといえよう。寛永十八年信正是再出仕がかかるうの、与えられたのはト總國宮川村一六〇石で、甲斐へは戻らなかつた。

古木氏は信安・又左衛門の二名が見えるが、次節で詳しく述べる。

入戸野氏は入戸野に住した。門宗は壬午の乱後本領を安堵されたが、天正十八年武州鉢形に移り、慶長九年中斐に戻って再び本領を与えてられている。同九年武川十二駒の一人として甲府城番となり、元和九年忠長家臣に配されたが、寛永八年死去。遺跡を離いた門吉は忠長事件により知行没収、その後家光の時に復して旧地一七〇石余を拝領した。兄門昌も忠長に仕えたが、復帰後充行われたのは上総国加茂村だった。その後、門吉の孫門清が自殺したため元禄四年（一六一九）采地没収となる。

知見寺盛次は、芦木（長野県諏訪郡富士見町）を本貫地とする武士で、慶長八年に本領を回復して甲斐に戻り、采地に居住した。それがこの検地帳に見えれる二五石余である。次いで、慶長十三年に武川十二駒の一人として甲府城

忠森の子である。家康の関東移封とともに鉢形に移された。忠森は幕領後甲斐

に戻って八代郡で二〇〇石を与えられ、甲府城番を務めたというが、「慶長古高帳」には八代郡に豊綱の名はないから、家譜の間違いで「旧武川で与えられたのである。元和三年子正継とともに忠長に付属したが、寛永四年死去。正継は忠長事件の寛永十八年に復帰したが、采地は下総国であった。豊綱は慶長八年に甲斐の旧領を与えられ、甲府城番を務め、忠長に仕えたのは兄と同様である。寛永八年に死去し、信継が継いたが忠長事件で取公、同十八年本領を復したが、同二十年には旗本支給となり、知行地を離れた。

山高親重は父信直に従い跡形に移ったが、慶長九年に田地山高村で二七〇石余を賜わる。甲府城番を務めた。忠長事件で一旦没収された本領を、寛永十九年に復して慶安元年（一六四八）没した。遺跡を継いだ信安の知行地は、寛文元年に下總國相馬・葛西兩郡に移されている。一方、親重の父信直は家康の関東移封により跡形で一二〇石、慶長九年に増加七〇石余を与えられ、武藏力義部で一〇〇石を知行し、寛永一年死去したという。後嗣の昌俊は親重の長男で、元和一年に忠長家臣とされているから、それまでには知行地も甲斐に移されたとみられるのは他例と同様である。忠長事件での没収を除く寛永十九年に甲斐国巨摩郡において「ものごとく采地二〇〇石」を与えたが、寛文元年下総國相模・葛西・常陸三郡に移された。

山寺信光の父信昌は、壬午の乱により本鍋山鍋一〇〇貫文を安堵されたが、天正十八年に武藏跡形に転じ、直後の天正十九年死去した。遺跡を継いだ信光は、慶長八年武川の旧領に復してその地に住し、甲府城番を務めた後、忠長事件で浪人となる。寛永十九年家光に仕えて武川の旧地三九〇石余を領したが、孫信久が寛文元年十一月に上総國惣生・山辺兩郡に所領替となつた。

曲淵吉清は、家康の関東移封に伴い、父昌景とともに相模國に采地二〇〇石をもらい、後に甲斐の旧領を与えられて、子吉景とともに甲府城番を務めた後、忠長に属して元和五年死去。遺跡は子吉重・孫吉明・曾孫朝隆と継承され、甲

斐の知行地は朝隆の代に上総國山辺・下総國葛西・郡のうちに移されている。ちなみに彼が遺跡を継いたのは寛文九年で、所領替は元禄十五年以前のこととする。

各人にによって慶長再領後の動きは異なるが、大略すれば、寛永九年の忠長事件によってその所領を失い、同十八九年再領された際に旧領に復するものの、寛文元年に徳川綱重領が増加されたのを機会に、他国に知行割されて武川を離れるものが多かったといえよう。

このように、鎌倉末期以来連譲として武川筋の領主として君臨した武川衆は、武田氏滅亡後も徳川氏の家臣として天正十八年まで武川の地を領地し、一旦は家康の関東移封で武蔵などに所領を移されたが、その後その多くは幕府直轄領となつた直後の慶長八年前後に甲府の旧領に戻り、寛文元年の甲府藩成立に伴って、他国に知行地を替えられるまでの約六〇年再領したことになる。なかには元禄年間まで知行したと伝える氏族もある。

## 第三節 青木氏・山寺氏と白山城

鎌倉時代末から近世前期まで、多少の断続期間があり、又氏族の断絶や交替はあるものの、武川衆は数世紀にわたって武川筋を支配してきた。同筋に残る山城や星置城が彼等との関連で語られ、記録されてきたことは別稱でも触れられているとおりである。中でも、青木氏は武川衆の中心氏族に數えられるところにも、氏自ら家譜に「鍋山の取出をあづかりまゐる」と記録する。鍋山の取出（若）が白山城を指すのは地理的条件から周知の事実である。ここでは、その可能性について探ってみたい。

まず、青木氏の系譜を見てみよう。「官政重修諸家譜」（卷一六一）によれば、次のとおりである。



ここまででは、『寛永諸家系図書』には載っていない部分である。後の系譜の方が詳しくなっているが、これを單に後世の付加とみてよいか、或いは寛永の時にも所伝があったが、掲載を見合せたのかはわからない。概して元徳のものが古い時代の記載が簡略である。次いで、義虎以降を示そう。



信種には、「代々武川に住するににより、武川衆といふ。武田信頼及び信虎・

信玄につかへ、武川のうち鍋山の砦を守る」と注記される。彼が戦国初期の当主ということになるが、鍋山砦との関係記事を、彼の時に守衛が始まったといふ意味なのか、或いは代々に亘りて守護が継承されたと解すべきかは微妙である。

天文十年の死後、遺跡は子の信親・信明兄弟に譲られるが、信明は山寺郷を分給されて山寺氏を称した。信親についてはその本領を記載しないが、子信時が千牛の乱後青木郷他三・九貫文余の本領安堵をされていることからしても、当然青木郷を継承したわけである。大正十八年の家職関東移封に伴い嫡子信安とともに武成鉢形へ移住したのは他の武川衆と同様である。信時死後の慶長八年に信安は旧領を復して武川に住み、この年甲斐の領主になつた徳川義直に付属、義直の尾張移封後は武川十一騎の一人として甲府城番を務めた。元和二年忠長が半斐園主となると、これに付属せしめられたため、寛永九年の忠長改易とともにその養子信就は所領を没収され、八王子に居を移すが、同十九年召し返されて本領二八〇石余を再領した。寛文元年、信就の子信幸は上総國山辺・武射内郡に移されて甲斐との所領關係を断つことになる。

これを本領地青木郷の領有という点からすると、鎌倉末期以来青木氏が名字の地として同郷を伝承してきたとみられるが、武田時代においてはその事実を具体的に示す史料は残されていない。両者の関係を記す最古の史料は『語源錄

』に載る次の史料である。

① 甲州青木郷參自貢文・深奥之郷拾六貫文・御藏出五貫文之事  
右、為本領之由上候問、充行之者、守旨可抽忠功之状、如件

天正十年  
八月十六日

御朱印

奉之

青木尾張守殿

百貫文等事由、本領不可有相違者、守此旨可被勅忠功之状、如件

天正十年

十一月七日 御朱印

吉木尾張守殿

③ 本領改善甲州大田輪内六十貫文・同所跡部紀伊守分山・西保内有斐右衛

門夫九卷人等事

右、本給不可有相違之状、如件

天正十一年

御朱印 四月廿一日

吉木弥七郎殿

壬午の乱の最中及び亂後の論功行賞で徳川家康から与えられたものである。

①の充先である尾張守を「土官時に、また③の弥七郎をその子信安に家譜は比定している。①は信時自身の「申告に基づくまゝの承認で、②では内容を審査した上でその安堵とみられる。なお、②の貞高数は①の三倍になるが、信時の場合と同様に丙通が残る柳沢信秀・折井次郎の場合をみても、数字に大きな格差がないのが通例であるから、これは新恩分が付加されたと考えるよりも「篠口内七百貫文」に記載誤りがあった可能性が高い。さて、信時が申告した「本領」は当然武田時代の領有の実績を踏まえたものであろうから、青木氏の支配が武田時代まで遡ることは間違いない。天正十七年の伊奈後地に基づく知行割が武川家にも改めてなされるが、米谷体に対しての知行対象村落を示す史料が残るのみで、個々の氏族の知行地は不明である。ただ、対象地の中に青木郷が入っているから、青木氏の領有は継続されたものと思われる。

ところが、直後に家康の関東移封が決まり、青木氏も武藏鉢形に移住して青木郷を離れている。その後の甲斐の領主は、羽柴秀勝（天正十八年七月）・九年三月・加藤光泰（天正十九年二月）・文禄二年八月）、浅野長政・幸長（文禄二

年一月／慶長五年十月）と変転しており、青木の地にどのような支配関係が成立したかわからないが、その間わずか・〇年の間に二人の領主が交替するなど、固定的な支配関係が新たに成立するほどの時間的余裕はなかつたであろう。

慶長六年に幕府直轄になると、同八年には當時が旧領を再領し、弟信生も明らかだが、又左衛門を称した人物は家譜の上では確認できない。しかし、清右衛門を称した信生は、前掲家譜の表現によれば、武川の知行地を与えられたようであり、他に要件を満たし得る立場の人物は見当たらないから、信生が又左

衛門に相当すると考えられる余地は高いといえよう。領知は忠良が改易されると、所領を没収され、再び青木氏の手を離れるが、信生は寛永十八年、信就是同十九年に幕臣として復縁し、信生は、七〇石、信就是武川の本領二八〇石を与えられた。知行地は没収された時の旧領を復活するケースが多いが、信生の知行地は記されていない。しかし、たとえこの時古木村の一部を知行したとしても、二十年には戸米支給に切り換えられているから、この時点で關係を断つたことになる。また、信就の本領の中に含まれている可能性もあるが、その所領も

信生の代の寛文元年に上總山辺・武射兩郡に替えられている。

以上のように、青木郷は天正十八年（一五九〇）～慶長八年（一六〇二）の間を除いて中世以来青木氏の領するところであり、その支配は運ければ寛文元年（一六〇一）早くても寛永九年（一六二二）まで続いたのである。

ところで、中世の青木氏についていえば、永禄十年の下之郷起請文に見える青木右兵衛信秀・兵部少輔重満、天文十年の武田八幡宮本殿建立標札に小僧那として記録される尾張守満豊、天正十一年の南宮修造勅進帳（『甲斐国志』卷

（一三）に名を連ねる弥左衛門満定・菅次郎豊定等がいるが、いずれも系図には載っていない。わざかに寛永二十年に当主死去により絶家した青木氏の家譜に勘九郎豊定が見えるのみである。豊定については、別に多治氏流の青木氏家の譜に弥三左衛門満定・勘右衛門豊定と見え、満定は信玄・家康に仕えたとあるから、前記系図とは別の青木氏が存在したことが確証できる。四人のうち二人は「満」を共有している点から、三人が同一系譜に連なるかどうかは別として、「満」を通字とする青木氏の一流があつたことは認められてよいであろう。その家系が中世の青木氏惣領家だったのではないかろうか。それが、戦国末・近世初頭（信時・信安頃）に遺跡を幕臣となつた別系の青木氏が繼いだため、馬場小太郎信義・山寺源三昌吉・宮陽清三種友・横手監物綱・柳沢考岐守信勝が、いずれも後世の系図にその名を伝えないのは、早く絶家したとみられる宮脇氏を別にして、青木氏と同様な事情があったとみてよからう。例えは、山寺氏は青木信義の子信明が創始したことになっているため信明から系図が始まつておらず（『寛永諸家系図伝』では青木信義）、青木信時の子信後が繼いだ柳沢氏は青木尾張守安達（『寛永諸家系図伝』では青木信定）を始祖としている。ただ、家系は異なつても、古木郷が青木氏に支配されたといふ点についての反証は全くない。

この青木氏の支配は、白山城直下にある鍋山にまで及んだのであらう。天正十年十一月七日、鍋山郷一〇〇貫文を本領安堵されたのは山寺長左衛門信昌である。文書自体は残つておらず、家譜の記事に記するしかないが、前後の状況から信頼してよい。山寺氏は、信昌の父信明が山寺郷を信時から分給されたのが初まりと家譜は伝えるが、山寺氏の所在は下と鶴起説文や「蓮寺過去帳」によつてそれ以前に遡ることは明白だから、この時には同氏の遺跡を離れた意と解すべきである。前述の解釈に従えば、昌吉の遺跡を離いたはずであるか

ら、その時期は永禄十年以降ということになる。鍋山郷の守衛を天文十年に死んだ信種の時にまで家譜が測らせてゐるのは、鍋山郷の支配を前提としたものであろうから、分立した際に鍋山郷も信明に与えられたとしても矛盾はない。たゞ、どうでなかつたとしても、天正十年本領安堵の例からして山寺氏の鍋山支配は武田時代にまで遡ることは確かであろう。天正十八年に、家康の関東移封に従つて武藏国鉢形へ移り、信昌死去に伴い遺跡を離いた信光が、幕府直轄領となつた甲斐の旧領に復するのは慶長八年のことである。『慶長古高帳』に鍋山で二五六百余石を与えられた山寺勘左衛門が信光に相当する。その後、甲斐の領主の交替とともに、猪川義宣・伊藤忠長・徳川忠長・家康を経るが、忠長改易により所領を没収された。寛永十九年に家光に召し抱えられて武川の田地三・九〇石余を回復するが、石高からしてもその地が鍋山だったことは間違いないであろう。知行は信政、信久と繼承され、寛文元年に上総國磐生・山辺両郡に知行替となり、山寺氏による鍋山支配に終止符を打つ。

このように、鍋山郷は中世のある時期までは青木氏の支配下にあったものの、中世末期以降は山寺氏の領することとなり、天正十八年（一五九〇）～慶長八年（一六〇三）、寛永十九年（一六二二）～四二）を除き、寛文元年（一六〇二）まで、その領知は続いたのである。

白山城は、鍋山集落の背後に位置する山城であり、家譜にいう鍋山砦のことである。その山麓に位置する地理的条件からして、鍋山を領した者が白山城の森宮・維持に深く関与したであらうことは、想像に難くない。したがつて、山寺氏の城といわれるのであれば納得できるのであるが、なぜ青木氏の守衛城とされるのであらうか。青木氏守衛のことは『寛永諸家系図伝』にも信種の事績として載るから、同書が完成した寛永二十年には既にそしした所伝は成立していたことになる。当時の青木氏当主は信就だが、彼は山寺信昌の三男で、青木信安の養子となっている。山寺氏当主信光は実兄に当たり、この時の向氏の間

係は深い。系図伝でも、青木・山寺と併記した上で系図を書き上げ、一氏としての扱いである。山寺氏の管理下にあつたにしても、主家である青木氏の城との所伝が生かされたということなのであろう。しかし、「慶長古高儀」に載る青木信就・信生及び山寺信光の所領は、新奥・黒沢・上円井・折居・青木・水上・越口・宮地・鍋山・若尾に分布し、武川筋の南部地域に固まっている。本領安堵に基づいての知行充行はある時期の青木氏の所領を反映しているといえようが、そうとすれば、本貫地の青木から離れた南端部の鍋山に位置する白山城は青木氏の詰めの城としてふさわしくないという見方も不可能ではない。

山城は地形に左右されるから、適地は何回も利用されたはずである。青木氏との関係は今、つ明らかではないが、いずれにしろ、鎌倉末期以降武川筋の武士間として近世前期まで存続した武川衆がその造営に関与した時期は間違いくあつたわけで、その動向との関連を見極める必要があろう。

(秋山 敏)

## 第九章 武川衆の社会構成

### 一、北宮地の村落空間

この章は旧神山村のうち、北宮地と鍋山（いずれも近世の村にあたる）の二地区を取り上げ、それぞれの地区内で完結する社会組織を中心にして述べる。なお、方法は民俗学の手法による聞き取り調査を主に採用した。そのため、組織の現状は把握できるものの、時代的な背景あるいは歴史的な変遷などについては、充分にとらえきれていない面があることを、前もってことわっておく。

**集落の概観** 北宮地は近世の宮地村にあたり、集落景観は武田八幡宮の参道に沿って細長く展開している。現在の戸数は新興の住宅を含めて七〇戸余である。そのうちの五〇戸余りが「元からの住民」だというから、『甲斐国志』中の数字四八戸と比べてみても、戸数そのものは江戸時代後半から大きくなっているといえる。

武田八幡宮の参道は「大門通り」と称され、道幅が約四メートルほどである。

『甲斐国志』にも「大門通り中央の広九尺両側各七尺長百九十一歩」との記載

を見るが、道幅は当時に比して狭くなっている。ただ、参道北側の家並みのうち、神社に最も近い敷地が神主屋敷であったといわれ、その間口分だけは当時の道幅を残している。

現在の集落は、徳島城を境にして、その上方（西側）に位置している。もともと集落は徳島城の下方、「一の鳥居」付近にあつたが、堰ができるからは、堰の決壊にともなう水害を避けるために、今の位置（二の鳥居）の内側に移動したともいわれている（「ふるさと読本 かみやま」）。また、小字「古山（こやま）」にある家々がどもの集落で、一西街道（さしいかいどう）は清

普方面から古山に入り、古山の道祖神の脇を通って神社の前を抜け、白山城の山麓を通っていたとの伝承も残る。

全体としてみると、北宮地の集落は参道を挟むように形成されているが、先の集落移転伝承などもあるように、当初から現在のような集落景観をなしていたとは考えにくい。理由の第一は、参道南側の家並みは例外なく参道に背を向けている。これらの家々はもっぱら、南に離れて参道と平行してはしる「中道（なかみち）」を適用してきたと思われる。理由の第二は、「右石」だとか「古い」と認識している家々は、かららずも全部が参道に面しているわけではない。たしかに、参道北側の最上に「オエデヤシキ（上手屋敷）」と呼ばれた神主屋敷があり、この通りの家々は「間口の広い家が多い」ともいわれる。しかし、「オモテ（表）」・「ミナムラ（南村）」・「オーシモ（大下）」・「ナカムラ（中村）」などの屋号を有する家々は、むしろ参道からはずれている。

**北宮地の村落景観** 次に、集落に田畠などの耕地を加えた村落（いわゆる「ムラ」）の景観を梗概しておこう。

近世の宮地村を領域の視点からみると、いわゆるムラとしての一般的な空間構造を示している。ムラとしての北宮地は、背後（西側）の八頭山（その一部が八幡山）にかかるられて展開する。北側は堅沢（たつざわ）川、南側は八幡沢川によって区切られ、集落の周囲に耕地が広がっている。

ムラ境は、さまざま伝説や民俗儀礼がともなり。北宮地と武田の境となる工仁塚にまつわる伝説などは、その象徴的な例であろう。また、堅沢川と大蛇の話なども加えることができる（詳細は『垂野市民話伝説集』を参照のこと）。堅沢（たつざわ）の「たつ」は「龍（たつ）」であり、「虹がたつ」・

「夢枕にたつ」などの「たつ」と同義で、靈感の現出を意味すると解される。

八幡山や八幡沢も、ムラ領域と異界との境界ならではの地名といえよう。

民俗儀礼の事例としては、虫送り行事を上げておく。かつて北宮地では、七月十日と二十日の二度、虫送りを行ったと伝える。二メートル以上もある青竹や木材を束ね、それを燃やしながら鳥居場から釜無川まで歩いた。直保が七、八寸もあり、若者たちが担いだという。鳥居場が次のムラ境であり、釜無川が第二次の広義のムラ境と意識されていたことがうかがえる。

次に、集落の周縁に分布することの多い、寺社・墓地・小祠などの位置をみておこう。八幡山を背に武田八幡宮、そこから五〇メートルほど南に為朝神社がある。為朝神社は、八幡武川が山中から出でてくる所に鎮座する。

為朝が八幡守いたとき、一人の老翁が波に深い堤に乗って岸辺に着いた。その老翁が異様な様子なので聞いてみると、「我は布匿の神の性なり」と答えた。為朝は「我こそ此の島にあって万民を撫育し國家安泰を守る為、疫神の患なし。況や狐狸の人を惑わすに於ておや。我、人の患あるを知つて止めずんば引矢神の纏なり。汝、早く去るべし。若し、我が言に背き人を憚さば、たちどころに射殺さんと、弓に矢をつがえければ、老翁その異様の弓勢に恐れて、低頭再拜して、来世の後までも背かじこと誓ひをたてて、また誰に来て退きし」と云う（『妙法寺神社記』）。

こうした為朝のイメージは、江戸時代の後期に大流行した布匿（布縄）絵の民間習俗に登場するものである。為朝神社がある付近一帯の小字名は「妻神（さいのかみ）」となっており、おそらく、先の伝承からかがえる為朝神社の疫病除的な性格も、これと無関係ではないから。サイノカミ・サエノカミは道祖神を指すとの解釈が一般的になされるのであるが、すくなくとも北宮地に限ってみると、道祖神の祭場と結び付いてこない。あらためて、サイノカミ・

サエノカミと道祖神との関係を問い合わせてみる必要性を感じる。

さらに、墓地である。現在の共同墓地は、集落の北側の山麓に位置する。小字は「古山」である。この集落は大半が神葬祭であるため、墓碑に「奥津城（おくつき）」ないし「奥都城（おくつき）」と刻まれているものが目立つ。神道では「墓」の語を忌み避け「奥津城」が用いられる。

共同墓地の登場は明治時代前期からで、それまでは各戸ごとの星教墓が主であったと考えられる。旧家と思われる家々の裏手には、石塔や家形の祠を残しているところが多い。北宮地には、武田八幡宮の官司を代々務めた有力な伸牛家が存在したため、星教祭の動きが他の地域よりも顕著であつたものと思われる。星教墓が残った理由も、こうした点と無関係ではなかろう。

神主であった矢崎家の旧墓地が、「一の鳥居」の下子（集落の入口）にある。

矢崎家の屋敷は集落の最も上手、武田八幡宮の「三の鳥居」のすぐ下手にあり、土地の人々は「オエデヤシキ（ト手屋敷）」と呼んでいた。明治時代後半には諸般の事情で転出し、その後は星教跡だけになっている。家屋の一部（勝手場などともいう）は功刀利氏氏宅（利夫氏の父親の代に参業）に引き取られ、受け継がれている。

旧墓地には昭和四十六年に建立された「矢崎家奥津城」の石碑がある。矢崎家の親類縁者によるもので、次の碑文が刻まれている。

矢崎家ハ家系由緒ニ依レバ始祖ヲ武田刑部、家祖ヲ武田刑部園園利ト為シ第二十六代矢崎寅貞ニ至ルマデ翌代武田八幡宮ノ神主ヲ勤メタル家系ナリ、此ノ地ハ翌代ノ神靈ノ奥津城ニ有レド近年祭礼モ怠リ靈感モ甚ダシタ荒廃セリ加フルニ他邑農業水利事業ノ折衝標榜甚ノ紛失アリ神靈如何ハカリニヤ有リケン願ミレ、痛恨ノ極ミナリ、是ニ依ツテ靈ミテ荒祠ヲ修復シ恩代ノ神靈ノ安ラカナランコトヲ祈願スルモノナリ。

寺院は頼成寺末寺の玉保寺が、現在の共同墓地の下手にあったという。『中



第38図 鍋山・北宮地と道祖神

「*蕃国志*」にも記載があるところからして、江戸時代の後半に存在していたことは確実である。道路を整備していったときに地中から出てきたという墓石などが、古山の道祖神の近くに並べられている。現在、市の指定文化財となっている「二石百觀音」は、玉保寺にあったものであるといふ。

最後に、ムラ境祭祀の象徴として、はとんど例外なく取り上げられる道祖神について概観しておく。

集落内には二基の道祖神が祀られている。ひとつは「二の鳥居」の北側（地図中の⑧）、もうひとつは墓地の入口付近（地図中の⑨）である。前者は「寛政三（一七九一年）」、後者は「寛政九（一七九七年）」の銘が残る。道祖神の祭祀単位は、山梨県内では一般的には村組（集落内の小組）である。また、道祖神の位置はというと、村組の境であることが多い。この点に関しては、後の取り上げることになる鍋山の事例が典型的に示している。しかし、北宮地で

は一集落全体で一基の道祖神を祭っていて村組に対応していないのが特徴である。

ただ、村組が道祖神の祭祀単位として機能していないというのみで、上の地図からもうかがえるように、景観的には集落周辺に小さな集落が、あたかも枝村のように独立した形で形成されているのがわかる。そして、道祖神の位置はといふと、明らかに小集落の境にあり、県内に共通した一般的なスタイルをとっているといえよう。

### 二、北宮地の社会組織

**階層・系譜・親分** 北宮地の社会組織を概観する前に、階層と系譜関係について簡単に触れておく。

集落内には、一〇軒程度の有力な家が存在していたと思われる。それらの家々は戦前においては地主であり、また敷数の子分をかかえる親分であったり、氏子懸代などを務める家柄でもあった。

戦前には「大きな蔵に入り切らないほど米が集まつた」ような家であったとか、「大きな門構えの家で、槍や刀が數件あった」などいわれた家もあった。**『山梨県統計書（昭和十年）』**を参照する限りでは、旧神山村（北宮地・鍋山・武田）の小作農家率は周辺地域に比べて高いといえ、先の表現も單なる誇張ではないだろう。

第7表 小作農家比率（本業のみ）

地区	自作	小作	小作	総数	小作／総数
神山	48	33	141	222	63.5
円野	85	78	92	255	36.1
清哲	53	95	82	230	35.7
旭	83	105	185	373	49.6
大草	41	85	117	243	48.1
龍岡	36	123	115	274	42.0

（『山梨県統計書 昭和十年』より）

統計資料はあくまでも統計資料であって、家の由緒などいわゆる家格は土地面積には現れてこない要素があるし、そもそも旧神山村を包括した数字であるから、北宮地の階層性を反映しているとは限らない。むろん、明治・大正・昭和時代の激変のなかで大きな浮沈がおき、北宮地の階層構成が変わってきたことは否定できない。その格差が大きいためか、今日の住民の間ではその点に関しては言及を避けたがる傾向が強い。

北宮地の社会階層を垣間見る資料として、昭和五十年に行われた武田八幡宮の「寄付者奉名」などが、ひとつの手掛かりを与えてくれる。それをみると、一〇万円一名、一〇万円一名、五万円二名、三万円二名、一万五千円一名、以下一万円と続く。また、昭和六十二年の場合をみると、五万円一六名、二万円一六名、以下一万円と続いており、両者から推定して十数名の階層上位層が形成されていると考えてよいだろう。しかし、昭和五十年と六十二年とは、一年余の歳月しか経っていないにもかかわらず、寄付者奉名が重なっているわけではない。

北宮地ではK姓とN姓が多いが、系譜関係の認識はそれほど明確でなく、また同族としての意識はほとんどないといってよい。だいたいどの家でも屋敷神を祀っているが、本分家による共同祭祀という事例は皆無である。この周辺地域では同族神祭祀が比較的濃密にみられるのと比べても、対称的である。

山梨県内の他地域と同様に親分子分債務が残る。結婚するときに、婦方で村内の有力者夫婦に依頼する。夫の親と同等の付き合いをするとき、子供が生まれたときには名付け親になる。また、親分の家は人寄せ用の膳席などを保有しているため、冠婚葬祭など一軒前としてムラ内の交際を維持していくうえで、親分からの援助が欠かせなかったという。

武田八幡宮の祭礼と祭祀組織 次に、ムラ内で執行される祭礼や共同労働などの諸行事をとおして、北宮地の社会組織をみていくことにする。なかでも、祭

祀組織は北宮地の歴史からしても重要なと思われる。

地元では武田八幡宮を「武田八幡さん」とか「八幡さん」と呼び、北宮地の氏神として祭記している。祭日は十月十四日であったが、近年ではそれに近い日曜日に変更された。しかし、「甲斐国志」には「大祭ハ八月十四日神主執行ス」と記しているところから、十月十四日という祭礼日は後世に変更されたものであろう。さらに同書は、「二月初卯」の祭り、六月十五日の「御田祭」、十一月の「宮籠ノ神事」などを上げる。

また、同書に「申ノ時ニ至リ神輿ヲ二ノ鳥居ノ内へ遷シテ祭ル往古ハ塩川ノ東崖中山（巨摩北山筋宮久保村現椎沢）ヘ神幸ス」とあり、古くには釜無川・塩川を越えて神輿の渡御が行われていたことがうかがえる。「中山」とは

埴岡町宮久保の権現沢に鎮座する熊野神社のことと思われ、熊野神社側にも同類の伝承が残る。

『峠北神社誌』は、次のように記す。

今より二三百年前迄は、

神山町北宮地の武田八幡神社より、神輿の渡御があつた。或る年、釜無川出水の際、この渡御が行なわれたが、折



写真8 神輿石 (北宮地)

が出来ず、途中にて流され、為めに其の後、当社には渡御が中止されたので、この神事が廢せられたと云う。

こうした伝承からは、かつては武田八幡宮の祭事が川除神事としての意味を色強く有していた点が推測できる。武田八幡宮の御座する位置に特別な意味があるとすれば、ひとつには釜無川と塩川の合流する地点を一望できる場所にあり、おそらくこうした川除の役割を持っていたためではなかろうか。

神輿の渡御の様子については「村役人は羽織袴腰笠で吉竹を枝にして簾巻」したとも伝えている。しかし、ある年、川の増水で神輿が流され、宇津谷村（現双葉町の一部）で引き上げられるということがあって中止となり、それ以来「二の鳥居」までとなつたということである（「かるまと読本 かみやま」）。今日では、まず神主が拜殿で御祓移しをすると境内を練り歩き、それから参道（大門通り）を下って、「二の鳥居」にある神輿石まで渡御が行なわれる。神輿石に神輿を置くと、神主が祝詞をあげて終わりとなる。かつての神輿石は鳥居



写真9 戦前の「二の鳥居」と  
神輿石 (功刀利夫氏所蔵の絵葉書)

第8表 荘崎市内の神社の総代と氏子数（無格社などは除く）

神社名	総代数	氏子数	氏子／総代
八幡宮（宮地）	10	55	5.5
白山権現（鍋山）	8	123	15.0
鹿島明神（武田）	3	75	25.0
若宮八幡宮（並崎）	25	1600	64.0
勝手神社（岩下）	2	117	58.5
神明神社（出母石）	5	98	19.6
倭文神社（宮久保）	6	83	13.8
本宮猿田彦神社（柳半）	3	90	30.0
源助神社（三之森）	4	48	12.0
鹿島神社（今井）	6	90	15.0
鹿島神社（長久保）	3	20	6.7
神明神社（口之城）	5	82	16.4
神明神社（三ツ沢）	3	130	43.3
姫野神社（宮久保）	3	11	3.7
山神社（上今井）	6	90	15.0
当麻戸神社（駒井）	5	270	54.0
福地八幡神社（北下条）	6	127	21.2
福地八幡神社（南下条）	4	120	30.0
天王社（板井）	3	45	15.0
柳原神社（小田川）	6	150	25.0
御牧了安神社（中条）	3	230	76.7
藤原神社（中条上野）	3	230	76.7
總見神社（石水）	6	65	10.8
津島神社（夏目）	3	75	25.0
彌宮社（次第御）	4	105	26.3
鹿防神社（垂久）	4	50	12.5
藤古社（久保）	3	32	10.7
諏訪名方神社（伊勢屋）	4	73	18.3
持久神社（上円井）	8	140	17.5
宇波刀神社（下円井）	6	110	18.3
天神社（入戸野）	4	50	12.5
鹿防神社（音木）	3	95	31.2
八幡神社（折居）	3	60	20.0
近ノ神社（中谷）	4	55	13.8
御杉神社（御杉）	4	55	13.8
原山神社（青木）	4	160	40.0
總見神社（南割）	8	91	11.4
山神社（上条北割）	4	65	16.3
八幡神社（上条北割）	10	220	22.0
金山神社（上条北割）	2	65	32.5
安房神社（上条中割）	2	89	44.5
南宮大神社（上条東割）	17	1225	72.1
若宮八幡宮（上条東割）	3	40	13.3
神明神社（下条中割）	3	37	12.3
子之神社（岩尾）	7	100	14.3
唐土神社（下条南割）	4	96	24.0
神明神社（若尾新田）	5	80	16.0
石宮明神（下条南割）	4	25	6.3

(『味北神社誌』より)

の真下にあつたが、その後、鳥居の脇に移動された(写真八・九参照)。祭礼の執行は、一〇名の氏子総代が中心となつて執行される。氏子数に比して、総代数は多い。ちなみに『味北神社誌』(昭和三十七年)を参考にすると、武田八幡宮の氏子五五戸にたいして総代一〇名というのは、莊崎市内では宮久保の熊野神社に次いで高い。しかし、熊野神社の場合は氏子数が一戸と異例であるので除くと、氏子数が三〇戸を越えるなかでは武田八幡は断然突出の数字を示しており、大きな特徴をなしている。

氏子総代の選出にあたっては、諸般の事情がかかわってくるため早計な断定は避けなければならないが、それにも一般的な形態とはいいくらい。古い歴史と由緒を有する神社の維持運営にあたって、古くから配慮されてきた名残とも考えられよう。改まつたが、戦後しばらくまでは総代になれるとのできる家々が固定されていたという。氏子総代は一期二年で、一月十五日に行われる神社の總会で選ばれ、氏子総代の選出にあたっては、昨今では年配者のながら人選されるようにならぬが、それでも一般的な形態とはいいくらい。古い歴史と由緒を有する神社の維持運営にあたって、古くから配慮されてきた名残とも考えられよう。

れた。現在では、この總会は三月にある区の總会に併せて行われているが、区の審議事項に先立つて神社関連の審議がなされるという。

秋の大祭のほかに、春（四月三日）、人或い（六月三十日・十二月二十一日）、新穀祭（十一月二十六日）などの祭礼がある。これらは、いずれも氏子總代が中心となって執行される。十一月の新穀祭りには各氏子から、升の稻を束め、それを先づて神社の運営費に充てていた。

神楽の奉納 神楽奉納は秋の人祭に行われる。現在二〇名弱の氏子によって上演されているが、衣裳や面などは若宮八幡宮から借りていている。十月に入ると練習を始めた。今は社務所を使うが、以前はラップの明かりをたよりに坪庭で行つたという。上演当日は、午前十時頃から始めて午後、一時頃までで終わるので、昔に比べると演目はだいぶ精選されてしまった。

「平妻田志」にも「北の方ハ神樂場ナリ」の記載があるところからして、式田八幡宮における神楽奉納の歴史は古い。しかし、現在のものは古い姿をほとんど伝えていないのではないかと思われる。『瀬戸市誌』（下）に「山内において神樂衣装・神楽面・樂器・道具が保存され、なお使用されているのは圭齋町若宮八幡宮宮司の家に二組あるが、指導もまた同家旧祠官屋敷敬吾（八三〇—一九〇九）によるものが多く、他郡にまでも及んでいる」と述べるようだ。北地方の神樂は明治時代に入って若宮八幡宮の強い影響のもとに広がったと考えられている。北宮地に伝わる現在の神樂は、演目内容からしてその系統に属するものと思われる。

参考までに演目をあげておく。

- 一、奉幣
- 一、扇揚清めの舞
- 一、仁の舞
- 一、団堅めの舞
- 一、須佐ノ勇命の舞
- 一、忍鬼の命の舞（金色の御幣）
- 一、伊斯許理度奈命の舞（御幣）
- 一、玉祖命の舞（御幣）

#### 一、御幣の舞

#### 一、剣の舞

#### 一、劍打の舞（かじや）

#### 一、五行の舞

#### 一、陰陽の舞

#### 一、稚子舞の舞（白狐と合算）

#### 一、觸給の舞（ヒヨウトコと合算）

#### 一、四人劍の舞

#### 一、鞠躬の舞

#### 一、猿田毘古命の舞

#### 一、天照大御神

#### 一、地曳の舞（石おこし）

#### 一、木花之佐久夜毘売命の舞（單）

#### 一、仁の舞、乙の舞（翁の舞）

#### 一、大山津見神（創投げ）

祭礼の執行と若者組 かつては、「五才までの青年男子」（いわゆる「お若い衆」）からなる年齢階層集団があり、祭礼の執行などに大きな役割を果たしていた。この集団を「青年団」と称していた。「青年団」は大正時代頃から登場する呼称であるが、それ以前の呼び名は定かではない。昔は小学校の尋常科や高等科を卒業すると、土地に住んでいれば青年団に加入了。からずもしも、長男に限ってはいかつたし、これといって加入時の手続きはなかったという。青年団は旧神山村で一組織となつており、青年団長が選出された。北宮地・鍋山・武田が、それぞれに支隊となり支隊長がおかれた。団員のなかでも年齢の低い者は「小若い衆」と呼ばれ、お茶の当番をやらされた。

青年団が盛況だった頃は、神樂の上演は青年団の役割であった。その当時は、朝から夜おそくまで神樂をやったという。また、獨立してなど振りの諸準備や片付け、神輿を担ぐのも青年団の仕事であった。

#### 一、大兄兄弟の舞（御幣）

#### 一、布刀玉命の舞

#### 一、天子受充命の舞（手草、赤御幣）

#### 一、天手力男神の舞

#### 一、四弓の舞

#### 一、玉取りの舞（ヒヨウトコと合算）

#### 一、弓天狐の舞

#### 一、地曳の舞（石おこし）

#### 一、木花之佐久夜毘賣命の舞（單）

#### 一、仁の舞、乙の舞（翁の舞）

#### 一、大山津見神（創投げ）

た。現在、北宮地は四組（第一と第四）に分かれており、組ごとに一年交替で祭りの準備や片付けを担当している。

**郷人足 各戸 総出の共同労働のことを「郷人足」と呼んでいる。この郷人足には、犠牲・道作り・下草刈り・神社の屋根葺きなどがあった。**

**稲振りは春（四月下旬）**に行われるもので、醫式（たつさわ）川より引き入れている内田堰と横沢堰の二本の堰に堆積した土砂などを振り上げる。秋は稻刈りの前に、道作りを行った。各戸から一人前の男性が出席するのが義務とされ、欠席や女性が出た場合は出不足金を徴収することになっていた。

神社の上手に氏子で管理する山があり、七月に下草刈りを行った。また、秋祭りの前になると、かつては毎年のように神社の屋根の葺き替えを行った。各氏子が二間縄で二シメ分の小麦藁を供出し、専門の屋根葺き職人を頼み、足場を組む作業や掃除などの難人夫は氏子が受け持った。一シメが一・一二把程度で、屋根の葺き替えは全面的なものではなく、供出される小麦藁の量に見合つた分ずつ毎年部分的に行われた。

為朝神社の祭礼は、かつては三月十五日であった。今は武田

八幡宮の春祭り（四月三日）に併せて行われている。以前から蟻を立て、神主が祝詞をあげる程度で特別な儀式はやってこなかったという。神社の拜殿には高さ二メートルほどの為朝座像（現在のものは平成七年修復）がある（写真一）

○参照。

為朝神社は病苦除けの神として信仰をあつめていたが、明治時代になって種痘の実施とともに参詣者が絶えてしまったという。神社の由緒は武田信義が元暦元年に社殿を建立し、為朝画像と大長刀を納めたところに始まるところが、現在の社殿は後の文化十三（一八一六）年に「源氏の直系深沢文兵衛直房等がその衰退を憂い、昔日の面影を再現した」ものといわれる（為朝神社の説明書き）。また、為朝神社の位置に関して、以前には武田八幡宮の境内にあつ



写真10 為朝像（為朝神社）

たとの伝承もある。  
その他の『甲斐国志』に記載のあった祭礼は、今日まで持ち伝えているものは、ほとんどないといってよい。近世の祭礼執行にあたっては、専門の神主が掌握しており、複雑に儀礼化し、人々の生活とは縁が遠くなっていたものが多くたためなのかもしれない。

「宮地」の地名の由来とされる社領に関しては、徳島堰の下方の小字「柳田」の一角に、「シンジョ」と称する土地がある。「シンジョ」は、おそらく「神所」であろう。「反歩ほど水田で、小作物出していた」という。

『甲斐国志』にあった六月十五日の「御田祭」との関連で注意したいのが、「祇園田（ぎおんだ）」の存在である。「二の島店」の北方二〇メートルほど小道を行った所、小字「古山」と「柳田」の境にある。面積は數歩程度で、これも社領だという。古老はここで田植え祭りを見たことがあると話す。若舗った馬を、祇園田から鳥居場まで連れていき、そこで子供たちに菓子などを配ったという。「御田祭」の要素を残す、民間習俗といえよう。

北宮地の道祖神祭りは、やや祭典である。小正月の祭礼はなく、田植え後の「奥休み」に青年団が中心となって道祖神に灯籠を掛け、子どもたちに菓子などを配ったという。「奥休み」は集落全戸の田植えが終了した時点で設けられ、七月二日、「二日頃」になった。先の祇園山の習俗と類似した面があるが、ここでの祖神祭礼が田の神祭りの要素を有している点は注意しておきたい。

その他、「ゴーベエシ」・「リリヤマ」と称するわずかな上地が残る。いずれも八幡沢沿いにあり、「ゴーベエシ」は「霧林」、「リリヤマ」は「割山」の意で、古い時代の共有林の名残であろう。

### 三、鍋山の内部構成と運営

鍋山の内部構成　鍋山は近世の鍋山村にあたる。北方は八幡沢を境に、北宮地に接する。南は片利沢が境になる。〔中略〕によれば、戸数八十九で、村名の鍋山は山形に由来すると記す。

鍋山の内部は、上（かみ）・下（しも）・殿小路（とのこうじ、おごうち）、白沢（しらさわ）・原（はら）・雨原（みなみはら）・御堂（みどり）の七の村組によって構成されている。上と下を、それぞれ上宿（かみじゆく）・下宿（しもじゆく）と呼ぶこともある。それぞれの村組のことを、タミ（組）とかプラタ（部落）、あるいは古老人にかにはコーシー・コーチ（耕地）などと称する者もいる。また、これらの組は道祖神の祭礼単位となっている。

七の村組のうち、上・下・殿小路・原・御堂は古くからある組で、南原と白沢は分家などによってできた新しい組だといふ。道祖神の石像の造立時期が、かなりずしも村組の成立時期と一致するわけではないが、傾向としては古い石像（多くが丸石型の道祖神）は御堂・殿小路・下組・上組などにみられる。

集落構造の面からみると、上組と下組の区別ははつきりしないものの、それを除けば、ほぼ組ごとに小さな集落を成している。なかでも御堂は、他の組々

から、キロメートル近くも離れており、見ると技術的な形をなす。

ちなみに、「殿小路」の地名の由来に関しては、白山城の殿様が夕方になると、この付近まで遊びに出て来たのだといふ伝承が残る。おそらく、「殿小路」の漢字から派生してきた付会であろう。コーチ・コーチは、先にも触れたように本来は村内の小さな集落を意味する語であった。また、トノ（殿）はタナ（棚）の転訛であることが多く、棚状のやや小高い地形を指す。

組の運営　現在の組は二〇代前後で編成され、それぞれの組で組長が選任され、組の運営にあたる。組長は、一年交替の持ち回り制をとっている。

組は生活互助の役割をもつ。葬儀の際の互助は組内が中心となって行われることになっている。

また、組には共有の財産がある。上組の場合、組で所有する小さな倉庫がある。そこには食器や座布団などが保管されており、祝儀や不祝儀などのときに利用する。

鍋山地区の運営　地区には、区長や区長代理・書記・会計などの役員があり、組長とともに鍋山地区全体の運営にあたる。区長以下の役員は、組ぐらの場で選出される。

昨日では、役員は人物本位で選ばれるようになったが、戦前はいわゆる願役が持ち回りで各役職に就いたといふ。願役はユーシ（有志ないしは有司）などと呼ばれおり、地区の運営や冠婚葬祭などの行事を取り仕切っていたといふ。ユーシは、二〇名ほどの地主によって構成されており、区長を氏子継代、さらには四神山村（鍋山・北宮地・武山地区）の村長や村会議員などに就いた。

親分子分慣行　昭和二十年代頃までは、嫁入りを迎えるときにはかならず親分を依頼した。親分は一組の大姑で、親分をとる側の新婚夫婦を予分といった。

親分は地域の有力者つまりユーシのなかから選定するのが一般的で、その際、まったくの無縁というのではなく、本家などの系譜関係や婚姻などによって生じる縁が優先される。また、ユーシのなかでもさらに有力な人々が数軒あり、「ユーシのオヤカタ」とも呼ばれてユーシ層の親分をも務めた。なかには一〇人以上の親分を務めた家もあり、聞き取りによれば、そうした有力者は古くからある組には一戸ないし二戸くらいの割合で存在していたという。

親分は、畠替えや書類の読み書き、金銭や米の貸与など生活の多くの場面で子分の面倒をみた。羽織り・袴も自分のものと子分のものと二通りを揃えており、冠婚葬祭のときに貸したという話も伝えられている。

こうした親分の庇護にたいして、子分は山林の植樹作業や下肥の汲み出しが、さまざまな奉仕でもつて応えた。

#### 四、鍋山の祭祀と組織

伝統的な要素を強く残している村落社会においては、祭礼の執行形態に社会组织の特徴が現れることが多い。執行形態といった場合、第一にその祭祀の範囲がどれほどであるか、第二に執行組織はいかなるメンバーによって構成されているかが重要になってくる。村落社会にはおびただしい数の神仏が存在し、それらが大小さまざまな集団によって慎重に祭られているが、祭祀組織は歴史のなかで生じた多様な社会関係を取り込んでいるのが一般的である。

以下、鍋山地区の代表的な祭祀とその組織を取り上げておく。

**白山神社** 白山神社は鍋山の氏神である。村落社会の全体でもって祭りの執行にあたる。運営の中心になるのが、八名の氏子總代である。氏子總代は各組に一名が原則であるが、戸数の多い組は二名の後代が選出されている。のぼり立てをはじめとした祭り準備は、七つの組が一年交番の持ち回りで担当することになっている。



写真11 上組の道祖神（鍋山）

祭日は以前から北宮地の武田八幡宮と同じ日で、昨今は十月第二日曜日となつた。秋祭りの前になると、老人会が各戸を回り神社の御札を配りながら初穂料（以前は米であったが、今は金である）を集め、それを祭りの運営費用にする。祭り当日は、御輿が出る。育成会の行事として子どもたちが担ぎ、集落内を練り歩く。御堂にも行くが、今では経トラックで運んでいる。一昔前の御輿は樽御輿で、旧葦崎町の「トミヤ」酒店のものを用いたという。

道祖神祭り 鍋山地区では、すべての組で道祖神を祭っているが、山梨県内の道祖神祭りの単位の在り方としては一般的な形である。形態は大半が丸石型で、台座などに「道祖神」と刻む例が多いが、なかには「御神」の文字も見られる。道祖神を祭る場所は、いとど、各組に通じる道の入口付近にあり、組内各戸を疫病などから防衛する「御神」としての性格がみてとれる。

次に、各組の道祖神の位置と形態を概観しておく。

上組のものは用水池の東にあり、丸石型で「明治三十四年」の銘が残る。道路の開削によって現在地に移動したが、それまでには集落の北端付近の三差路に

あつたという（写真一参照）。

下組は集落の南端に、卵型の自然石を用いた道祖神を祭っている。「文化七年」の銘がある。

殿小路組は集落の西端に丸石型の道祖神を祭る。台座に「明治二十八年」「鍋山組殿小路中」の銘を残す（写真二二参照）。

原組は集落の東端付近に丸石型の道祖神を祭る。銘によれば、「文政四年」「原組氏子中」の造立となつていてある。

御堂は集落の西端に、水神の石碑に並んで立つ。丸石型で、「天保八年」「御堂組氏子中」の銘を残す。

白沢や南原にも、自然石や丸石の道祖神を祭っている。

ところで、この地区的道祖祭りそのものについてみると、伝承は全体的に希薄で、小正月につきもの芸能はまったく伝承されていない。全国的にみても山梨県域は道祖神祭りの盛んな地域であることを考慮すると、やや違和感をもたないわけではない。先の北宮地のケースと似ているものの、單なる地域性の



写真12 殿小路の道祖神（鍋山）

問題として片付けられないようだと思える。やはり、この地域が神道の影響力が弱まつて強かつたことなどを考えると、道祖神祭は性戯的な要素がきわめて強いために、ある時期に「土俗的な行事」として淘汰されていった可能性が否定できない。

さて、上組を例にあげながら、具体的な道祖神祭りをみてみよう。この組の祭りは、一月十四日の小正月と夏季のノーヤスミ（農休み）の後の二回であつた。ノーヤスミは田植えが終わつた頃をみはからつてフレが出ることになつており、だいたい七月の上旬頃になり、全戸いっせいに休息をとつた。いずれも、組長が中心となつて祭りを執行するが、道祖神の周囲にしめ縄を張り、神酒を酌み交わし、子どもたちに菓子などを配る程度であるといふ。今では組の新年会を運営せ、一月十四日の道祖神祭りの日に重ねて行うようになった。

観音祭り 鍋山地区の北端に共同墓地があり、観音堂はその一帯に建つ。かつての西街道は八幡山から城山（鍋山）の麓を通り、観音堂の脇から鍋山の集落に入つたと考えられる。観音堂は武川筋の十八番札所で、躰鐵の熊馬などが奉納されている。境内には「享保四年」の銘が残る船乗り地蔵がある。観音堂の祭日は四月三日、そのほかに八月の夏祭りがある。

観音堂脇の道路を隔たたところは今では広場になつてゐるが、かつては大慈寺と小さな池があつたが、無住であつたため地区による維持が困難となり、のちに廃寺となつたといふ。『甲斐国志』にも「小林山大慈寺」の寺名および「本尊十一面觀音 証文焼失」の記事が見える。

四月三日の例祭は老人会が中心となつて催し、のぼり立てなどの作業も行うり歩くのも老人たちが請け負つてゐる。かつては八月の盆にも祭りがあり、こちらは青年たちが担い手となつた盛んな祭りであったといふ。アマヤ（天屋）と称する門構えの飾りを観音堂の前・上組の道祖神場・火の見櫓の三方所に建



写真13 緑音堂（銅山）

てた。さらに、オヤマ（お山）と呼ぶ温泉の山筋りを、火の見櫓のところに立てた。



写真14 緑音堂内の奉納物

(影山正美)

# 第十章 天正壬午の乱と城郭群

## 第一節 天正壬午の乱

### 一、はじめに

本草は、中部地方最大の戦国大名武田氏の滅亡<sup>1)</sup>と、それに統いて勃発した織田信長の横死（本能寺の変）によって引き起された戦国大名間の勢力変動に伴う新たな争乱のうち、旧武田領の分割をめぐる局面の全体を俯瞰する。そして、白山城をはじめとする城郭群が、その内乱の過程でどのような役割をもつていたかを、政治・軍事史的時系列の中で明らかにしようとするものである。

しかし、子めお断りしておきたいのは、旧武田領をめぐる争乱は甲斐・信濃・駿河・上野国の広範囲にわたり、またその余波は争乱決着後も、真田昌幸の帰属や沼田領の処遇をめぐる北条・徳川・上杉・豊臣の相剋に引き継がれたことによ示される如く、長期にわたって燃り続け、天正十八年の小田原出兵の遠因をなし、最終的には北条氏滅亡<sup>2)</sup>と、豊臣秀吉の大下統一によって決着がつけられたまで戦国争乱の最終段階を規定し続けたのであるが、これらを全て取り上げることは出来なかつた。本草は天正十年三月から十一月の時期に限定し、しかも甲斐を舞台とした徳川家康と北条氏直の対戦に叙述を絞らざるを得なかつたが、必要に応じて甲斐の他に信濃・駿河・伊豆の城郭群の役割についても触れて置いた。なお、偏兵横死後の争乱は、「壬午の役」「壬午の合戦」と呼ばれてゐるが、本草では「天正壬午の乱」とする。天正壬午の乱は、山崎の合戦による明智氏滅亡<sup>3)</sup>と、清洲会議による一心の決着を見て集結した西国方面に対し、

北条・徳川同盟成立により一定の終息を見た東国方面に分けて考えることが出来る。そしてこの東西の軍事的安定が崩壊するのが、西国では天正十一年の賤ヶ岳の合戦であり、東国では真田昌幸の反乱に伴う上田合戦といえよう。だが統く小牧・長久手の合戦で、羽柴秀吉に対抗する勢力へと家康が発展したのも、天正壬午の乱を除いては考えられないことが出来る。武田氏滅亡まで僅かに一方の大名にすぎず、寡兵しか擁せなかつた徳川家康が、四万余を率いる関東の大名にすぎず、寡兵しか擁せなかつた徳川家康が、四万余を率いる関東の戦国大名北条氏の甲信侵攻の野望達くことがなぜ出来たのか。その軌跡を追つてみよう。

### 二、武田勝頼の滅亡と織田信長の甲斐支配

天正十年（一五八二）一月、親族であった木曾義昌が織田信長に内通したことを知った武田勝頼は、甲府より移転してまだ間もない新府城を出陣して诹訪に入った。しかし、織田信長は機会を逃さず、これを契機に武田領への大規模な軍事行動を実施し、伊豫口より織田信忠らを、木曾口より織田長益らを、飛騨口より林森孟近らを、そして駿河口より徳川家康を侵攻させ、武田軍を撲滅に追いや込んでいった。一月下旬には信濃・駿河のほぼ全域の城郭は日落・開城もしくは落城し、一族の穴山梅雪が謀反を起こしたことにより、勝頼は三月三日に未完成の新府城では築城は猶はずとして、郡内領主小山田信茂を擁して新府に火を放ち、東への逃遊行を始めた。しかし、小山田信茂も要心したため、一日田野で自刃し、武田氏は滅亡した。信長は、武田家臣に対する過酷な追索に着手し、小山田信茂・小菅五郎兵衛忠元・長坂鉄門兼・今井信近・山県昌満らの国民党や出頭人を始め、武田信綱・武田信豊・一条信龍・葛山信貞ら武

田氏親族衆等を悉く処刑した。やうじて追求を遅れたものの、後に殺死した加藤景景などの例も人れば、その数は膨大なものとなる（『甲乱記』等）。しかし、この信長の残党狩りによつて、武田領における国人層はほぼ殲滅させられ、地域的領土制を展開していた階層は、穴山海雲を除いて、解体したといつてよい。特に郡内領は小山田・加藤・小菅氏の滅亡により、国人級の領主層が不在となるという事態に至った。また上屋・山原・跡部・長坂氏らの国中地域の領土層も勝頼に殉死するか、処刑されたり、ここでも地域的領土制を担つていなかった階層ははは不在といつてよい事態になつた。またこれに次ぐ努力を持つ武川家等の上豪層の連合体も、信長の迫害を恐れて身を隠しており、甲斐には郷村を基盤とした個々の土豪層がそれぞれの思惑をもつて活動（「一揆蜂起」）をし始めた。これに対して、信濃・上野公衆にはこうした昔頃な追求はなされず、信長の武田道臣への対処は既に相違していた。後に、徳川・北条氏が結果を呼びかけたのは、信濃・上野が福澤・真田・伊丹・安田氏らの公衆であったのに対して、甲斐では個別土豪層であったのは、こうした事情によるものであつた。このように、甲斐は個別土豪層結集の中心となる階層が不在となつたことから、甲斐領國化を目指す両氏にとって、その結果を進める核を何に求めらるかが課題となつたのである。

さて、信長は勝頼滅亡後、旧武田領の分封を行い、甲斐（穴山領を除く）と

譲渡郡を河尻秀隆、木曾・筑摩・安曇郡を木曾義昌、高井・水内・史綱・埴科郡（川中島四郡）を森長可、伊那郡を毛利秀賴、小早・佐久郡と上野國一国を滝川一益、駿河國を徳川家康、穴山海雲は甲斐國内領安堵といふように分割し、武田領出兵に際して急進參戦し、駿河國駿東郡と上野国西部を占領した北条氏政・氏直を、この分封協定から縛め出したことである（『信長公記』）。北条氏は、武田滅亡の前後に信長・家康に対して盛んに音物を贈つて友好の意志を示したが、それが天正七年に締結した織田・北条同盟を強化するまでは今

らなかつた。むしろ、北条氏の分離協定からの除外や、上野国における滝川・益の動向及び北条氏政・氏直と信長との対面不成立などを見ると、双方の関係は微妙なものであり、むしろ信長は北条氏討伐を次の戦略目標に掲げていたといつてよいのが実態であろう。<sup>3)</sup>

### 三、本能寺の変と東国諸大名の動向

#### (一) 本能寺の変と徳川家康

天正十年六月一日未明、明智光秀は京都本能寺の織田信長宿所を急襲した。

信長は衆寡敵せず自殺し、嫡男信忠も父信長を救おうとしたが果たせず、二条城にて斬もつたがこれも敗えないと最後を遂げた。この事件は、戦国末期の勢力団を大きく塗り替える事態のきっかけとなつた。當時、徳川家康は穴山海雲をけい、京都・奈良見物をした後、本能寺の変前日には界に滞在していた。家康はこの日の信長と京都市を合流することになつており、堀を出発して上洛する途上であったという。京都の凶報を聞いたのは、上洛の途上枚方で急報を伝えたる屋敷四郎次郎と出会いたためであるといふ。それは同日の足頭であったといわれる。家康と橋守は身辺の危険を察知して急進通路を東に取り、伊賀越えて本因に帰る手筈を調えた。この伊賀越えは困難を極め、家康は度々の危機に遭遇したと伝えられるが、漸く虎口を脱して伊勢に辿り着き、六月五日に岡崎へ帰還した。一方、一緒に脱出した穴山海雲は、途中家康一行と別れて独自に甲斐への帰還を日指したが、宇治田原で上民の襲撃にあって落命した。家康と行動共にしなかつたのは、海雲が家康を疑つたためであるといふ（『二河物語』等）。家康は、伊賀越えの最中の六月三日には本国に向けて、堀田次第出陣するので準備を調えておくよう指示している（『家出日記』）。ところで、從来この出陣準備は、信長の小作戦をすべく家族が明智光秀を打倒すること目的としたものであるといふのが通説であるが、これについては幾つかの問題点があ

る。以下、事実関係を追いながら家康の動向を追ってみよう。家康は五日に帰国すると、まず織田信長の追求にあって武山道臣のうち、遠江國桐山に密かに匿っていた武川衆折井次昌・米倉忠継を呼び寄せ、早々に帰國して甲斐国武田道臣を徳川氏へ船渡させる工作を進め、家康の出陣を待つように下知したという（「寛永諸家系図」、「諸侯余録」等）。次いで翌六日には、駿河の岡部正綱に対して、下山に移り城（菅沼城）を構築するよう命じている（「寛永譜」）。

此時候間、下山へ相うちり、城見立候てふしんなさるべく候、委細左近左

衛門可中候、恐々謹言

六月六日 家康 御刊

囁次  
參る

下山は穴山梅雪の本拠地であるが、梅雪は三日前に横死しており、穴山家は勝千代が後継者として健在であったが、わずか十歳の幼生であり事実上当主不在の状況であった。家康が正綱を穴山氏の本拠ト山に移動させて城普請をさせた背後には、梅雪横死に伴う穴山氏の弱体化を利用して、これを徳川方に従属させることで、徳川領を北から伺うことのできる勢力を消滅させようとしたこと、甲斐後攻のための拠点と甲斐の軍事ルートを確保する意味があったと考えられる。またこれが可能であったのは、梅雪横死後に家康がいち早く穴山衆に対して上作を行った結果であると思われる。穴山衆は当主不在といふ本貫の危機下にあって、その政治的空白と甲斐国内の混亂を束り切るために、徳川家康との関係強化を選択したのであろう。これは穴山梅雪が、織田・徳川方へ降伏するにあたって、家康の尽力が大きくなり、梅雪は本領安堵を賜も取り、安土城への任調も家康の仲介で実現していたことなどから、穴山衆は河尻秀隆よりも家康に対して信頼度が高かったためであろう。その後穴山衆は、徳川軍が

甲斐侵攻への準備が整わない間の北条氏への対抗勢力として重要な役割を担い、六月二十一日には羅坂峠から秋父の北条氏邦軍を甲斐に引き入れようと策画していた大村一党を攻撃した（「書上古文書」）。

今度刈坂口、郡内一揆等至東部越起之處、各示合、始大村三石衛門尉無残

党悉討捕之由、令感悦候、爾共四尋議之様、馳走肝要ニ候、符又尾瀬口之事無異議候、昨日廿一令易若然、彼夷直勢十萬余騎相済之候、依其国備

一左右次第可駆下之由牒合候、可有其心得候、恐々謹言

六月廿一日 家康 御刊

并海雪衆人衆

右泉大學助殿

このように穴山衆は、甲斐国で一番早く徳川方に付いた勢力として活動し、反徳川勢力の撲滅に大きな軍事力となっていた。当時甲斐には、穴山衆を除いて、大規模な軍事力を擁する勢力は存在していないかったのである。ここに、織田信長による武田氏の重臣畠村俊の影響を知ることが出来る。だが、穴山衆の家康偏私がかなり早いのは、家康の貧弱な作の迅速さを推測させるものである。恐らくその時期は、伊賀越えの最中の四日か、家康の帰国直後の五日であろうと見られ、六日の岡部正綱への下山移動と筑城指示は穴山衆の家康服属が成功した結果と見なされる。つまり、穴山梅雪横死後には、家康からその急報とともに、徳川方への帰属工作が同時に始められたものと考えられるからである。家康は穴山衆への上作に成功すると、七日に本多百助信俊を甲府の河尻秀隆のもとに派遣し、安否を問うとともに今後の事態への対応を協議させている。

一方、家康は六月五日の岡崎帰還直後に陣船を免し（「家忠日記」）、本多忠勝に命じて美濃国今尾城主高木貞利に使者を出し、明智討滅の軍勢を派遣するため、今尾城を宿所に充てることへの了解を求めている（高木新兵衛書上「諸牌余録」「大三川記」）。高木氏はこれを了承し、六日に東三河の諸将には岡崎

城へ詰め、その他は軍装を調えて下知を待つよう指示しているが、九口に出陣へ命令している。ここまででの動向を見ると、徳川軍の主力は確かに西へ移動していることが確認できる。しかし先に見た甲斐への工作は、こうした西への出陣準備の間に実施されているのである。このような、家康の動向を見ると、三度にわたる出陣の延期や、家康の政治工作が西ではなくおもに甲斐に向いているのは、東西の情勢を見極めながら事態に対応しようとする家康の慎重な姿勢と見なすことが出来よう。だがこうした動向は、家康の戦略目標が西ではなく、当初から東ではなかったかと疑わせるものがある。本能寺の変で最も不安定となつたのが、旧武田領であった。中部地方の政治的空白は、信長擴張の影響を受けることが最も少なく、逆に機知利口となった北条氏直に有利に働いていた。織田・徳川氏は武田氏滅亡時に、北条氏政・氏直から様々な賄物を受けたが、同盟強化に伴う関係を構築していったわけではなかつた。しかも、信長の旧武田領分割に際しては、北条氏は完全に無視された形になつており、信長横死は北条氏にとって織田家臣の旧武田領分割を無効にし、かつ自領を拡大させる好機となつていた。家康が、甲斐への工作をいち早く実施したのは、河尻秀隆への支援と穴山衆確保を通じて、北条氏の勢力拡大への動きを戒めたものであつたと考えられ、状況の推移によつては徳川軍主力を東へ転じることが予想されていたのではないかと思われる。しかも、家康にとって明智時代を実施するためには、長編の行軍を余儀なくされる、その間領国を留守にすることは、周辺の状況から考えて政治的に暴挙に等しい。家康が本気で上洛を目指していたとは、到底考へにくいと思われる。さて、西へ近々として進軍する家康に、「一つの事件がもたらされた。まず甲斐で政變が起つた」という情報である。先に

河尻秀隆の元に派遣した本多百助が、秀隆によって暗殺され、次いで秀隆自身も武田道臣の指揮する一揆によって処刑されるという事態が惹起した。また、もう一つは、家康が山陣の名目としていた明智討伐が、六月十三日の山崎の合戦で羽柴秀吉によつて実現され、その報告が秀吉より十九日に鳴海の家康へもたらされたことである。このため、家康は同日津島に布陣して、酒井らの軍勢を鳴海に引き揚げさせ、次いで二十一日到着に帰還した。だが、家康の元に北条氏直が甲斐侵攻を目論んでいたことや、これを諒として手引きしようとする中堅国人廟が活動を始めた報がもたらされる（『家忠日記追加』等）。これにより、家康の戦略目標は甲斐へと本格的に転換することになる。

## 〔二〕 北条氏直の動向

本能寺の変を知つた北条氏直は、信長の旧武田領分割から除外され、上野田における権益を大きく損じたことから、特に上野国の奪回を目指し、流川・益城を攻撃すべく流山城主北条氏照・鉢形城主北条氏邦らとともに大軍を操りて侵攻を開始した。その結果、六月十七日に神流川の合戦で流川軍を撃破して、益城を追放し、上野の国人衆を相次いで參下におさめた。この時に東山田守安中・内藤氏を始めとする武田遺臣が北条方に降つた。しかし、真田昌幸の属城沼田城などは堅く城を守つて北条氏直に明け渡さず、いわゆる和戦両様の構えであったことが知られる。氏直はこうした諸侯を攻略せずに、上野国衆を包围させたまま自身は本隊を率いて六月二十八日に碓井跡を越えて信濃に侵入した。北条軍はまず小諸城を陥落させると、佐久・小県郡の碓井・宗賀・柏木・小泉氏を相次いで味方につけ、さらには諏訪高島城を奪取して諏訪地方を回復させていた諏訪惣にも呼びかけてこれを味方とした。また木曾郡の木曾義昌も北条氏に書状を送るなど、信濃における北条氏の地位は次第に有利なものになつていった。こうして佐久・小県・諏訪郡を味方につけると、七月十二日に海野平へ進軍し、川中島地方を何う態勢を整えた。

## （二）上杉景勝の動向

本能寺の変は、上杉景勝にとってまさに機会であった。織田信長は武田領侵攻とともに、上杉領への侵攻に着手し、北陸方面軍の柴田勝家・前田利家・佐々成政らをして上杉領を圧迫させ、越中国魚津城を包囲していた。しかも信長は、場北衆新発田重家に謀反を起させてこれを支援し、景勝が北陸方面の織田軍に全力で対抗できない策を敷いた。この間、信長に攻撃されていた武田勝頼は、二月二十日景勝に援軍を要請し、景勝は上条宣頼らを春日山から派遣して長沼城へ送り込んだ（「上杉家文書」）。しかし武田氏は滅亡し、援軍は勢力を変えることはなかった。むしろ景勝は勝頼への援軍を名目で、甲越同盟成立時に割譲した北信濃一帯の回復を目指し、これもあって泊り来る織田勢力に対抗しようとしたのが実情であろう。しかし、武田家滅亡はそれまでとは比較にならない織田勢力の圧力を上杉領にもたらした。信長より川中島四郡を与えられた森長可是、海津城に拠点を置いて、赤羽信達（春日虎綱の子）、小幡昌虎等の旧武田遺臣を配下にするなどの仕置きを整えると、北信濃の上杉領に攻勢をかけることになったのである。これに対して景勝は、半川正元らを支援して四月五日口に北信濃で、兵を蜂起させ、福井彦六の守る飯山城を包囲させた。森長可是、諏訪の織田信忠に援軍を乞うたので、信忠は福井彦通を始めとする福葉一族のはか、半川八郎忠正を派遣した。芋川らの一揆勢は、大蔵城に籠城して抵抗したが、七日に長沼で森長可らに大敗し廻滅した（「信長公記」）。景勝も上条宣頼・山古京長らを長沼に派遣して後詰を試みたようであるが全く及ばず、自身は新発田重家の謀反を鎮圧するため出陣中で動きなかった。上条らは信濃国境に新たに城普請を行って備えを固めるほか手のうちよりもがなかった（『読史掌古文書』「歴代古案」等）。五月に入ると、織田軍の越中国へ攻勢をかけ、魚津・松谷城を包囲攻撃した。これを突破されれば、越後本圏は重大な危機に陥ることになる。遂に景勝は十五日に新発田重家包囲と北信濃への出兵を切り上

げ、魚津城の後詰に出陣した。しかし、織田軍の包囲網は厳しく、容易に手が届かなかった（「歴代古案」「上杉家文書」等）。織田方では、景勝の後詰を魚津から引き離させるとともに、上杉軍を三万から包囲廻滅すべく、五月二十三日に上野国流川益が三国峠を越えて魚沼郡への侵攻を開始し、また海津城の森長可も飯山を経て、越後国間山を突破し、二本木で上条宣頼らを擊破して春日山を日指した（「總見記」「北越軍記」等）。これを聞いた景勝は、魚津城救援を断念して二十七日に越後に戻り、森長可は春日山近辺まで進撃ノ沢城林肥前守・長尾伊賀守が漸く防いだが、森長可は春日山近辺まで進出して海津に引き揚げた。景勝の危機は去ったが、後詰を失った魚津城は、六月二日に遂に落城した（「越中治亂記」等）。ところがここで本能寺の変が勃発したため、柴田・前田らの軍勢は相次いで越中から退去した。また森長可も事態が容易ならざると悟り、海津城を退去し、途中待ち伏せる、揆勢を撃破して本団へ引き揚げた。景勝は、本能寺の変と織田方諸将の鞍馬難脱を知ると、六月十六日に春日山城を出陣して、十八日には長沼城に入り、海津城への侵攻準備を整えた。このため川中島四郡の国人層は相次いで上杉方に従属することになり、春日信達・小幡昌虎・屋代秀正・栗田民部等は上杉家の重臣山都（村上）・源吉景國（村上義清の子）の傘下に入った。景勝は、山浦景因に海津城の守備を命じ、次いで小笠郡への略略も進めた。さらに、筑摩郡への経略にも着手し、ついで小笠郡への略略も進めた。さらには、筑摩郡への経略にも着手し、當時木曾義昌が混亂に乗じて占領していた重要な戦略拠点深志城を攻撃すべく、この地域の旧領主小笠原長時（第洞源（貞梅））に兵を授け、これを陥落させることに成功した。また七月には安曇郡仁科衆より人質請取の交渉がなされるなど（「上杉家文書」）、景勝の影響力は北信濃を中心徐々に広まりを見せていた。この段階では、信濃支配は北条・上杉氏優勢のまま経過していたが、佐久から小県へ侵攻して北条氏直と、川中島四郡と筑摩郡を略奪しながら、小県への攻撃を意図した上杉景勝との間で、遂に軍事衝突の可能性が高

まつた。これは信濃と配の拠点を日指す両者にとって不可避であったのである。

#### 四、北条・上杉の対陣と家康の動向

氏直は七月十二日に海津城攻撃を目指して川中島へ迫った。一方、栗勝は清野に布陣して迎撃の体勢を整えていた。ところで、この北条軍による海津城攻撃は予め密約がなされたことであつた。その密約とは、海津城の春日信達が、北条方になっていた真田昌幸と密かに通じており、北条氏直を川中島に引き入れて上杉景勝と合戦になった際には、自身は海津城兵を率いて景勝を撃しようとしたものである。しかし、この計画は密使が捕らえられたため七月十三日に発覚し、信連を始め妻子らは処刑され、城外に晒された。上杉景勝は、鞍掛城（鞍骨城）に本陣を据え、赤坂山にかけて直江兼続・奥沢久秀らを配置し、更級郡八幡（更埴市八幡）に進出してきた北条軍を迎撃する態勢を整えた（『上杉家御年譜』等）。海津城を中心にして、それを取り巻く妻女山を含む城塞群を撲滅する上杉軍に対して、海津城の内応が期待できなくなつた今、正面からこれと衝突するには、大軍を撫する氏直としても躊躇せざるを得なかつた。こうして北条方の日説見は崩れたため、戦線は膠着状態となり、北条軍は決戦の機会を逸した。北条氏直は遂に上杉景勝との決戦を諦めて兵を退くこととし、川中島地方制圧を断念した。これには家康の動向が大きく作用していた。このころ家康は、甲斐・佐久・諏訪で活発な軍事行動を開き、北条氏の既得権を脅かし始めたのである。景勝はここでも危機を回避できたのであった。しかし、上杉の信義における勢力拡大はこれ以後急速に減退し、その後筑摩郡は小笠原貞貢によって奪取されるなど大きめ後退するのである。これは、新発田重家の反乱がなおも継続しており、その鎮圧のために、信濃経略に時日を費やすことが出来なかつたことや、その後大出によって信濃四境の往来が困難となり、迅速な対応が事実上不可能となつたためである。上杉景勝は八月から十月までの重要な時期を、新発田重家に封じられてしまつた。ま

た、川中島から佐久郡へ転進した北条氏直は、上杉景勝が徳川家康と共謀して北条軍を撃撃しようとしているとの風聞に接したため、真田昌幸を尼ヶ淵（上山）に残留させて、上杉軍の進出を防衛することとし、佐久郡へ引き返した（『武徳編年集成』等）。真田昌幸はこうして北条軍本隊から切り離され、独自の行動を展開する余地を得たのである。これが後に、北条氏直に大きな打撃を与えることになる。

#### 四、徳川家康の甲斐経略

##### (一) 家康の武田遺臣信義と反徳川勢力の擾乱

家康は武田氏滅亡に際して、多くの武田家臣を保護したといわれている。先に遠江国桐山に武田衆の頭目折井次昌・米倉忠繼を匿つたのを始め、信濃因佐久郡の国人衆依田信蕃を遠江国（三河の奥小川に置難させたのもその一つである（『依田記』）。信蕃は本能寺の変直後に家康の「甲斐衆引付可申」との命令を受けて甲斐に向かい、六月二十二日に中道往還の迦葉坂で自身の「鎌ノ旗」を掲げて甲斐の武田遺臣に呼びかけを行つた。この旗を見て、横田伊松らが統々と集まり、その数は実に二千余人に達したという。信蕃はこの人數を率いて、六月二十日に小諸に帰り、この時一度北条軍に追われてきた瀧川一益をもてなし、二十二日に木曾へ逃り出すとともに、佐久郡の諸村を徳川方に引き付ける作業に入つた。この結果、瀧川一益らが信義の仲介で家康から判物を貰うなど（『織津文書』）、徳川氏の工作が有利に進むかに見えた。そこへ、北条氏直の先手大軍攻政策が佐久に侵入し、小諸城に泊つてこれを占領した。信義の自論見は北条の大軍の前に頓挫を余儀なくされ、瀧川・室賀・柏木・伴野や芦田一族の中からも北条軍に属する者が続出した。（信義は春日城に篭もつたが、これを支えることが出来ず、さらに奥の三沢（芦田）小屋に籠城することを余儀なくされた（『依田記』）。一方、家康に備前を命じられて武田遺臣の結集を謀つて

いた武川衆米倉・折井氏らは、津米家・尾小・津多氏とともに六月下旬には早くも信濃への工作を開始し（『徳川』一九七・二三・二ページ）、武川衆は甲信四境小治小屋を攻撃して、北条方に被害を与えた。七月月中旬にこれを攻略して首領を家康に進上している（『寛永記』一譜牒余録）。

武川衆や依田信蕃による武田遺臣の標査は、家康に有利に推移したが、決して甲斐の国人衆全てが徳川氏に頼いたわけではなかった。六月中旬には山葉郡倉科の土豪で、雁坂峠口の守備を担当していた大村二右衛門尉忠義・伊賀守忠友が北条方につき、雁坂口から北条軍を引き入れようとした（『山梨市史』）に驚き、同志を募ったがこれに応するものは少なかったという（『甲斐国志』）。また、甲斐守申翠奈神社を拠点にしていた大井拱元も北条方について、反徳川の旗幟を鮮明にした。大井氏は御坂峠から鍵谷街道を経て甲府に通じるルートを掌握する要衝に拠点があり、これは御坂口から北条軍を引き入れようとしたものであろう。既に北条氏直は、六月十五日に郡内の土豪渡辺庄左衛門尉に朱印状を与え、郡内に帰属させるとともに「前々ノ被官共」や「因之者」を結集させるよう指示しており、北条氏の甲斐經略も活発化していく（『新編甲州古文書』二三〇〇号）。このように北条方の動向は六月中旬から下旬にかけて俄に活発となり、河尻秀隆の死に伴う政治的空白は、北条・徳川兩氏にとって勢力拡大の好機であった。しかし、このころ家康は鳴海に出陣しており、甲斐にすぐ出兵することが出来なかつた。そこで家康は、既に鎌倉していた有泉大学助ら穴山衆をこれに対処させるために出陣させ、雁坂口で蜂起した大村党や、北条方の郡内・揆に呼応した東部の勢力が北条軍に結集する前に壊滅せることに成功した（前出）。ここに見える「郡内一揆」とは、渡辺庄左衛門尉等のような北条方の土豪層を総称したものであろう。

（）家康の甲斐侵攻  
家康は六月十一日に岡崎に帰還すると、二十八日には大須賀康高・大久保

昌世らの徳川軍を先手衆として甲斐に派遣し、山川に大須賀・山府に成瀬正・岡部正綱・穴山衆を配置して守備を固め、武田遺臣への標査工作を実施させた（『三河物語』等）。その任にあつたのは、曾根下野守昌世と岡部次郎右衛門尉正綱であった。先に紹介したように、家康は本郷守の変直後に早くも穴山衆を味方につけていたが、家康はこれを甲斐の武田遺臣・標査工作の中心とすることはせず、北条軍への対処という軍事的な問題のみに利用していた。「譜牒余録」によれば、河尻秀隆暗殺に伴つて各地で蜂起した一揆を鎮圧するために、家康は穴山衆の派遣を実施しようとしたが、岡部正綱が勝賴に謀反した鶴吉衆を派遣すれば、国内の士民は勝賴の中合戦をしかける恐れがあり、これが反徳川へと發展すれば困難な事態を招来するので、曾根昌世と某かの者を派遣したほうが得策であると進言したため、これが容れられ、曾根・岡部氏が甲斐の武田遺臣への工作を担当することになったという。また家康はこの両名に大須賀康高を附け、本格的に武田遺臣への勧説を開始したのである。また家康は、岡部正綱の献策を容れて、鐵田信長によって焼き討ちにされ、灰燼に帰して、武田信玄の普提寺東林寺の再興と、武田勝賴の普提寺を滅ぼした地である田野に建立することを甲斐に布告した。このため、甲斐国人衆は家康に次第に歸すようになった（『朝野日聞録』第一五・等）。こうした懇親工作を実施するとともに、家康は大久保忠世・石川康道・本多康孝らを派遣して、

甲斐・信濃の国人衆を味方につけようとした。大須賀康高の甲斐平定は容易ではなかったらしい。『三河物語』によれば、「大須賀五郎左衛門尉ハ市河に居たり、然共反々彼力、一騎〔揆〕共にて鍋らざる處へ、大久保七郎右衛門尉姚口へ付たる由を五郎左衛門尉も聞て、さてハ七郎右衛門尉が付たるか、今ハ心安とて人意をつづける処に、石川長上〔門〕・本多慶後父子も付たると申ければ、大方・騎も鍋りけり」とあり、徳川方が必ずしも圧倒的に甲斐國で有利であったわけではなかつたようだ。国人・上豪層の一揆も当初はなかなか鎮

まらなかつた。しかし、徳川軍が本格的に投入されると、こうした烽も終息に向かい、大久保忠世らは甲斐の沈黙化を見極めた上で、武川筋から信濃に向かつた。岡部正綱らが恐れたような、「勝浦之弔合戦」を掲げた大規模な反徳

川の動きは現れなかつた。甲斐をほほ鎮定させた大久保らは諭訪に至り、高島城を奪取して父祖の地を回復していた諭訪領忠に使者を送つて徳川方につくことと説得している。領忠はこれに応じて徳川方に歸属した。その後、大久保忠世らは伊那郡への「工作」にも着手し、知久頃久・下条頼安らが相次いで徳川方に服属する約束を取り付けた(『三河物語』等)。こうした伊那・諭訪国人衆の徳川氏への従属には、三河国より伊那へ別働隊として侵攻した山家二方衆與平信昌の正力も無視できない(『寛永譜』等)。またこれより先の六月二十一日には、伊那郡松尾城主笠原信信が、苗沼藤藏定政を通じて家康につくことを申し入れた(『家忠日記追加』・『寛永譜』等)。これが信濃の有力国人衆の中で、徳川方にいた初見である。

一方、家康自身の出陣はかなり遅れていた。その事情は明らかではないが、恐らく明智光秀滅亡後の西國の情勢を注視し、それを見極めてから行動を起こそうとしていたのではないか。家康が先手業を派遣し、自身は岡崎城に駐留していた六月二十七日に、尾張国清洲城では、羽柴秀吉・柴田勝家・丹羽長秀らの織田家臣団が一同に参會した清洲会議が開催され、信長死後の旧臣山領の分割協定がなされた。これにより、西国への争乱は、応の集結を見不安定な状況がなくなったことで、家康は東への全軍投人を決定したのであろう。しかも、家康はこの間、清洲会議をリードし、一躍勢力を拡大した羽柴秀吉と交渉を持っていた形跡がある。それは次の史料によつて知られる。

今度信長不慮之事御候候ニ付而、信州・甲州・上州被箇候者共罷候矣、然者丙ニケ因之義、敵方可被成御渡儀候様、御人數被遣、被風御手ニ候之様ニ被仰付尤ニ存候、猶追々可得御意候、恐懼謹言

七月七日

羽柴筑前守

秀吉判

## 家康様

この書状は、清洲会議直後に口織田領分割案を主導した秀吉から受け取ったもので、注目されるのは甲信上の旧織田領は武将が退去したため事実上放棄されたものと見なし、これを家康が手に入れることに異存のないことを明示していることである。これにより家康は、東國の旧織田領を敵方(北条氏等)に渡すべきではなく、軍勢を派遣して徳川領として然るべしという秀吉の明確な言質を取ることに成功したのであり、甲斐侵攻にあたって西國の旧織田勢力の動向を顧慮する必要がなくなったのである。家康の出陣は、こうした秀吉との交渉が身を結び始めたことを契機に開始されたものと見られ、この書状の日付である七日には人宮に布陣していた。

家康は七月二日に甲斐に侵入すべく掛川城に入り(『家忠日記』)、三日には有栗大学助・猪坂常陸介ら穴山衆に対して書状を送り、次のような指示を与えた(『記録御用所本古文書』)。

急度申越候、仍其方向も其表案内者之事候様、本多遵後父子・大久保七郎右衛門・石河長門守相談、新府中へ被移候而、信州表之計策畢竟第一候、我等儀も、今日二日出馬候候、頗爾其表へ可打出候、恐々謹言

七月三日 御賀名 御居判

右栗大学助殿

穴山衆

猪坂常陸介殿

この文書によれば、家康は有栗大学助・猪坂常陸介らの穴山衆に対し、大久保忠世・木多広孝父子・石川康通らと談合して新府城に移り、信濃への計略を実施するよう命じている。穴山衆は、かつて武山家臣として同僚であった信濃

國家への工作を期待されていたのである。甲斐衆への工作には穴山衆を全く関与させなかつた家康が、信濃衆への工作に穴山衆を起用したのは、武田一族でありますから最後に寝返つた穴山氏に対する感情が、甲斐衆には強いが信濃衆にはさほどことはないと判断したためであろう。こうして家康は、甲斐・信濃両家への工作の準備を整えると、自身は四日に駿河守中城に入つており、後続部隊の松平忠らは遠江田牧野城に着陣した(『家忠日記』)。家康はここで甲斐侵入に際して、伊豆・相模の北条軍の駿東郡侵攻に備えた布陣を敷き、田中城に守り将長、奥田寺威に牧野康成、三枝橋城に松平康親、伊豆國天神川皆(静岡県袋井町南一色)に稻垣長茂・伊賀衆を配置した。これにより家康は、北条軍の侵攻によつて退路と補給路が断られ、駿河が蹂躪されないよう万全を期したのである(『武徳編年集』(『寛永記』等)。家康は、甲斐侵入のルートを中道往還に定め、この案内者と警護を九一色衆渡辺因景介守らに命じ、「徳川」二一・一(「一」)五日江戸城へ入ると、本多重次に江戸・久能山城の守備を命じて、駿東郡・伊豆の徳川方諸城への後詔とし(『譜牒余録』、『武徳編年集』等)、翌日には大富へ進み、八日に精進を経て九日に甲府に入った(『家忠日記』)。この間にも先手衆大久保忠世らの工作により、伊那郡下条城主下条頼安らが六日に家康に起請文を提出し(『浜松御在城記』等)、伊那での徳川方は次第に優勢になつた。家康はこの機会を逃さず、(徳川での勢力を安定的)なものにするため、下条頼安や同じく伊那郡守の越城守知久頼久に対しても諒証に出陣し、徳川軍と合流するよう指示している(『徳川』二一・三・三・五五)。家康が大久保らの御先手衆に、下条・知久らの信濃衆を諒証に結集させたのは、諒証を確保する目的もさることながら、恐らく北条氏直が佐久に侵攻を開始したことに対抗するためと考えられる。北条軍は既に六月一・二八日に碓井伸を越えて佐久に侵入し、諸城の攻撃を開始していた。

## 五、北条氏直の甲信侵攻

### (一) 北条氏直の佐久侵攻

北条軍は小諸城を陥落させると、依田信蕃の義もる春日城を攻め、信蕃が支えきれずに三沢小屋へ移ると、七月六日から小諸城に据えた大道寺駿河守政繁に命じてこれを攻撃せた。この知らせを受けた家康は、御先手衆大須賀康高・大久保忠世らを通じて、三沢小屋に籠る依田信蕃の安否を問い合わせ、戦闘の経過に重大な関心を持つた。信蕃が滅ばれれば、佐久郡における徳川方の根據地は失われる。家康にとって、(信蕃を支援することが重要な課題となつた。信蕃は家康に援軍派遣を要請したらしく(後述)。しかし、信蕃は善戦し佐久郡の上乗層への工作を続けたため、平尾城主平尾平三を始め清野・杉原・閑・桜井・速水・小林・塙氏らが信蕃に属して徳川方に属し、北条軍と対抗した(『寛永記』、『譜牒余録』)。一方、氏直本隊は川島方面に進出しつつも、佐久郡の禰津・伴野・柏木氏や、小笠郡の室賀・小泉氏らを配下におさめ、甲斐の諸將への工作も怠りなかつた。例えは、氏直は津久美子小尾監物祐光・津守修理亮胤のものとも密書を送り、徳川方から援返るよう要請していることなどは、その代表的なものである(『寛永記』等)。現在伝えられている北条氏の機業工作の事例はさほど多くはない、家康による懷柔工作のみが突出して記録されているが、それは江戸幕府成立後の家康性格化に伴う記録の性格に規定されて、伝わらなかつただけであろう。(『寛永記』、『寛政記』、『譜牒余録』等の諸家書上には、家康への忠誠や親密度などが性格上強調されるのは当然であり、北条氏との関係などは記録事項から外されていった可能性が高い。先に見たように、譜記には家康の甲斐經略も当初から武田遺臣が統々と徳川に歸したようになり、北条氏は、その勢力を確保する目的もさることながら、恐らく北条氏直が佐久に侵攻を開始したことに対抗するためと考えられる。北条軍は既に六月一・二八日に碓井伸を越えて佐久に侵入し、諸城の攻撃を開始していた。

ように、頻発する一揆の鎮定が一向に進んでいなかったこと、つまり武田遠臣の結果や領民の徳川掃蕩が決して平坦ではなかったことを物語っている。

さて、北条氏直本隊が川中島に進出していた間際に、徳川家康は依田信蕃の轄下も三沢小屋に統べる援軍を送り込み、兵力増強を進めていた。氏直は上杉景勝と対峙しながら、背後の徳川軍の動向に神経を尖らせていました。七月一日に氏直は、武田氏の臣下で佐久郡の土豪井山善四郎・井上善九郎に宛てて書状を送り、甲斐の徳川軍の動向を探り、遂に報告するよう命じている（「戦国遺文抄北条氏編」、「三七一号」）。しかし、家康の調略も各所に伸びており、北条氏に従っていた福津昌綱が七月十四日には家康に密かに内通するなど（「福津文書」）、北条氏支配下の豪族の去就には微妙なものがあった。北条・徳川・上杉といった三者鼎立という情勢の下ではどのように事態が移行するかわからぬため、北条氏に身を投しながらも龍川とも謀みを通しておくという裏事を構えざるを得なかつたのである。しかし、福津昌綱はその後も北条陣営に身を置き続けるのである。このように、家康の甲斐経略と右派への勢力浸透が謀られてくると、氏直も上杉景勝との対陣を長期間続けるわけには行かなかつた。そこへ氏直の下に諏訪高島城主諏訪頼忠の叛属申し入れがあつた。頼忠はこれまで徳川方についていたが、反旗を翻し北条方に投じたのである。このため、頼忠は徳川軍の攻撃を一身に浴びることになった。氏直は頼忠に朱印状を送り、その忠節を歎迎するとともに、景勝との決戦を回避して、急遽佐久郡へと兵を進めた。その時期は明らかではないが、上杉景勝が七月十九日付で会津蓋名盛の臣下遊足庵を宛てた書状に「爰々谷津波之構築所、不山合候、元来如見聞之、無夫申妻體病之奴原、笑聲有様談」（「上杉家記」）と述べ、氏直軍が撤退したことなどを伝えてるので、その頃であろうと思われる。氏直本隊は上杉軍への備えとして真田昌幸を尼ヶ瀬に残すと、佐久郡に戻り、依田信蕃の轄下も三沢小屋の攻撃に着手し、諏訪頼忠への工作を進めるとともに、諏訪郡の諸将へ

の働きかけを行つた。

### 〔二〕 諏訪頼忠の反乱

本能寺の変後の混亂に乗じて高島城を占領し、諏訪郡を回復した諏訪頼忠は、六月下旬に諏訪に侵攻してきた徳川軍の先手衆大久保忠世の説得によって徳川へ帰順することを中心とした（「三河物語」）。一方で頼忠のもとに、六月十五日に頼忠家臣千野昌房のもとへ北条氏直家臣斎藤定盛から書状が送られ、北条方への帰属を求められた（「千野文書」）。頼忠は北条・徳川との双方に接触を保ち、情勢を見計らって、去就を決めようとしていたようである。このため、家康への高島城引渡交渉は難航した。七月十五日に家康は下条頼安に諏訪への出陣を求めていたが、その中で「将亦高島之義、種々想望之子細候、一両日之内請取可申候」と見え、頼忠が交渉を引き延ばしていた様子が伺われる（「徳川」、「二二一ページ」）。家康は大須賀らの御先手衆と、下条・小笠原（誠らの伊那衆や、伊那を經略しつつ北上していた奥平吉昌らに諏訪へ集まるよう指示し、十八日までにほぼ集結を完了させた（「家忠日記」「寛永譜」等）。家康は諏訪を拠点に北条氏に対抗しようとしたのであろう。また七月十四日に家康は、酒井忠次に五箇条に及ぶ条件を与え、信濃統治の方針を通告した（「諏訪余録」）。

### ・「信州十二郡様別四分」、其外諸役不入手出面事

（從引付帳面々、可為其方計、付信州無一篇間、奉公令退屈欠落候人、分國可相共、國衆内者、上下共同前事）

一四中一編ニ納候上も、式年本知令所務、其上者可被上、十二郡不納問令本知相違有間數候、國衆同心同前事

一國衆同心在國之衆者、其方同前可有走舞、信州一編之間者、何も可合同心、少も於違乱之聲者、可加下知事

右様々、永不可有相違、縦先判難在之、出置上者、一切不可有許容者也、  
仍如件

天正拾年\*

七月十四日

家康御在刊

酒井左衛門記

この家康条目によれば、酒井忠次は信濃國衆を統括する役割を与えられ、棟別・年貢等の賦課・徵收權をも付託されていたことが知られる。これは事実上、家康が忠次をして、信濃統治の代理人たらしめ、信濃國衆の独立性を規制していこうとしたものである。酒井忠次はこれを携えて七月十七日に台が原に着陣し、次いで渡訪に入った（『家忠日記』）。そしてこの条目を根拠に、頼忠に高島城明け渡しと酒井忠次配下に屬すべきことを迫った。これを見た頼忠は激怒し、北条方へ帰属することを決めて義城の態勢に入った（『家忠日記増補』『寛永譜』等によると、双方が衝突したことを知った家康が、大久保忠臣・折井次郎らを頼忠の下に送り、頼忠は家康直属であつて忠次配下ではないことを確約したため、頼忠は家臣千野・沢氏を派遣して家康と交渉させ、頼忠も息子頼永とともに甲府に赴いて、一旦は関係を修復したといふ。しかし、両者の和議は結局破れ、頼忠は二十二日から酒井・大須賀の徳川軍と戦闘を開始し、高島城に籠城した。実は頼忠は、七月十二日には既に北条方面の意向を示しており、北条氏直や松田憲秀から説文を受けた（『千野文書』）。但し、これは先にも述べたように、兩派關係を保ち、時勢を見て去就を決めるための一環として、北条から説文を賣り受けたのである。頼忠が徳川を離れて、北条につく決意を固めたのは、やはり家康の諫諭統治が酒井忠次によってなされ、その結果諫諭部の領土としての地位を排除される可能性が出てきたからであり、自己の権益を擁護するため北条方にいたと見られる。家康の条目と酒井忠次の強硬な姿勢が、頼忠を北条方に走らせてしまったのである。その後、徳

#### (一) 伊那・筑摩郡の状況

家康は甲斐の計略を進めるとともに、信濃の領国化をも意図し、諫諭・伊那・木曾郡への工作も開始した。まず奥三河より山家三万衆東平信昌を伊那に侵攻させ、いち早く松尾城主小笠原信頼を帰属させた。さらに武田家親族の下条頼安も七月六日に家康に起請文を提出して従属の意志を示し、ト伊那地方の平定はほぼ完了した。家康は下条・知久氏に七月十日までには聚訣に出兵するよう命じ、伊那衆を結集して、態度を明らかにしない諫諭・頼忠と、頼忠が頼みにする北条氏直の南トに対抗しようとした。一方、このころ筑摩郡でも改変が起こっていた。上杉景勝の支援によって深志城を攻略していた小笠原信貞に対し、小笠原長時の息子貞慶が松本平に侵入して、深志城明け渡しを泊つたのである。貞慶は織田・徳川との繋がりが深く、しばしば武田勝頼の退勢に乗じて、織田同盟の支援によって信濃帰還を伺っていた時期があり、その縁により家康とも親懇であった。貞慶は七月月中旬に家康に使者を送り、深志に帰還したいので、そのための軍事行動を容認してほしいと申し入れ、家康はこれを了承した（『寛永譜』等）。しかし家康は、貞慶の動向を密観するために、伊那に進出しでいた奥平信昌に鳴尾峠に進んでこの動向を見届けるように指示した。貞慶は父長時の大臣層に懸けかけて、父の地回復を訴えた結果、上杉の支援によつて深志を占領していた洞皆斎よりも貞慶に從う者が続出したため、洞皆斎は深志城を確保することが出来ず、これを明け渡して逃亡した（自刃したとの説もある）（『寛永譜』『二木家記』等）。その後、貞慶は息子秀政を人質として家康に送り、帰属の意志を示した（『諫諭余録』等）。また伊那郡では、下条頼安が

川軍は八月三日まで高島城を包囲し、しばしば諫諭勢と戦火を交えているが、遂に落城に追い込むことが出来なかつた（『家忠日記』）。

## 六、徳川・北条軍の対峙と作戦

真輪城主に復帰していた藤原頼親を隠伏させて高遠城を占領していた(『徳川』二二一「ページ」)。この高遠城を保持していたのは保科正直である。正直は本能寺の変による混乱に乗じて旧領高遠城を回復して北条氏直に従属していたが、奥平信昌に攻撃されたため、抗しきれずに家康に従属した(『高遠記集解』一矢島文書)。その後、正直は家康から伊那郡半分を免行うとした朱印状を受け取っている(『徳川』二八四「ページ」)。こうして、徳川方の勢力は伊那・筑摩郡では安定したものとなつた。その後、下条らは北条軍が南下して来ると、飯田城に奥平信昌とともに籠城して、北条軍の侵攻に備えた。

次に木曾義昌であるが、当初は北条氏直へも帰属の意志を示していたらしい(『千野文集』)。しかし、事態が徳川方に有利になると、家康との接触を活発化させ、八月晦日にはかつて信長より与えられた筑摩・安芸郡安堵の判物を受け(『徳川』二六一「ページ」)、次いで家康より起請文を送られ、さらに伊那郡質押職を与えるとした知行免行状を獲得した(『徳川』三七一「ページ」)。家康はこのような破格の約束をもって、木曾・保科・小笠原氏らの強豪を味方につけることに成功し、伊那・木曾・筑摩・安芸郡の確保に成功した。しかし、こうした諸勢力の動向は、北条・徳川両氏の間を揺れ動く微妙なものであり、その安定した徳川方への帰趨は、北条氏との対戦にかかっていた。家康は、北条軍との対決に存亡の危機をかけることになつたのである。

## 〔二〕 依田信蕃の奮戦

(信蕃は)沢小屋を固守して奮戦していたが、兵糧の欠乏が激しく、その補給に苦慮していた。信蕃はその後、常に兵糧欠乏の課題に直面することになる。佐久郡が北条氏に席巻されつゝある以上、家康からの補給はかなり厳しくと考えられた。そこで信蕃は、佐久郡の諸将への工作を継続しつゝ、同時に兵糧支援を求める作戦を取つた。『寛永譜』によると、信蕃の工作により岩村田城(人井城)に人井美作守とともに籠城して北条軍に属し、沢小屋を攻撃して

いた者のうち、高付久利・原長正・中沢久吉らがこれに応じ、夜毎密かに沢小屋に兵糧を運び入れ、信蕃と謀り時節を申し合わせて合戦すべきことを約束し、その後高付・中沢氏らは岩村田城に放火して出奔し、沢小屋に合流したといふ。このため氏直は、人質として田口城に抑留していた小沢らの母を処刑したといふ。この他、同書によれば、信蕃の工作によって徳川方に転じた佐久郡の北条方には、清野満成・杉原景明・閑信正・桜井忠・桜井守長・桜井助正・小林重吉らがあり、さらに平尾城主平尾昌秀が従属している。家康は平尾平三・昌秀に七月十一日付で知行免行状を発給し、森山豊後守に状況を示えている(『徳川』三一五「ページ」)。

家康は信蕃の安否に懸念する心を置いていた。信蕃が滅亡すれば信濃における徳川方の拠点が失われるばかりでなく、依田信蕃の政治的影響力を通じて徳川方への土豪層結束を期待していた家康の打撃は計り知れないものがあったためである。家康は七月九日に、大久保忠世・大須賀康高らの御先手衆の案内者を勤めていた信濃乙旨の上野太郎左衛門尉を沢小屋に派遣し、信蕃に籠城の状況を尋ねた。信蕃は「氏直より人数よせられ候こより、城者愚敷御率候、其上無勢ニ候間、城を明、三沢之小屋ニ縄在候處ニ行衛之御状海山泰幸存候、爰之御事ニ御加勢可被下」と返答し、窮状を訴えるとともに援軍の派遣を要請した(『乙旨太郎左衛門聞書』)。これを受けて家康は、御先手衆として派遣していた大久保忠世ら七手衆のうち、柴田七九郎康忠に「人」を授けて、十一日に三沢小屋へ送った。この援軍に対して信蕃は返礼の使者を送り、「御加勢被下奈奉在候、乍去手前者名ともにさへ扶持仕候事不能候間、爰之御事ニ御扶持方可被下」と申し入れてきた(同前)。援軍は実現したが、兵糧の欠乏が表面化していたのである。また十四日には、家康は辻盛昌に甲斐地侍十騎を附屬させて三沢小屋に派遣した(『譜牒余録』)。援軍を得た後の信蕃は三沢小屋をしばしばおりては各所の北条方諸城を攻撃し、北条軍を圧迫した。特に七月月中旬の

戰闘は激しく、依田信蕃らは三沢小屋から各地に侵攻し、北条方の諸城を攻撃した。この戦闘で北条方の桜井大膳正が守る加増城や、一保丹後守の小出井城は、依田軍の猛攻を受けて陥落し（「寛永譜」等）、次いで伴尾城を攻撃して、城主伴野刑部を追い込み、宿城に放火するなど、佐久郡の北条方に搔きぶりをかけた。家康は、この結果を受けて依田肥前守信守（「信蕃朝」）に七月十九日付で状を与えている（「徳川」三二四ページ）。家康は七月二十六日に、信蕃に詣訪・佐久郡を与えることなどを約束した判物を送つており、信蕃の活動に期待を寄せていた（「徳川」三二六ページ）。その後、二沢小屋周辺での合戦については記録が乏しく、七月下旬から八月中旬にかけての動向は不明瞭である。僅かに残されている記録を見ると、八月中旬に信蕃は人規模な軍事行動を展開した模様で、八月八日に望月城を攻撃して、甲斐衆（→向成が戦功をあげ、大木親忠が戦死したことや（「寛永譜」）、八月十九日には甲斐衆の今井氏部に家康が状を与え（「徳川」三五〇ページ）、二十日には戦死した加賀美七郎右衛門尉の遺跡を急いで安葬する朱印状を出しており（「徳川」三五一ページ）、また二十一日には伴野城攻撃にあたって北条軍と「加奈伊坂」で衝突した際に負傷した信濃衆（旗入重顯死去などの記事から（「寛永譜」）、三沢小屋に殺到する北条軍を撃退しながら、間際を狭げて周辺の北条方城塞に攻撃を仕掛けている模様である。こうした行動に出られた背景には、既にこのころになると、氏直ら北条軍本隊は半勢に進出しており、信蕃が三沢小屋に完全に釘付けにされた状況が緩和され、小諸城の人迫等攻撃と北条方に属していた佐久郡の国人衆のみが相手であったからであろう。信蕃は、八月二十九日に人規模な攻勢を懸け、北条軍と戦つ（芳賀四郎右衛門・内田加賀守の百五十余を討ち取り（「武徳編年集成」等）、次いで相木入道の守る相木城を攻撃して落城させ、さらに関東に逃れようとする相木らを追撃して大打撃を与えた（「寛永譜」等）。

奮戦する信蕃に対して家康は、九月八日に兵糧確保のために金四百両を送つた。これは現物での補給を実施できぬ家康が配慮したものであろう。またこの時に信蕃は、使名乙骨太郎左衛門尉に託して大蓮寺政繁市の肩帳を家康に進上して戦果を報告した（「乙骨太郎左衛門肩書」）。家康は次第に好転してきた佐久郡での戦線を強化するため、九月二十日に川越信俊（武山信俊の子）・岡部正綱・今福水助・二井十石翁門ら武田遺臣で構成する甲斐衆を依田信蕃のもとに派遣することにした。甲斐衆は武川から台原を経て、北条軍の占領する七里岩を避けながら詣訪郡祐原に入り、ここから大門峠に入り役行者峯道（役行者越道）を経て芦田に入り、一ト五日無事依田信蕃と合流を果たし、その晩から北条軍との合戦を開始した。日に二度の合戦があり、その度に双方に死傷者が出了（「寛永譜」「武徳編年集成」等）。依田・甲斐衆は三沢小屋防衛だけでなく、各所に進出し、岩村田・岩尾城等を攻撃して北条軍を逼き立た（同前）。こうして信蕃は勢力を次第に盛り返すと、家康の命令を受けて佐久郡の諸豪族への工作を進め、九月二十八日には最大の勢力を誇る真田昌幸への接触も試み始めた（「二河物語」等）。これが功を奏すと、信蕃軍は勢いを増し、十月二十一日には望月源五郎が築もる望月城を甲斐衆横田千松らが攻撃して陥落させ、これを引き続き守備した（「寛永譜」「武徳編年集成」等）。このように、北条氏尚は本隊の背後である佐久郡を遂に平定できず、むしろ信蕃と家康の微密な連携によって背後を擾乱され、これが北条軍の勝機を失わせる重要な要因となっていく。

ところで、家康が北条軍に対抗しうる軍事力増強に人大きな影響を与えた甲斐衆の本格的な帰属は、北条軍との対立が頂点に達しつつあった八月下旬のことであった。後に、「天正壬午起譜文」として知られる武田遺臣からの家康に提出された臣従を誓約する起譜文は、八月二十一日付である。そして、これ以後、諸記録に甲斐衆を継続的に駆使し、北条軍と対戦する家康の指揮ぶりが登場するようになる。つまり、六月中旬以来、曾根・岡部・人須賀氏らによつて先発が

つけられ、工作が進んでいた甲斐の個別土臺層や、各地に潜行していた武田家臣団は、家康のもとに徐々に結集し始め、八月下旬になつてついにその編成を終えたのである。その起文を見ると、曾根昌世・武田信俊などのように勝賴滅亡の危機を乗り越えて生き残った寄親クラスが、四散した元配下の個別土臺層（同心クラス）を取りまとめたことや、・条・山県・上屋等のよう滅亡した寄親の配下を元の寄親ごとの編成（前一条衆、前山衆など）に組み、新たに家康家臣を寄親として附属させたことが知られる。また信玄近衛衆など生き残りの有力家臣クラスの存在も、個別に分散してしまった上屋層（同心クラス）を家康に帰属させるのに大きく寄与したであろうと想像される。現在、知られている「天正壬午起文譜」に連署した武田道臣の数は、八九五人のぼるが、これは確認されているものだけであり、家康が個別に本領安堵を通じて傘下におさめた者を入れれば、ゆうに一千人を越える。史料が残されていないものも考慮すれば、その数は膨大であり、徳川軍は天正十年八月を境に急激に成長し、南下してくる北条軍と対抗することが可能となってきたのである。

#### （二）北条軍の甲斐侵入

北条氏直は源氏頼忠が徳川軍に包囲されていることを知ると、これを支援するため八月、日に三沢小屋の包囲を解いて南下し、諏訪郡柏原（現ケ原）に進出した。諏訪に進出してきた徳川軍は、この報告を聞くと退路を断たれることを恐れて、高島城の包囲を解き、急遽甲斐を離れて撤退し、三日に再度乙骨に押し出していく北条軍の動向を探った（『家忠日記』）。しかし、北条軍の先鋒が乙骨に迫っていることを徳川軍は知らずにおり、五日になって大久保忠世の家来石上鬼角助が物見から引き返ってきて、氏直軍四万三千余が一里ほど先に布陣していることを告げたので、諸将は驚き乙骨太郎左衛門を案内者にして確認させたところ、事実であることが判明し、明日にも乙骨に殺到してくることは確実となつた（『三河物語』）。そのため、酒井忠次らは協議の結果、今夜中に

#### （四）徳川・北条の対峙

北条氏直軍は、若狭守子を拠点に各地の砦・城館を修築して駐屯し、徳川軍と

の決戦の機会を窺つた。一方家康は、七月二十四日に武田衆が修築した勝山城（中通町）に服部半蔵・伊賀衆に守らせて、中通往還の警固を命じ、雁坂口と甲府周辺を監視する大野岩（山梨市）には松平家清・内藤信成・三枝虎吉らを置き、八代郡小山城（八代町）には鳥居元忠を配置して、若狭路や鎌倉街道への押さえとし、北条軍が甲府へ進撃するルートを遮断するよう布石を打つと（『武備編年集成』『甲斐國志』等）、八月八日に新府へ入つた（『家忠日記』）。

現在明らかにされている北条氏直方の城館・砦は次の如くである。

北条軍・若狭守子（北条氏直本陣・大豆牛田砦・狮子吼城（江草小屋）・旭山

小荷駄隊を退却させ、翌日に先手衆が引き揚げることを決定した。六日、北条軍は乙骨に接近し始め、徳川軍は退却を開始しようとしたが、諏訪頼忠の難反をめぐって遺恨を持っていた久保忠世が、酒井忠次と口論に及び徳軍の担当を双方が譲らなかつたため、退却が遅れ先手衆の危機感が募つた。このためその場は諸將が引き取って、酒井らを退却させ、岡部正綱が殿軍を勤め、その後大須賀・本多・石川・穴山衆が交互に殿軍にあたつて新府まで撤退した。しかし、酒井忠次は陣払いの際に、陣所に火を放つため、これを見た北条軍は徳川軍の士気阻喪と見なして前進の速度を早め、追撃に出でてきたるに撤退は困難を極め、先手衆は乙骨太郎左衛門の案内で「丸山」に布陣し、前進していく北条軍に鉄砲を浴びせてこれを阻み、浜沢まで辛苦して後退したという（『三河物語』「乙骨太郎左衛門軍實記」）。家康は、先手衆の後退を支援するため、甲府から石川数正・曲淵吉景らを新府に派遣し、北条軍に備えさせた。このため、北条軍は神子まで進出したもの、堅陣を敷く徳川軍のため新府を攻撃するこれが出来、ここに布陣して出方を探つた（『家忠日記』『武備編年集成』等）。ここに、八日余に及ぶ双方の対峙が始まつたのである。

柴・谷戸城・大坪砦・中丸砦・長坂氏館・中尾堅・中丸砦

これらは何れも『甲斐國志』古跡部等の記述にその根拠をおいているが、概ね妥当な考証とされ、現在定説となっている。この他に、これまでの城郭研究において、桂尾堀・深沢砦が北条軍によって使用されたのではないかと考えられている。しかし、この他に史料に登場するが、どこに比定するかが全く判然としないものもある。例えは、「鬼水譜」等に屢々見える小尾小屋はどこにあたるのかは明確な指摘はない。現在、小尾（須木町小尾）付近に所在が確認されている城郭遺構は、「利田の烽火台」と「神戸の烽火台」であるが、小尾村に最も近く、信州側よりの「和田の烽火台」がそれに相当するのではないかと推定する。また「乙骨太郎左衛門宣書」に「曲潤支長と中者之屢敷を氏苗より取出之城ニ被成候」とあるのは、曲潤氏館（長坂町花水）に相当すると見られる。このように見てみると、北条軍の城塞は、七星岩台地の周縁部の要所を押さえる部分にあたっており、いわば台地全体を北条軍が要塞化するとともに、信州からのルート（小尾街道・佐久往還・篠道等）を全て遮断しており、僅かに疏防への警戒注意のみを残して置いたことかわかる。これらの城塞を何時から北条軍が占領し、また構築していくかについてははつきりしないが、後に見るように激戦地になった大豆生田砦は、七星岩台地の北条軍城塞から離れた比較的低地の、徳川軍方面に突出し孤立して存在している。また、同じく徳川軍の攻撃を受けた曲潤玄長砦も、七星岩台地から花水坂を通りた釜無川沿いの低地に、突出し孤立して所存しており、これらは七星岩台地上に布陣した北条軍が、徳川方陣地へ迫つて前進した際に構築されたものと見られ、時間的にこの二つの城砦は後になって成立していくものと考えられる。

これに対する徳川家康方の城塞を贅見しておこう。

徳川軍・新治城（徳川家康本陣）・堂ヶ坂砦（能見城東壁）・能見城・日ノ出砦・鍋山砦（白山城）・中山砦

徳川方が根據地にした城塞の多くは、北条方と同じく武田氏が築いたか、そ  
の支配下の豪族層が構築したものを利用したものである。このうち、徳川軍の  
重要な防衛線となつたのが、能見城・堂ヶ坂砦である。これは從来武田勝頼が  
新府築城に際して、その防衛のために構築したものと考えられてきたが、勝頼  
時代の施設はさほど大きなものではなく、現在見られるような遺構は、この合  
戦の際に家康方にによって構築されたものであるとの見解が出され、現在定説と  
なっている。「家忠日記」によれば、新府を始めとする城郭は、このころ盛ん  
に修築が成されていることがわかる。

しかし、徳川方の城普請は、北条軍が甲斐に侵入した翌日から、開始されて  
いた模様で、「明れハ八月一日、氏苗之古府中ヘ之海道を水堀によりきり、堀之  
底にやらひを立、上士にしやくの木をたて、薪とりはら・さいかはら・から  
たちはらを付、かましを被成、」<sup>10</sup>鉄砲の者千人御ふせ置並成候（「乙骨太郎  
左衛門宣書」）とあるのは、北条軍の前進を阻み、街道を堀で遮断して土塁を  
構築するという記述から見て、能見城の普請の様子を記したものではないかと  
考えられる。また塙川沿いに構築された日ノ山砦は、「家忠日記」の八月十一  
日条に「新府むかにいあら城普請候」とあるのがそれであると考えられている  
が、「五日之日ハ名ニタうの山を取出之城ニ被成候」（「乙骨太郎左衛門宣書」）  
という記事もあり、皆普請は早くも五日から開始され、「家忠日記」の記載は  
普請がほぼ完成を見たことを指すのではないかと思われる。日ノ出に徳川方が  
対陣が始まつた早い段階で皆普請を実施したのは、先の徳川方城塞を見ればわ  
かるように、堂ヶ坂砦と能見城によつて七星岩台地の前面を封鎖した徳川軍に  
とつて、陸路往還と釜無川沿いには武田衆の築もる中山砦・鍋山砦（白山城）  
があつたが、塙川沿いには拠点がなく、北条軍にここを回り込まれて、新府の  
背後を衝かれることが恐れたためであろう。とすれば、地理的に見て口ノ出砦  
が正対し、睨みをきかせていたのは大豆生田砦であろう。このように見ると、

日ノ出井は北条軍が大豆牛田砦を構築したことに対抗してなされたのではないだろうか。

最後に、釜無川沿いの砦を見ておこう。鍋山砦（白山城）は、「寛永譜」の青木氏系譜に「鍋山砦を守る」とあることなどから、武川家が守護していたとされ、青木氏の分流山寺氏が籠もっていたと考えられている。この砦は釜無川沿いの城郭の中では遺構が最も大きく、戦略拠点として重要視されていたことが推察される。最後に中山砦であるが、「甲斐国志」はここを武川衆山高・柳沢氏が築城していたと記しているが、兩氏の本拠地が中山砦の麓にあることや、佐久郡やその周辺の甲斐国境で活動している武川衆の中に、折井・木曾氏らは見えるが、山高・柳沢氏は確認できないので、別拠地としてここに算もつていたのは事実と思われる。兩軍は以上のような布陣で八月一日より対峙し、戦局は一時膠着状態となるのである。

#### 四 北条軍動く

北条方は、戦線が膠着し長期戦となることを恐れ、相模からの別拠隊を甲斐に引き入れ、家康を攻撃して包囲殲滅とする作戦を企図した。家康の軍勢は八千余ともいわれ、北条軍は四万余を擁していたと伝えられ、兵力差は圧倒的であるが、新府城を中心に堅固な防衛態勢をとる徳川軍に正面から力押しするにはさすがに躊躇したのである。先に見たように、六月中旬には既に北条氏は、郡内の諸豪族への工作を開始しており、その勢力はこの時期になるとかなり進んでいたと考えられる。郡内の占領には北条氏勝・氏忠があたり、國中の侵攻準備を着々と整えていた。八月九日、風間孫右衛門が率いる北条軍別拠隊は、鶴瀬口（初鹿野口）から松平清宗・内藤家長・三枝虎吉らが守る大野砦に夜襲をかけた。鶴瀬口とは笛子峠口のことであり、事実とすれば郡内はほぼ全城が北条方に占領されていたものと考えられる。しかし、夜襲は失敗に終わり、北条軍は撃退され、鶴瀬に向かって敗走したが、徳川軍はこれを追撃し、勝沼

でこれを捕獲して多数を討ち取った（「譜類余墨」等）。

また十日には、小道往還の國中に抜ける要所迦葉坂を守備していた渡辺因助助守は、「小田原勢部内に乱入、且吉田村・西の海村・生死村の（櫻井）蜂起して、小田原勢と合力し、守を討ちとらんと謀するとなり」（「寛永譜」「渡辺因助助守は本拠地本栖と、本栖砦を占領した（「大三川記」）。家康は安倍弥一郎を加勢として派遣し、渡辺守ら・色衆とともにこれを攻撃して砦を陥落させ、一揆勢を「丸井」（丸井の御記であろう）に追い込み、多数を討ち取ってこれを撃滅させた。そのため北条軍も兵を退き、中道往還を奪取して國中の侵攻ルートを確保し、同時に家康の補給路を断とうとした北条氏の口論見は挫折した。なお、渡辺守を攻撃しようとした北条方に手した、揆勢とは「西の海」「精進村」等とあるように、小林氏らの西之海衆のことであろうと思われる。それはこの戦闘直後の七月十二日に、渡辺守が家康から与えられた朱印状には、守に附属させられた者の中に、西之海衆の者の名は一切見られないことからも推測することが出来よう（「寛永譜」）。こうして徳川軍は、補給路や城塞を分断しようとする北条軍を各個撃破して、辛うじて危機を乗り切ったが、本栖合戦の翌十一日に、北条氏直が徳川軍の防備を押し破り、甲府を抜けて郡内へ撤退するという風聞が流れ、家康は防備を固めるよう指示し、今夜の守備が特に重要な旨を下知したとい（「二ノ河物語」「三河記」等）。確かに「家忠日記」には、十一日以後、砦の守備が徹夜で実施されるようになったことがわかり、次第に累泊した情勢であったことが知られる。そして一〇日に、郡内を上留した御坂峰に城普請を実施してここに在陣していた、北条氏勝・氏忠らの北条軍一万余が、御坂を下りて國中に向けて進撃を開始した。そして氏勝は黒駒に布陣し、氏忠は甲府と善光寺を占領するために侵攻中の報告がもたらされた（「武徳編年集成」等）。氏直は甲府留守居衆らの國中の徳川軍が寡兵であること

に注目し、これを撃滅して家康の後方を遮断し、徳川軍を包围殲滅しようとしたのである。島田元忠・水野勝成らは、大野砦を守る松平清宗らの軍勢をあわせて迎撃に向かった。おりしも北条軍は兵を各所に出して放火、乱刃を行ない、兵力を分散し備えを乱していた。そこへ徳川軍の不意打ちを受けたため大乱となり、まともな戦闘を行えないまま窮屈となった（『三河物語』等）。北条氏忠は命からがら御坂城に逃げ入り、北条氏政・氏直の意図はここでも挫折し、家康は最大の危機を乗り切ったのである。北条軍の死者は二千六百七十余人記録しているものもあるが、これは誇大にすぎよう。「家安日記」に「隨一之者三百余騎討取候」、「三河物語」に「難兵五百余」とあるのが事実であろう。この合戦の様子は、家康も新府から見ていたようで、甲府の方角（うば口）とする記録もある）に戦塵があがるのを家康は注視していたと伝える『朝野旧聞叢書』（第一五九）。

#### （四）徳川軍の反撃

北条軍の攻勢に対して、徳川方も家康の指示により各所に伏兵をおいて待機に来た北条方を待ち取るなどの教發的な抵抗を行っていたが、寡兵という事情から積極的な攻勢に出ることはなかった。北条軍も屢々總攻撃をかけようとしたが、全軍の足並みが揃わず、また徳川軍の士氣旺盛なのを見て沙汰止みになつてゐた（『講義余録』等）。そこへ、八月十一日の黒駒合戦で討も取つた北条方の首領が新府に到着した。家康はこれを敵前に晒すように命じ、特に日につく物見場を選んで懸け立たせた。その結果を『三河物語』は、敵方は見て何事をするやら、寄合で走り回り歩くと見て見ける處に、難をかけて立退きければ、敵方急ぎ来りて見て始り、氏直衣中上けるハ、何強やらん。事々敷かれて見へ申と申しければ、何頬にて有ぞ、見て可參由彼仰ければ、各々來りて見て、是ハ我が親、是ハ我が兄・甥・従兄弟、是ハ我が伯父・兄弟と申て興をさまし、頭を抱きかゝへて泣叫ぶ、氏直もいよ／＼是に驚き給ひて其儀な

らべ無事をつくりて合戦に引退けべしとて無事をそつくり給ふ」と記している。家康の晒首による衝撃は甚ましく、北条軍は戦意を次第に喪失し、氏直をして平和へと傾かせる要因になった程であったといふ。黒駒の合戦直後、家康の側近大久保忠世らは、駿河・伊豆の防衛にあたつていた本多正重に書状を送り、情勢を説明している（『古溪家康公』）。

御法進之趣、則申上候候、一段ノ御機嫌不及申候、何方ケ様被成合戦候、

日出度候、過之間數候と公私之大事不過之候、在々放火、殊北城破壊、各

御名高不及申候、名城破壊被入之山、棄以我守相意得可申候由御意候、

亦名稱被出候様ニ御指図尤ニ候由被剪出候、此等之趣可被仰聞候、然者

於黒駒表討取ノ首共、今日敵陣之前ニ懸申候得者、亦無正体様子ニテ候、

何。兩日之内ニ敗軍たるべく候間、如仰陸奥守をハ是非生捕候而、越可

申候間、上方へ御上せ尤候、敵方方も方々御内訌之義申上候間、若今口ニ

も退候ハ、得別儀御内訌申者共、此方申合、尚々精一入可申候、

誠以敵屯人も生て、吊申間數候間、町右御心易候、恐々謹言

天正十年

八月十四日

阿善九

一本亦八

大新十

木作左

御報

この書状の中で人久保らは、黒駒合戦で大勝利をおさめ、討ち取った敵の将兵の首を敵陣前に懸け立べて曝したことを報じ、その衝撃から敵はまもなく敗軍するであろうと述べている。また北条氏直を必ず生け捕りにするつもりであるとか、敵を一人も生かしては帰さないなどと述べている部分は、黒駒合戦で勝利した徳川陣営の意気軒昂な様子を窺い知ることが出来て興味深い。家康が行った舉し首が、北条軍の上氣を削ぐことになったのは事実であろう。

このころになると、北条方に中に厭戰が蔓延していたのであらうか、北条氏政が甲州に出陣しない各地の武将に督促の書状を出している（『戦国遺文後北条氏編』二三九三号・二九五号）。北条方はそれでも徳川方への反乱工作を続け、密かに北条方へつくよう武田逸臣へ姻戚を出したが、それらは悉く徳川方に報告され、察知されていた。しかし、中には武川衆中大藏殿右衛門・中井新兵衛、板垣衆平原宮内等のように内応しようとする者も出たが、全て露見し処刑され、北条氏に有利に運ばなかった（『家忠日記追加』等）。特に武川衆中沢送殿右衛門らの内応は、北条軍の軍事行動と連動していた可能性があり、その直後に北条軍は花木坂を下りて進出しようとして、これを事前に察知していた武川衆山高富内少輔信直・柳沢兵部信俊らが、朝比奈吉右衛門の支援を得てこれを撃破し、北条軍多数を討ち取ったとい（同前）。柳沢・山高富は中山若守を守備しており、花木坂はそれと指呼の間にあるので、北条軍の目標は中山若守攻略であったのだろう。その後、北条軍は攻勢に出ることなく、新府周辺の徳川方陣地付近で散発的に刃合を実施して、徳川軍を撃退した（『家忠日記』等）。家康はこれに対抗するために、伏兵を各所に置いて北条軍に損害を与える一方で畠山を盛んに行う北条軍の拠点が何處であるかを探らせた。その結果、それが八月二十七日になって大豆生田砦であることが判明し、家康は翌日これを攻撃することに決めた（『實水記』『家忠日記追加』）。

一八八日、徳川軍は畠山に出てきた北条軍を伏兵が追い散らしたことと裏腹に、大須賀・酒井・柳原・岡部・落合が軍事らが一斉に大豆生田砦に殺到し、猛攻を加えた。北条軍は不意を衝かれたため支えきれず遂に砦は陥落した（同前）。大豆生田砦は、北条軍陣地よりもはるかに低い微高地に立地し、しかも徳川方陣地に向かって突出していたため、家康が戦略的に最初の標的にしたのであらう。その後、徳川軍が若狭守に進出し始め、対出を実施する記事が現れているのは（『家忠日記』）、

大豆生田砦が陥落したことにより、若狭守に接近することが可能となつたため

であろう。

また、その後の九月七日ごろに津金衆が伊賀宍安藤彦四郎・村山武太夫らと協力して、江草小屋（獅子吼城）を攻撃し、これを落城させた（『寛永譜』等）。これを知った北条軍は三千人程を救援に送ったが、津金衆小尾監物や伊賀衆が伏兵となつてこれを撃退した。また『武德編年集成』の八月二十九日条には、この記事の前に「津金（小尾）監物・弟修理・小池筑前・米倉主計・折居市左衛門等会合群謀ヲ謀シ、板橋ノ峠ヲ取敷上道十五里敵地ノ勝間ガ反ニ若ヲ設ケ交代メ守衛シ佐久郡一揆ノ城砦ヲ抜ベキ旨計進ス」との記事を載せており、『甲斐國志』はこれを江草小屋陥落後の動向と推定しており、事態の推移を見ればそれが妥当であろう。津金・武川衆と伊賀衆は山岳地帯を抜けて北条軍の背後に廻り、江草小屋を落として佐久郡に侵攻しようとしたのである。

ここに見える「勝間ガ反ニ勝」とあるのは、「勝間反ノ若・則ち猪荷山翁（口田町・口田猪荷山）」のことである。また「板橋ノ峠ヲ取敷」とある板橋とは、南佐久郡南牧村板橋のことであろうと見られる（註）。則ち、武川衆・津金衆らの軍事行動は、信州岸を抜ける佐久往還を掌握してここに拠点を設け、北条軍の補給路を遮断するとともに、佐久で孤立する依田信蕃支援であったと見られる。勝間反ノ若等はその拠点設置を狙ったものであろうし、三枝平右衛門昌吉が修築したとの伝承を持つ佐久郡高野城（佐久郡高野町）などもそうした作戦の一環と思われる。事実、三枝昌吉・小尾監物らはその後依田信蕃と合流し、岩崎（臼田町）で北条軍と戦闘を繰り広げ、十一月七日に伴野信守・貞長父子の守る前山城を攻撃してこれを陥落させている（『武徳編年集成』等）。さらに、九月二十九日には徳川軍は昇仙峡に所在する御坂小屋から別働隊を派遣し、密かに山岳路を抜けて小尾小屋を攻撃し、これを陥落させた（『乙骨太郎左衛門覚書』）。

佐久往還は次第に徳川軍によって封鎖され、北条軍は守勢に立たざれていった。

また十月十日には、徳川軍は花木坂下に突出して構築されていた曲洞屋敷を

夜襲した。「乙骨太郎左衛門見當」には「十月十日之戦、曲潤玄長と申者之臣數を氏直より取出之城ニ被成候所ヲ御所様より人數遣し被成候、則案内者太郎左衛門仕候、其時北之かたより人數を引まわし是も打おとし申候、其時彦十郎首巻ヲ取申候、總而其時の首級三百実候ハ同所也、其時之案内太郎左衛門仕候」とある。なお、同二十日に小池筑前守が武田軍十二騎に、家康から授けられた三人を率いて攻撃し、落城させた、「釜無の小屋」とは、あるいはこの曲潤屋敷を指すのではなかろうか。以上のように見てくると、家康の作戦は、北条軍猛な武田連隊を撃した徳川軍によって次第に戦局は守勢に立たされていったのである。

## 七、徳川・北条同盟の成立

### (一) 駿河・伊豆での衝突

甲斐で両軍の対陣が続いているころ、駿河・伊豆の防衛ラインでも戦闘が起つた。八月十四日、沼津二枚橋城にいた本多重次・向井正綱は、海路を進んで伊豆国駿代城を攻撃した(『寛永余語』等)。向井正綱は武田氏海賊衆であり、徳川軍は海賊衆を掌握して海から伊豆沿岸を攻撃することで、対峙する北条軍の後方を扼制しようとしたのである。家康は黒崎合戦終了後、腹部半減のを伊豆に移して守備を固めさせたが、九月十五日に半蔵ら伊賀衆が伊豆国山方郡佐野小屋(三島市佐野)を攻撃し、これを二枚橋城の松平康親、奥田寺城の牧野康成らが支援して遂に陥落させた(『譜牒余録』)。またこれより先に徳川軍は、伊豆国柱芦若(大平城)に進出してこれを修築し、奥田寺城より牧野康成・久野豊能が移って北条軍の押さえとなつた(『譜牒余録』等)。このように当初、

この方面では徳川軍が積極的な攻勢に出ていた。北条軍としては、伊豆・駿河での徳川軍の攻勢が活発になれば、甲斐に侵攻していた都留郡の北条氏忠・氏勝らの退路が断たれ、情勢が不利に傾くことを懸念できず、二十五日に北条氏政は三島に軍勢を差し向け、二枚橋城・芦合城・興國寺城を攻撃して駿河の防衛戦を殲滅することを企図した。ここが突破出来れば、駿東部を支配下におさめ、家康を甲斐に封し込めて包围殲滅することが可能となる。丁度、この日は福松(徳川忠吉)が二河国東象城から二枚橋城に入つたところであったが、徳川軍は北条軍が進撃して来ることを知ると、三島へ進出した北条軍を迎撃するために出陣した。この合戦で徳川軍は北条軍の二枚橋城攻撃の意図を挫き、山中城へ後退させたものの、小笠原丹波守安次らが戦死する損害を受けた。また並山城の北条軍もしばしば進出して、戸倉城や二枚橋城を攻撃し、本多重次らは並山城してこれを防いだ。本多重次は「並山城の岡田竹右衛門(松平康親家臣)が防衛しているのを支援するために、城を出てこれを破り、逃げた」北条軍を追撃して並山城に泊り、服部半蔵らは並山周辺の刈田を実施して引き揚げた(『寛永余語』『武徳大成記』等)。以後、北条軍は徳川の駿河防衛線を攻撃することではなく、また徳川方も三島合戦での損害を教訓にしたためか、城を出で北条方に合戦を挑むことはなかった。両軍はここで決定的勝利を得られず、戦線は膠着状態となつた。しかし双方が慎重に対応したことにより、家康の補給ルートは辛うじて確保される結果となつたのである。

### (二) 真田昌幸の去就

三沢小屋で奮闘を続け、各所に出撃して北条方を脅かし「氏政(氏直の誤記)」(関東ヨリノウノ崩ノ兵銀人數馬ヲ葦田小屋ヨリ討取、氏政ヘノ陣ノ統ヶナリカタク候。(『依田記』))という状況に追い込まれた依田信蕃は、家康の命を受けて、上田に布陣する真田昌幸を徳川方に引き込む工作を本格的に展開した。一真山ササヘ引付、味方ヘ仕候ヘハ残ル侍トセ手ニタツ儀ニテ無御座候)

(同前) というのは、当時の衆目の一致した見方であつたようである。佐久郡平定と北条方の敗滅は真田昌幸の船越にかかっていた。信蕃は真田方へ密書を遣し、家老を送つて申し入れたところ、昌幸からの返事も届いたため、信蕃はさらに依田十郎右衛門を派遣して和談の条件を話し合わせた。そして二度目には昌幸自身が密かに三沢小屋の籠に出て、信蕃と対面して家康へ起請文を提出することを決意したという。昌幸はその代わりに家康からも起請文を受け取ることを要請し、信蕃は昌幸の起請文を新府の家康に届け、家康の起請文を得て、これに信蕃自身の起請文を添えて昌幸に送った(「依山記」)。こうして、真田昌幸の徳川帰属が遙厚になった。しかし、昌幸説得工作には信蕃だけではなく、三沢小屋に加勢に来ていた曾根昌良や昌幸の実弟加津野藤岐守(伊弉良も奔走していたよう)で、九月二十八日付の加津野藤岐守宛の家康状や大久保忠泰書状等によってその事情が知られる(「徳川」三七七八一頁)。真田昌幸に対する徳川方の工作が活発であることは、北条氏直も察知していた。しかし、氏直らは決定的な証拠をつかむことが出来ず、また徳川軍本隊と対峙していることから、佐久へ軍勢を派遣することができず、また佐久に存続していた北条軍では、依田信蕃と甲斐衆に対抗するのがやっとで、真田昌幸を譲り貰うことすらおぼつかなかった。このように、北条軍が退勢になってきたことを受けて、真田昌幸は徳川方に歸属したのである。徳川方に転じた真田昌幸は、兵糧が欠乏し、牛馬を食用にして糊口を凌いでいた三沢小屋に兵糧を運び込み、信蕃の危機を救つた(「三河物語」)。昌幸は十月下旬にも、三沢小屋が兵糧欠乏のため苦しんでいたのを知り、篠城としていた甲斐衆橋田尹松らに兵糧を送っている(「寛永記」)。昌幸の徳川帰属は佐久郡の情勢と、徳川・北条の力関係を逆転させる契機となつた。これまで信蕃は北条方の兵糧運送や兵馬の南下を奪取するゲリラ戦を各所で散発的に実施していたが、信蕃は昌幸とともに碓井岸に布

ある(「三河物語」「朝野旧聞叢書」等)。北条氏直は急遽、上野国衆諸侯能登守邦斎に命じて内山城を確保し、内山城を抜けて関東に通じるルートを掌握させ、物資の補給を維持しようと試みたが、もはや情勢を変えることはできなかつた(「岩出文書」)。北条軍は、甲斐・駿河方面で徳川軍の補給路を封鎖し、包囲撃滅しようと試みて失敗したが、真田昌幸・依田信蕃の連合により、逆に氏直本隊が甲斐で封鎖・孤立するに至つたのである。昌幸の船越が、北条軍の勝機を最終的に奪つたのである。

### (三) 徳川・北条同盟の成立

武局が徳川軍の有利に展開し始めると、次第に家康に結集する武田遺臣が増加したようで、家康の知行安堵状や免行状は八月に入つて急増し、特に黒崎合戦勝利後は飛躍的にその発給数が増えているのは、それを示すものである。補給路を依田信蕃・真田昌幸や甲斐衆に封鎖された北条軍は、勝機を逸して次第に戦意を失い、遂に織田信雄の勧めもあって和睦することにした。十一月二十七日に、北条氏直は北条氏規を通じて家康と和睦を申し入れてきた。その際に提示された条件は、上野國を北条氏に譲渡する代價として、北条方は占領していた都留郡と佐久郡を徳川方に引き渡すことや、北条氏直の正室に家康の息女を迎えて婚姻関係を取り結ぶというものであった(「家出日記」他)。家康はこれを了承し、二十九日に北条軍の撤退が開始された。その際に北条軍が旭山砦を修築したため、家康は憤怒し朝比奈勝勝をして氏直を詰問したところ、氏直は北条氏政の規を派遣して陳謝し、人質として大通直直政・山角上野介を差し出したため、家康もこれを了承し、酒井家次を人質として北条軍撤退の安全を保証した(「武徳編年集成」等)。井伊直政の徳川・北条両氏和陸官書によれば、家康は北条氏政の起請文や佐竹・結成・皆川氏ら関東の諸大名と連絡を取れるようにならうと飛脚の自由通行等を要求している(「徳川」八七・ページ)。こうして、両者の和睦が成立すると、家康は甲斐・信濃仕置に着手し、本格的に武田遺臣の

従属や知行発行・安堵を実施するとともに、右左口砦・勝山砦等の修築を命じ、甲斐の防衛力強化に勤めている。また、講和が成立したとはい、佐久・栗訪郡ではまだ反徳川勢力が健在であったため、天正十年から十一年までその掃討戦が続いた。しかも上杉景勝との新たな対立が始まるなど緊張状態が続いた。しかし、家康はこうして危機を脱したのである。

## 八、天正壬午の乱の歴史的意義 —むすびにかえて—

以上のようだ、徳川・北条西氏の対決の様相を見てくると、この対決が家康に有利に推移したのは、まず第一に彼が信長命令により武田道臣を密かに雇うなどその結集工作を行い、甲斐侵攻後はそれをよりいっそう人裏腹に押し進めたことが大きい。特に甲斐では武川衆などの領主連合や、曾根・岡部・青沼らの寄親クラスの武田家臣をいち早く味方につけて、四衆が撲滅し核を失っていき、上豪層の結合を容易にしようとしたところが、北条氏を後手に廻すことに結果したのである。彼らはこの合戦で徳川軍を支え、実はその本隊よりも大きな役割を果たしていた。この合戦は徳川对北条よりもむしろ武田遣は對北条といいう性格が強く見えるのもそのためである。また、この過程で獲得した武田遺臣が、その後甲州系家臣として江戸幕府成立後も徳川の政治・経済・軍事編成において大きな役割を果たしていくのである。<sup>10</sup>特に天正十一年の小牧・長久手の合戦において、羽柴秀吉と対抗する軍事力は、武田臣に負うところが大きかったとされるように、天正壬午の乱に伴う武田徳経略は、家康の軍事的地位を飛躍的に高める意義を持ったのである。小牧・長久手で家康を屈服できなかつたことは、秀吉の政治路線にとつて大きな打撃となり、後に家康が豊臣政権で重きをなす契機となつた。

次に、この合戦で家康と氏直が拠点にしたのは、ともに武田氏が構築していなかった城郭群であった。特に家康は、武田勝頼が築城した新府城と能見城に大規模な修復を加え、これを効果的に利用して、大軍を擁する北条軍の前進を阻んだのであった。武田勝頼がなしえなかつた新府籠城策を、家康は具体的にやつての、武田氏の城郭群が連携し、有機的に機能すれば、十分効果をあげうることを実証して見せたのである。

次に、この乱により東国では徳川・北条・上杉の三名鼎立という状況が現出することになったが、そのうち徳川・北条同盟の成立と、その後の家康の小県・更級・猪子郡への経略と、北条軍の上野国進出は、上杉景勝を圧迫し、上杉が豊臣秀吉と同盟を結んで西国の豊臣政権との連携を深めることでこれに対抗したため、これまで東西の大名間の対立局面であった様相が、俄に城下政権を繼承する豊臣政権をも含んだ天下統一をかけた争乱へとその性格を変化させる契機となつたことである。しかも、豊臣政権と上杉領に拠まれた五ヵ国大名徳川家康は、その圧力と対抗することが不利であることを悟り、遂に天正十四年大坂城に上りして臣従の意志を明らかにし、秀吉政権に適なり豊臣大名への道を選択した。こうして天下の趨勢は、豊臣秀吉による統一へと大きく傾斜することになった。しかし、北条氏政・氏直はこの形勢を等閑視し、遂に滅亡の道を歩むことになる。壬午の乱は、西国の大名政権を呼び込むきっかけともなり、これが天下統一を大きく前進させることになる。つまり二名鼎立という地域的統合の実現が、天下統一を結果的に早めたのである。

最後に、壬午の乱で最も大きなかなりを獲得したのは、真田昌幸であった。昌幸は北条・徳川間にあって自己の領地拡大と権益確保に勤め、遂に家康のものと上田・真田といった信州の旧領を始め、上野国沼田領等を確保し、いたのであった。しかし、徳川・北条同盟の成立に際しての条件が、上野国と信濃佐久郡・甲斐・都留郡の交換といふ領土分割協定であったため、昌幸は上野国の自領の確保に悩んで固執し、遂に家康から離反して上杉景勝につき、次いで景勝の背後にいた秀吉の支援を受けてこれに対抗した。その後、秀吉は景勝・昌幸に

命して、昌等を家康の寄騎としていることで問題を決着させ、ここに真田氏は畠田確保に成功したのである。そして治田領問題は、北条・徳川間で内済する方向をとりつつも、秀吉の裁定というところで決着をつけようとして試みている。だがこの解決が長引き、北条市の真田領名胡桃城攻略が引き金となって、秀吉は小田原出兵を布告するのである。天正壬午の乱を契機とした問題が、秀吉の天下統一まで繋り抜け、東國の政治・軍事局面を最後まで規定し続けたのであった。

このように、真田昌幸の動向が、東国の政治状況を不安定なものとし、果ては豊臣秀吉の介入を招き、北条氏政・氏直にとっては命取りとなつたのである。以上のように、天正壬午の乱は、單なる東国の大戦ではなく、天下統一に伴う政治・軍事局面を規定し続けた兩期的な事件であり、また篠山家康が豊臣政権において重きをなす地位に押し上げる背景ともなつたのである。

## 註

- (1) 天正壬午の乱に関する研究は以外に少なく、その甲州方面については、わずかに田代家「天正壬午の戦」(「上」本城第大系・長野・山梨所蔵)、山下家可「天正壬午の戦」と、甲州山内・山城、「定本山梨祭の變」などのコラムがあるに過ぎず、本稿前の調査が多い。なお本稿は、政治・軍事史的観点を軽いため、家康の領土支配の形成と既得について、十分な検討ができなかつた。この点については後回を願したいと思う。なおこれについては、伊東多一郎「兵庫分離の歴史的背景」(「古事記の研究」四卷所収)に分析がある。
- (2) 本稿では山内はカッコ内で示したが、その奥見としたものを掲げておく。

中村孝也著「徳川家康と秀吉の研究」上巻(「徳川」と時代)、徳川家康著「折敷徳川家康文書の研究」(「新徳川」と略称)、森野一七蔵・矢辻俊六編「新編徳川古文書」(「甲州」)と略記、杉山博・ト山治久編「戦国遺文後北条氏編」第三巻(「駿河」と略称)、(株)大日本図書「駿河口訣」、「河内物語」、「近畿物語」十五世・播磨口訣、「新編近畿物語」、「近畿物語」、「上杉家御年譜叢書」、「武田家御年譜」、「東毛越家系図」(「東毛越」と略称)。

『讀書人』上下(内閣文庫影印本)、『甲亂記』(『武田史料集』収録)、『甲斐田志』、『新刊田舎者』(内閣文庫史料叢書)、「香太郎在義門堂」(内閣文庫所蔵)。

(a) 下山透久「小田原合戦」一九六六年評注。

(b) 家康は伊賀越えの最中に、武田義臣への工作を早々と開始していることは、後述する依田信玄の例でも知られる。信玄は甲斐への沿入を伊賀の家康から指示されている(「依田記」)。

(c) 一説には名倉高八郎とともに派遣されたといふ。また、本多の甲府派遣は六月十日(『武田御年譲集解』)、十四日(『大・川記』)があるが、ここでは「家忠口記追加」の七日(『武田御年譲』)を採用した。

(d) 河尻肥前守が木多百助を廢殺したのは(「甲陽ノ因人」較却石ノ因人(本多・名倉のこと)河尻肥前守ヲ亡スベキ旨因中へト如スベキ為也。称スル)。(『武田御年譲集解』)といふ。

(e) 一説によれば、甲斐人の移住を防ぐために、甲斐の国人(「甲陽ノ因人」)と、肥前と起り川尻肥前守ガ神社ニ敵對タル罪ヲ承つて)河尻肥前を攻め囲み、山尾山城の甲山三日第一回が秀康を討ち取ったといふ(「河尻肥前は六月十八日が正しい」)。この記事には誤謬があるものの、秀康の甲斐人が肥前兵との協調を続ける限りでは実質上平穡であるが、反対側の旗頭を鮮明にしたことを表裏に免らしたものと捉えることができる。そして、家康は六月十七日に既に甲斐への移動を準備していた岡部正嗣と、同じく武田道臣・山奉行家の若狭昌良が、家康臣下人猪俣景時と連絡して、薩摩守之丞に知行安達状を発給しており、これが徳川氏の甲斐支配文書の初見となる。これは秀康説の前段に家康が甲斐支配の主導権確保を開始したことを歴史に示す(秀康の甲斐国人・十島郡への知行安達状は一点も確認されていない)。なお既に六月十五日付米山因幡守源の岡部正嗣・曾根昌盛記載文もあるが、米山氏の甲斐在出が確認できないので、曾根昌盛を初見としておく。

秀康が本多勝長を決意した風聞もあながら無根ではなかつたのである。このように見るところ、先の穴山家の倒案が水能寺の空西後になされたこと等と併せて考えれば、家康の

- (6) 中井田人質への一作はかなり遅んでいたものと思われ、本多新發は甲斐國の主導権を家康に奪取されることを恐れて家康が書き戻しを譲った政変劇と考えられる。この点に関しては、「御先祖」に家康が黄帝下野守吉世・同源次郎右衛門尉正綱を中間に派遣し、甲州の武田連に對して本領分地の五石を賄給したことを知った河尻秀詮が、家康の行動に不安を抱き、徳川の使者を説教する姿勢になつたと記しており、恐らくこれが政変劇の真相であろう。しかしこれは遂に秀詮にとっては命取りになり、東國における山藤田勢力は彼の死によって完全に崩壊した。
- (7) 佐藤八郎『武田信玄とその属属』
- (8) 「依田記」によれば、依田信蕃は田中城を家康に引き渡した後、家康から家臣になると、う説話があつたが、勝頼の安否を判明しないうちには仕えられないとして、三月二十四日小説に登場した。その後、甲斐國守忠のもとへ出仕しようとしたが、家康からの使者に合ひ、信長より允用すべき武田信玄の書との「ノ差」に奉がつてることを知らされ、「信長軍本団市川の軍旗陣所を秘かに廻間したところ、連日間小川への進むを勧められた」という。信蕃は主從六人でここに潜伏し、本多守の安直後伊賀越えの最中の家康より書状を受け取り、「信姫妻へ出立したある。このように家康は、伊賀越えという想定に際合しながらも、その集中に各所へ使者を派遣していたことが知られる。
- (9) 「小説」はもと「和名抄」に由来する「小説」に属していたと考えられる。備の伝承呼称で、「小説」という名の村は中世には存在しない。小説は御代田町周辺といわれるが、これは甲信国東部とほともいえず、これは誤認であろう。たゞ佐久郡小沼小屋としら記述が正しいとすれば、小出井城・金井城を始めとする周辺の城郭を指すのであろうか。あるいは、甲信国境の記述が近く、小屋の地名が誤記であるとすれば、海尻城・海の口城などがあるのではないか。
- 10 大井掛元が持つていた甲斐美神社は、甲斐國の郷社という地位に加えて、その神社は十景に選ばれた十二景の格を示しており（筑前原源流）、これは戦国時代の城郭建築と見える（「日本城郭大系」8巻野・山梨編、「定本山梨縣の城」）。

- 11 行人通書延文に「懸立方圖宣」が「今般急心」付而御成候」とあるので事実と確認できる。「山梨國神社大系」「甲州」七卷、29。
- 12 大井賀高島の動向については、酒入陽子「家康家臣団における大井賀高島の復讐」（「日本歴史」六一二号、「九九年」）が詳細に分析している。
- 13 「静岡縣の中世城館跡」一、九頁。
- 14 下条兵庫助信安は、武田氏の一族下条信氏の子である。下条信氏と兵庫助信安は、大正一年二月に織田信玄を追撃するため、酒井・高野に隠り、この切所に現って織田軍を食い止めようとしたが、「信長公記」、「家臣下条兵庫助の反乱により追放され（「甲府志」）、その後戦死したという。そのため、下条氏は信安の弟信安が相続していた。
- 15 家康が本陣としていた甲府新守寺は、武田信玄の一団が乱入して家康暗殺を企図したが、近習衆を殺人犯としてだけ口的を棄めたせす。擊退されたといふ連絡が飛ばされており、（「甲斐國寺社山野古」等、なおこの連絡は有名で「田村萬葉などが詳細を紹介している。
- 16 「二田村萬葉公集」一巻巻頭、これは史的的に他の著書がこれないので信頼性は疑問が残るが、こうした連絡は甲斐半定が從来いわれているように、決して家康に有利で想えたものではなく、現実には厳しい政治的緊張が引き起こる家康との対決を通じて徐々に形成されいったことを物語るのではないだろうか。
- 17 「乙吉太郎左衛門宣貞」によれば、太郎左衛門は西牛山忠次の使者として日に二度高尾城に赴き、忠治へ賄伏を進めたが、徳忠は「度までは忠治を忠次に寄託したが、一途目に養成する見せかけて太郎左衛門を説教した」と譲った。これには諷諭方にいた「義理の外」が「骨殿をたゞかり打へき支度儀間、忍のけ」、と知らされたため高尾城を脱出したといふ。

名武田氏

、一九一

大豆生田界のある大豆生田は、藤卷伊予守重蔵が所在していたと伝えられる（『甲斐国志』）。藤卷氏は北条氏に属して合戦しており、藤巻一族に免給された北条氏久印状が幾つか知られている。北条軍がここに砦を築いたのは、塙川沿いの攻撃拠点を確立する意圖もさることながら、從属していなかった藤巻氏の本拠地であったことも想定される。

いたのではないだろうか。特に上野層の侵襲始める前に、塙川沿いの攻撃拠点を確立する意圖

ることは、先に氏直が曲輪を築いていた時とあわせて十分考えられる。

東方に兵力の偏重的のがあることは、当面の間でも十分意識されていた。北条氏家臣高橋

城尾辰は兵力差が明らかである勝利は目前であると某氏見の舌状で述べている（『甲斐国志』）。

北条軍は御坂峠に城壁を完備しており、御坂城は北条氏政の軍事上「就中御坂町・柏田

米之上・仕置口下・委細た御内作ニ申付候」（『駿河國通文後北条氏編』一四三〇号）とある（こう）。ここを拠点に徳川軍と睨み合っていた。たゞその元成時期は明らかではない。

西ノ高桑については「野崎明『甲斐武田氏』」を頼る。

平手銀古が伏兵を山下において敵を七討取るなど、こうした事例は数多く見受けられ（『武田源流集解』等）、「甲斐忠日記」にも伏兵の団体が見られる。

「日本武大系」長野・山梨

板橋周辺には、現在のところ城跡は確認されていない。

「日本武大系」長野・山梨

北条はその後、北条軍は御内作と同様の作戦をとって御坂小屋を攻撃し、その後に廻りれることを恐れてか、十月一日に徳川軍の各部隊より鐵砲衆を一人づつ発免して御坂小屋に入れた（『家史記』）、西井忠次・知久朝氏らを守備につかせている（『寅永譜』）。家康

がこのように御坂屋を御獄小屋に入れたのは、ここが山岳ルートを経て双方が背後に進出できる要衝であることが、江戸・小尾小屋攻撃により確認したためであろう。

この徹底は、七月十四日の木多重次対の阿部正勝・木多正信・大久保忠房古状に一む

かひ殿御高名下及中候、「在々御放火、殊足御押破、各御高名下及中、各御職業皆被入候」であるので、事實と傳説である（『徳川』八六九頁）。なお「大二川記」にはこの時の攻撃を御代・口令・黄川と記しているが確認できない。

中村半也「家臣の臣属—武将編」、『東洋の政治経済民族』、北島正元「『甲府の権力構造』」村上廣「武田氏家臣団の系譜」、『武田氏家譜』刊行会、一九八八）等。

北条氏政・氏直が西日本の政治状況に疎く、専門政策の実力を見くびり、自らの実力と過自信していた様相については、下山氏庸著古に詳しい。

（半山 慶）

## 第二節 天正壬午の乱と城郭

### 一、『甲斐国志』にみる天正壬午の乱の城郭群

天正壬午の亂が甲斐一国にとどまらず、信濃・駿河・上野の各領に及ぶ広範囲なものであったことは前述まで見てきたとおりであり、この争乱では各地において戦闘が行われ城郭が使われている。なかでも北条氏直と徳川家康が対陣した甲斐内においては、両陣営によつて新たに城郭が築造されたり、既存の城郭が築造・修繕された可能性が極めて高い。山梨県における中世城郭の歴史のなかで天正壬午の亂が大きな一つの時期としてあることは疑いないであろう。しかしながら、これまでの研究では特徴的な構造の遺構・事例の具体的な検討や、徳川・北条氏の城郭の総合的な把握はあまり行われておらず、その実態はよく解かっていない。

既存の城郭を利用した例としては、家康が本陣に使用した新府城がその最たるものであるが、『甲斐国志』に掲載される城跡には、天正壬午の乱に際し

て増築・修築したという記述がみられるものがある。

北条勢に關しては、「若神子……天正壬午八月ヨリ北条氏直本陣ヲ居ヘシ处ナリ……旧墨三所アリ……天正壬午ノ時北条氏直墨ニ拠テ陣取増築セシコトナルベシ」(卷之四十七 古跡部第十)・「中尾墨迹……天正壬午ノ時ニ増築ゼンナラン」(卷之四十七 古跡部第十)・「長岡墨敷……此モ北条勢ノ修シテ皆トナセシナルベシ」(卷之四十七 古跡部第十)・「中丸ノ旧墨……壬午ノ御対陣百余日ノ間北条勢數万打人リ若神子以北ニ布陣タル事ナシバ越々ノ旧墨モ此時増築セシヤラン所第悉々様ニ見エタリ」(卷之四十七 古跡部第十)・「谷戸ノ城迹……木州ハ信玄ノ時ニ遠シテ州中ニ城壁ノ設ナキリ以テ相誇リ他ニ武威ヲ示スノ一端トナス風俗ナレバ今時墨迹ノ証トシテ存ジタルハ大抵壬午以来ニ修理ヲ加ル所ナリト云」(卷之四十七 古跡部第十)と、北条氏直が本陣とした若神子城(北巨摩郡須玉町)のほかに中尾城(北巨摩郡須玉町)・長坂長閑屋敷(北巨摩郡長坂町)・中丸砦(北巨摩郡長坂町)・谷戸城(北巨摩郡大泉村)などがある。

徳川勢に關しては、「八月十日新府ニ御陣ヲ移ナレ北条氏直ト御対陣ニ及ゾ」(卷之四十五 古跡部第八)・「小山城迹……天正壬午ノ諸記ニ神岩 入側ノ御堀口御陣宮ニ羽翼ノ為メ此城ヲ修築アリ」(卷之四十一 古跡部第四)・「上曾根村勝山ノ旧墨ヲ修シ服部半蔵ニ伊賀組ヲ添ケラシム」(卷之四十二 古跡部第五)と、新府城(垂崎市)・小山城(東八代郡八代町)・勝山城(東八代郡中道町)などがある。

また新たに築かれたと思われるものもみられる。

北条勢に關しては、「大里生田ノ砦……壬午ノ時北条方ヨリ皆ヲ構ヘタル处也」(裏廻ノ形多ク存シテ備城広ク碧ノ中ニ村居アリ)・(卷之四十七 古跡部第十)・「朝日山ノ墨跡……壬午ノ時北条氏直ノ所築ト云云フ」(卷之四十七 古跡部第十)・「御坂……山内ニ天正壬午ノ時北条勢ノ陣ドリシ邊壁ノ跡处々ニ

残レリ」(卷之四十 古跡部第三)と、大豆生田砦(北巨摩郡須玉町)・雁山城(北巨摩郡高根町)や北条氏勝が築いた御坂城(南都留郡河口湖町・東八代郡御坂町)などがある。

徳川勢に關しては、「草ガ坂ノ砦……天正壬午ノ時神祖ノ皆ヲ架ラレシ址アリ御年譜ニ九月十一日対乙神子而立墓トアルハ是専ナルベシ」(卷之四十七 古跡部第十)・「若沼藤原城跡……天正壬午ノ後曾沼藤原定政後ニ土岐山城守ト更ム河内領ヲ采邑トシ当城ニ治ス」と……天正十年壬午六月六日西郷部次郎右衛門正剛ニ神祖御嘗ヲ給フ其ニシテ更ム河内領ヲ采邑トシ當城ニ治ス」とアリ」(卷之五十一 古跡部第十四)と、草ヶ坂砦(垂崎市)や、本能寺の変直後に甲斐國領有をねらう徳川家康が鶴部次郎右衛門正剛に命じて築かせた苦治城(南巨摩郡中富町)などがある。

このほか旧武田遺臣が守備したとされる城郭もある。

「本柄……城山……天正壬午ノ渡辺因歎佐ニ三掲ル」(卷之四十一 古跡部第五)・「中山ノ島……大正壬午御対陣ノ時ハ武川參等(園之)」(卷之四十八 古跡部第十一)と、本柄城(西八代郡上九一色村)・中山城(北巨摩郡武川村)などがある。

『甲斐国志』に掲載されるこれら城館跡は、「家忠日記」をはじめ他の諸記録にもみられるところから、天正壬午の乱に利用されたとみてほぼ間違いないであろう。徳川家康の本陣となった新府城、北条氏直等の拠点となつた若神子城・御坂城、山軍の家臣・軍役衆が配された各地の城館、旧武田遺臣の築つた本柄城など、城郭群の構造的な布陣が割り出されていたことが理解できる。

中丸砦の説明には城跡を指して「今様」とあり、『甲斐国志』の撰者が、天

中丸砦の説明には城跡を指して「今様」とあり、『甲斐国志』の撰者が、天

中丸砦の説明には城跡を指して「今様」とあり、『甲斐国志』の撰者が、天

正工午以前に造られた在地の城と、戦いで修築された城との形態の違いを把握していたようだ。『山下孝司「天正壬午の乱と甲斐国内の山城」』(萩原三雄編『定本山城の城』郷土出版社、一九九一年)。しかし、先にみた谷川城の項目や上野城(中野郡柳町)について、「上野ノ城城……按ルニ此處東邊ノ十畳屹立セシ跡ヲ視ルニ天正慶長ノ間修理ヲ加ヘ此所ニモ衛氏ヲ備メ置カレシナラン凡木州上代ノ城ハ山河ノ要害ニ據レル耳垣壁ノ設ケハ専ラニセズ軍艦ニ因中ニ城壁ノ設ケ・所モ無ク府ノ御屋形トモ一重構ヘノ平城ナレバ造作ナクテハ護兵ベキ处ニ非ズト有ルガ如シ今雖然タル高厚ノ存シタルハ後年ノ増築ト覧エタリ」(卷四十九 占跡部第十二)とあるように、武田信玄は甲斐国内に城者請をしなかったとする『甲陽軍鑑』によつてつくられた虚像により、甲斐国内の土塁や堀を持つ城は後に築かれたもの、と判断していた結果のあらわがが「今様」という言文になつたものと考えられ、構造までの踏み込みだけ理解は『甲斐國志』段階では一般的に行はれなかつたと言わざるを得ない。

現在の研究では、北条氏の城郭では土塁と堀に折りを設けることと、障子堀と呼ばれる相底に十畳による障壁を造ることが特徴的で、技術的に進んでいたとされ(村田修二「中世の城館」「講座・日本技術の社会史」第六卷 日本評論社、一九八四年)、城邑系城郭では虎口の段階的形態変化がとらえられてゐる(下山泰博「鐵道系城郭の構造」「史林」七〇巻二号、一九八七年)。

各城郭の遺構を見てみると、堅堀からし型に折れ曲がる構造や角馬出が設置される御坂城(第三十九回)、直線的な土塁・堀から斜線を折り曲げ虎口に横矢張りを設けた旭山城は北条氏による豪城が考えられる。しかし、一部が発掘調査された中尾城や大久保山城では堀跡などが検出されているが、若神子城・長坂長閑屋敷・中丸砦・合戸城を含め北条氏築造とするような特徴的な遺構は認められない。一方徳川方の城郭では、堂ヶ坂城は、七里石台上を遮断し防御・戦闘を意識した阻塞的つくりから徳川勢によって新府城の防衛線としてつ

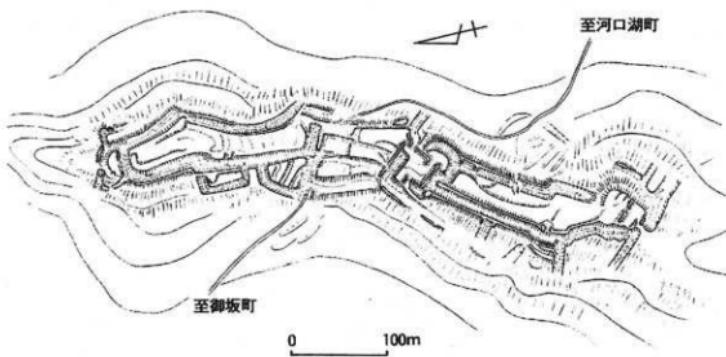
くられたとされる能見城防塁(山下孝司「中世甲斐国における城郭の歴史的立地——能見城防塁を例として——」『戦国大名武田氏』名著出版、一九九一年)の東端に比定されるが(第四〇回)、小山城・勝山城は比較的簡略な繩張りであり虎口に特徴は見出せず、新府城の手人は武田氏築城の典型例である三日月堀をともなう丸馬出しと折形虎口となつており、新府城は基本的には武田氏の繩張りと考えられるので、現状ではこれら城郭には、徳川氏による修築を示す積極的な材料は見つけられないことになる。また、木橋城・中山砦などは立地を利用した独自な繩張りが施されている。

天正壬午の乱における徳川・北条両氏による修築の跡が各城郭に見出せるのであれば、武田氏による城郭の築城技術が一部否定されることになり、それは城郭史のうえで中世から近世への移行期を示すことになる。だが、特徴的な繩張りは新規に策定された城郭のみに見られるようであり、近世的な城郭が築かれるのは甲斐國が徳川氏によって領有され安定した後であり、鷹嶺ヶ崎館と要害城(いずれも甲府市)では石垣を用いた虎口の改修や天守台の設置が行われ、城邑系城郭として修築されることになる。天正壬午の乱で既存の城郭を大きく改修することなく利用していることは、戦国期甲斐國の城郭の繩張りの巧緻さを物語つてゐるように思える。

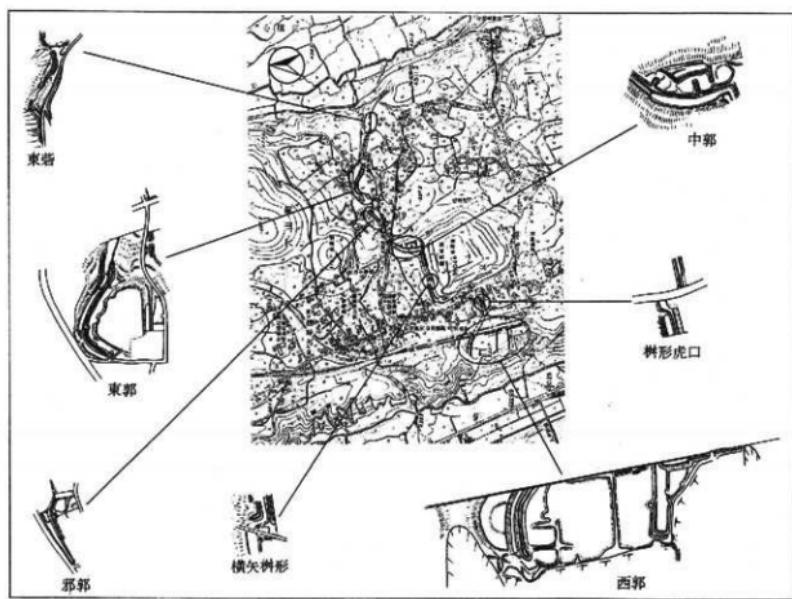
## 二、山城としての小屋・避難所としての小屋

ところで、武田氏・北条氏・徳川氏といった戦国大名にかかる城郭だけではなく、在地の土豪層にかかるよう城郭や、地域の城・施設といった類のもとのもの戦いには使用されている。それは「小屋」と呼ばれる。

同時代資料ではないが、やはり『甲斐國志』に天正壬午の乱に関連して記されたものをあげると、「御岳ノ城山……天正壬午八月十日御岳衆ニ賜御印ニ御岳足沢小屋中仕置ノ事并ニ長子之番所各々有談官最重可申付之云々トアリ:



第39図 御坂城



第40図 能見城防壘 (萩原三雄編『定本山梨県の城』郷土出版社 1991年より)

足沢ノ小屋トハ茅ヶ岳ノ東北列峯ノ間ニ芦沢村アリ今ハ小物成人会場ニテ平見城ト名ク御岳ノ西一里余ニ在リ蹊路數条亘シ此處ヨリ逸見江草ノ岩ノ下番所ニ通ズ即御岳安寧園ノ保障ナリ長子ノ香所ハ字銘子ニ作ルベシ金家ノ頂上ヨリ信州佐久郡河掃村ニ下ル路中ニ在リシ因モ所也ト云（卷之四十六 古跡部第九）、「獅子吼ノ城壁……壬午ノ時ハ北条ノ奇兵小尾口ヨリ入ル者比塙ニ抱テ若神子ノ本陣ニ羽翼ス後ニ本州ノ先手委取レリ諸縁ニ江草小屋アルハ是ナリ」（卷之四十七 古跡部第十）と、足沢小屋と江草小屋がみられる。また武田氏滅亡にともなう伝承として、「天正壬午ノ時新府ニテ勝賴謀略アリテ面々ノ小屋ヘ引入アルベシトノ儀ナリ各々其意ヲ守リシカドモノ謀相違セシ故ニ武川衆ニハ勝賴ノ供シタル人ナシアリ」（卷之百十三 土庶部第十二）と、武川衆にかかわる「面々ノ小屋」が出ていている。

『甲斐国志』以外では、御岳安寧園の抱った御岳城は、「家忠日記」（天正十年六月六日の条）に「雨降、ミタケニヤ、鉄放衆ニ一人、越候」と、ミタケニヤ（御岳小屋）としてあらわれる。徳川方であり信濃佐久郡の国人衆依田信蕃の守備した春日城は、「三河物語」には「蘆田小屋」とみえ、別に「若神子ヨリ指越ければ、即小屋へ入れば、普代之者ハ夢之多「心」地して、説て小屋を堅く持つ」と、單に「小屋」としか呼ばれない場合もある。また、「乙骨太郎左衛門覚書」には「氏直より人数よせられ候ニより、城者愚鷹御存候、其上無勢ニ候之間、城を明、三沢ノ小屋ニ罷在候處ニ行衛之御状海山奉事存候、爰之御事ニ御加勢可被下」と、城を空けて「三沢小屋」に罷もった様子がわかるが、依田信蕃が「三沢小屋」に移った後でも「三河物語」などには「蘆田小屋」として出てくる。

このほかに武川衆に攻め落とされた北条方の甲信国境小沼小屋や、小尾街道（穂坂路）の要所にあつたとされる小尾小屋などがある。これらの例は、要衝のおさえとして位置付けられたり、攻防の対象となつた

りしており、また「江草小屋」が「武鏡編年集成」に「江草ノ砦」とあるように、軍事的施設の山城を指しているとみて相異ないであろう。三沢小屋も一時的な避難ではなく、依田信蕃はそこを足がかりに合戦を行っている。ただし依田氏にとって春日城と三沢小屋は区別されるが、徳川氏から見れば「蘆田ノ小屋」と一括される。

蘆田小屋は信濃佐久郡の国人衆の入った城郭であり、足沢小屋・御岳小屋は御岳衆が守備し、江草小屋・小尾小屋は津金衆とかかわりがある。武川衆に關係するのは「面々ノ小屋」であった。なお、「實永諸家系図伝」の山高信直の天正十年の経歷には、「甲州没落の時、信直、信義の下知に依て武川の諸士おのその小屋に在番す」と、武川衆と小屋のかかわりが記されている。

御岳安寧園・津金衆・武川衆などは在地の土豪層であり、一般的に地城武士団と理解されるが、彼らの実態を物語る逸話が「甲陽軍鑑」にある。それは「伊奈郡・木曾・松本の山家侍、所知百貫或へ二百貫、知行する人の、馬乗十騎・廿騎計持武士衆、則、山中のかりうどに、弓・鉄砲能うちいる者共を、足軽にこしらへ、雜兵三千余り四千におよぶ一揆敵、『諭訪殿を見つぎ候て、板垣殿ござり』と、即ち、『城を可攻』とひやうぎして罷出候。是らの人をたとへ候へば、甲州ニてもらるゝ城を可攻』とひやうぎして罷出候。是らの人をたとへ候へば、甲州ニでは、「がね」とう・おび」とう・小池」とう・むかわ衆、東郡にてへ、大村一とう、辻一とうなどのことくに、地下・山家衆なれ共、武辺ハ無類に能キ武士衆也。如此の伝達侍、四十におよび、諭訪へ、罷出候」と述べられており（品第二十三）、津金衆や武川衆は「地下・山家衆」で武勇に秀でた者達であるといふのである。これによれば彼らは軍役衆といった本格的な武士身分ではなく足軽レベル程度の集團であったことになる（一九九八年三月二日白山城学術研究会における笠本正治氏の発表「近世における白山城觀について」による）。地下とは地下人のことで「特に百姓の中の裕福な者・土豪的な者を指す場合が多かった」（笠本正治「武田文書に見える『地下人』について」

「甲斐の成立と地方的展開」角川書店「一九八九年」とされており、津金衆や武川衆は性格的には土豪的な存在でもあったのである。なお、津金衆の一派である小池一党に伝わったといわれる「山での合戦、山での合戦、おらん党は、強えぞ。小池の一党、小池のおらん党は、山の武士。エイエイエイ、オウ、オウ」にやミタ照覧だ。ミタ照覧。佐久口・津金で、東訪口や折井、小池の一党、因めた山を、わらう奴らば、ズンリバツチヨロ、つところがせ、デンボーロ、エイエイエイエイエイ、オウ、げにやミタ照覧だ、ミタ照覧」（八巻寺志夫「第二章中世第三節城址・館跡」「高根町誌」通史編 上巻「一九〇〇年」）の歌には、自らを「山の武士」と言つてはばかりず、佐久口や東訪口といった国境藩に従事し、身を賄して戦闘に應んだ彼ら在地土豪層の氣概といふものが感じられる。

織田・徳川・武田・北条といった戦國大名が兵力をもって大軍を擁して戦い、大規模な戦闘が行われる戦国末期には、各大家においてはいかに多くの兵員を確保し増強するかが問題となってくる。そこでは軍役衆に把握されない百姓や地下人・賤賤下士までを巻き込んだ總動員体制が図られる。天正壬午の乱はまさにこのような事態であり、徳川・北条両氏の去就は旧武田領内の人心を收穫し、人々をいかに味方に引き入れるかが勝敗の分かれ目になったといえよう。総動員体制のなかでは百姓はまず百姓のままで武装して参陣することが、武士（兵）身分への第一歩であったとされるが、「池上裕子『戦国期の農と兵』」「歴史公論」一二五「一九八五年」、津金衆や武川衆といった足軽レベル程度の集團は、北条軍との境界地域にあって徳川方に与し、戦功をあげることによって武士（兵）身分を確立していくものと考えられる。そして彼ら「地下・山家衆」が築いた臨戦的な城郭が戦国大名には小屋と解された、という見方が出来ることになろう。軍事的施設の山城としての小屋像が窺えまい。

一方、「小屋場 上岩崎ヨリ一里八町 同山中にアリ壬午ノ亂ニ村民遁レ匿

レシ处ナリト云坦山塙谷荷木に拂茅芦編ニ蓋フテ居ル是ヲ謂小屋場・尚手小屋島ナドノ荒タル所モアリ」（卷之四十一 古跡部第三）、「鐵鬼聲……村ノ西少シ南山中ニ在リ朝沢兵部ガ兵戈ヲ避ケシ处ト云……旧説ニ本州ハ山河天然ノ固メニシテ自古居民外侵ノ患ヲ知ラズ天正壬午城田勢乱ノ時ニ及テ泰山崩崩レ江河ノ溢スル如ク恐い裸キ東西ニ分散シテ深山岩陰ニ潜ミ匪ル軍艦ニ西郡・東郡・北ハ帝都ノ入り皆ナ自焼シテ山小屋ニ入ルト有ヘ是ナリ編年集成ニ市川ノ御陣所ヨリ成瀬吉右衛門・武川ニ立越ニ旧識ナレバ折井市左衛門ヲ訪フニ其家處ニシテ更ニ一人モ見ニサンバ門ノ板ニ書付シテ桶リケルガ果シテ其度折井・米倉等市川ニ來ルト云ヘル如ク武士ドモ妻子足弱ヲバ皆ナ山中ニ隠シ置タコトナリ必ズ柳沢氏ニハ限ルベカラズ避乱テ里人ノ隠シ小屋場ナドト云先他ノ山中ニモ間々有ヒ類ヒナルベシ」（卷之四十八 古跡部第十二）と、「甲斐国志」に天正壬午の乱や武田氏滅亡に関連して記された「小屋場」・「山小屋」などという避難所的施設の存在が知られる。

山小屋の避難所的機能は「甲斐軍鑑」にみられ、天正十年二月末織田・徳川連合軍の迫り来るなか新府城で善後策の評議が開かれた時の信勝の言葉に「古府中にも、いづかたにも篠りなさるべき所有問候、山小屋などへ入給はんより、半造作の新府にて御切腹成候へかし」とあり（品第五十七）、三月三日の甲斐国内の混乱での民衆の動静を「地下人盡く地獄を仕り、山ござへとて、西郡、東郡、北は帝那の入御獄、さては穴山殿心の地へ退くもあり、……西郡に知行もたらした者は東郡の山へ入、東郡に知行もたらした人は逸見へと心懸る」と話している（品第五十七）。いずれも避難のために武士や地下人、民衆たちが離れる場として山小屋が登場している。ここには戦乱から身を守るために避難所としての山小屋という側面をもつた小屋像が窺える。しかし、山小屋と呼ばれなくても避難は行われたようだ。『甲斐国志』には「風越山三藏村 茅ヶ岳ノ麓ニテ深谷アリ天正壬午ノ亂・藤井ノ莊諸村ノ人兵ヲ此ニ避

ケ新府以西ノ諸村ハ武田ノ八幡沢ノ奥ニ匿レシト云」(巻之二十九 山川郡第十一)と、戦乱に際して深山幽谷に民衆が逃れたことを伝えている。

このようにみてくると、すべての山小屋(小屋)が山城であったかどうかは確認できないが、山城が山小屋(小屋)であったといふ山小屋(小屋)の類型をこれによって設定することは可能であり、すべての山小屋(小屋)が避難所であったかどうかは確認できないが、避難所が山小屋(小屋)であったといふ山小屋(小屋)の類型をこれによって設定することは可能であろう。

#### 四、山小屋論

この山小屋——山小屋に関しては、戦乱と民衆とのかかわりからその評価をめぐつて「山小屋論争」と呼ばれる論議が展開されている(市村高男「戦国期城郭の形態と役割をめぐって」峰岸純夫「争点日本の歴史4中世編」新人物往来社一九九一年)。それらの議論はおもむね以下の五つに分かれ、

①山小屋は山城よりも階級的に低位に位置付けられた軍事施設であり、侍身分・武士階級が守備する山城とは違う地下人が配置された。

②山小屋は軍事施設とは異なったもので、人々が戦乱から身を守るために設けた避難のための小屋である。

③山小屋とは城山のことをしている。

④山城と山小屋の区別は、その城第の経営主体の「公」と「私」といった性格によるもので、「私」的な立場の城郭を指して山小屋と呼んだ。

⑤山小屋は權力者側に従属した軍事施設ではなく、在地の「自立した村」によって維持・管理された「村の城」である。

会編「中世東国史の研究」東京大学出版会一九八八年)、②は笛本正治氏「『戦国時代の山小屋』『信濃』第三六卷第七号一九八四年、『再び戦国時代の山小屋について』『信濃』第四卷第一号一九八九年、③は小穴芳実氏「『山小屋は避難小屋か——笛本正治氏の『戦国時代の山小屋』を読んで――』『信濃』第三六卷第一〇号一九八四年、『戦国時代の山小屋考』『信濃』第四二卷第三号一九九〇年)、④は萩原三雄氏「中世城館址研究の一視点について特に經營主作者をめぐって」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第一集一九八九年)、⑤は藤木久志氏「『村の職物・預物』網野善彦ほか編『ことばの文化史「中世I」』平凡社一九八八年)による見解となっている。

これらの説にはそれぞれの論点があり、多様な内容をもつて山城や小屋の色々な侧面をあらわしているといえるが、当時の小屋そのものの意味合いは「日蘭辞書」(土井忠生ほか編「別冊日蘭辞書」岩波書店一九八〇年の)の項に、「(小屋入りをする)……自分の家が火事で焼けるとか、暴風で倒れるとかした際に、まず仮住まいをするために粗末な家を造ること」、「(小屋を抜く)……まずは、小屋抜けをする(粗末な)時後きの家を建てて、または、戦争の折に兵士がするよう、野外に幕舎をつくる」とあるように、一時的に設営されたものと理解される。

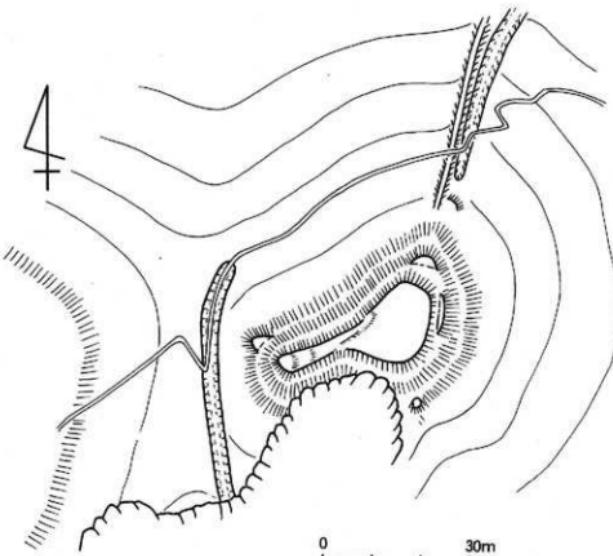
となれば、天正壬午の乱という戦国末期の大規模な戦闘において、在地の土豪的階層が戦闘目的のために一時的に設営・守備した山城あるいはその兵舎を指して小屋と呼び、片や民衆が争乱から避難するためにつくった仮設の居住用建物を指して小屋と呼んだ、ということになろう。同じ「小屋」という語を用いてはいるが、それは機能の異なるものであった。

#### 五、戦乱における城郭群の重構構造

天正壬午の乱では、徳川氏の本陣となつた新府城、その前面に構築された阻城館と民衆生活」(月刊文化財)三〇号一九八八年)、市村高男氏「中世城郭史研究の一視点——史料と遺構の統一的把握の試み——」中世東国史研究

①は井原今朝男氏「山城と山小屋の階級的性格」『長野』一一〇号、「中世

星山古城は、大武川支流の石空川右岸、山地が尽きる所の尾根の末端に築かれている。山頂の本郭は、 $10 \times 15$ m程度の平坦地で背後に $15$ m程の長い堀があり、その先に幅切が設けられる。「定本山堅繁の城」では、櫓式の集落の南に位置し、甲州街道の道筋からは奥まった所にあり、逃げ込みのための立地にあるとしたのである。幅切と平坦地の非常に簡略な構造であり、小屋をかけたのは、このような場所であったのだろうか。



第41図 星山古城

塞の能見城防壁、北条氏の據点となつた若狭子城・御坂城、両軍の兵員が防備を固めた各地の城館、旧武田遺臣の拠つた柄城、小屋と呼ばれた国人衆・士豪層が防衛した山城といった具合に、城郭群の重層的構造が創出されていた。そこではおおよそ本陣となる城郭には戦国大名クラスが入り、周辺の要所には家臣・軍役衆が配され、最前線の山城には国人・士豪層が入る形態がとられており、戦国大名、家臣・軍役衆、国人・士豪層という階層的性格によりその守備した城郭が異なつてゐることになる。さらにこの時民衆の一部が避難した場所は小屋場・山小屋であった。

武田氏の滅亡から天正壬午の乱と、甲斐国内が大きく動搖した戦国末期の争乱のなかで、異なつた各々の立場によつて城郭は使用・構築されたのである。

(山下泰司)

第三編

研  
究  
編

# 第一章 白山城周辺の烽火台の特徴と戦国武田氏の飛脚篝火について

## 八卷 輿志夫

### 一、烽火台研究の現状

古代の飛火（烽火・とひ）は律令体制の中で整備された情報伝達法であった。しかし、近年の研究では弥生時代の高地性集落に焼上を伴う土壤が多く検出されており、これらを烽火を擧げる施設とする説が提出されている。中國大陸や朝鮮半島では、紀元前から烽火を利用した情報伝達手法が成立していたこと、さらに最も簡単な方法であるため、弥生時代に烽火を利用していたことは当然に考えられることである。このような背景があつて、律令時代に烽火網が全国に整備されたと考えられる。

中世になると烽火を利用した情報伝達は古代のような組織だったものではなく、忽略して来た事実を伝える手段として地域毎に行われていたと考えられてきた。しかし、この点について服部英應は筆古襲米に備えたのろしについて、具体的な文書を引用して鎌倉幕府が組織的に整備したこと、戦国大名が烽火を活用したことなどを具体的に指摘している。以下長くなるが服部氏が紹介した文書を引用したい。

#### (一) 元寇に關連する烽火文書

「とひひの事、越後前司御奉書案文如此、如状者、三月二十六日午刻、可立之旨、被仰訊前國事、肥前分同時可立難之由、可相触島々在所、若其口雨ふらば、同二十七日可立之云々、壱岐島より始て、島々高き所ニ火を可被立シ間、大島ニハ老岐島の煙を守て、その時をたかえず、たき、多りみて、あまたたくへき也、たかいに火のひかり煙を守て、たかるへし、大島の火を見て、たかしまにたきつくへき由、被相触異、異國用心御人事也、更々不可有絶意ノ儀

候、依執述如件、

永仁二年三月六日

修理亮（花押）

大島又次郎殿、とある。「鎮西探題から狼煙の実験を行うように命令がきていく。内容は、筑前国内に三月二十六日午刻（正午）に舉げるようとのことである。そのため、既に肥前國分でも同様の命令を島々や在所（本土）に出したところである。もしその日に雨が降った場合には同月・二十七日に行うこととする。のろしは老岐島より始めて、各島の最も高い場所で举げること。大島では薪を多く積んで置き、壱岐の煙りを確認したら直ちに火を付けて煙を揚げること。その煙りを島々で確認するも既にでも煙りが揚がることになっている。このことは、既に各地に触れを出してある。異國への用心は大切であるので、くれぐれも怠慢であつてはならない。」と述べている。

#### (二) 戰国時代後北条氏関連文書

後北条氏支配地であった伊豆半島の西側の村に伝わる文書には、「敵船相勤ニ付而者、見出次第狼煙を可揚、ヶ所之狼煙を見届、諸領一同ニ狼煙を可揚、のろしを見届候者、構築之者ハ相立ニ可揚之、致見除候者可為舟候、猶以のろし次第、味方舟來山、敵を討留候間、少も不可油断候、仍如件、

（天正八）辰年

八月三日

通而、江梨相談可致之

井田 さなき山」とある。「敵の舟が押し寄せて切ることが予想されるため、発見次第狼煙を揚げること。一ヵ所でも狼煙が揚がったならば、浦の狼煙を揚げるべき場所全てで揚げること。狼煙が揚がっていることを見つけたならば、隣の烽火台でも揚がることを確認すること。見落とした者には重罪である。狼煙次第で味方の舟が海に浮き出しても、敵を討ち取る事となつてるので、少しも油断してはならない」との内容である。

前者（元豊文書）は、鎌倉幕府の「大な権力によって業占襲来に備えた監視組織の一端を示すもので、烽火を鬻いて情報を遠方に伝達することを目的としている。一方後者（後北条氏文書）は、戦国大名の後北条氏が支配領域の一部に対して出したもので、敵舟発見の情報を煽りに一齊に伝えることを目的としている。つまり、前者は烽火台ルートを設定するものであり、後者は一地域で情報を持続するものであると考えられる。また、服部氏は文慶慶長の役で秀吉軍が朝鮮の烽火台を利用した文書及び幕末の長崎からの烽火についても紹介している。いずれにしても海上を中心とした情報収集伝達に関する古文書が中心である。遠方の情報を速やかに入手する方法は、陸上では早馬、海上では烽火であったかも知れない。しかし、陸上においても早馬より遅く早い烽火は気象条件などの制約はあっても十分に有効な手段であった。しかし、内陸をその勢力基盤とした武田氏関係では、現在まで烽火に関する文書は皆無である。

## 二、江戸時代の諸記録に見える山梨県内の烽火台

山梨県内には、近世城郭・陣屋・宿舎などを除く中世城館跡が現在まで四五〇カ所余り確認されている。その内訳は、守護館・国人館や中世上豪座敷などの居敷跡一九〇～三〇〇カ所、これらの館に隣接する詰城・要害城が一〇～十五カ所、天正壬午の乱（徳川・後北条の戦い）に築造された陣城が七ヶ所である。また、「餓鬼ノド 柳沢村（武川村） 武士々モ妻子足弱ヲバ皆山中ニ隠

一〇カ所、烽火台や鋪設き室などの伝承がある小規模城郭が約一三〇カ所余りに大別される。このように城館の内訳が小規模城郭が多く、関東平野の中世城館に見られる大規模な城は全く存在しない。このことから、平地の館や屋敷の役割が、山梨県内では尾根上に立地する小規模城郭の役割であるとは、概に言えない。小規模城郭の存在を数から、中世城館の機能を議論することには問題もあるが、小規模城郭の多くに「烽火をあげた、鐘を探した」との伝承が存在していることも事実である。

宝曆年間に記された『夷見寒話』卷二「湯山（甲府市湯村）」の項で「又、狼煙

山本といふあり（中略）又笠山の上に狼煙の跡あり」と記している。

文化文政年間にまとめられた『甲斐國志』は、多くの烽火台・鋪設き室を載せている。山川郡第十一鳥居村（北口摩都郡木下町比志と江原との境にある時）比志・江草二村ノ界ニ在。（中略）此辺設問題曲シテ峯ノ隔テアルニエ烽火台數所ヲ置ク。」、第十五には城山（西八代郡六郷町の項には「五八村ノ南、岩下村、堀之内在。烽火台ノ跡ナリ。鶴狩ノ山上ヨリ此ニ達シ、此ヨリ市川（西八代郡市川大門町）ノ城山ニ達スト云。」、古跡部第十三の八代郡西郡筋には「古城山 鶴ヶ岳ノ西ニ続キタル山ナリ。最モ高キ頂ニ烽火台ノ址アリ。河内ヨリ標ヲ伝フベシ。」ともある。

烽火台が地理的条件を点在すること、また情報伝達をその機能としていたことをうかがわせる。さらに同書の古跡部第十の逸見筋には「藤尾里跡 下首尾

村（北口摩都小瀬沢町） 七里岩上ニ在り、（中略）鑑ソ鳴セバ太鼓ヲ打テ相応ズト云フ」、第一の武川筋には「扇子平 上案中割村（高崎市旭町） 甘利左衛門ノ亭候ヲ當ク處ナリ」「星山故墟 柳沢村（北口摩都武川村） 城沢ト云ウ處ニアリ、何人ノ墟ナル不知。又穴候一處アリ」「島原ノ里 島原村（北口摩都白州町） 蓋シ烽火台ナリ、逸見筋雀尾ノ抗衝シテ因境ニ備フルト云ウ」とある。

シ置クコトナリ」と述べてもいる。これらの記述は、「甲陽軍鑑」に影響されたものとは考えられるが、既に指摘したように地域伝承を背景にした記述である。

一方、「甲斐国志」の調査を抜き書きしたとされる「甲斐古城跡志」には烽火台として「八代郡川浦東山梨郡三富村下野口烽火台」、同郡中山朱印地山（東八代郡・宮町旭山烽火台）、兼山山境（東山梨郡勝沼町茶臼山烽火台）、浅見上庄尾下曾尾組ノ間（北巨摩郡小淵沢町曾尾砦）、が明記され、その他南巨摩郡にあるとも記している。

亨保五年の鍋山村（韮崎市神山町）諸色明細帳には「当村 小物成場 是ハ取米巷石九斗八升ヲ々年々下御年貢上納仕来 城山 岩屋 南林 と申所 是百姓割合ニ御座候 もく台 めうと地 此外所々小名御座候」とあり、十八世纪前半にムタ台の地名が確認できる。これはムタタクと煙が掛つた場所を想像させ、烽火台としての役割を有したことの意味する地名の一つである。一方、山頂に愛宕神社や秋葉神社を祭る小規模城館は多く確認されている。これらの信仰は火伏せの神様として近世の農村では、秋葉講が盛んであった。この神を祭る場所が集落の背後の見晴らしの良い山となつたのか、以前から火と関係した山に祭つたのかは議論があろう。後北条氏の文書に見られるような具体的な様子を知ることはできないが、武田氏の領国にも烽火台が存在していた。

### 二、甲陽軍鑑などに見える烽火台

「甲陽軍鑑」はその信憑性について疑問を指摘されて以来、歴史学の対象から外されましたが、酒井憲一氏は国語学の立場からその成立年代を中世末期から江戸時代初頭と考収された。この「甲陽軍鑑」に記されている「のろし」に関する記載は、「ひきやくかがり」と「篝飛脚（かがりびきやく）」が一ヵ所、

「けむり」七ヵ所を数える。卷十六軍法之巻下の「城をせむるに」と題された項目に「一、ひきやくかがりの事。だいがいでたるにこれをもちうる」とある。

大貴重大事が生じたときにこれを活用すると解釈できる。また同巻の「備文公十六歳より五拾三歳之間に軍法、丁夫仕りたる參」の項に「一、高坂彈止、かぐりひきやくの事。備みの手なりの事。」とあるが、これは高坂彈正が篝飛脚を丁夫したと解釈できる。同様に「甲陽軍鑑本書」には「燃り」二ヵ所、「のろし」五ヵ所の記載が見られる。ドゼトセに「地下つまり。」「伝。付。のろし。付。相団の旗。」と「其時夜合戰に」ともし火大小、篝火 燐へのろし、或へ家焼火、出抜馬、右五ヶ条の事があるが、戰闘時の合戦として烽火を用いた事が伺える。また、八に一小旗をあいつし、或へのろしにて、此備、をしであげべし。」とあり、ここでも合戦として旗あるいは烽火を用いるとしている。

一方、「信長公記」にも煙・烽火についての記述がある。卷二元龜元年五月六日の条に「既に一揆烽起せしめ、へそ村に煙を擧げ、守山の町南の口より焼入候を、卷十三天正八年六月六日の条に「所々に煙を擧げるゝ急に、東国御人數発向の由申候て、卷十五天正十年二月十四日の条に「小笠原掃部大轉、手合せとして所々に煙を擧げられ」とある。ここにある一所々に煙を擧げられたは「合國の狼煙が峰々に擧がつた」或いは「所々で戰闘が始まり民家に火を放つた」のいずれかであるが、武田方から織田方に寝返った小笠原掃部大輔であるから、前者の状況であろうが、前者の二例は燒燬（やきはたらき）の可能性もある。これらの記述から織田家においても、合戦の合間に煙りを擧げる方法が採用されていた。

このように、武田方には限らず戦闘の中での情報の伝達方法として烽火を利用していたが、複雑なものではなく、戦闘突入や引き上げの指揮、戦闘場所を知らせることといった内容であった。そのため、昼には旗も使われ、夜は烽火が使わ

れたのである。しかし、高坂彈正が工夫したとされる飛脚毒火（或いは籌飛脚）とは、早馬や飛脚のように遠方に情報を伝達することを目的に、中国の漢時代にシルクロード沿いに築かれた烽火台のように幾つかの烽火狼煙台を経由する方法であったと考えられる。既に指摘されているように、朝鮮でも同様な方法があり、文禄慶長の役には、この方法を日本軍が利用しているが、具体的な方法は明らかにはされていない。これは、甲斐でも同様で烽火の受け方に於ては不明で残念であるが、戦国末期の東国、それも武田氏支配地域では、情報伝達の手法として烽火が活用されていたことは事実であろう。

#### 四、白山城の役割

県内の山間地を中心に点在する小規模城郭の数は約一二〇カ所を数える。これららの全てが烽火台や輪郭などの情報伝達機能を有する施設ではなく、幾つかは、戦乱から避難する「山小屋」と呼ばれた施設であった可能性も指摘できる。このような場合は、物見施設と避難施設とが若干離れた場所に別々にあつたと考へるべきである。

釜無川右岸の北戸・摩鹿武村の石空川の右岸にある星山古城（標高九五八m）と呼ばれる烽火台は、山頂の平坦部が一〇半町<sup>12</sup>前後、背後の緩く尾根を一本の空堀で切斷した小規模なものである。しかし、その背後には東西一〇〇m、南北二〇〇m以上の緩やかな南斜面が広がっている。この斜面は、前面の烽火台が遮蔽して釜無川流域を通る街道からは直接望むことができない。食事や腰房のための焚き火の煙りも街道からは見えず、非戦闘員である老人・女・子供が戦乱を避ける場所としては最適である。このような場所であるから、その日となり耳となる烽火台は、遠方の情報を他の烽火台から得ること、また眼下の街道を睨み、敵の動向を把握しその情報を周辺に伝える役割を担っていた。北東には大武川を挟んで街道を押さええる中山砦がある。星山古城の烽火台は、こ

の砦との連携によって背後の山小屋に避難している妻子や弱弱の日と耳になつてもいたのであろう。

同様に、中巨摩郡櫛形町の西側にある城山（標高二二〇三m）の背後にも集落や街道から見ることのできない広大な緩斜面<sup>13</sup>がある。この緩斜地の北側の上部には現在桶ヶ湖と呼ばれる人造湖がある。『甲斐國志』には「伊奈ノ塘・中尾ノ山内伊余ニキリ土堤數六間馬踏二間良サ十八間、上下ノ瀬・小野・上野・平岡五村寄合處ナリ」とあり、これら五村の合力によつて桶ヶ湖を構築したと記している。また、城山の南には油鍋城があり、情報を補い合つていたのである。ここにも武川村の例と同様に戦乱を避けた民衆が避難していたのであろう。

この山小屋に避難した民衆の目となりけとなつたのが、集落を眼下に見下ろす烽火台であったことは想像に難くない。地域伝承で烽火台とされてきたのは、領主側の情報伝達施設以外に、民衆側にも同様な施設があつたことによるのではないかろうか。領主側にも地元の民衆にも有益な情報を伝達したので、地元伝承として烽火台が残つたとも言える。

白山城と周辺の烽火台についても同様な指摘が可能である。白山城の背後四kmには甘利山がある。この中腹（標高一二五〇m）には権池があり、この周辺には小屋を懸ける平地も十分あり、避難地としては、既に紹介した武川村星山古城及び櫛形町の山野城と同様な条件である。権池について『甲斐國志』は「甘利左衛門尉ノ子、此山中佐原池ニ漁シテ……」とあり、周辺十ヶ村の共有の池であったことを伝えている。また地元では南乞いと云う別の役割を期待している。これも「因難を救済する場所」との認識が導き出した信頼であるとも考えられるが、この山に戦乱を逃れて避難したであろう村々とこの十ヶ村が無関係では決してない。これは、桶ヶ湖の五ヶ村も同様である。

北烽火台とムタ台烽火台が白山城の死角を補うことは別稿に記したが、白山城の要塞を担当した集團と左右の烽火台に詰めた集團が同一であったかについ

ても検討しなくてはならない。これは白山城と烽火台、中山古城と中山砦、中野山城と雨鳴城との関係を知る上でも検討すべきである。

一つの莊園の中に二つの城が存在し、一つは領主側の城で、もう一つは地下の城であった事を指摘した藤木久は、「明らかに領主とは別に、村人は自分の「村の城」や山小屋、つまり拠点や避難所を、目前で造りあげ、「村の武力を、を備え同心・合力して、堅固の廻柵を作り、自力で莊園や村を守った」と述べている。<sup>11)</sup>この指摘は、地域の中核的な城郭は領主側の直接支配によつて機能し、その他の施設は、地元勢力に依存していたと考えるものである。中継点個々を担当している地元勢力にとって、白らの家族の安全のためにも正確な情報を速やかに伝達する必要があるが、これは、ルートを押さえている領士側には部分的な情報伝達の役割であつても正確で大切な情報となる。中継施設の要所は領土側が押さえ、その他の施設は相互の利益のために地元勢力がその役割を担つてゐたと考えることには大きな無理はない。白山城は武田氏直轄の城として機能していたが、左右に位置する二つの烽火台は、地元勢力が領土側への村役として、また家族の安全のための情報伝達の役を担つてゐたものであつたと言える。雨鳴城や中山砦も白山城と同様な情報の中継点としての、中山古城や中野城はムク台や北陸烽火台の役割をそれぞれ受け持つてゐたのである。答無川流域を中心とした狭い範囲での検討であつたが、烽火台の周辺地形を詳細に検討することにより、市川大門町にある古城山と南二町にある四尾連湖との関連のように、山小屋的施設を併設できる平場が背後にある例は増加すると考えられる。しかし、それらの施設の中心に、領主である武田氏直轄の城が構築されてゐる例は、極めて少ないであつた事も推測できる。

烽火台が古代から戦国時代、いや江戸時代までも、その方法や目的は決つて、海岸線や島々を結ぶように存在してきたことを、古文書や地域公承を踏まえて、脇部は指摘した。内陸の山梨でも第一次資料ではないが、江戸時代の地図

などから確認されている。しかし、依然として明らかでない烽火台と中世城館との役割を探るため、白山城の周辺環境から、烽火台の背後にいる湧水地や平地（遊離地・山小屋）の有無と近距離に土壘を伴つた複数の山城が存在するかを検討とした。これは、複数点の烽火台と中継点としての烽火台を分類の可能性も含んだ視点であり、同時に烽火台を含めた中世城館の経営形態にも沿ることもできるものであろう。

## 註

(1) 藤井英麻『中世・近世に使われた「のろし」「烽の通』吉本古店一九九七

(2) 註(1)と同じ『烽の通文』  
許(1)と同じ『烽の通文』資料編

(3) 『足立山要塞の城』東出版社一九九〇

(4) 八卷与志夫『甲賀武田氏ののろし「烽の通」吉本古店一九九七

(5) 『甲賀の烽』  
『甲賀の烽』

(6) 『人日本地図大系』雄山閣

(7) 『甲賀の烽』雄山閣

(8) 『甲賀の烽』雄山閣

(9) 酒井英一『甲賀東麓大成』叢書文庫一九九三

(10) 藤井英麻・吉沢憲吉校注『信長公記』角川文庫版一九九一

(11) 註(1)と同じ

(12) 註(4)同じ  
註(1)と同じ

(13) 註(1)と同じ

(14) 藤木久志『堅國の村を行く』朝日選書一九九七

## 第二章 武田系城郭と白山城

数野雅彦

### 第一節 武田系城郭の特質をめぐる諸研究と白山城

「武田系城郭の構造的特徴については、古くは『甲陽軍鑑』『甲陽軍鑑末書』

「信玄全集」などの軍学書に取り上げられ、また、近年の全国的な城郭研究の進展の中でも、多くの論考や調査報告で触れられている。

主な文献としては、次のものをあげることができる。

- 〔武田系城郭に関する文献〕 沢木第一〇表の出典は、この文献ナンバーによる。
- (一) 『甲陽軍鑑』(『甲斐義書』所収)
  - (二) 『甲陽軍鑑末書』(『甲斐義書』所収)
  - (三) 『信玄全集』(『甲斐義書』所収)
  - (四) 池田誠「武田氏築城術の一考察」『中世城郭研究』創刊号 中世城郭研究会 一九八七
  - (五) 池田誠「徳川家康築城技巧の一考察」『中世城郭研究』第一〇号 中世城郭研究会 一九九六
  - (六) 小和田哲男「葛谷城の歴史学的考察」『葛谷城と山静地方の城館』南都町教育委員会 一九九六
  - (七) 河西克造「信濃小縣郡・阿波郡をめぐる再検討—武田氏系城郭としての位置づけ—」『信濃』第四九卷第七号 一九九八
  - (八) 加藤理文「堀尾調査からみた今川・武田・徳川・豊臣の城」『中世城郭研究』第九号 中世城郭研究会 一九九五
  - (九) 「群馬県の中世城郭」「中世城郭研究」第五号 中世城郭研究会 一九八九
- (一〇) 千田嘉博「要塞山城の構造」『甲府市史研究』第八号 一九九〇
- (一一) 高田徹「二河長篠城及び長篠合戦跡所群に關する検討」『中世城郭研究』第一〇号 中世城郭研究会 一九九六
- (一二) 高田徹「上矢作町前田砦について」『岐阜県郷土資料研究協議会会報』第一号岐阜県郷土資料研究協議会 一九九九
- (一三) 中田正光「戦国武田の城」有峰書店新社 一九八八
- (一四) 萩原三雄「丸馬出の研究」『甲府盆地—その歴史と地域性—』雄山閣 一九八四
- (一五) 畑大介「甲斐における尾根上の城の比較私論—熊城を中心として—」『甲府市史研究』第九号 一九九一
- (一六) 福原圭一「武田氏の築城術についての一考察」『信濃』第四五卷第一号 一九九二
- (一七) 本田昇「根小屋城」(「群馬県の中世城郭」「中世城郭研究」第五号 中世城郭研究会 一九九一)
- (一八) 三島正之「小笠原領城の山城と武田氏」『中世城郭研究』第二号 中世城郭研究会 一九八八
- (一九) 三島正之「武居城をめぐって」『中世城郭研究』第三号 中世城郭研究会 一九八九

- (一〇) 三島止之「丹生子城をめぐって—安樂・安摩郡域の山城に関する一試論」『信濃』第四卷第一号 一九八九
- (一一) 三島止之「諏訪湖畔の山城—遺構の類似点と相違点をめぐって—」『中世城郭研究』第四号 中世城郭研究会 一九九〇
- (一二) 三島止之「黒川城をめぐって—武田氏の山城を考える」『中世城郭研究』第六号 中世城郭研究会 一九九一
- (一三) 三島止之「吉柳城をめぐって—小笠原領内の城郭の近世化を考える—」『信濃』第四四卷第一号 一九九二
- (一四) 三島正之「塙尻山南部の山城—削平地遺構をめぐって—」『中世城郭研究』第七号 中世城郭研究会 一九九三
- (一五) 三島止之「平瀬城をめぐって」『信濃』第四五卷第二号 一九九二
- (一六) 三島止之「信濃城をめぐって」『中世城郭研究』第八号 中世城郭研究会 一九九五
- (一七) 三島正之「長野県白馬村の中世城郭」『中世城郭研究』第一〇号 中世城郭研究会 一九九六
- (一八) 三島正之「(講演) 筑摩・安曇郡の山城」『信濃』第四八卷第一〇号 一九九六
- (一九) 三島正之「信越国境の防備—長野県小谷村の中世城館」『中世城郭研究』第一号 中世城郭研究会 一九九八
- (二〇) 水野茂「静岡県下における城館遺構(バーツ)の大系—」、武田氏の城を例に—(静岡県地域史研究会月例会資料) 一九九〇
- (二一) 水野茂「ふるさと山城の旅」海馬出版 一九八八
- (二二) 八巻幸夫「戦国末期に現れる防御専用の小曲輪—いわゆる櫛と曲輪・逆曲輪について」『中世城郭研究』創刊号 中世城郭研究会
- (二三) 八巻幸夫「武田氏の遠江侵略と大井川城塞群」『中世城郭研究』第二号 中世城郭研究会 一九八八
- (二四) 八巻幸夫「馬出を考える—その概念とことばの由来」『中世城郭研究』第三号 中世城郭研究会 一九八九
- (二五) 八巻幸夫「後北条氏領内馬出」『中世城郭研究』第四号 中世城郭研究会 一九九〇
- (二六) 八巻幸夫「甲斐武田氏の築城術」『足本山梨県の城』郷土出版社 一九九一
- (二七) 八巻幸夫「城世系転封大名の本拠」『中世城郭研究』第六号 中世城郭研究会 一九九一
- (二八) 「日本城郭大系八 長野・山梨」新人物往来社 一九八〇
- (二九) 「國説中世城郭事典」第二卷 新人物往来社 一九八七
- (四〇) 「足本山梨県の城」郷土出版社 一九九一
- (三一) 武田系城郭の特質をめぐる本格的な論考としては、九馬山に注目した萩原二雄氏の研究(文獻一四)や、丸馬出・柳形虎口・横堀・堅堀の相互関係を詳細かつ総合的に捉えた池田誠氏の分析(文獻四)が知られ、最近では『甲陽軍鑑』品第三十九・四十に記された武田淡陵城技法を全面発掘された葛谷城(山梨県南都町)と対比し、武田氏による改修を具体的に位置づけた小和田哲男氏の考察(文獻六)もある。
- 武田系城郭の構造的特徴に言及した一連の研究の中で注目されるのは、白山城を武田系城郭の一典型例として位置づけ、各地の城郭と武田氏との関係を検討する上での指標とする動きが顕在化している点であろう。まず、池田誠・中田正光・本田昇・三島正之・八巻幸夫各氏の諸論から白山城に関係した部分を抜き出して整理し、白山城に残された遺構の如何なる部分が武田系城郭の特徴として捉えられているのかを明らかにしてみたい。

## 文献(四)

「第二十図甲斐白山城（部分圖）」に示した部分圖に注目してもらひと、一日瞭然と言える繩張りと言える。要吉山城と同様、二本の堅堀で区画された内の斜面を登るルートが設定されている。堅堀は、実質三段だが要吉山城の同ポイントと全く似た共通防輪物をもつ虎口機能である。構形に近い虎口を通り、斜面を取りまく横幅に登っていくルート設定も同様で共通している。堅堀はここでも武者隠し的な機能をもたせた繩張りであり、この堅堀の配置による虎口ルートに独立性を示している。

「堅堀の工夫による虎口の創出した繩張りこそが、武田氏本来の築城技術の一つと考えられる事に注目すべきである。」

(池田誠)

文献(一七) 「大きな特徴となつてゐる堅堀は、全体的に短く、しかも浅く狭い。そして敵状に落とすではなく、間隔をあけて落とすところに特徴がある。(つまり、びっしりと連続的に設けるではなく、間を開けて落とすところに特徴がある。」  
(中田正光)

文献(一七) 「東端の大きな虎口は、曲輪の隅に設けられたので、防御上からはあまり好ましいものではないが、武田氏の築いた新府城や白山城（ともに山梨県韮崎市）にも似たものがあり、これも武田流築城の特色の一つとして考えられる。」  
(木田昇)

文献(一八) 「武山流の築城技法」というと一般的には、丸馬出や舟形虎口を駆使して作られた、伊那大島城や牧之原城に代表されるようだ、丘城や平城が連想されるが、実際には武田氏はその版圖内に多数の山城を構築している。その代表的な例が、山梨県韮崎市に現存する白山城であろう。白山城の特徴的な造構としては、主郭部分の周囲を取り巻く一部横堀状になつた腰曲輪から、山腹に向けて放

射状に掘られた、上級本の堅堀群の存在がまず挙げられる。この堅堀群は、一定の距離を置いて等間隔に配置されており、敵の山腹における移動と展開を阻止する目的の他に、南の日山神社からの登坂路を保護する役割も兼ね備えている。

「この城の防衛思想を物語る遺構としては、主郭の北側にある、馬出状に作られた曲輪2、主郭や前輪2などに設けられた舟形虎口1、ロなどの存在が挙げられる。」

「白山城タイプの人気な特徴の一つである堅曲輪状の横堀も、この城では発達し、深くて巨大なものになつていて。」

(三島正之)

文献(一九) 「筆者が三日市場城を武田氏の築城であると推論した理由は、この横堀から派生する堅堀群の形状が、甲斐の白山城を代表例とする、主郭部を巡る横堀（堅曲輪）から放射状に派生した堅堀群の形状と、同一のものと判断したからである。」  
(三島正之)

文献(二〇) 「放射状堅堀をもつ山城は、武田氏の領域内に多く分布するが、中でも甲州の白山城（韮崎市）が、その典型であろう。その他、信州では、山田城（高遠町）、山家城（松本市）、西山城（松川村）、三日市場城（白馬村）、武居城（朝日村）等が、その類例としてあげられる。また、後に武田氏の進出した上州の根小屋城（高崎市）、駿州の葛山城（駿野市）等にも、放射状堅堀は存在する。そして、最近愛知県の石川浩吉氏等の調査によつて、武田氏が元龜天正年間に進出した奥三河、東美濃地方のいくつかの山城に、類似の造構の存在が確認されている。」

「横堀と放射状堅堀の組合せによる防護施設を、武田氏の山城の特徴的な造構として捉えることの可能性が、各地の事例によつて

て高まってきたようと思われる。』

(三島正之)

文献(13)「武田氏の折形虎口の特徴としては、鷹巣ヶ崎館や大島城(松川町)に現存するもののように、虎口空間は存在するが、虎口内を屈折させず、ストレートに入れるタイプが一般的である。ただし、

甲斐の白山城(韭崎市)のように、虎口内を開拓させて構築した、

青柳城のものと同じタイプの折形虎口も存在する。」

「武田氏も、堅堀は多用するが、このように大規模な形で構築された例は見ることができない。武田氏は、むしろ白山城に見られるような、横堀や腰曲輪から放射状に延びる堅堀をよく山城に用いている。」

文献(16)「丸馬出があり有名なため、武田氏は丸馬出以外造らなかつたよう考へられているが、実は山城には別のタイプの馬出を使つてある。それは台形の馬出で、山城のみ使用している

ようである。例をあげれば、本郷の要害山城、白山城(山梨県)、

天野氏の居城(静岡県)、根小屋城(群馬県)があげられる。

いずれも地形に左右されているが、意識的に造られているのも確かであろう。」

「武田氏の場合、堅堀は効果的に間合いをとつて配置している。その典型例は白山城である。腰曲輪の縁辺に間合いをとつて放射

状に堅堀を配置している。このほか、丸子城(静岡県)、根小屋城、真山氏の真山城(静岡県)、要害山城などがあげられる。これらはもともと効果的なポイントに堅堀を配置する考え方の表れであ

る。特に要害山城と白山城はメインルートを堅堀で守ると同時に、逆にメインルートから侵入する敵がいた場合その動きを規制するためのものであろう。」

(八巻幸夫)

白山城の遺構について、武田系城郭の特色として指摘されている点は研究者によつて異なるが、一定間隔で放射状に設けられた堅堀の存在は中田・三島・八巻各氏が強調するところであり、三島氏は、部側面状になった馬出郭から放射状堅堀が派生している点、即ち両者の組合せによる防衛施設を武田系山城の特徴的な遺構として考へ、山腹における敵兵の移動・展開阻止の機能を推定した。

主郭の北側に設けられた台形状の馬出郭については三島・八巻両氏が、主郭・馬出郭に設けられた掘込式の折形虎口は本郷・三島両氏が武田系城郭の特色としてクローズアップしている。また、池田・八巻両氏は山城への進入路にあたり尾根の西側に一本の堅堀を「L」字状に落とす技法もその特徴としている。各氏の指摘から、白山城の武田系城郭としての構造的特徴は次のよう整理される。

(一) 一定間隔で設けられた放射状の堅堀

(二) 放射状堅堀とセットとなる一部横堀となつた腰郭

(三) 台形状の馬出郭

(四) 掘込式折形虎口

(五) 「L」字状の堅堀

このほか、馬出郭の西側に細い土橋状の掘り残し部を伴つた横堀を設けている点も白山城に独特であり、同様な技法が主郭の南北を縁どる部分的な堅堀にも觀察できる。また、主郭と馬出郭を分断する堀切を、一部の武田系城郭に見られる山城を二分するような「大堀切」と見做す考え方もある。

## 第二節 白山城の構造的特徴

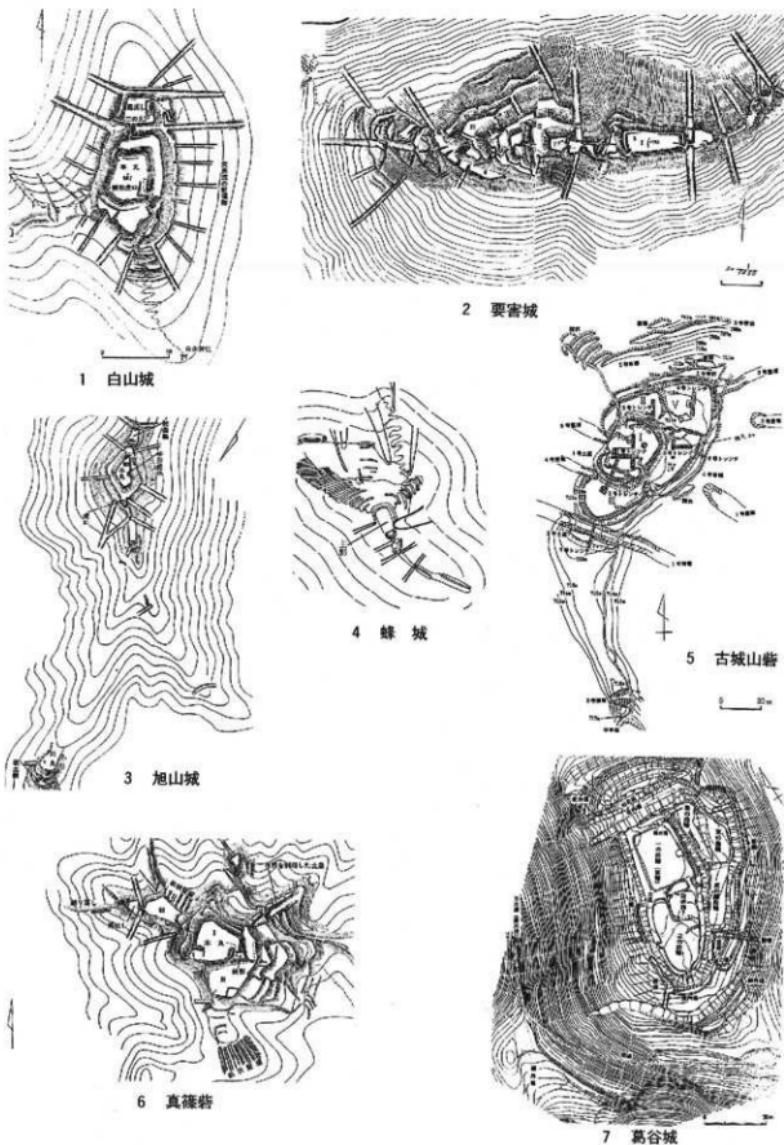
### 武田系城郭

本節では、武田系城郭の特色として上げられた白山城の遺構を、「放射状堅堀」「(放射状堅堀とセットになつた) 横堀状の腰郭」「馬出郭」の構

第9表 白山城と他の城郭の比較

◎は、白山城と形態的類似性が強い遺構

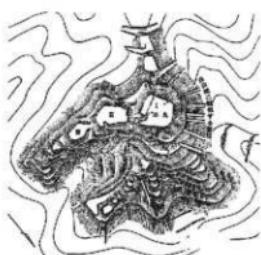
地城	名称	所在地	放射状 堅堀の腰郭	横堀状	馬山郭 (含馬出)	馬山郭 の横堀	掘込式 柵形虎口	への字 状堅堀	備考
山	白山城	福井市神山町	有	有	有	有	有	有	
	要害城	甲府市上横琴寺町			◎		◎	◎	1519年築城
	旭山城	東八代郡御坂町	○				○		
梨	蜂城	東八代郡一宮町				△		○	
	古城山砦	西八代都市川大門	○						
	真徳砦	南巨摩郡富沢町			○				
長	葛谷城	南巨摩郡南部町	○	○					
	的場城	上伊那郡高遠町	○	○	△	△	○		1547年以降武田氏支配と推定
	山田城	上伊那郡高遠町	◎				○		1545年以降武田氏支配と推定
野	竜ヶ崎城	上伊那郡辰野町	△		○		△		1545年武田氏支配
	山家城	松本市大字入山辺	◎	○	△		○	○	1550年以降武田氏支配と推定
	林城	松本市大字中山			△	△			1550年以降武田氏支配と推定
群	平瀬木城	松本市島内	○		△				1551年以降武田氏支配と推定
	竹田城	東筑摩郡山形村	△	○	○				1550年以降武田氏支配と推定
	武居城	東筑摩郡朝日村	△	○	△				1550年以降武田氏支配と推定
馬	塔ノ原城	東筑摩郡明科町			△	○			1551年以降武田氏支配と推定
	西山城	大町市		○				○	1550年以降武田氏支配と推定
	三日市場城	北安曇郡白馬村	◎	○	△	○			1550年以降武田氏支配と推定
鷹	布上城	北安曇郡松川村			△				1550年以降武田氏支配と推定
	黒川城	北安曇郡小谷村	○	○					1557年以降武田氏支配と推定
	寺尾城	長野市松代町	△		△				1557年以降武田氏支配と推定
鶴	塙崎城	長野市塙崎			△				1564年武田信玄陣をおく
	旭山城	長野市安茂里		○	△		△		1555年武田勢派兵
	鞍骨城	更埴市					○		1550年武田氏支配
知	鷹留城	群馬郡榛名町	◎	△	△				1560年武田氏支配
	根小屋城	高崎市山名		○	○	○	◎		1570年武田氏築城と推定
	磯部城	安中市鷲宮新地	○	○					
岡	裏山城	裾野市葛山	○	○			○		1569年以降武田氏支配と推定
	丸子城	静岡市泉ヶ谷		○	○	○	○		1570年以降武田氏支配と推定
	犬居城	周智郡春野町		○	○	○			1571年以降武田氏支配と推定
愛	古宮城	南設楽郡作手村		○	○	○			1571年以降武田氏築城と推定
	龜山城	南設楽郡作手村		○	○	○			1571年以降武田氏支配と推定
	九沢砦	北設楽郡権現野町	◎						1575年頃武田氏支配と推定
知	千ノ田城	東加茂郡足助町	△	○					1575年頃武田氏支配と推定



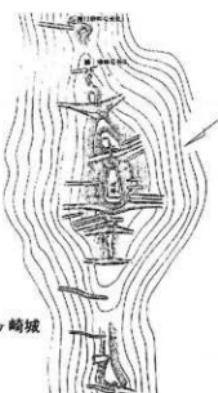
第42図 中世城館跡縄張図(1)



8 的場城



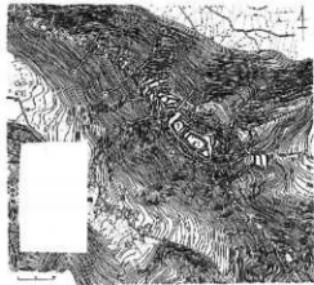
9 山田城



10 犬ヶ崎城



11 山家城



12 林大城



13 平瀬本城



14 竹田城

第43図 中世城館跡縄張図(2)



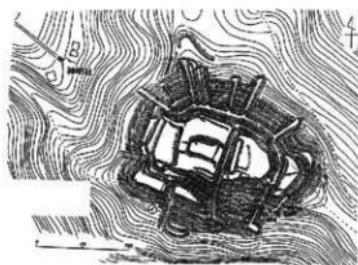
15 武居城



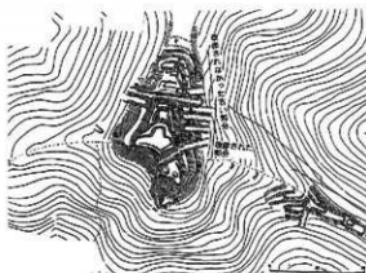
16 塔ノ原城



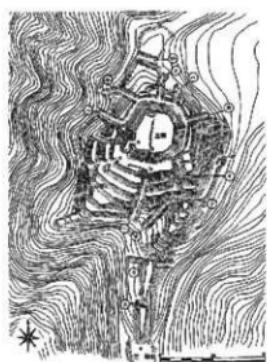
17 西山城



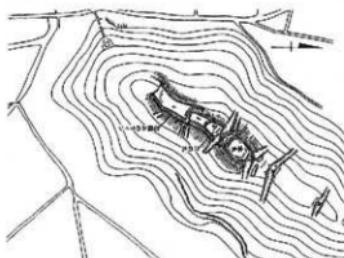
18 三日市場城



19 布上城

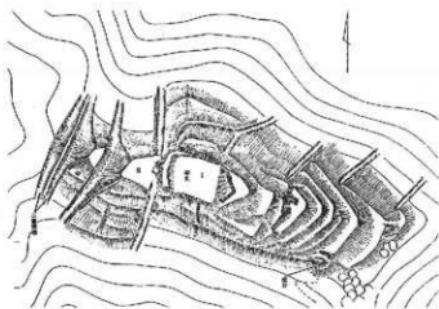


20 黒川城

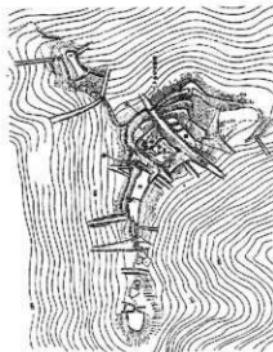


21 寺尾城

第44図 中世城館跡縄張図(3)



22 塩崎城



23 旭山城



24 鞍骨城



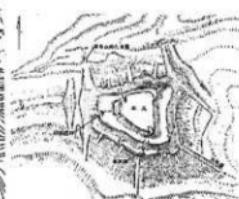
25 鷹留城



26 根小屋城



27 磯部城

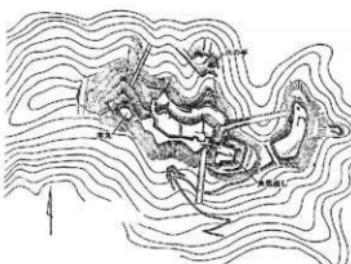


28 葛山城

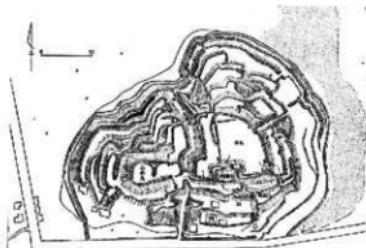
第45図 中世城館跡縄張図(4)



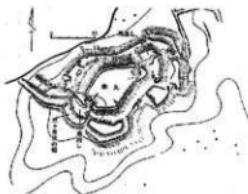
29 丸子城



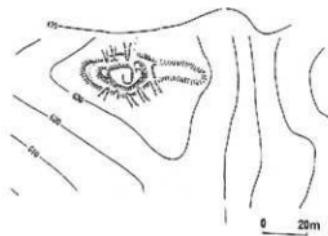
30 犬居城



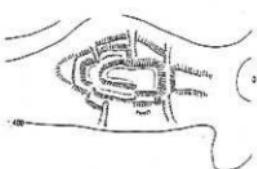
31 古宮城



32 龜山城



33 九沢城



34 千ノ田城

第46図 中世城館跡縄張図(5)

第10表 本章掲載図版出典一覧

番号	城郭の名称	作図者	出典	備考
1	白山城	中田正光	文献(13)	
2	要吉城	中田正光	文献(13)	
3	梶山城	中田正光	文献(13)	
4	蜂城		文献(38)	
5	古城山砦		文献(40)	試掘時の実測図
6	真様砦	中田正光	文献(13)	
7	葛谷城		文献(6)	本調査時の実測図
8	的場城	中田正光	文献(13)	
9	山田城	中山正光	文献(13)	
10	竜ヶ崎城	中田正光	文献(13)	
11	山家城	三島正之	文献(18)	1988年3月31日、5月4日調査
12	林大城	三島正之	文献(18)	1988年3月31日、5月4日調査
13	平瀬本城	二島正之	文献(25)	1981年11月17日、88年5月5日調査
14	竹山城	三島正之	文献(22)	1990年10月28日調査
15	武居城	三島正之	文献(19)	1989年4月1日調査
16	塔ノ原城	三島正之	文献(18)	1987年11月22日調査
17	西山城	三島正之	文献(39)	
18	三日市場城	三島正之	文献(18)	1987年12月26日調査
19	布上城	三島正之	文献(18)	1987年4月1日調査
20	黒川城	三島正之	文献(22)	1990年4月1日調査
21	寺尾城	中田正光	文献(13)	
22	塙崎城	中田正光	文献(13)	
23	旭山城	中田正光	文献(13)	
24	鞍骨城	中田正光	文献(13)	
25	鷹留城	中田正光	文献(13)	
26	根小屋城	中田正光	文献(13)	
27	磯部城	池田誠	文献(9)	1981年1月23日、83年2月28日調査
28	葛山城	中田正光	文献(13)	
29	丸子城	池田誠	文献(39)	
30	犬居城	中田正光	文献(13)	
31	古宮城	中田正光	文献(13)	
32	亀山城	中田正光	文献(13)	
33	九沢砦	石川浩治	文献(22)	1991年3月17日調査
34	千ノ田城	石川浩治	文献(22)	1991年4月28日調査

「掘込式机形虎口」「ハの字状堅堀」に分け、武田氏領内に沿られた山城との共通性・普遍性を検討する（第九表）。

### 一、「放射状堅堀」

放射状堅堀は三島氏が具体的な事例としていくつかの山城を示しているが（文献二）、その可能性のあるもの（△印）を含め、山梨県四・長野県・群馬県二・静岡県・愛知県二を上げることができる。このことは、武田氏領内のほぼ全城にわたって放射状堅堀をもつ城郭が築かれたことを意味している。比較的短く、長さのそろった堅堀を、山城や特定の郭の周囲に一定間隔で設けたものに山田城・山家城・三日市場城・鷹留城・九沢城があり、白山城と形態的類似性が高い。

山梨県内では葛谷城と旭山城が相当するが、堅堀の間隔が狭く、規則性を欠いている。古城山城も放射状堅堀の可能性があるが、葛谷城と同じく小規模なもので、実戦的な施設として捉えるには無理であろう。静岡県の葛谷城にも極く小規模な放射状堅堀が確認されており、一部の放射状堅堀が宗教的・儀礼的行為として構築されたことも考えられる。

### 二、「横堀状の腰郭」

発掘事例が少ない現状において、単なる腰郭と横堀を明確に区別することは難しいが、横堀とのセット関係は時代決定の有力な手掛かりとなるため、細張り図を主体として一応の分類を試みると次のように整理される。

(一) 横堀状の腰郭から放射状堅堀が派生する城郭

白山城・旭山城(山梨)・葛谷城・竹田城・武居城・三日市場城・黒川

城・葛山城・九沢城

(二) 横堀状の腰郭と放射状堅堀の基部がやや乖離的な城郭

山田城・山家城・平瀬本城・鷹留城

(一) 平坦な腰郭から放射状堅堀が派生する城郭

山田城・山家城・平瀬本城・鷹留城

(四) 平坦な腰郭と放射状堅堀の基部がやや乖離的な城郭

なし

(五) 腰郭・横堀を伴わない放射状堅堀をもつ城郭

竜ヶ崎城・布上城・尾尾城・(磯部城)

こうしてみると、放射状堅堀の多くは横堀状の腰郭、または平坦な腰郭の位置を強く意識してつくられていることが明らかである。特に、白山城と放射状堅堀の形態的類似性が強い山田城・山家城・三日市場城・鷹留城・九沢城の何れにおいても腰郭との一体性が明瞭であり、三島氏の指摘する放射状堅堀と横堀状腰郭とのセット関係は、武田系城郭の特色として存続される。

### 三、「馬出郭」「馬出郭の横堀」

研究者により馬出郭の概念や捉え方には差異があるが、白山城・要吉城・竹田城・大尼城はその典型例とされている。形態的には台形状に整形された馬出郭が多い反面、塔ノ原城・平瀬本城・桐生城・占宮城・丸子城・龟山城は形状が異なっている。台形状の馬出郭は土壁で周囲を囲繞しない点が共通しているが、形狀の異なるものは土壁を伴う場合が多く、築城主体や築城時期の詳細な検討が必要となる。

白山城のように主郭部と強い一体性をもつて台形状の馬出郭が付設された例として、要吉城・竜ヶ崎城・寺尾城・竹田城・塙崎城・根小屋城・大房城が上げられる。また、布上城についても、二本の堀切で挟まれた数段の平坦地を馬

出郭と見做すことができる。中でも竹田城は、「下郭部」「一本の堀切によって区画された馬山郭」「横掘状の腰郭」から構成される城郭であり、白山城と構造的に似ているが、竹田城の馬出郭は横堀を伴っていない。白山城の馬出郭の特色は、上堀状の掘り残しをもつた横堀を馬出郭西側に設けている点で、大内城に極めて類似した遺構が存在する。この上堀状の掘り残しは、馬出郭の虎口と考えられる。

なお、馬出郭に横堀を伴う例は、一五七〇年以降に武田氏の勢力下に入ったと推定される群馬・静岡・愛知の城郭に多い傾向を示している。

土郭部と強い一体性をもつて付設された台形状の馬出郭をもつ城郭として、岐阜県吉城郡の広瀬城西部遺構があるが、天正一二と二年の築城と推定されている。

#### 四、「掘込式枠形虎口」

L字形に屈折させた掘込式の枠形虎口は、第九表のとおり、武田氏領国内の城郭に散見される。台形状の馬出郭にこれを設けているのは白山城と要害城であり、白山城・旭山城（山梨）・的場城・山城・鞍背城・根小屋城では土郭部に構築している。こうしたことから、重要な虎口に掘込式枠形虎口を採用したことは確かであるが、葛谷城・古城山砦・黒川城・龟山城などでは、直線的に出入りする平虎口を用いている。

枠形掘込式が武田系城郭の特徴であることは認められるが、武田氏領国外にも掘込式枠形虎口はつくられており、武田氏将軍の築城術として位置づけることは難しい。

#### 五、「ハの字状堅堀」

「ハの字状堅堀」を武田系城郭の特色として上げているのは、八巻孝夫（文

獻二六）・池田誠（文献四）両氏であるが、第九表のとおりその類例は白山城・要害城・越城・山城・西山城の五例にとどまっている。「ハの字状堅堀」は武田氏が本拠とした鷹觸・崎館の詰城にあたる要塞城において、古い段階（武田氏時代）の登城ルートがハの字状に設けられた堅堀の内側を通って設定されたことが小山喜博氏によつて明らかにされており（文献二〇）、武田氏がこの築城技術をもつていたことは疑いない。

他の戦国大名領国にも、奈良県天理市の龍王山城など若干の事例が知られるが、一定地域への集中は確認できない。

以上、白山城の特徴的な遺構である「放射状堅堀」「放射状堅堀とセットになった」横堀状の腰郭「馬山郭」「馬出郭の横堀」「掘込式枠形虎口」・ハの字状堅堀について、武田系城郭との比較を行ってきた。類似遺構の存在や分布状況から、それの特徴も武田系城郭の中で用いられた技法として認められるが、横堀状の腰郭とセットとなった放射状堅堀と、台形状の馬出郭が武田氏領国内に広く分布することから、武田系城郭の一典型としての白山城の位置が揺るぎないものであることが確かめられた。

しかし、武田氏滅亡後、徳川氏等が武田系城郭の特徴であった丸馬出や枠形虎口の技術を、受容・発展させたとする研究も石川浩治氏などによって積極的に進められている。従つて、白山城が武田系城郭の特徴を持ちながらも、武田氏滅亡後に築城されたり、修復された可能性があるのは当然である。

### 第三節 白山城の築城時期

#### 一、白山城型山城の系譜

白山城は、コンパクトながらメリハリのきいた構造をもつていてこととに特

微があるといわれる。その特徴を明確に出しているのが主郭部と台形状の馬出郭からなるシンプルな構造であり、また、横堀状の腰郭から派生する、浅く短い放射状堅堀である。

繩張り國のもの資料的制約から、これらの遺構の発見・発展段階を述べることは困難であるが、白山城則山城の系譜について次のような推論を行っておきたい。

数条の堀切によって尾根を切断し、いくつかの郭を連続して設けた山城は極く一般的であるが、武田氏が早い時期に進出した長野県には、電ヶ崎城・寺尾城のように主郭部と堀切を隔てて台形状の平場を置いた城郭が出現する。この平場は独立性が弱く、下部の平場や腰郭を含めて堀切で区画されている。放射状堅堀は規模の大きな堀切で区画された主郭部を中心に入られ、開闢・長さとともに不揃いである。横堀状堅堀ではない。数段の平場を堀切と張状の横堀で区画した布上城も同様なタイプであろう。

これに統合と考えられるのが、要害城・竹出城・塙崎城、台形状に整形した明確な馬出郭の前後に、規模の大きな堀切を入れている。馬出郭に十畳ではないが、要害城では掘込式研形虎口が、竹出城でも段差を利用して折れをつくつた簡略な虎口が構築されている。要害城・塙崎城に放射状堅堀はないが、竹出城には横堀状腰郭から派生する二条の堅堀があり、平瀬本城と同様、放射状堅堀の簡略化と考えられる。

三日市場城・鷹留城・根小屋城が次の段階に推定されるもので、馬出郭に横堀状の腰郭が付けられ、防御が強化されている。放射状堅堀は三日市場城・鷙留城に典型的なものが設けられ、横堀状腰郭から派生する二日市場城のものは、黒川城・武居城に、腰郭から派生する鷹留城は、山田城・山家城に類似する。最終段階と目されるのが白山城と大居城である。両城は、台形状馬出郭に虎口と推定される土橋状の堀り残しをもった横堀を入れており、技巧的な發達を

見せている。白山城では、同じ手がが主郭部南西部にも認められる。また、白山城では、馬出郭と主郭部の両方に掘込式研形虎口が設けられ、登城のメインルートを防衛している。大居城に放射状堅堀はないが、白山城のものは横堀状の腰郭から派生し、山田城・山家城・鷹留城に似て、整然とした配列をうかがわせる。

## 一、白山城の築城時期

白山城の築城時期を特定する上で最も有力な手掛かりになるのは、土橋状の掘り残しをもった横堀を伴う、台形状の馬出郭と考えられる。

山城に使用される台形状の馬出郭と、平地や河岸段丘に築かれた城郭に特有な丸馬出との關係は研究されていないが、石川浩治氏は、丸馬出の虎口が片側だけに開口した例として慶長七年（一六〇二）に築造された岡崎城東馬出を上げ、近世城郭に用いられた徳川氏の築城技術と指摘している（「岡崎城について」研究集会資料、一九九七年七月一日）。

また、千田義博氏は、「馬出から外へ出る虎口部分にも堀が巡り、四方に堀を構えた形態になる段階」を第5類型B2として分類し、「一見すると第5類型B2虎口は武田氏・後北条氏の使用した馬出と類似する。しかし織田系の馬出は必ず三方に土塁を備える点が異なる。これは織田系の馬出が、くい違い虎口と虎口空間の組み合わせから発達し、その先端まで城兵が常に進出して守り、出撃する曲輪だったからである。」中井尚間的に使用したと考えられる、武田氏・後北条氏の馬出とは虎口として差があつたのである。だから近世城郭の馬出も織田系城郭の虎口発達系列の中に完成したものとすことができる」と述べ、天正一二年段階の虎口形態しながらも、武田系城郭の馬出との差異を明確に指摘している（千山義博「織田系城郭の構造」『史林』第七〇巻第二号 一九八七）。

白山城や大居城の馬出郭には土塁が用いられていないため、鐵柵等大名による築城・修築の可能性は考えられないが、長野県飯田市の知久平城には、虎口が片側だけに開口した、上壁をめぐらせない丸馬出が存在する。この城は、徳川家康家臣で奥三河田峰城で亡った菅治定利が、天正一〇年（一五七二）から一八年の間に新たな支配地に築いたものである。

武田氏支配下の大居城が徳川氏の攻勢で落城したのは天正四年（一五七六）であり、比較的早い段階に徳川氏に帰属している。落城以前に大居城の馬出郭が造られていたとするならば、白山城・大居城と同タイプの馬出郭を付設した城郭が武田氏領内にもっと数個存在してもよいのではないだろうか。それゆえ、白山城と大居城に共通する、台形状の馬出郭に土礫状の掘り残しをもつた横堀を入れる技法は、徳川氏の武田氏築城技術の受容・發展過程の中で生み出されたものと推定されるのである。

白山城の築城年代は、なお判然としないが、天正一〇年の徳川・北条両氏による甲斐国守護代や、その後数年間の徳川氏による甲斐国支配の確立期に、大規模な修築を受けた可能性が高い。

## 第三章 白山城跡の歴史的性質

### —白山城跡調査のおもしろさ—

#### 一、はじめに

董崎市白山城跡を初めて訪ねたのが、第一回白山城跡学術調査研究会の翌日の一九九七年八月一四日であった。私は全くの新参者であり、山梨県を研究のフィールドとしたこともない。したがって、白山城跡を論じる立場にはない。

その意味では、調査に参加したこと自身が不思議ではあるが、研究会や学会などで山梨県の研究者の方々と自己を得たことや、山梨県で開催された研究会へ参加したことが、本研究会参加の契機だったと思う。

本研究会に参加したことは、私自身人愛良い勉強になり、研究方法の面白さを教えていただいた。山梨県のことは全く知らない私が、本報告を執筆することは、当然不適任の誇りをまがれない。

しかし、多くの人々の学識に報いる意味で、私がフィールドとしている陸奥南部の調査例からの印象を論じることで、その貢献を率直にお許し願いたい。

#### 二、調査方法のおもしろさ

最近、考古学以外の歴史研究者の方々から、「発掘調査は一種の（遺跡の）破壊行為」という発言を聞くことが多い。本当に破壊行為であろうか。遺跡を歴史的に評価する場合に、精緻な発掘調査を絶た評価に優るものではない、私は基本的には考えている。

たしかに、問題意識のない発掘調査は「破壊行為」に等しいではあるが、問題意識を高め、精度の高い調査を目指せば、壮大な学術研究の場となり、歴史研究に十分寄与すると考えている。「発掘調査は破壊行為であり、悪である」の場合がある。その意味で、今回の試みの意義は大きい。

という、単純な考え方に対する少くとも私は否定的である。

その意味で、研究会に参加してます第に考えさせられたのは、「壊らない遺跡を調査することができるのだろうか？」という疑問である。前述のように考古学において発掘調査は、最大の調査方法と私は考えてきた。しかし今回の調査を通して、「私が毎日開発の先兵として、記録保存の発掘調査に直面して敗北してきた結果の、自己を正当化するため、思い込みかも知れない」との思いを強くした。

今回の調査では、本報告で明らかのように地形・地質学・道や町割りの調査、石造物の調査、伝説・伝承の調査、社寺の調査、周辺城館跡の調査など、まさに現在の都市化の中で、滅びゆく民俗調査・地形調査・地名調査等の総合化によって、白山城跡の歴史的な評価に迫るという試みを少なからず成功しているからである。

この場合、「発掘しない考古学」の役割は寂しい限りであり、周辺の発掘調査例や国内各地の調査例からの類推から論ずるしかない。しかし、地域にあって遺跡研究をする場合に、あらゆる研究方法を総動員する必要性があることは自明のことであり、地域に根差した遺跡の研究だからこそ可能な方法と言わざるを得ない。

基本的に、発掘調査という考古学の方法の重要性は否定するものではないが、それのみを唯一無二とする考え方では、結果的に遺跡を地域から切り離す結果になる場合がある。その意味で、今回の試みの意義は大きい。

飯村均

福島市で中世遺跡の調査例は少いが、一九八九年調査された大輪寺東遺跡がある。白山城跡南東の標高三九〇mの段丘面に立地し、十三・十五・十六世紀の遺構・遺物が検出されている。文献史料等から武田氏の一族甘利氏の館跡の可能性が推定されていた。

十六世紀後半とされる一号建物群A・Bは、溝で囲まれた礎石建物跡で、整然としている。この北側の調査区では上塙基二基が検出され、後世の石組築塁や石列には五輪塔が転用されている。いずれも、宗教的な色彩が強い遺構・遺物と考えられる。したがって、現在の調査状況から館跡と即断するのは、明らかに危険であると言わざるを得ない。

十五世紀の遺構については不明であるが、このころに東国でも土壘と堀で囲まれた館跡が、一般に成立していく時期ではある。しかし、一辺二百m級の居館跡は東国でも「守護館」級であり、現状では過大評価と考えざるを得ない。十三世紀後半の遺物群は、東国でも地域の拠点や都城的な場、村落が顕在化していく時期であり、その意味で、本地域でも同様の現象が起きたことを示唆している。武田氏支配との関係も無縁ではなかろう。

### 三、口承・伝承される城跡

白山城跡は、山梨県の歴史では必ず引用される「甲斐国志」の中で、「城山ハ八幡山ノ南ナル山ヲ云。要害城ト見エタリ。今ハ鍋山村ノ城ニ属スル」という記述から、「武田信義の詰城」という根強い伝説が伝えられている。<sup>(1)</sup> 中野武田氏発祥の地であり、地域の人々の武田氏への愛着から考えて、「甲斐国志」の成立期には、当然伝えられた伝説であろう。この城跡が後世にどう伝えられたかを考えると、その城跡の性格を読み解くことができる場合がある。

地域は異なるが、福島県郡山市木村館跡の調査で明らかにされたように、木

村氏という村落領主の居館型山城が、戦国大名伊達氏によって天正十年代に戦略的大規模山城に変更されている。この城跡に關わる近世文書の調査から、この地域の人々は、木村氏時代の木村館のみを語り伝え、大規模山城時点の木村館跡を全く伝えていなかつたことが明らかとなった。

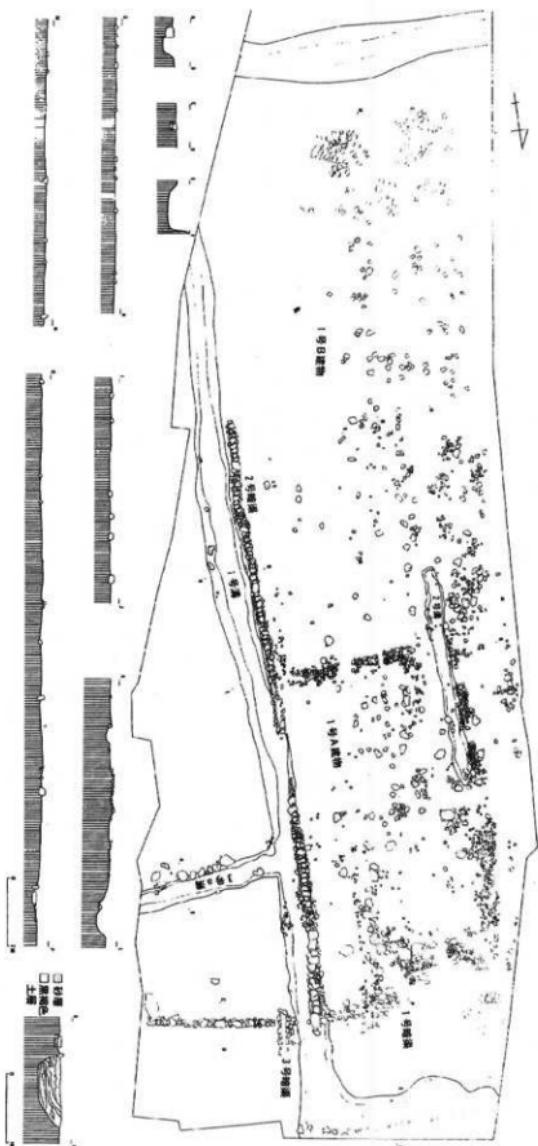
これは、民が新たな領主よりも、本来の領主である木村氏を強く意識し、親しみを感じたからに他ならない。民衆に密着して地域に親しまれ、地域に支えられた地域の象徴としても山城は、いかに小規模であっても長く語り伝えられたのである。一方、いかに民衆を動員して大規模化した山城であっても、民衆から遊離しては、地域の象徴にはなり得ず、簡単に忘れ去られてしまうという好例である。

同じ視点から、福島県の中通り地方の安達郡を事例とした、日下部善己氏の研究がある。日下部氏は陸奥国安達郡を例として、近世地誌等を史料として、城館跡の認識の変遷を、武士と村の二つの立場から分析している。

それによると、近世の地誌では年代が新しくなるにつれて城館の数を倍以上に増やしている。しかし、明治時代の地誌では激減し、昭和四六年の県の調査でようやく近世地誌の数に戻り、市町村史編纂の段階で、近世地誌の倍の数となっている。平地や河川周辺より阿武隈高地内での城館跡の多さも特徴として指摘している。

また、城館名の初見の文献を分析すると、明治時代以降、特に市町村史編纂で新見出された城館跡が多いことが指摘されている。さらに、「城」と「館」の呼称の峻別について指摘し、近世地誌では基本的には、二本松藩の政策である二本松城などいくつかを「城」と呼称しているのみである。明らかに用法の区別が存在した形跡がある。

この日下部氏の研究に據れば、城館跡の認識が時代背景や地域によって異なり、伝承のされ方が異なり、記録への残され方が違うことが明らかである。し



第41図 亟崎市大輪寺東遺跡 1号建物群 (往2)



第48図 福島県木村館跡縄張図（註7、千田嘉博氏原図）

かし、地域での認識をさらに深く読み解く時に、その向こう側にある歴史—城館の実像一を浮き彫りにできる可能性が秘めている。

例えば、白山城跡はいつから地域での伝承が始まり、いつ変わったり、消えたりしたかという地域の認識の変遷を追うことは、前述の木村鯨例のように城跡の性格をも表現する場合がある。これも、「城跡」という「遺跡」の研究の一方になりうるであろう。

やや趣旨は異なるが、現在も新たな伝承が牛れる場合がある。白山城跡については、「武田氏の築城技術の典型例」とする説がたびたび紹介されている。これを検証する力量は筆者には当然ないが、積極的な根拠も示されていないといふ印象である。甲斐武田氏という陣人な幻影が、現代においても新たな歴史伝承を生む可能性に驚異しつつ、この客観的な検証は今後課せられた課題であらう。

#### 四、表面調査の印象

白山城跡の表面調査に数回参加しての第1印象としては、(小規模である)

遺存状態が極めて良い(?)村に近い(?)白山神社が存在するなどである。やや詳細に見ると、標高五七三mの独立峰上に立地し、一边約二五m四方の十畳に開まれた平場を中心に、周囲に帯状に平場がある構造である。

様々な可能性は考えられるが、「意外と古い構造を残しているのではないか」という印象であった。それは、やや矩形の方形館を山上に乗せた形態や、骨状の平場や切岸の形態などは、十四世紀にさかのぼる陸奥南部の房廊型山城と共通した構造だからである。

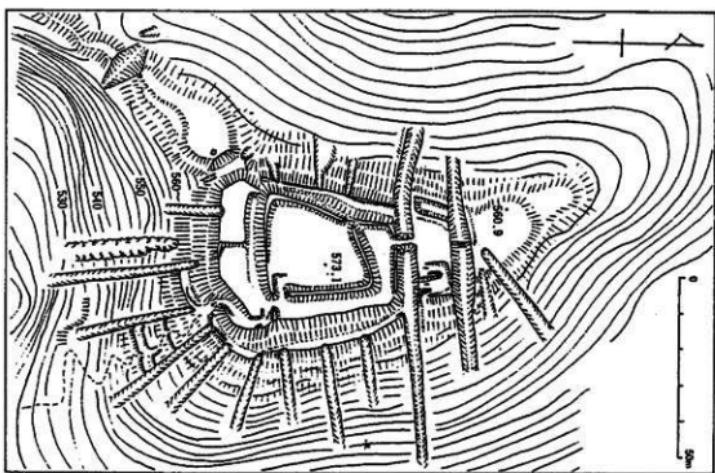
近年、東北地方北部では、中世の山城跡の起源と、古代後期の防御性・高地性集落との関連や、中世初期の前九年・後三年の役や安倍・清原氏因連の權跡との関連も指摘されている<sup>(1)</sup>。また、文献史学の立場からも中澤克昭氏の鎌倉時

代の山城跡の研究<sup>(2)</sup>もあり、「甲斐国志」の記述を一笑に付すことはできない。つまり、十四世紀には鶴鶴型山城として成立したとするのもそれほど違和感はないし、それ以前からも要害として利用された可能性は一概に否定はできない。

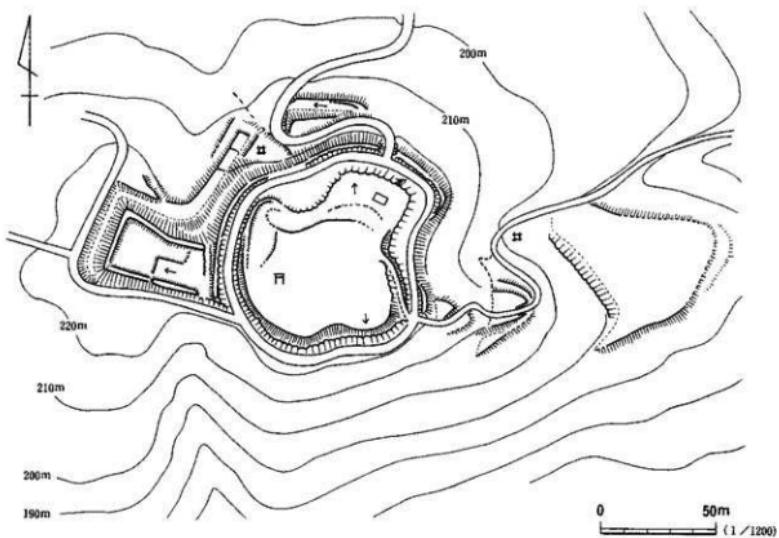
特に、いわゆる奥山にある要害とは異なり、村に近い里山があり、比高差百数十m程度で、村に密接に関わる山城と考えられる。これを「村の城」と呼ぶについで、「村の城」の概念が研究者個々により異なる現状、論ずるべきではないと考へる<sup>(3)</sup>。改めて言えば、いわゆる「戦争のための城」というよりは、村と密接に関わる「村の城」と評価すべき立地であることは確かであろう。

しかし、多くの城郭研究者が「武田流築城技術の典型」と評価するように、中心の平場の掛形虎口や狭くて浅い等間隔の堅堀、堀切から連続する堅堀など、陸奥南部でも十五世紀以前の古い山城には、あまり見られない新しい特徴もある。これは、武田勝頼の新府城築城時の改修が指摘されるよう、戦国期の可能性は高いと考えられる。つまり、白山城跡については大きく二時期の変遷を想定しておきたい。

筆者はかつて陸奥南部の事例から、城跡や館跡と宗教施設の関係について論じたことがある。民衆が信仰の対象とする場を意識して、地域支配の象徴である城跡や館跡が成立することが、地域支配に不可欠であったことを論じた<sup>(4)</sup>。その意味で、武田氏時代の崇敬の厚い武田八幡神社と並立して、村の西方にあることは、意義があると考えられる。どちらが先行するかは判断できないが、歴代の信仰の厚い神社に並び立つことは、城跡としての格も嵩まし予測される。また、白山神社も後世の勧請とは推測されるが、地域の人々が公認し、地域を象徴する場であるからこそ、勧請されたことが予測される。白山城跡を尊重して勧請されていることからも、それが窺える。このことから、白山城跡が本当に地域に密着した、地域を象徴する城跡であったと考えられる。「殿小路」な



第49図 白山城跡（註9、八卷孝夫氏原図）



第50図 福島市大鳥城跡（註9、村田修三氏原図）

どの小字名の存在も、その傍證となりうるであろう。表面観察の結果のみから、白山城跡の時期や歴史的性質について印象を述べたが、陸奥南部での調査事例から見た推測の域を出ないものではあるが、『中世考古学』の記述を、簡単に否定することはできないことを、特に指摘しておきたい。

## 五、まとめにかえて

今回の白山城跡の総合学術調査の意義は、「何がわかったか?」と言ふよりも、「どういう方法で遺跡を介して地域史に沿れるか?」という、研究方法の実験が行われた点に最大の意義があつたと考えている。私なりの見解について、既に述べたが、いずれも推測の域を出ないものであることは明らかであり、「発掘しない考古学」の限界ではある。一方、「発掘しない考古学」の面白さを教えてもらった成果でもある。

白山城跡は小規模ではあるが、遺存状態が良く、何よりも集落に近く、地域の人々に親しまれている。この保存・活用しやすい状況は、最も史跡に相応しい遺跡と言えるのではないだろうか。甲斐武田氏発祥に関わる城跡かどうかよりも、古くから、地域の人々に親しまれ、地域の人々に語り伝えられ、保存されてきた事実こそが、既に史跡としての意義を持つと言わざるを得ない。この城跡を、現在でも十分象徴的である白山城跡は、「史跡」と考えるのがじく自然であることを強調しておきたい。

### 註

- (1) 斎村均「『聖地』の考古学」「人間誌」No.14、新潟県、一九九七
- (2) 新津健次「太宰府水道跡」山梨県教育委員会、一九九〇
- (3) 柴田龍司「中世城郭の廻廊—城と城から城へ—」『中世の城と考古学』新人物文庫、一九九一

参考文献

- 「本郷の歴史—四・五世紀の居館と『城郭』—『要塞』—『中世の城と考

古学』新人物文庫、一九九一

(4) 古賀昭子ほか「『喜連川から城下町へ』名著出版、一九九四

(5) 斎村均「中世の『町』・『市』・『津』—陸奥南部における中世初期の形態八百年物語

—「中世都市研究」第3号、中世都市研究会人会、一九九四

(6) 斎村均「遺跡のかたち 郡山のかたち」「良前湖の東園」「第6回世界文化遺産資料集

郡山研究の方針」中世都市研究会、一九九八

右記の文献で、山梨県一宮市西田町遺跡の例を挙げてある。

(7) 松本茂吉「東北豪族古跡年鑑選録報告会報告」木村鶴壽 財團法人磐戸島文化センター、

福島県教育委員会、一九九一

斎村均「山城と聖地のスケッチ」「帝京大学山梨文化財研究所研究報」第5集、帝京

大学山梨文化財研究所、一九九四

(8) ロード映画「『聖地』はどのように認識されてきたか—武士・村と城郭、陸奥国安達郡の場

合—」「論集のぶ考古」「日黒吉明先生論考集」論集のぶ考古刊行会、一九九六

(9) 村田修二「中世の城郭」「論集のぶ考古」「日本社会の社会史」第六卷日本評論社、一九八四

本田邦「古山城」「回叢中世城郭事典」新人物文庫、一九八七

10 斎村均「陸奥南部における南朝・室町前衛の山城」「論集のぶ考古 日黒吉明先生

頌念論集」論集のぶ考古刊行会、一九九六

11 斎村秀文ほか「シンボリカル中世城郭の成立について」「第1回全国城郭研究者セ

ミナー」「中世城郭研究会ほか、一九九七

八木光則「安倍清蔵氏の城郭遺跡」「若干考古学」「第1号、山梨考古学会、一九八九

木原秀一「唐招提寺跡から佛之御所まで」「唐招提寺」「五三六、校倉古戸、一九九四

千田善博「中世の城郭」「歴史と地理」四六三、山川出版社、一九九四

- (1) 中澤克司「中世城郭試論—その心性を探る—」「歴史雜誌」第102編第110、一九九三、史学社

中澤克治「心的城郭史論序説『人船』」、新書館、一九九七

0.4 飯村均「近刊予定」「『駿府』『越後』という通説」「帝京大学山梨文化財研究所研究報告」第九集、帝京大学山梨文化財研究所、一九九七

0.5 飯村均「山城と聖地のスケッチ」、「帝京大学山梨文化財研究所研究報告」第五集、帝京大学山梨文化財研究所、一九九四

0.6 飯村均「『聖地』の名占字」「大藏道」XO.14、新書館、一九九七

0.7 白山神社の所在地が、白山城跡の名称の由来であれば、白山城跡の形成過程を考えたときに、歴史的に相応しい名前かな、再考が必要であろう。

0.8 白山神社に至る道に、『殿小路』の地名が残っている。「殿小路」の地名が残っていることは、地域の人々の感覚の端を示している。

0.9 従来の中世遺跡指定期については、左記文獻が参考になる。

小野正敏「小世の考古学、その生い立ち」「列島の文化史」8、日本エディタースタジル出版、一九九二

## 第四章 白山城研究の今後の課題と展望

萩原三雄

白山城の二年次にわたる調査研究の内容について、第一編から第三編にかけて詳細に述べてきたが、ここではまとめとして、白山城の総合的な調査から得られた成果を再度確認し、今後の課題や問題点も整理していきたいと思う。

今回の学術調査は、山梨県の斐崎市域に存在している白山城という一山城に焦点をあてて総合的に調査研究したものであった。城郭史や考古学はもちろんのこと、文献史学や民俗学、歴史地理学などの多彩な分野の協同によって調査研究を重ね、白山城の全体像を浮きぼりにしようとした点に研究上の大きな特色があった。また今回の白山城の学術研究では、考古学では一般的に用いられる城跡に対する発掘調査を行わず、白山城や周辺の立地や微地形、地名や伝承などといった関連する資料を収集し詳細な分析を重ね、一定の成果を得ようとしたものであった。したがって、築城や廢城時期などといった年代確定についてはやや次め手に欠けるものの、その分、白山城の縦横的な観察には力が入ったようと思われる。一城郭に対する研究方法のひとつの方を示し得たようにも思う。

近年では全国各地で数多くの中世城館跡の調査が実施されているが、その大半は開発事業に伴う考古学的調査か、城郭研究者による表面観察を土体とする縦張り調査である。今回の白山城のような総合的な学術調査はきわめて少なくなってきており、二年間にわたるこの学術調査は貴重な事例となつた。

さて、白山城は、規模は決して大きくなはないが、城の構造、いわゆる縦張りは大変すぐれている。主郭を中心にコンバクトにまとまり、戦闘にすぐれた城郭づくりを行つたと評されている甲斐武田氏の築城技術の典型的な事例の一つに位置づけられてきたものであった。さらに重要なことは、白山城を中心

してその左右に、北條火台とムク台株火台といふ二つの烽火台群を配して、堅固な防衛及び監視体制を構築していることである。しかし反面、すでに指摘してきたことであるが、釜無川流域のいわゆる武川筋にある城郭群のなかで、この白山城だけがなぜ突出した縦張りを有しているのか、また從来からしばしばいわれたように、この城が本当に、戦国大名甲斐武田氏の築城技術の典型といえるものであるのか、といった点が感心事となり、白山城研究上の大きな研究課題となつた。

上記の研究課題は、中世城郭史研究にとってはきわめて重要な内容を秘めている。中世城郭にとって、縦張りというのは何を示しているのか、縦張りからいったい何が得られるのか、といった縦張り本来の意義が問われているからである。それはとくせん、甲斐武田氏特有の縦張りといったものはどういうものか、各戦国大名特有の縦張りがどのような経緯から生まれてくるものなのか等々の、多くの歴史性を問うことになる。

今回の学術調査では、白山城のこの縦張り技法に対して、數野氏などがその特質を追究し、武田系城郭としての是非やそのあり方をめぐって一定の成果を収めたものの、明確な結論を得るまでに至らなかつた。論を進めるための客觀的なデータが少なかったこともあるが、縦張り論の研究がまだ熱していない点もその要因の一つであつたろう。縦張り研究の方法論の深化とともに、武田系城郭の築城技術の研究は引き続き精力的に重ねていかなくてはならないであろう。その意味で、白山城は武田系城郭のあり方を探るうえで重要な歴史資料であるとともに、わが国の今後の中世城郭研究においても大きな発言力をもつた城郭といえるのである。

白山城の綱張りに関するさまざまな議論が展開されていったなかで、笛本正氏から出された指摘は創意的であった。白山城の綱張りはふつう、戦国後半から末期のものと想定すべきもので、大方の研究者の「解説」のものであるが、氏はこれを安易に戦国期の所産とするのではなく江戸中期ごろの綱張りの可能性はないだろうか、といった問題提起を行ったのである。江戸中期に甲斐の國主となつた朝沢吉保が、自らの出自と、武田信玄に系譜をもつ正当性を示すために後世の江戸中期に造つた綱張り、一種の城づくりの可能性を想定したのである。戦国動乱期に、政治的には軍事上迫られて築城するのではなく、平和な安定期に政治的な強い意識から城をつくる。近世の城郭ではなく中世の繩張りによる城づくり、この「見意表」をつくるような問題提起ではあるが、しかし繩張りそのものの本質の思考を辿る指摘でもあった。結果として共同研究者間の大河の支持は得られなかつたものの、今後市井城郭の綱張り研究を進めていくうえで、気に留めておかなければならない重要な意味をもつた発言となつた。

当然この問題提起に対して反論も出されている。炳人介氏による第二編第六章の報告は、国土朝沢吉保の命を受けた家臣たちによる甲斐国内の検分記録を丹念に読み、その中で、白山城等と朝沢氏らの関係が予想以上に希薄であり笛本氏の論が成立しないことを証明したのであったが、このような文献史料や考古資料を縱横に駆使して議論を重ね歴史を組み立てていくことができるのも、学際研究の醍醐味の一つであろう。

白山城の眼下にある村々の歴史地理的研究でも大きな成果があつた。詳細はすでに第二編第一章でのべているが、地割と換地帳との詳細な分析によつて鍋山及び北宮地区を中心に、かつては町屋らしき地域が存在していたことが確認されたのである。白山城と深く関わる町屋の可能性が考えられ、山城と城下の町屋という戦国期的景観が浮かびあがってきたのである。なぜ白山城がある

地に築城されたのか、周囲の歴史京鏡の復原なしには多くを語ることができぬい。白山城の今後の研究に重要な資料を提供することになったが、こうした研究手法は近年では、土佐をはじめすでにいくつかの地域で精力的に行われ大きくな成績が得られており、これからの中世城郭研究にとって欠かせないものになるであろう。

文献史学からの研究では、白山城に深く関わるいわゆる武川衆の実態がほぼ明らかにされた。その一員で白山城の有力な城主と目されてきた吉木氏についても詳細に論じられている。武川衆は、この武川筋一帯に多くの山城を築いており、本文中でも述べられているように、「甲陽軍鑑」の記述にみえる一面々の小屋」というのがそれらに相当することもわかつた。本報告書では、白山城が存在する草崎市域のほかに、武川村城や白州町城の城廻群へも視野を広げ、武川衆と城館の諸関係を明らかにしようと試みてきたが、それは地城武士団のこの武川衆の実態解明が白山城の研究にとってなによりも重要であると考ええたからであった。

地城に存在するこうした山城群の研究にとって最も重要な点は、それらを支えた人々や村々の実態、その経営システムの様相、等々といった点である。今回の総合的な学術調査は今後のこうした研究に多くの資料を提供したものとなつた。

ところで、白山城はきわめて良好な保存状況を保つてゐる中世山城である。しかも、本県の城跡研究ばかりではなく、わが国の戦国期城郭研究にとっても重要な位置づけにある史跡であり、戦国の世に生きた私たちの祖先の生きざまを生のかたちで示している貴重な歴史遺産である。国民共存の財産ともいわれる所以である。このすぐれた文化遺産をいかにして後世に伝えていくべきか、それをいかに現代社会に生かしていくべきか、現代に生きる私たちに譲せられた重要な責務となつてゐる。

史跡はとうぜん単独で成立しているものではない。周囲のさまざまな自然や歴史環境などと融合し、微妙にからみあって、深みのある歴史景観を現出していくものである。白山城とその周辺は、すでに述べてきているように、武田八幡宮や願成寺など、数々のすぐれた歴史遺産を有している本県有数の地域である。白山城だけではなく、こうしたすぐれた歴史環境の総体をいかに保全していくべきか、地域住民のみではなく、関係行政機関はもとより、多くの国民が知恵を結集すべき時期にきていよう。

**白山城総合学術調査報告書**

**白山城の総合研究**

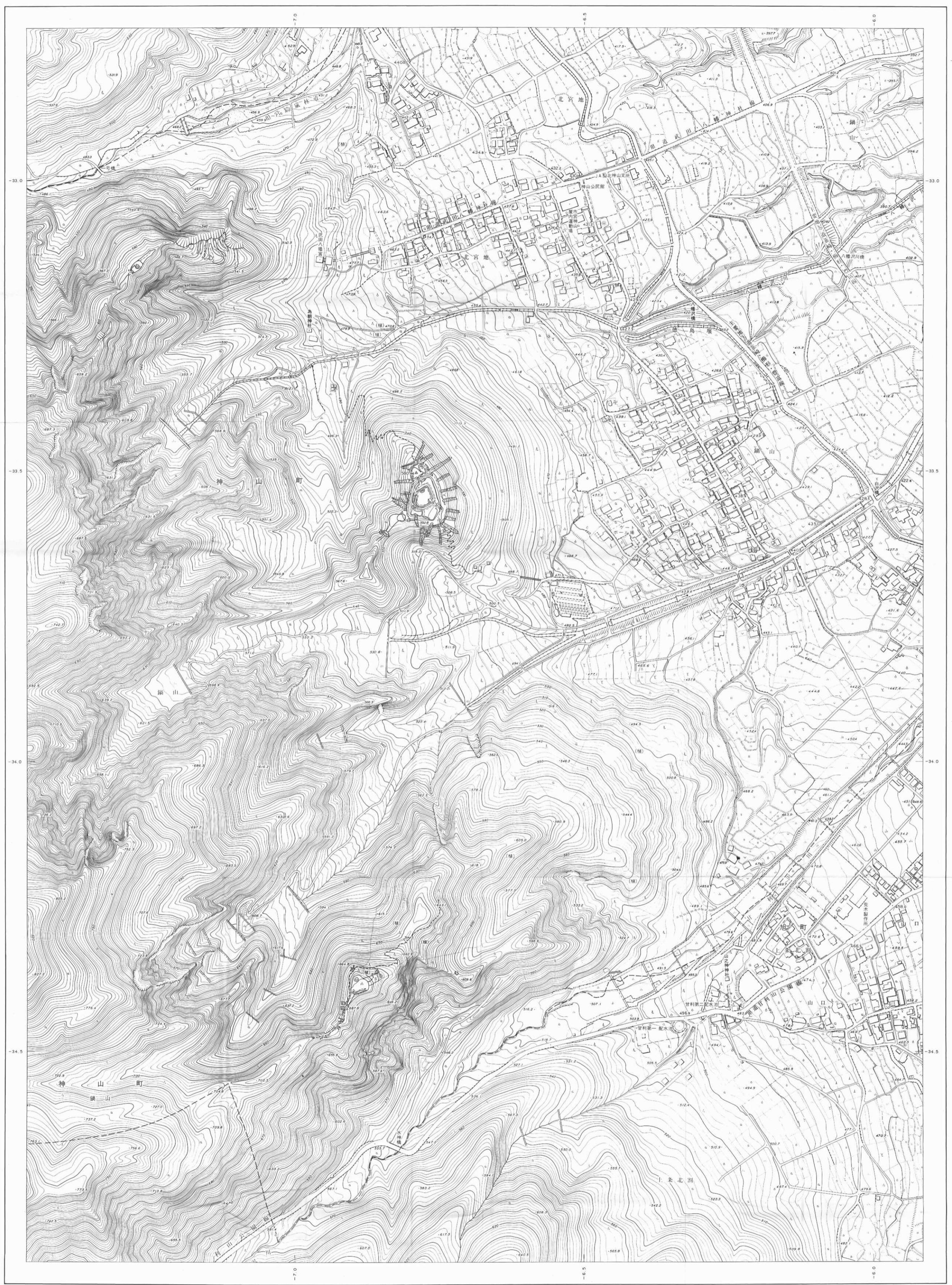
発行日 一九九九年三月三十日

編集 白山城跡学術調査研究会

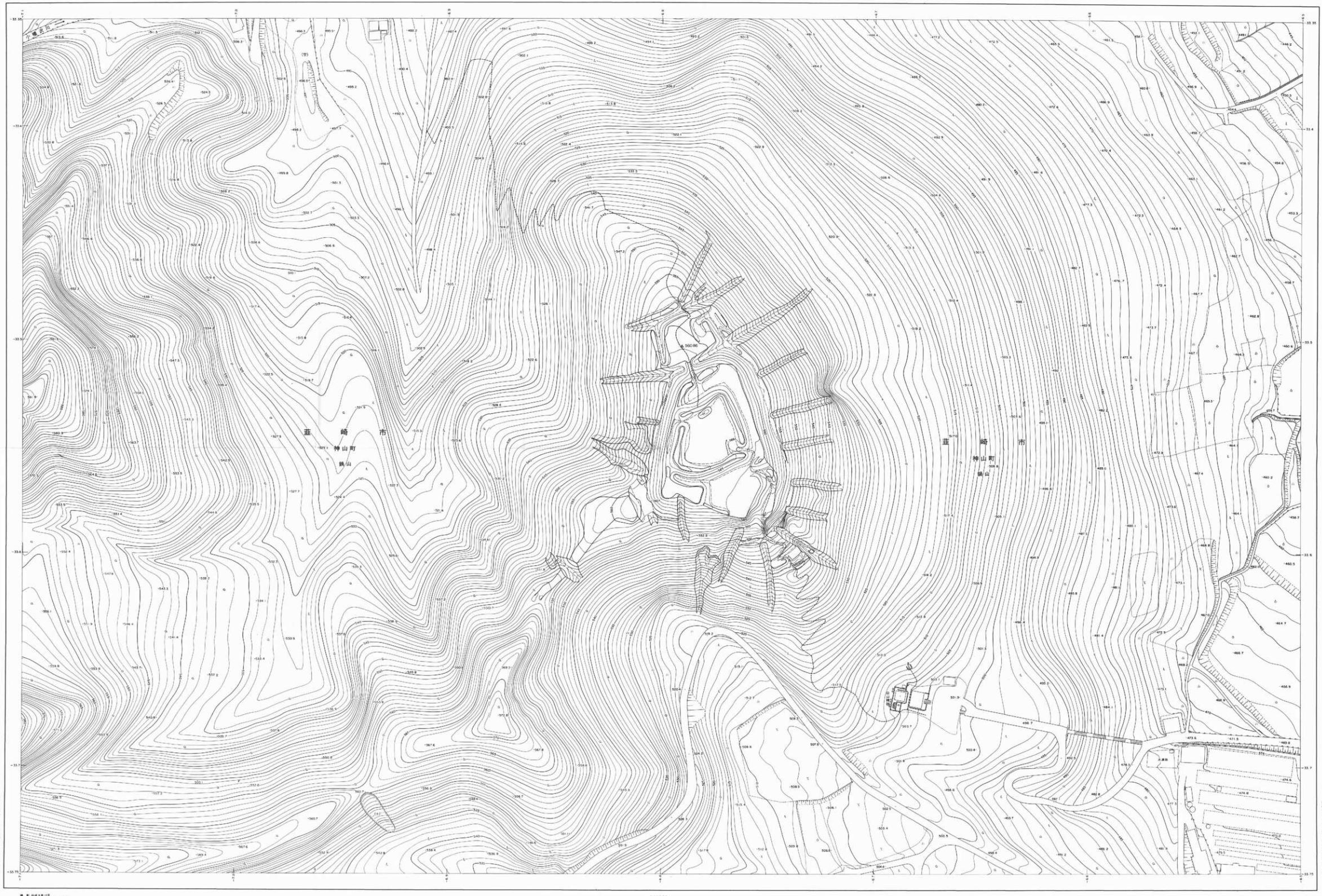
発行所 葛岡市教育委員会

印刷所 リンエンドレス

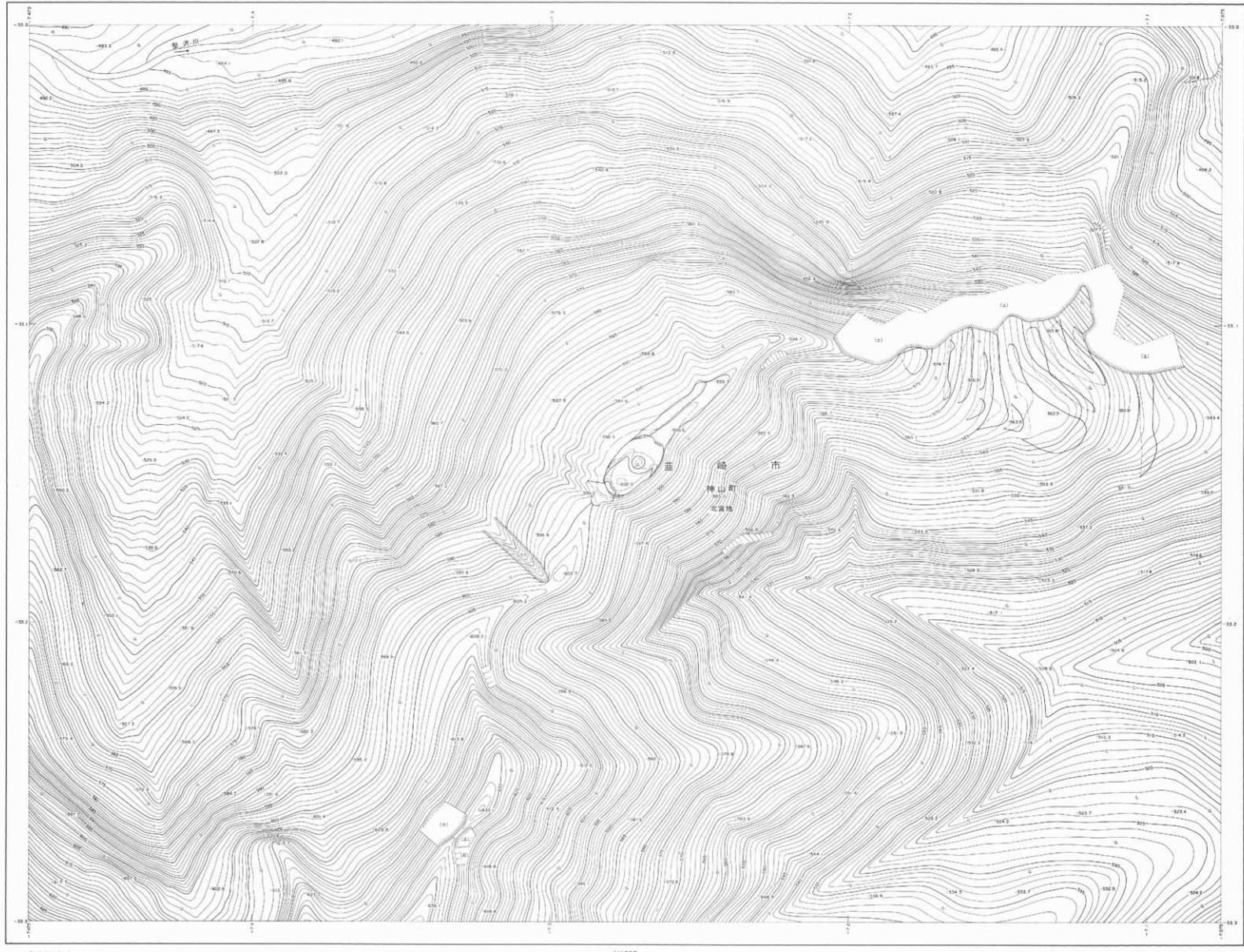
# 白山城跡



# 白山城跡



# 白山城北峰火台



# ムク台烽火台

